# 調査報告書(公表版)

2024年10月4日

学校法人工学院大学 第三者委員会

# 学校法人工学院大学 御中

第三者委員会

委員長 野村 修也

委 員 伊井 和彦

委 員 松山 遙

# 目 次

第1章	第三者委員会の設置と目的	1
第1	第三者委員会設置の経緯	1
第2	第三者委員会の構成と調査体制	2
1	当委員会の構成	2
2	当委員会の調査補助者	3
3	調査事務局	3
第3	調査目的・項目	3
1	本件合意書の内容	3
	(1)本件合意書で定める調査項目	4
	(2)評議員側が求める調査項目	4
	(i) キャンパスリニューアル計画における A 氏らの善管注意義務違反の有無	4
	(ii)役員解任における A 氏らの寄附行為違反の有無	5
	(iii) 新理事選任に関する各種手続関連の適正さに関する問題	5
	(iv) 文科省の違法な不作為又は作為の有無	6
2	当委員会による調査項目	6
第4	本調査の概要	6
1	調査実施期間	6
2	調査手法	6
	(1)調査協力依頼と情報提供窓口の設置	6
	(2)関連資料の収集・分析	7
	(3)ヒアリングの実施	7
	(4) デジタル・フォレンジック調査	8
3	本調査の前提・限界	8
第2章	前提となる事実	9
第1	工学院大学の概要	9
1	設立・沿革	9
2	組織図	9
3	学部・キャンパス	9
	(1) 学部の概要	9
	(2)キャンパスの概要	10
	(i) 新宿キャンパス	10
	(ii)八王子キャンパス	11
	(3) キャンパスリニューアルの必要性	11

4	本学の財務状況と私学補助金	11
(	(1)本学の財務状況と私学補助金の受給状況	11
(	(2) 私学補助金減額決定の影響	13
第2	本学におけるガバナンス体制	13
1	本学におけるガバナンス体制	13
2	理事会の構成/理事会及び理事長の権限	13
(	(1)理事会の構成/理事・理事長の選任方法	13
(	(2) 理事長・理事会の権限	15
(	(3) 執行役員会	16
3	評議員会の構成と権限	16
(	(1)評議員会の構成/評議員の選任方法	16
(	(2)評議員会の権限	17
4	監事の選任・権限	18
(	(1) 監事の構成/選任方法	18
(	(2) 監事の権限	18
5	学長等の選任方法・権限	19
6	利益相反に関する規程	20
7	各種契約・発注に関する規程	
第3	本学のステークホルダー	22
1	学生	22
2	教職員	23
3	卒業生(校友会)	23
4	学生の父母等(後援会)	
第3章	事実経緯	
第1	キャンパスリニューアルの検討過程	25
1	はじめに	
2	本件基本方針の決議までの検討状況(2018年1月~2021年5月)	
	(1)「コンパス 2023」の策定	
	(2)「コンパス 2023」に基づく検討の開始	
	(3)「コンパス 2023」の改定	
3	本件基本方針の決議(2021年5月21日)	
4	本件基本方針決議後の検討状況(2021年5月~2022年10月)	
(	[1] 本件基本方針後の検討体制	
	(i) 会議体の構成	
	(ii)分科会(プロジェクトチーム)における検討	
(	②)本件基本方針決議後の検討経過	31

	(3) 執行役員会による見積もりの報告	33
第2	反対派の形成と評議員会を舞台とする攻防	34
1	はじめに	34
2	2 E氏らと評議員による意見交換・反対派の形成(2022 年 10 月~11 月)	35
3	B E氏らによる理事会での反対意見の表明(2022年11月18日)	35
4	β 氏らによる評議員会での反対意見の表明(2022 年 12 月 2 日)	37
5	5 評議員会での反対意見の表明後の経緯(2022 年 12 月~2023 年 2 月)	38
6	5 キャンパスリニューアル説明会(2023年3月1日)	40
7	β氏による情報漏洩の発覚(2023年3月10日)	40
8	3 評議員選挙の実施(2023年3月17日)	41
第3	β 氏及び H 氏の解任	41
1	はじめに	41
2	2 情報漏洩に対する対処方針の理事会での検討(2023年3月31日)	42
	(1)理事会開催前の動き	42
	(2) 理事会による検討継続の決定	42
3	B 理事会によるβ氏及びH氏の解任(2023年4月10日)	43
	(1)理事会の開催前の動き	43
	(2) 理事会による解任決議	43
4	l β氏及びH氏の解任に関する法的係争	44
第4	- 寄附行為の変更を巡る攻防	45
1	はじめに	45
2	2 本件寄附行為変更の理事会決議(2023年4月12日)	46
3	3 本件寄附行為変更の諮問に係る評議員会(2023年4月21日)	47
4	本件寄附行為変更の認可申請(2023年4月22日)	49
5	5 評議員会の不成立と意見聴取会の開催(2023 年 5 月 12 日)	49
6	5 定時評議員会(2023 年 6 月 16 日)	50
	(1) 定時評議員会の招集通知	50
	(2) 定時評議員会の開催延期通知と評議員による開催請求	50
	(3) 定時評議員会の開催	51
	(4) 評議員会の開催延期通知	52
7	7 本件新理事会の動き(2023 年 6 月~7 月)	52
	(1)理事長の選定	52
	(2) 理事長の再選定等	52
	(3)本件寄附行為変更等の決議の取消し	53
第5	寄附行為の変更の認可後の攻防	53
1	けじみに	52

2	寄附行為の変更の認可(2023 年 8 月 3 日)	.54
3	変更後寄附行為に基づく第 25 期理事会の組成等	.54
	(1) 旧理事会選任理事の選任	.54
	(2) 理事長の選定	.54
	(3)学長の選任	.54
4	評議員会の不成立(2023 年 8 月~)	.55
	(1)評議員の多数による出欠連絡への無返信等による評議員会の不成立	.55
	(2)評議員に対する評議員会の不成立に向けた呼びかけ等	.56
	(i) X13 氏による呼びかけ	.56
	(ii)E 氏による呼びかけ	.56
	(iii) X28 氏によるオンライン署名サイトでの署名活動	.57
	(iv) H氏による意見書の作成	.58
5	私学補助金の減額(2024 年 3 月 12 日)	.58
	(1)私学補助金の減額の可能性の指摘とそれに対する対応	.58
	(2) 私学補助金の減額の決定	.59
第4章	調査項目に関する当委員会の判断	.60
第1	キャンパスリニューアルに関する法人内手続等の瑕疵の有無	.60
1	理事会への付議・報告について	.60
	(1) 2021 年 5 月 21 日の理事会における本件基本方針の決議は有効か	.60
	(2)2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決議してから2022年11月18	
	日までの間に理事会で決議・報告する必要があったか	.61
	(3)A 氏に理事会における説明義務違反が認められるか	.62
2	評議員会での決議・諮問・説明等について	.63
	(1)本件基本方針について評議員会であらかじめ決議・諮問する必要があったか	63،
	(2) 2022 年 10 月~2023 年 3 月の時点において、キャンパスリニューアルについ	١
	て評議員会で決議・諮問する必要があったか	.63
	(3) A氏に評議員会(評議員向け説明会を含む。)における説明義務違反が認め	
	られるか	
3	キャンパスリニューアルをめぐる執行部の対応について	.66
	(1)各契約の締結・支払のプロセスにおける瑕疵の有無	.66
	(2)甲氏が関連する法人との間の契約・支払いは適法(利益相反)か	.68
	(3) その他執行部によるキャンパスリニューアルに関する善管注意義務違反	.68
4	小括	.69
第2		
1	β 氏の監事解任事由の有無	.69
	(1) 理事会の主張する B 氏の解任事由	69

	(2) 誤情報の拡散行為が監事としての善管注意義務に違反するか	70
	(3) 秘密情報の漏洩行為が監事としての善管注意義務(守秘義務)に違反するカ	17ء
	(4) 誤情報の拡散行為及び秘密情報の漏洩行為が解任事由に該当するか	73
2	2 H 氏の理事解任事由の有無	74
	(1)理事会の主張する H 氏の解任事由	74
	(2)本件反対意見書等の送付が理事としての善管注意義務に違反するか	75
	(3) H 氏のハラスメントが認められるか	77
	(4)本件反対意見書等の送付が解任事由に該当するか	77
3	3 2023年4月10日の理事会における手続的瑕疵の有無	78
4	4 小括	79
第3	3 2023 年 4 月 21 日の評議員会における評議員理事選任決議及び本件寄附行為変	ア
	更の諮問の効力	79
1	議長選定プロセスの有効性	79
2	2 評議員理事3名選任決議の有効性	80
3	3 本件寄附行為変更の諮問の有効性	81
4	4 小括	83
第4	□ 旧理事会による新理事会の理事の選任及び監事の補充に係る対応についての	)
	理事の任務懈怠の有無	83
1	β氏解任後1ヶ月以内に監事を補充しなかったことについて	83
2	2 定時評議員会を 2023 年 5 月末日までに開催しなかったことについて	84
3	3 定時評議員会までに旧理事会選任理事を選任しなかったことについて	85
4	4 小括	86
第5	5 2023 年 6 月 16 日の定時評議員会終結時の後の理事会・本件新理事会・評議員	∄
	会における決議等の効力	86
1	定時評議員会後における権利義務理事の範囲	86
2	2 2023年7月18日の本件新理事会による新理事長(X12氏)選定決議の効力	.88
3	3 2023 年 7 月 18 日の評議員会における X13 氏の議長選定決議の効力	89
4	4 2023年8月23日の理事会におけるA氏、C氏、I氏、K氏、M氏の理事選付	E
	決議の効力	89
	(1) 2023 年 8 月 23 日の理事会の時点における理事及び監事	89
	(2) 2023 年 8 月 23 日の理事会における招集手続の不備と決議の効力	91
5	5 2023 年 8 月 30 日の理事会における A 理事長選定決議の効力	92
	(1) 2023 年 8 月 30 日の理事会の時点における理事及び監事	92
	(2) 2023 年 8 月 30 日の理事会における招集手続の不備と決議の効力	93
6	5 2023 年 12 月 15 日の理事会における学長選任決議の効力	93
7	7  小括	94

第6	評議員会への欠席に係る評議員の任務懈怠の有無	94
1	評議員は評議員会への出席義務を負うか	94
2	評議員会を欠席する正当な理由が認められるか	95
3	小括	97
第5章	本件紛争の原因分析	98
第1	はじめに	98
第2	大学のガバナンス構造に対する正しい理解の欠如	99
1	執行部による理事会・教学・評議員会の軽視	99
(	(1)理事会における説明不足	100
	(i) 2021 年 5 月 21 日の理事会における説明が十分でなかったこと	100
	(ii)2021 年 5 月から 2022 年 11 月まで理事会報告がなかったこと	101
(	(2) 教学への説明態度	102
(	(3) 評議員会における報告不足	103
(	(4) その他の問題点	105
	(i) 執行部内における情報共有・連携不足	105
	(ii)不明瞭・曖昧な権限分掌	106
2	監事による情報漏洩と越権行為	106
(	(1)一部評議員に対する情報漏洩行為	106
(	(2)監事の職責に対する誤解に基づく越権行為	108
(	(3) 監事意見を形成する上での調査不足	109
3	学長理事による情報漏洩と統率力不足	111
(	(1)一部評議員に対する情報漏洩行為	111
(	(2)学長理事としての統率力不足	111
4	外部理事による偏った意見表明	113
(	(1)会議体の原則を無視した反対意見の表明	113
(	(2) 事実誤認に基づく偏った意見表明	114
5	評議員会の職責・権限の誤解に基づく一部評議員らの行動	116
(	(1) 評議員会へ諮問するタイミングに関する誤解	116
(	(2)評議員会の権限に対する誤解	118
第3	人事抗争を生じやすい組織風土	119
1	評議員選挙に向けた過度の働きかけ	120
2	寄附行為違反による旧理事らの居残り	122
3	評議員会への出席義務違反	123
第6章	当委員会による提言(再発防止)	127
第1	はじめに	127
笙り	理事会・評議員会の構成の具直1	127

1	本件紛争に係る道義的責任	127
(	(1)理事長及び常務理事	128
(	(2) 評議員に不正確な情報を提供して反対運動を主導した当事者	128
(	(3) 私学補助金の減額の可能性を認識しつつ評議員会への欠席を呼びかり	ナた当事
	者	129
2	辞任するべき理事・評議員の範囲及び時期	131
(	(1)辞任するべき理事の範囲及び時期	131
(	(2)辞任するべき評議員の範囲及び時期	132
(	(3) 理事・監事・評議員の選任プロセス	134
	(i) 2024 年 12 月までの選任プロセス	134
	(ii)2024 年度の定時評議員会終結の時における選任プロセス	135
第3	学内規則の整備	136
第4	理事・監事・評議員就任時の研修	137
第7章	2025 年変更寄附行為の要綱	138
第1	理事選任機関及び指名委員会について	138
1	変更の内容	138
2	設計についての考え方	138
(	(1) 理事選任機関	138
(	(2)指名委員会	139
第2	理事・監事の員数等について	140
1	変更の内容	140
2	設計についての考え方	140
第3	理事会の権限について	140
1	変更の内容	140
2	設計についての考え方	141
第4	評議員選任機関について	141
1	変更の内容	141
2	設計についての考え方	142
第5	評議員の員数等について	142
1	変更の内容	142
2	設計についての考え方	143
第6	評議員会の権限について	143
1	変更の内容	143
2	設計についての考え方	144
<b>笠 Q 咅</b>	最後に	145

# 第1章 第三者委員会の設置と目的

本報告書で用いられる用語・略語の定義は、別紙Aのとおりである。

また、本報告書では、本学の理事、監事及び評議員をそれぞれ別紙 B-1、C、D-1 及び D-2 の「略称」の列のとおり「 $\oplus \oplus$ 氏」と記載する。ただし、「氏」を省略して単に「 $\oplus$ 」と記載することがある。

なお、本報告書公表版においては、プライバシー及び本学の取引先等との契約上の守 秘義務の観点から、原則として、全ての個人名・個社名を仮名化又はマスキングしてい る。

#### 第1 第三者委員会設置の経緯

本学においては、2022 年 10 月頃から、後述する本件キャンパス再編計画を巡って、A 氏(理事長)を中心とする執行部と一部の理事・評議員が対立し始め、当該対立は、自己 の主張する案を通すために、どちらの側が理事会の過半数を占めるかという支配権をめ ぐる争いに発展した。その過程で、理事会が理事及び監事を解任したため、本学において は、2023 年 4 月 10 日以降、寄附行為 7 条 2 号に基づき定員が 2 名である監事について 1 名の欠員が生じた。また、当時の理事(学長を除く。)の任期は、寄附行為 11 条 1 項に基 づき 2022 年度の定時評議員会終結の時までであったにもかかわらず、2023 年 6 月 16 日 の定時評議員会までに適切に旧理事会選任理事の選任が行われなかったために、同日以 降、理事の欠員が生じ、従前の理事が権利義務理事として継続することになった。

これを受けて、2023 年 7 月 11 日、文科省高等教育局私学部参事官は、本学に対し、 2023 年通知を発し、監事の定数を欠く状態等の是正をするとともに、正常な評議員会の 運営がなされていないなどの管理運営上の混乱の解消に向けて早急な取組みを行うこと を求めた。

しかし、その後は理事会が評議員会を招集しても過半数の評議員が出席せず、本学は、 2023年6月16日の定時評議員会を最後に、定足数不足を理由に評議員会を正常に開催す ることができなくなった。

かかる事態を受けて、私学事業団は、2024年3月12日、「理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの」(私立大学等経常費補助金取扱要領4(1)コ)及び「アからサに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法5条1号又は5号<sup>1</sup>に該当する場合で必要があると認められるもの」(同要領4(1)シ)に基づき、2023年度の私学補助金の50%の減額を決定し、本学に対して補助金減額決定通知を発した。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>1号は「法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合」と定め、5号は「その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合」と定める。

また、文科省高等教育局私学部参事官は、2024年3月29日、本学に対し、2024年通知を発し、2023年通知の発出後も、事態の解消に向けた具体的対応を行うよう指導を行ってきたにもかかわらず、①理事長ら法人執行部は、状況改善のための有効策を実施することができておらず、現在まで、法令違反状態が是正されていないこと、②多くの評議員が2023年8月以降、理事長からの評議員会の招集に応じていないことはもとより、私学法に基づき報告を行うために監事が開催を請求した評議員会の招集にも応じていないことは評議員としての職責を果たしていないことを指摘した上で、管理運営上の混乱の解消並びに私学法及び寄附行為違反状態の是正を求めた。その際、「必要に応じて、中立的な第三者等の客観的見解や仲裁を得るなど、状況改善のための新たな対応策を講じる」ことに留意することが求められていた。

これを受けて、A氏ら執行部は、2024年4月17日の理事会に付議して、日弁連ガイドラインに準拠した第三者委員会の組成を模索し、その後、その人選や調査項目、委員会の意見の取扱いを巡って、24名の評議員2の代理人であるH氏と協議した。その結果、A氏ら執行部は、日比谷パーク法律事務所の松山遙弁護士を、H氏及び評議員24名は、伊井法律事務所の伊井和彦弁護士を推薦することとし、もう1名の委員については、松山遙弁護士と伊井和彦弁護士の協議に委ねられたところ、両弁護士間にて中央大学法科大学院教授で森・濱田松本法律事務所客員弁護士の野村修也氏を委員とすることが合意された。これを受けて、同年5月24日の理事会において、①上記3名の委員から構成される当委員会を発足させること、②H氏及び評議員24名との間で、双方が協議の上策定した「第三者による調査委員会設置要領」に従って本学理事会が第三委員会を設置することを合意する旨の本件合意書を締結することを決議し、その後、本件合意書が締結された。

#### 第2 第三者委員会の構成と調査体制

## 1 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。なお、委員長については、3名の委員による協議に基づき決定された。いずれの委員も、本学並びに本学の理事、監事及び評議員と特段の利害関係を有しておらず、中立・独立の立場にあること、また、当委員会は日弁連ガイドラインに準拠するものであることが第1回委員会において確認されている。

委員長: 野村修也(弁護士・中央大学法科大学院教授・元文科省・学校法人ガバナ

ンス改革会議委員)

委員: 伊井和彦(弁護士・元東京弁護士会会長)

<sup>2</sup> X13 氏、Y10 氏、X12 氏、X3 氏、X19 氏、X15 氏、X23 氏、X17 氏、X14 氏、X24 氏、X26 氏、X10 氏、X20 氏、Y9 氏、Y12 氏、Y6 氏、X16 氏、X22 氏、Y8 氏、Y7 氏、Y4 氏、D 氏、Y3 氏、Y1 氏の 24 名。

委員: 松山 遙(弁護士・元裁判官)

# 2 当委員会の調査補助者

当委員会は、以下の日比谷パーク法律事務所の所属弁護士及びデロイト トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社所属のスタッフを調査補助者に起用し、本調査に従事させた。いずれの調査補助者も本学並びに本学の理事、監事及び評議員と特段の利害関係を有しておらず、中立・独立の立場にあることが第1回委員会において確認されている。

日比谷パーク法律事務所: 野宮 拓(弁護士)

井上 拓(弁護士) 北折俊英(弁護士)

正司佳樹(弁護士)

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社:

清水 亮 (パートナー) 他 7 名

## 3 調査事務局

当委員会は、以下の者を当委員会の調査事務局として指定し、当委員会からの資料提出依頼への対応や関係者へのヒアリングのスケジュール調整等を担わせた。なお、調査事務局は、当委員会には、スケジュール調整等の形式的な議論・協議等を除き、出席しておらず、当委員会における協議・議論には何ら関与していないが、当委員会に対して、その事務の過程で知り得た情報についての秘密保持に関する誓約書を提出している。

# 第3 調査目的・項目

#### 1 本件合意書の内容

調査目的については、本件合意書において、下記(1)の 4 点及び評議員側が求める下記 (2)の調査項目に関して、当委員会が必要と判断した項目の事実認定、認定された事実に

基づき、法的な視点から、ガバナンス改善・再発防止策に係る提言を行う旨が合意されている。

なお、本件合意書においては、下記(1)及び(2)のほか、学長選考のやり直しを行うべき か否かは当委員会の勧告に従うとされている。

# (1) 本件合意書で定める調査項目

- ① 本法人の役員による情報漏洩について
- ② 本法人において評議員会が不開催となったことについて
- ③ キャンパスリニューアルに関する法人内手続の瑕疵の有無について
- ④ 2023 年度の理事会の理事選任手続の検証

# (2) 評議員側が求める調査項目

# (i) キャンパスリニューアル計画3における A 氏らの善管注意義務違反の有無

- ① A氏らが2019年頃から進めてきたキャンパスリニューアル計画とはいかなるもので、これまでいかなる理由でいかなる相手方といかなる契約をいつ締結し、いかなる業務を依頼し、いかなる支出をいつ行って、いかなる成果を生み出してきたか。
- ② 本法人がキャンパスリニューアル計画について本学の教員(非常勤特任教授) である甲氏と同一視できる法人工(法人としての実態がない)と業務委託契約 を締結することの A 氏の善管注意義務違反の有無
- ③ 本法人に対してキャンパスリニューアル計画について助言する立場の甲氏が 雇用主の法人キを本法人のキャンパスリニューアル計画の設計会社として推 薦したことの助言者としての利益相反の有無
- ④ A 氏が理事会にはかることなく法人キと各種契約を締結したことの善管注意 義務違反の有無
- ⑤ 新宿新棟建設の基本計画につき理事会の了解もなく、評議員会への諮問もない中で、A 氏が法人キと新宿新棟建設の基本設計契約を締結したことの善管注意義務違反の有無
- ⑥ 新宿新棟建設の事業採算性の検討における A 氏、C 氏、K 氏の善管注意義務 違反(共同地権者の法人ケ及び法人クの了解がないまま本法人の負担のみで

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 本件合意書における「評議員側が求める調査項目」には、「キャンパスリニューアル計画」に関する調査項目が多数含まれており、ここでいう「キャンパスリニューアル計画」は、執行部が具体的検討を進めてきた本件キャンパス再編計画だけでなく、同計画に含まれない新宿新棟建設を含む意味で使われている。

計画を進めていること、新宿新棟で得られる賃料の検証がなく計画を進めて いること等)の有無

- ⑦ キャンパスリニューアル計画に関する各種契約のうち、本法人の契約に関する規則に違反して随意契約で締結されたものの善管注意義務違反の有無
- ⑧ キャンパスリニューアル計画についてのA氏の理事会における理事長としての説明義務違反の有無
- ⑨ キャンパスリニューアル計画についてのA氏の評議員会又は評議員説明会に おける理事長としての説明義務違反の有無

# (ii) 役員解任における A 氏らの寄附行為違反の有無

- ① β氏の解任事由の有無
- ② H氏の解任事由の有無

# (iii) 新理事選任に関する各種手続関連の適正さに関する問題

- ① 2023年4月21日の評議員会のX15氏の議長選定の効力
- ② 2023 年 4 月 21 日の評議員会における X12 氏、H 氏、X3 氏の理事選任の効力
- ③ 2023 年 4 月 22 日の本件寄附行為変更の申請に必要な評議員会(4 月 21 日)への諮問完了の有無及び同諮問が未完の場合の同申請の法令違反の有無
- ④ 2022 年度の決算報告を 2023 年 5 月末までに開催しなかったことの私学法違反 の有無
- ⑤ 2022 年度の決算報告までに旧理事会選任理事 2 名を選任しなかったことの寄附 行為違反の有無
- ⑥ 2023年7月18日の本件新理事会(X12氏、H氏、X3氏、E氏)によるX12氏の理事長選定の効力
- ⑦ 2023 年 7 月 18 日の新評議員会における X13 氏の議長選定の効力
- ⑧ A氏が本件新理事会の発足を妨害する目的で意図的に理事の欠員を生じさせていながら、欠員を理由に旧理事会の理事に権利義務理事を主張させ、自ら権利義務理事長と称して行動し続けたことの法令違反及び善管注意義務違反の有無
- ② 2023年8月23日の(A氏)理事会における、A氏、C氏、I氏、K氏、M氏の 理事選任の効力
- ⑩ 2023 年 8 月 30 日の (A 氏) 理事会における A 氏の理事長選定の効力
- ① 2023 年 9 月 4 日の A 氏の理事長就任登記申請の公正証書等原本不実記載罪の 該当性の有無及び同申請に関する己弁護士の関与の有無

# (iv) 文科省の違法な不作為又は作為の有無

- ① 2023 年 6 月 23 日の E 氏による文科省への仮理事選任の申請に対する文科省の 不作為の違法性の有無
- ② 2023年8月3日の文科省による本件寄附行為変更の認可の瑕疵の有無

## 2 当委員会による調査項目

前記 1 記載の各調査項目のうち、当委員会が本件紛争の解決に必要と判断したものについては、後記第 3 章において事実認定の上、後記第 4 章において当委員会の見解を示す。なお、当委員会は本学によって設置されたものであって、本学以外の組織については調査権限が及ばないため、前記 1・(2)・(iv)の文科省の違法な不作為又は作為の有無については、当委員会の調査の対象外とする。

## 第4 本調査の概要

# 1 調査実施期間

当委員会は、2024年5月24日の理事会決議に基づく発足以来、同年10月4日に本報告書を本学に提出するまでの間、調査を実施した。その間、当委員会は、委員会を全13回実施したほか、委員会外においても、メール等により意見交換を行った。なお、同年4月17日の理事会において第三者委員会の設置について協議がなされた時点から、令和5年改正後私学法施行に伴う寄附行為変更の認可申請スケジュールとの関係で、当委員会の調査期間の終期を大きく延長できないことが判明していたため、当委員会が正式発足した際に円滑に調査を開始できるよう、調査補助者である日比谷パーク法律事務所にて、理事会及び評議員会の議事録等、本調査に当たって当然必要となる資料提出を求め、事実経緯の取りまとめ等を先行して行い、当委員会に承継している。

#### 2 調査手法

#### (1) 調査協力依頼と情報提供窓口の設置

本件合意書においては、「本学の理事、監事、評議員をはじめとする関係者は、委員会のヒアリングに積極的に協力し、求められる資料をすべて委員会に開示する」旨が合意されている。

また、当委員会は、2024年6月4日、本学の理事、監事及び評議員宛に、当委員

会が日弁連ガイドラインに準拠して設置され、中立・公正な立場から客観的な調査を 行う旨、ヒアリングその他の調査に対して協力を願いたい旨を依頼するとともに、当 委員会に対して伝えたい事項があれば、連絡できるように、当委員会に対する情報提 供窓口(メールに限る)を案内する旨の「調査協力のお願い」と題する書面を送付し た。

このように、本件合意書において、関係者に対してヒアリングへの協力義務、求められる資料を全て委員会に開示する旨の規定を設け、本調査の前提となる環境整備に尽力いただいた A 氏及び H 氏に対して、感謝申し上げたい。

また、ごく一部の者を除いて、当委員会が要請した資料提出や当委員会からの質問・確認に対しては全て適時に応じていただいており、関係者による本調査への協力に対して感謝申し上げる。

# (2) 関連資料の収集・分析

当委員会は、本学の寄附行為その他の学内規則、理事会及び評議員会の議事録、発言録、資料及び録画媒体、大学マネジメント連絡会議を始めとする各種会議体の議事録及び資料、本学と H 氏及び β 氏の間の仮処分事件記録(東京地裁令和 5 年 (ヨ) 第 30123 号、東京高裁令和 5 年 (ラ) 第 1526 号)、本学と X12 氏の間の仮処分事件記録(東京地裁平成 5 年 (ヨ) 第 30217 号)、本学と文科省の間のやり取り、本学と私学事業団の間のやり取り等、本調査に必要と認める資料の提出を本学に対して要請し、その提出を受けて精査した。

なお、当委員会は、本件紛争が顕在化した後の理事会議事録や評議員会議事録・発言録については、その内容を鵜呑みにすることなく、録画媒体を確認して自ら発言録を作成して議事内容を確認している。また、執行役員会については議事録が存在しなかったため、同様に録音媒体を確認して発言録を作成して議事内容を確認した。

また、当委員会は、後記(3)のヒアリング対象者に対して、必要に応じて、裏付け資料として、やり取りしたメール等の任意提出を求め、精査した。

なお、H 氏、 $\beta$  氏、E 氏及び 19 名の評議員からは前記(1)の情報提供窓口を通じて、あるいは委員又は調査補助者に対して直接に、多数の上申書・意見書・申立書(合計約 1400 頁)が提出されており、当委員会はこれらも検討している。

# (3) ヒアリングの実施

当委員会は、延べ35名の関係者(理事、監事、評議員その他の関係者)に対して、1回当たり60分~240分のヒアリングを実施した。

# (4) デジタル・フォレンジック調査

本調査においては、いわゆるデジタル・フォレンジック調査は実施していない。事実認定については、概ね、各会議体の議事録や発言録をもとに客観的に行うことが可能であると考えられること、評議員については、本学のメールアカウントを有していないため、実効性に欠くことから、多額の費用をかけてデジタル・フォレンジック調査を行う意味はないと考えたためである。

なお、本調査の過程で、E氏及びβ氏は、本学から提供されたメールアカウントではなく私有のメールアカウントを用いて、評議員その他の関係者とメールでやり取りしていることが判明している。

# 3 本調査の前提・限界

本調査は法令上の権限に基づくものではなく、あくまで関係者の任意の協力に基づくものであるところ、前記 2・(2)で提供された関係資料や前記 2・(3)のヒアリング結果等については、動かし難い客観資料との矛盾がない場合には、その内容が正確であることを前提としている。

当委員会は、最善の努力を尽くして調査したものの、調査期間が極めて限られていたこと、関係者の任意の協力の下に行われた調査であって本件紛争に関係する全ての資料が当委員会に提出されている保証がないことなどの事情から、本報告書における事実認定や評価には限界があることに留意されたい。

なお、本報告書は、関係者の法的な責任追及や処分を目的としたものではなく、事実確認と原因究明に基づく再発防止策の提言を目的としたものである。その一環として関係者の関与について言及し、また、道義的責任の観点からその処遇についても言及しているものの、そのことは当該関係者に法的責任があることを意味するものではない。

# 第2章 前提となる事実

# 第1 工学院大学の概要

# 1 設立・沿革

本学 (大学) の前身である工手学校は、創立者渡邊洪基氏と 14名の発起人により、本邦 私学初の工学系高等教育機関として 1887年 10月 31日に創立され、1949年、新学制より工 学院大学として開学した。現在では 4 学部 15 学科と大学院工学研究科を有する工学系大学 となり、6000名以上の学生が在籍し、卒業生の数は 10万人以上に上る。

# 2 組織図

2024年4月1日時点の本法人の組織図は別紙Eのとおりである。

# 3 学部・キャンパス

# (1) 学部の概要

本学 (大学) には、下表の4学部15学科と教育推進機構4が存在する。

学部	学科
	情報科学科
情報学部	情報デザイン学科
日本大一人は日	コンピュータ科学科
	情報通信工学科
	建築デザイン学科
建築学部	建築学科
	まちづくり学科
	電気電子工学科
工学部	機械システム工学科
	機械工学科
	機械理工学科
	応用物理学科
先進工学部	環境化学科
	応用化学科
	生命化学科

<sup>4</sup> 教育推進機構は、自然科学系基礎科目や教養科目など、全学部に共通する教育を担っている。

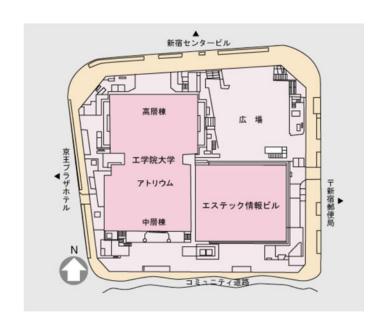
# (2) キャンパスの概要

本学 (大学) は、新宿と八王子の2箇所にキャンパスを構えており、原則として1・2年次は八王子キャンパス、3年次からは新宿キャンパスで学習するという形態がとられ、2011年から2つのキャンパスをつなぐ通学用シャトルバスの運行が開始された。各キャンパスの概要は以下のとおりである。

# (i) 新宿キャンパス

新宿キャンパスについては、1981 年、周辺の街並みと同様に高層ビル型のキャンパスとして再開発を目指すこととなった。これを受けて、1987 年から新宿キャンパスの新築工事が開始し、1989 年に新宿キャンパスの高層棟(地上 28 階、地下 6 階建)、1992 年に中層棟(地上 8 階、地下 6 階建)とオフィス棟エステック情報ビル(地上 28 階、地下 6 階建)が完成し、その後の 1995 年にエステック広場が完成し、現在の新宿キャンパスの姿となった。高層棟、中層棟、エステック情報ビル及びエステック広場をあわせたエリアはエステック街区と呼ばれ、その位置関係は下図のとおりである。

中層棟及び高層棟は本学の単独所有であるが、エステック情報ビル、エステック広場5及びエステック街区の地下駐車場6は、本学、法人ク及び法人ケの共有関係にある。



 $<sup>^5</sup>$  エステック情報ビル及びエステック広場の所有権共有持分: 工学院大学 17.3%、法人ク 41.35%、法人ケ 41.35%

<sup>6</sup> エステック街区の地下駐車場の所有権共有持分:工学院大学45.5%、法人ク27.25%、法人ケ27.25%

# (ii) 八王子キャンパス

八王子キャンパスは、1963年に開設され、開設から約20年が経過した時点から更新整備が進められることとなり、1986年に5~11号館等が完成し、1989年に12号館が完成した。その後、前記(i)の新宿キャンパスの再開発後である2000年代初頭にかけて、15号館等が完成し、更なる環境整備が進められた。2010年代以降、八王子キャンパスのリニューアルは更に加速し、八王子キャンパス開設時からの校舎が取り壊され、2017年に新たな2号館が完成するなどして、現在の姿となった。

# (3) キャンパスリニューアルの必要性

前記(2)のとおり、キャンパスのリニューアルは従前より進められてきたところ、新宿キャンパスの既存建物及び八王子キャンパス 5~12 号館については、築後 30 年が経過し、老朽化が進展する中で、計画的な改修による機能維持が喫緊の課題となっていた。しかし、機能維持や大学の魅力向上を図るためのリニューアル工事、大学再編によるキャンパス間の機能移転及び将来の新宿キャンパスの既存建物の建替えまで見据えた場合には多額の投資が必要であったため、経営状況を踏まえると、キャンパスの収益性を高め、効率的な配置や活用を検討することが、本学の重要な経営課題として存在した。

また、18 歳人口、すなわち本学 (大学) の入学対象者数が減少する中で本学のブランド力を維持向上させて健全な経営を継続すること、ICT 環境を充実させてアフターコロナに対応した学習環境を整備すること、学生の就職活動に資するべく産学間のパートナーシップを拡大させること等もまた、本学の経営課題であった。

そのため、本学では、2018 年頃から長期目標「VISION150」<sup>7</sup>及び中期計画「コンパス 2023」<sup>8</sup>の中で、キャンパスのリニューアルの必要性と共に、教育・研究等に関し、新宿・八王子両キャンパスの新たな役割分担の確立が検討されてきた。

## 4 本学の財務状況と私学補助金

# (1) 本学の財務状況と私学補助金の受給状況

過去5年間の本学の財務状況及び私学補助金の受給状況は以下のとおりである。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 本学が創立 150 周年を迎える 2037 年に向けてのビジョンを取りまとめたものであり、これに基づいて中期計画が策定される。2012 年に策定され、創立 130 周年を迎えた 2017 年にその改定がなされた。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 「VISION150」で掲げた理想や目標を実現するために 6 年ごとに作成される中期計画であり、2012 年に 1期目(2012~2017 年)の「コンパス 2017」が作成された。

# 事業活動収支計算書(概要版)

(単位 百万円)

科目		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
教育活動	教育活動収入計	12,274	12,406	12,801	13,019	12,788
収支	私学補助金	837	831	824	670	422
	教育活動支出計	12,551	11,928	11,792	12,411	12,546
	教育活動収支差額	△ 276	478	1,009	609	241
教育活動	教育活動外収入計	150	135	39	269	530
外収支	教育活動外支出計	0	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	150	135	39	269	530
経常収支差	額	△127	613	1,048	878	771
特別収支	特別収入計	60	113	90	101	222
	特別支出計	41	633	331	19	67
	特別収支差額	19	△ 520	△ 241	82	155
基本金組入	、前当年度収支差額	△108	94	807	960	926
基本金組入額合計		△2,034	△446	△536	△1,521	△1,929
当年度収支差額		△2,142	△ 352	271	△ 561	△1,003
前年度繰越収支差額		1,452	△ 547	△ 554	496	△ 65
基本金取崩額		143	345	779	0	68
翌年度繰越	或収支差額 「収支差額」	△547	△ 554	496	△ 65	△1,001

# (参考)

事業活動収入計	12,483	12,655	12,930	13,390	13,539
事業活動支出計	12,591	12,561	12,123	12,430	12,613
事業活動収入計-事業活動支出計	△108	94	807	960	926

# 貸借対照表(概要版)

(単位 百万円)

科目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
資産の部					
固定資産	73,116	73,083	73,979	77,700	77,939
流動資産	4,308	4,328	4,069	2,614	3,239
資産の部合計	77,424	77,411	78,047	80,314	81,178
負債の部					
固定負債	3,705	3,521	3,506	4,473	4,172
流動負債	2,693	2,770	2,615	2,955	3,194
負債の部合計	6,399	6,291	6,121	7,427	7,365
純資産の部					
基本金	71,572	71,674	71,431	72,952	74,813
繰越収支差額	△ 547	△ 554	496	△ 65	△ 1,001
純資産の部合計	71,025	71,119	71,926	72,887	73,813
負債及び純資産	77,424	77,411	78,047	80,314	81,178
<u>の部合計</u>					

# (2) 私学補助金減額決定の影響

本学は、私学補助金減額決定により、2023年度の補助金が50%減額された(約406百万円)。なお、私立大学等経常費補助金取扱要領3条5項によれば、50%の減額決定を受けた場合、対象となる学校法人が改善努力を十分行っていると認められるときであっても、原則として、翌年度は25%の減額とされる。

また、本学は、以上の経済的不利益だけにとどまらず、私学補助金減額決定により、少なくとも、以下の不利益を被っている。

- ① 国立研究開発法人科学技術振興機構の「次世代 AI 人材育成プログラム (博士後期課程学生支援)」についての申請資格の喪失
- ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し、「大学・高専機能強化支援事業(高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)」について、令和6年度以降の申請資格の喪失
- ③ 文科省の令和 6 年度大学教育再生戦略推進費「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」についての申請資格の喪失
- ④ 私立学校施設整備費補助金(教育研究装置設備)の申請資格の喪失
- ⑤ 教育課程等特例認定大学等の認定に係る申請 特例対象規定「遠隔授業の 60 単位上限(大学設置基準第 32 条第 5 項)」についての申請取消

#### 第2 本学におけるガバナンス体制

#### 1 本学におけるガバナンス体制

本学は、私学法に基づく設立・運営される学校法人であるため、理事、監事、理事長、理事会及び評議員会を設置することが法律上要求される(私学法 35 条 1 項、2 項、36 条 1 項、37 条、41 条)。

#### 2 理事会の構成/理事会及び理事長の権限

## (1) 理事会の構成/理事・理事長の選任方法

変更前寄附行為においては、本法人の理事は、6人以上9人以内とされている(7条1号)。①学長は、その在職中理事(学長理事)となり(8条1号)、②評議員会の決議により3人の理事(評議員理事)が選任され(教職員評議員から選任される理事

1人(8条2号ア)、卒業生評議員から選任される理事1人(8条2号イ)、有識者<sup>9</sup>評議員から選任される理事1人(8条2号ウ))、③役員改選時に理事会の決議により有識者から2人の理事(旧理事会選任理事)が選任される(8条3号ア)。このほか、④役員改選後に発足した理事会が、あらかじめ評議員会の意見を聴いて理事会の決議により、有識者から最大3人の理事(新理事会選任理事)を追加選任できるとされていた(8条3号イ)。

なお、理事には、その選任の際、現に本法人の役員又は職員(本法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。)でない者が複数含まれるようにしなければならない(理事選任規程2条2項)。教職員評議員から選任される理事については、教職員評議員が合議により次期教職員評議員の中から候補者1人を推薦し、卒業生評議員から選任される理事については、卒業生評議員が合議により次期卒業生評議員の中から候補者1人を推薦し、有識者評議員が合議により次期有識者評議員の中から候補者1人を推薦し、評議員会が決議してそれぞれ選任する(同5条、8条1号)。

理事のうち1人を理事長とし、理事長は理事会決議により選定される(理事選任規程14条)。理事長は、就任(再任を含む。)時において満75歳以下とし、かつ重任は3期までとされている(同9条2項)。

変更後寄附行為においては、本法人の理事は、9人以上 11人以内とされ(7条1号)、旧理事会選任理事が5人(8条3号ア)、新理事会選任理事が最大2人に変更されている(同号イ)。

理事の任期については、学長は学長の在職期間が理事の任期となる。その他の理事は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の定時評議員会の終結の時までを原則とするが、欠員補充のために又は他の理事の任期中に選任された理事の任期は、前任者又は現任理事の任期が満了すべき時までとされている(寄附行為11条1項)。なお、寄附行為で定める役員の定数を欠いた場合には、任期の満了、辞任又は寄附行為13条3項<sup>10</sup>の規定により退任した役員は、新たに選任された役員(私学法40条の4の規定に従い選任される仮理事を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務(理事長又は常務理事に当たっては、その権利義務を含む。)を有する、とされている(寄附行為11条4項)。

本調査に関係する期間における本学の理事は、別紙Bのとおりである。

10 寄附行為 13 条 3 項は、「第 8 条第 1 項第 1 号の規定により就任した理事が、職務上の地位を離れるとき 又は同項第 2 号の規定により、評議員会で選任された理事が、評議員の地位を失ったときは、理事の地位 から退く」と規定する。

<sup>9</sup> 寄附行為においては、「学識者及び教育研究又は組織運営に高い見識や豊富な経験を有する者」と定義されている(8 条 3 号)。

# (2) 理事長・理事会の権限

理事長は、本法人を代表し、その業務を総理するとされており(寄附行為 15 条)、理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するとされている(同 19 条 2 項)。寄附行為においては、理事会の招集手続や決議方法については規定されているものの、何が理事会決議事項であるかについては、寄附行為 24 条で、①校地及び校舎の処分、②解散、③合併、については理事総数の 3 分の 2 以上の多数の決議をもって行わなければならない旨を定められているほかは、明文規定は存しない<sup>11</sup>。

他方で、「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に諮らなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」と定められている(寄附行為25条)。かかる規定からすれば、少なくとも、評議員会への諮問事項及び本法人の業務に関する重要な事項は、理事会決議事項であると解される。また、それ以外の事項であっても、寄附行為25条に従って理事会が特定の理事に委任していないものは理事会決議事項と解される。

本学においては、理事会が改廃権限を有する理事会運営規程が存するものの、同規程においては理事会決議事項が一覧の形でまとめられているわけではなく、各学内規則において個別に理事会決議が必要な旨が定められている。例えば、不動産管理規程においては、不動産取得、譲渡、賃貸に関する契約の締結、校地及び校舎の処分、不動産の新築・増改築・取り壊しについては、理事会決議が必要とされている。そのほか、本調査との関係において問題となり得る学内規則である工事規程においては、建物又は敷地の用途を著しく変更する工事又は新築工事の場合は、職務権限規程細則の定めるところにかかわらず理事会の承認を得なければならない旨が定められている。

また、本学においては職務権限規程 5 条に基づき職務権限規程細則が定められており、同細則別表 3 において各部署の職務権限が事細かく規定されているが、その最上位の決裁権限者は理事長であって、理事会ではない。施設部においては、

<sup>11</sup> 工学院大学ガバナンス・コード (第2章・2-1・(1)・②・ア) は、「理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します」と定めている。

円以上の工事業者・工事金額の承認は理事長決裁とされている12。

# (3) 執行役員会

2016 年頃、前理事長である乙氏の在任時に本学の寄附行為を変更して理事長権限を大幅に強化した際に、理事長が意思決定を行うに当たり常務理事や学長の意見を聴取し協議する場として(学内規則に根拠を置かない事実上の会議体ではあるが)執行役員会が設けられた。執行役員会は、概ね毎週開始され、基本的には、理事長、常務理事、学長、常勤監事などが参加するが、副学長や中学・高校の校長も参加することもあるとのことである。

本学では、理事会に付議すべき事項については、執行役員会において決定するという運用がなされている。もっとも、執行役員会は、あくまでも理事長が意思決定をするに当たり参考意見を聴取する場という位置づけであり、執行役員会自体は意思決定機関ではない。

# 3 評議員会の構成と権限

# (1) 評議員会の構成/評議員の選任方法

評議員会は、①10人の教職員評議員、②10人の卒業生評議員、③10人の有識者評議員、④本法人の設置する大学(工学院大学)の後援会会長、⑤中学・高等学校のPTAの会長、の32人から構成され(寄附行為31条1項)、④及び⑤を除き、評議員会の決議により選任される(同32条)。なお、④及び⑤の者が兼任している場合は、評議員会の定数は兼務の数だけ減少することとなる(同31条1項但書)。上記④及び⑤の評議員以外の評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の定時評議員会の終結の時までを原則とするが、欠員補充のために選任された評議員の任期は、前任者の任期が満了すべき時までとされている(同34条1項)。

<sup>12</sup> かような職務権限規程・同細則の定めをもって、寄附行為 25 条に定める理事会から各理事以下への決定権限の委任があったと解することができるかが問題となる。現行の職務権限規程及び同細則の改廃は理事長権限とされているが、制定自体は当時存在した常務理事会の決議により行われている。本学によれば、過去に遡っても常務理事会規程は存在せず、当時の寄附行為においてわずかに「常務理事は、理事長と共に、常務理事会を構成し、理事会の決定に従い、この法人の日常業務を行う」と定めていただけであるため(27 条 1 項)、常務理事会の権限は不明であり、常務理事会を介して理事会から職務権限細則別表 3 記載のとおり適切に権限委任がなされているかは学内規則上は明らかではない。しかし、当委員会が 2014 年まで遡って理事会決議事項を確認したところ、理事会に付議された契約承認の件は、役員賠償責任保険契約や監査契約を除けば、八王子キャンパス新 2 号館第 2 期工事及び変更工事請負契約締結などごくわずかであり、また、監事による監査報告書においても職務権限規程・同細則に従った意思決定が寄附行為違反である旨の指摘がなされたことがないことに鑑みれば、職務権限規程・同細則をもって寄附行為 25 条に基づく委任がされていると解されて長年運用されてきていると考えられる。

本法人の評議員は、幅広い分野における経験と高い見識を有し、本法人の運営に尽力できる者とされている(評議員選任規程2条1項)。①教職員評議員については、本法人の専任教職員が、②卒業生評議員については、本学の卒業生で年齢満20年以上の者が、③有識者評議員については、内3名については理事会が、内7名については、理事、評議員、専任教職員、卒業生で年齢満20年以上の者が推薦することができる。1人の推薦者が推薦できる人数は、いずれかの区分において1人までとし、自薦及び立候補は認められない(同6条)。評議員会は、理事会が推薦する候補者を信任投票によって、有効投票数の過半数以上で信任し、理事会が推薦する候補者を信任投票によって、有効投票数の過半数以上で信任し、理事会が推薦する候補者を除く有識者評議員の選考は、あらかじめ卒業生でない者から4人(得票同数により当選者が4人を超える場合は、その人数まで)を当選者とし、更に当該当選者を除いたこの区分の全候補者から残りの当選者を決定する。ただし、卒業生は3人を上限とする(同9条)。

本調査に関係する期間における本学の評議員は、別紙 D-1、別紙 D-2 のとおりである。

# (2) 評議員会の権限

私学法上、評議員会は諮問機関と位置付けられているものの、私学法 42 条 1 項各 号に定める事項については、寄附行為により評議員会の議決を要するものと定める ことができる(私学法 42 条)。

本学の寄附行為においては、次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとされている(寄附行為44条)。

- ① 予算及び長期借入金
- ② 事業計画及び事業に関する中期的な計画
- ③ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 寄附行為の変更
- ⑤ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑥ 8条3号イの規定による有識者のうちからの理事の選任
- ⑦ 29条の規定による顧問の委嘱
- ⑧ 47条1項但書の規定による財産の処分
- ⑨ 寄附金又は学校債の募集に関する事項

他方で、次に掲げる事項については、評議員会の決議を経なければならない(寄附 行為42条)。

- ① 評議員理事の選任
- ② 監事選任の同意

- ③ 評議員の選任
- ④ 評議員による役員の不信任
- ⑤ 校地及び校舎の処分
- ⑥ 本法人の解散
- ⑦ 本法人の合併

評議員会は、原則として、評議員総数の過半数の出席がなければ決議をすることができない(寄附行為 39 条 1 項)。評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の過半数で決する。議長は、評議員として決議に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる(同 40 条)。

# 4 監事の選任・権限

# (1) 監事の構成/選任方法

本法人の監事の定数は2人である(寄附行為7条2号)。監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する(同9条1項)。監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとされている(同条3項)。また、監事は、現に本法人の役員又は職員(本法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。)でない者を選任対象に含むものとされている(監事選任規程2条1項)。監事の候補者を推薦できる者は理事であり、1人の推薦者が推薦できる人数は1人とされている(同4条)。監事の選任は、推薦された候補者の中から理事会において最終候補者2人を決議し、評議員会の同意を得て理事長が行うとされている(同6条1項)。

監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の定時評議員会の終結の時までが原則であるが、欠員補充のために選任された監事の任期は、前任者の任期が満了すべき時までとされている(寄附行為11条2項)。

本調査に関係する期間における本学の監事は、別紙Cのとおりである。

# (2) 監事の権限

監事は、次の職務を行う(寄附行為28条1項)。

- ① 本法人の業務を監査すること
- ② 本法人の財産の状況を監査すること
- ③ 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- ④ 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会

計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること

- ⑤ 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産 又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する 重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会 及び評議員会に報告すること。
- ⑥ 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議 員会の招集を請求すること。
- ⑦ 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

以上のほか、監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附 行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該 行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当 該行為をやめることを請求することができる(寄附行為28条3項)。

また、本学においては、監事による監査が適正かつ有効に行われ、本学の研究教育機能の向上と財政の基盤の確立等に寄与することを目的として、監事監査規程が制定されている。

## 5 学長等の選任方法・権限

工学院大学に学長を置く(寄附行為28条の4第1項)。

学長の任期は、就任する年の4月1日から3年後の3月31日までの3年間とされており、学長は、就任時に満75歳以下とし、かつ重任は3期までとされている(学長選任規程2条)。

理事会は、学長候補者を選考するために、選考委員会を置く(同3条)。選考委員会の委員の選出は、次の各号に掲げる区分ごとの互選によって行い、その結果に基づき理事会決議により理事長がこれを委嘱する(同4条、5条)。

- ① 理事長及び学長を除く理事のうちから2人
- ② 教授のうちから5人
- ③ 理事及び教授を除く教職員評議員のうちから1人
- ④ 理事及び教職員を除く卒業生評議員のうちから1人
- ⑤ 理事、教職員及び卒業生を除く有識者評議員のうちから1人

理事会は、選考委員会の委員長を1名指名する(学長選任規程4条4項)。委員長は、 選考委員会の議長を兼ね、選考委員会を招集し、これを統轄するが、選考委員会の決議 及び投票に加わることはできない(同7条)。

学長となる者は、学識が優れ、校務をつかさどり、所属教職員を統督するにふさわし

い者とする (同9条)。

選考委員会は、学長候補者の推薦を受付け、その中から最終候補者を選考し理事会に報告する。候補者を推薦できる者は、選考委員及びその補欠者を除く、理事、教授総会構成員及び評議員である(同 11 条)。選考委員会は、候補者の学長としての適格性を審議し、必要に応じて候補者との面談を行い、各委員の投票により全候補者のうちから 1人の最終候補者を決定する。ただし、やむを得ずその人数を選考することができない場合は、最終候補者を 2人とすることができる(同 15 条)。選考委員会は、最終報告者となった者に文書で内示すると同時に、学長候補者履歴書、選考経過及び選考についての意見を示した文書を理事会に報告する(同 16 条)。理事会は、最終候補者の中から次期学長を決議により選任する。理事会は、最終候補者が次期学長として適格でないと判断した場合に限り、その理由を選考委員会に文書で示し、候補者選考のやり直しを命ずることができる(同 17 条)。

副学長は、学長が教授の中から候補者を選任し、理事長が任命する(副学長に関する 規程3条)。

学部長は、学長が当該学部の専任教授から候補者を選任し、理事長が任命する(学部 長等に関する規程3条、4条)

学長は校務をつかさどり、所属職員を統督し(学則3条)、また、教授会等を招集し、その議長となる(同11条)。その他、学長は各種入学・転籍・留学・休学・復学・退学・除籍・再入学許可を行い(同25条2項、27条~30条)、学生の懲戒権限を有する(同31条)。

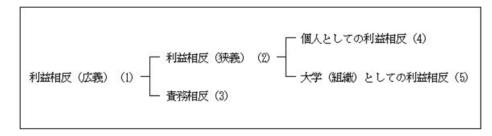
副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる(学則3条の2)。学部長は、 当該学部に関する校務をつかさどる(同3条の3)。

本調査に関係する期間における本学の学長は、2021年4月1日から2024年3月31日までがE氏、同年4月1日以後がF氏である。

# 6 利益相反に関する規程

本学には、利益相反に関する規程として、利益相反マネジメントポリシー及び利益相反管理規程が存在する。いずれも、厚労省が、「厚生労働科学研究に関わる研究者の利益相反について、その透明性を確保して適切に管理する」よう求めており、厚生労働科学研究費補助金等を申請するに当たり当該年度の研究に関する利益相反の管理等の状況についての報告を求めていることから作成されたものとのことである。

「本学が産学官連携活動を通じて社会貢献という使命を果たしていくために利益相 反の弊害を抑え、本学と本学教職員が公正に業務を遂行する上で、遵守すべき精神」を 定めたものが利益相反マネジメントポリシーであり、利益相反の類型として下図のと おり5つが挙げられている。



- (1) 広義の利益相反:狭義の利益相反(2)と責務相反(3)の双方を含む概念。
- (2) 狭義の利益相反:教職員又は大学が産学官連携に伴って得る利益(実施料収入、 兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反 している状況。
- (3) 責務相反:教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態。
- (4) 個人としての利益相反:狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員 個人の大学における責任との相反
- (5) 大学(組織)としての利益相反:狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と 大学組織の社会的責任との相反

同ポリシーの適用対象としては、以下の5つが挙げられている。

- ① 学校法人工学院大学以外の職を兼ねる場合
- ② 教職員が自らの知的財産権を企業又は他大学等へ技術移転する場合
- ③ 共同研究や受託研究に参加する場合
- ④ 外部からの寄付金、設備・物品等の供与を受ける場合
- ⑤ 本学の規程によって認められる範囲の報酬、株式保有などの経済的利益を受ける場合

また、利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置し、同委員会は、法令、本学の諸規程及び同本ポリシー等に基づき、利益相反行為に係る審査を行うこととされている。

同ポリシーを具体化したものが利益相反管理規程である。同規程には適用事象として以下の7つが挙げられている。

- ① 学校法人工学院大学以外の職を兼ねる場合
- ② 教職員が自らの知的財産権を企業、他大学へ技術移転する場合
- ③ 共同研究や受託研究に参加する場合
- ④ 外部から教職員およびその親族等の者ら身分関係のある者、または、それらの者が運営する法人等への寄付金、設備・物品等の供与を受ける場合
- ⑤ 本学の別に定める規程によって認められる範囲の報酬、株式保有などの経済的 利益を得る場合
- ⑥ 産学連携先企業から物品、サービス等を購入する場合

#### ⑦ 産学連携先企業から研究員の受入れを行う場合

# 7 各種契約・発注に関する規程

本学では、各種契約・発注に関し、理事会の権限(理事会決議事項)は、寄附行為24条で規定されているものを除き、寄附行為上で具体的に規定されていない。他方で、職務権限規程5条より、部署別の所管業務の職務権限が職務権限規程細則で定めることとされており、同細則3条より、各種契約・発注に関する具体的な権限については職務権限規程細則別表3に規定されている。

職務権限規程細則別表 3 では、業務内容や金額により、各部署内での決裁、各部署を所管する理事(担当理事)の決裁、理事長の決裁が必要である旨等がそれぞれ規定されているものの、理事会決議を要する事項については規定されていない。例えば、キャンパスリニューアルに係る契約・発注等を担当する施設課に関しては、一円以上一円未満の契約・発注については施設課を所管する担当理事の承認が、一円以上の契約・発注の場合は一律に理事長の承認が必要である旨規定されているが、理事会決議が必要である旨は規定されていない。

以上のとおり、本学では、各種契約・発注に関し、理事会決議が必要となる金額等の 基準については、明確な基準が存在しない。なお、本学では、前記 2・(2)及び(3)のとお り、理事会に付議する議案を執行役員会で協議して決定するところ、各種契約・発注に 関し、重要事項に該当すると判断されたものは、理事会に付議する実務上の運用になっ ていたとのことである。

## 第3 本学のステークホルダー

#### 1 学生

本学(大学)には、2024年5月1日時点で、学部生6057名(工学部1604名、情報学部1416名、建築学部1472名、先進工学部1565名)及び大学院生707名(修士課程671名、博士後期課程36名)が在籍している。

直近5年(2020~2024年度)の学部定員数は1399名であるのに対し、入学者数は約1400~1500人台で推移しており、収容定員充足率は100%を超えている。

本学の学費は学部や学科によって異なるが、入学金・授業料・施設費・実習費などを合わせた初年度納付金は、173万1160円ないし175万1160円となっている。

# 2 教職員

本学(大学)には、2024年5月1日時点で、専任教員が227名(工学部41名、情報学部40名、建築学部39名、先進工学部51名、教育推進機構34名、総合研究所・教育支援機構22名)、非常勤教員数<sup>13</sup>が382名在籍している。

教職員は、大学教員人事評価規程により、教育活動、研究・社会貢献活動、組織運営活動等によって年度ごとに評価され、その評価結果は、定期昇給・年度末手当の算定・教員資格の認定に影響する。評価の手順としては、教職員間での評価を経たのち、理事長が評価の決定を行う。

# 3 卒業生(校友会)

本学には、10万人以上の卒業生がおり、卒業生は全員「校友」と呼ばれる。

校友会は、本学が設置する諸学校の卒業生及び在学生の組織であり、会費納入の有無にかかわらず、全ての卒業生及び在学生がその構成員となる。校友会は、本学が設置する諸学校との緊密な連携を保持し、その発展に協力し、あわせて本学出身者相互の親睦提携と、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としており、本学に在籍する学生・生徒の学習活動及び就職に関する支援、機関誌及び学術図書の刊行並びに学術に関する講演会及び見学会等の開催等の事業を行っている。

校友会における選挙権・被選挙権は正会員(会費を納入した卒業生)に限定して付与 される。校友会では、正会員から代議員を選出し、代議員を構成員とする総会を開催し ているほか、代議員の投票によって理事・監事を選出している。

本学の寄附行為 31 条 1 項 2 号では、「この法人の設置する学校及びその前身である学校の卒業者で年齢満 25 年以上の者」のうちから 10 名を評議員として選出する旨規定しており、全ての卒業生は校友会会員であることから、本学の評議員 32 名のうち少なくとも 10 名14 は校友会から選出されることとなる。

# 4 学生の父母等(後援会)

後援会は、本学(大学)と協力し、学生生活の向上を図り、併せて本学の発展に寄与することを目的とし、学生の文化・体育等の諸活動の後援、学生・教職員の福利・厚生の施設・設備への援助、学生・教職員の学術的行事への援助及び大学と父母又は保証人との懇談会の開催等の事業を行っている。

<sup>13</sup> 授業を担当していない非常勤特任教授を含まない。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 校友会会員が、寄附行為 31 条 1 項 2 号の卒業生評議員としてではなく、同項 1 号・3 号・4 号の評議員として選任される可能性があるため、校友会会員である評議員が 11 名以上になることもありうる。

その会員は、本学の学生(大学院生を含み、外国人留学生は除く。)の父母等であり、学生の入学と同時に入会し、原則、卒業・修了・退学・除籍をもって退会とするが、本部役員・本部代議員の任期は、定期総会の終了の時までとされている。後援会では、会員から代議員を選出し、代議員から理事を選出して上で、理事の互選によって会長が決定する。本学の寄附行為31条1項4号では、後援会会長が、その在任期間中(任期1年、再任可能)に評議員になる旨が規定されている。

# 第3章 事実経緯

当委員会が認定した本件紛争の事実経緯は、以下の第 1~第 5 及び別紙 H の時系列表のとおりである。以下については、適宜、時系列表を参照しながら読まれたい。

# 第1 キャンパスリニューアルの検討過程

#### 1 はじめに

本件紛争は、キャンパスリニューアルをめぐる執行部と一部の理事・監事の対立から始まっているところ、執行部においてキャンパスリニューアルに係る検討が本格化したのは、2021年5月21日の理事会で本件基本方針が決議されてからである。

前記第2章・第1・3・(3)で述べたとおり、本学では、新宿キャンパスと八王子キャンパスの一部校舎で老朽化が進展しているため、計画的な改修による機能維持が喫緊の課題となっており、従前より機能維持のためのリニューアルを実行する必要性が認識されていた。その後、執行部は、学内の定例会議における検討結果や外部の有識者による「西新宿一丁目24デザイン協議会」の提言を踏まえて具体的な検討を進め、2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決議したものであり、その内容は以下のとおりである。

- 1. 新宿校舎・八王子校舎 5~12 号館の老朽化が進展しているため、2020~2039 年にかけて、校舎の機能維持のためのリニューアルに最優先で取り組むこと
- 2. 好立地にある新宿キャンパスの価値を最大化するため、現行の体制「基礎教養課程→八王子、専門課程→新宿」を見直し、よりキャンパスの特性を明確にした「通常授業→新宿、実験・実習(設備を要する研究)→八王子」体制への変更を検討すること
  - (1) 新宿キャンパスについては、機能維持のためのリニューアルに加えて、 エステック街区全体の低層部(地下~3 階程度)を「開放空間(=通路 機能確保)、賑わい創出空間」として再開発するとともに、「通常授業スペースの確保」を念頭において「教室スペース」の増床を検討する。(エステック広場上の新棟建設等)
  - (2) 八王子キャンパスについては、老朽化した建物をリニューアルする中で、「実験実習の八王子集中(新宿からの移転)のためのスペース確保」を先行して行う。リニューアル実施に当たっては、教室スペースの新宿集中を踏まえて、教室スペースの実験実習スペースへの転用、不要スペースの取り壊し等を検討する。

(3) 新宿キャンパスの増床計画については、2040~2059 年に必要となる八 王子キャンパスのリニューアル及び 2060 年以降必要となる新宿キャンパスの建て替え(もしくは再リニューアル)の資金需要を考慮に入れて計画を検討する。

2021年5月21日の理事会で本件基本方針が決議された後、執行部は、同方針に従って検討作業を開始した。具体的な検討プロセスとしては、理事会の下にプロジェクトの遂行責任機関としてキャンパスリニューアル再編計画整備会議(キャンパスリニューアル整備会議)を設置し、同会議の下にプロジェクト定例会議を設けてプロジェクトの事務的な進行を検討しつつ、複数の分科会(プロジェクトチーム)にて、新宿・八王子キャンパスの施設・設備の更新の必要性、新宿キャンパスの耐震工事の必要性などを検討した。それと平行して、教学(工学部、先進工学部、建築学部、情報学部、教育推進機構)との間でヒアリング・意見交換を行った。そして、キャンパス再編計画整備会議において、それらの検討・意見交換の結果を取りまとめながらキャンパス再編計画(案)を作成し、それを理事会に答申して、理事会でキャンパス再編計画を協議・承認することが予定されていた。

執行部は、かかるプロセスで検討を進め、2022 年 10 月 12 日の第 3 回キャンパスリニューアル整備会議において、同月末のキャンパス再編基本計画の策定に向けて進めていくこととされた。この時点のキャンパス再編基本計画(案)では、本件基本方針のうち、新宿・八王子キャンパスの体制見直し(通常授業→新宿、実験・実習(設備を要する研究)→八王子)及びエステック広場の低層部を「開放空間、賑わい創出空間」とする前提での再配置計画が取りまとめられたが、新宿新棟建設については「現時点では未定」とされていた。

また、執行部は、2022年10月時点のキャンパス再編計画(案)を前提として設備投資の長期見通しを検討し、同月12日の執行役員会報告時に提示された同月7日付資料「キャンパス長期設備投資計画収支見通し(参考)」(本件内部資料)及び同年11月18日の理事会報告時に提示された同月11日付「キャンパス機能維持長期設備投資見通し」(本件見通し資料)においても、新宿・八王子キャンパスの体制見直し及びエステック広場の低層部を開放空間とする前提での再配置計画を前提として費用が試算され、新宿新棟建設については含まれていなかった。

以上のとおり、本学では、2021年5月21日の理事会において、①新宿・八王子キャンパスの機能維持のためのリニューアル、②新宿・八王子キャンパス体制の見直しという大きな基本方針を決定し、新宿・八王子キャンパス体制の見直しに伴う再配置とともに、エステック広場の低層部(地下~3階部分)を公開空間とすること及びエステック広場に新棟を建設することも検討することとしていた。しかし、新宿新棟建設については、都市計画で容積率緩和が認められるかどうかなどが未だ決定されておらず、実現で

きるかどうか不確定であったことから、執行部は、本件基本方針のうち新棟建設以外の部分について、本件キャンパス再編計画として具体的に検討を進めてきたものと認められる<sup>15</sup>。

当委員会の行ったヒアリングにおいては、ヒアリング対象者によって執行部が進めてきた検討内容に関する認識が異なっており、そのためにこれまでの理事会と評議員会の間の議論も混乱していたように見受けられるが<sup>16</sup>、客観資料からは上記のとおり認定するのが相当であり、以下では、執行部が検討を進めてきた本件キャンパス再編計画は、本件基本方針のうち新宿新棟建設以外の部分であると整理した上で、具体的な検討の経緯について明らかにする。

# 2 本件基本方針の決議までの検討状況(2018年1月~2021年5月)

# (1) 「コンパス 2023」の策定

2017 年 12 月 15 日の評議員会において、長期目標「VISION150」の改定について報告された。その説明資料には、中期計画「コンパス 2023」のフレームワーク案の「キャンパス、教育・研究環境の整備」という項目の中期重点施策として、「新宿 (Global Gate Campus/Tokyo Urban Tech Tower)、八王子 (Big West (Innovation) Campus) の地の利を生かした教育・研究環境の整備」と記載されている。

2018年2月16日の理事会で「コンパス2023」が承認され、同年3月16日の評議員会で、次期(2018年度~2023年度)の中期計画である「コンパス2023」について説明された。「コンパス2023」のマトリクスの「主要施策・事項」には、従前から検討されていた「新宿、八王子の地の利・戦略等を活かした教育・研究環境の整備」が記載されている。

# (2) 「コンパス 2023」に基づく検討の開始

2018年4月20日の理事会において、「本中期計画(コンパス2023)期間における新宿、八王子の施設整備と今後の新宿キャンパスの制震工事・リニューアルに向けた対応について」と題する資料に基づいて報告が実施され、意見交換が行われた。同資料には、「以前より検討されてきた新宿キャンパス高層棟の制震工事・リニューアルの開始準

<sup>15</sup> 新宿新棟建設の前提条件となるべき都市計画についても、一定の検討の下に行政との協議を進めていたことが認められるが、都市計画が決定されていない以上、具体的な計画内容について検討を進めることはできない状況であった。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> そのため、以下に述べる事実経緯においても、当事者によって理事会が検討を進めていた計画の内容について異なる解釈の下に発言している例(例えば、新宿新棟建設が含まれていると誤解して発言している例など)が多々見受けられる。

備を進めるとともに、コンパス 2023 に盛り込まれる主要重点施策に沿っての新宿、八王子のキャンパスの改善、機能や魅力の向上を図っていく必要がある」と記載されていた。また、これに先行する同年1月1日より、本学と(甲氏の配偶者が代表理事、甲氏が理事を務める)法人工は業務委託契約を締結し、法人工が、新宿新棟建設の前提条件である都市計画変更に関する行政対応を主に担当することとなった。このように、「コンパス 2023」に基づき、新宿・八王子キャンパスの機能維持のためのリニューアル、両キャンパスの体制変更及び新宿新棟建設を含めた構想(本件キャンパスリニューアル構想)が検討されていった。

2018 年 11 月 12 日、執行部、甲氏及び法人イにより、プロジェクト名称を「西新宿一丁目開発計画」とする第 1 回定例会議(新宿リニューアル定例会議)が開催され、それ以降、同会議では新宿新棟建設の前提となる都市計画変更等に係る検討が行われた。新宿リニューアル定例会議は、2019 年度からプロジェクト名称が「新宿キャンパスリニューアル計画」に変更され、下記「西新宿一丁目 24 デザイン協議会」の設置についても協議されていた。

2019年10月18日の理事会で、「西新宿一丁目24デザイン協議会」を設置することが報告された。同会議は、法人工が(新宿新棟建設の前提となる)都市計画変更に係る行政対応を進める中で、都市計画変更の実現に向けて、外部の有識者を含めた形で本件キャンパスリニューアル構想の検討を行う必要があったことから実施されたものであり、同年12月12日、2020年1月20日及び同年2月14日(計3回)に開催された。

以上のとおり、新宿新棟建設の前提となる都市計画変更に係る検討が進められる一方で、機能維持のためのリニューアルに係る費用の積算も開始された。具体的には、本学と法人才は、2020年6月1日に新宿キャンパス、同年10月1日に八王子キャンパスの中長期修繕計画作成に係るコンストラクションマネジメント業務を内容とする業務委託契約を締結し、両キャンパスにおける既存建物の機能維持費用等の検討を開始した。なお、時期は重なっているものの、法人才による検討は、新宿リニューアル定例会議における都市計画変更等の検討とは別に進められた。

# (3) 「コンパス 2023」の改定

2020 年 6 月 19 日の理事会において、西新宿一丁目 24 デザイン協議会報告書について説明されるとともに、「コンパス 2023」の見直し PT (プロジェクトチーム)の設置について説明された。その説明資料には、「コンパス 2023」の見直し PT として、新宿リニューアル PT が既に設置され、新宿新棟建設の検討を目的としていることが記載されている。なお、同説明資料にいう新宿リニューアル PT とは従前の新宿リニューアル定例会議から置き換えられた会議体を指すとのことである。

2020年10月23日、本学と法人キが業務委託契約を締結し、新宿リニューアル定例

会議のメンバーに法人キが加わり、「設計定例会議」等の名称で、新宿新棟建設の検討に係る定例会議を開始した。なお、本学は、法人キとの間で、2021 年 12 月 3 日に新宿キャンパスプロジェクト基本計画作成業務(第 2 期)を業務内容とする業務委託契約、2022 年 7 月 26 日にキャンパス再編計画基本計画(第 3 期)新棟基本設計業務を業務内容とする業務委託契約をそれぞれ締結し、以後も契約を更新している。後者の件名は「新棟基本設計業務」となっているものの、基本設計のための準備段階の検討(設計条件の検討など)がなされただけであり、実態としては基本計画段階の検討がなされていた。

2020年11月20日の評議員会において、「コンパス2023」について前半3年度の達成状況や環境変化を踏まえて行う後半3年度の見直しについての中間報告が行われた。その説明資料には、新宿リニューアルPTの中間報告として、新宿キャンパスではキャンパス機能の維持・強化のためのリニューアル工事が必要であることや、新宿キャンパスの価値を向上させるリニューアルを行うためには、「地域の活性化」(公益)に貢献できるキャンパス造りが必要であることから、外部有識者により「新宿キャンパスリニューアルのための基本条件」の整理等のために「西新宿一丁目24デザイン協議会」を3回開催したことが記載されている。また、新宿リニューアルPTに関連して、今後の新宿キャンパスリニューアルに向けて財政面で蓄えが必要であるため、若干定員の増加をして学納金を増やすことを検討している旨の補足説明があった。

2021 年 3 月 12 日の評議員会において、「コンパス 2023」の見直し及び 2021 年度事業計画案・予算案の件が諮問された。その説明資料のうち、新宿リニューアル PT の「2023 年度末の到達目標」の欄には、同 PT で検討している新宿新棟建設に限らず、本件キャンパスリニューアル構想全体に関する展望として、「新宿/八王子キャンパスの新たな役割分担(教育/研究等)の確立」・「今後 20 年の新宿キャンパスリニューアル計画(含財務計画)の策定および一部実施」と記載されている。また、2021 年度事業計画案では、具体的施策として「新宿キャンパスリニューアルの実施準備」と記載され、2021 年度予算案では、「新宿キャンパスリニューアルに関する支出約 1 億 7000 万円」が織り込まれており、「今後計画が具体化した場合、さらにこれに伴う初年度の資産購入が行われることが見込まれる」と記載されている。

2021年3月31日、法人才より本学に対して、八王子キャンパスにおける機能維持のためのリニューアルに要する費用見積もりを内容とする中長期修繕計画書が提出され、先行して同年1月29日に提出されていた新宿キャンパスにおける同種見積もりとあわせて、両キャンパスにおける機能維持のためのリニューアルの費用見積もりが出揃った。

#### 3 本件基本方針の決議(2021年5月21日)

2021年5月21日の理事会において、「キャンパス再開発基本方針の件」が決議事項として上程され、キャンパスリニューアルの基本方針(本件基本方針)並びに同基本方針に従い今後「新宿キャンパス再開発(増築検討)」及び「新宿・八王子キャンパスの機能維持リニューアル」の検討を進めること(「実行計画」がまとまり次第、その都度決裁を得ること)が全会一致で承認された。

本件基本方針は、前記 1 のとおり本件キャンパスリニューアル構想の検討を内容とするものであるが、新宿新棟建設については、都市計画変更(容積率緩和等)が前提条件とされており、現在もなお都市計画変更は実現していないため、その検討は継続されているものの、具体的内容は未定のままである。したがって、本件基本方針後に検討される本件キャンパス再編計画費用の積算にも新宿新棟建設費用は含まれていない。また、2021年5月21日の理事会資料では、2020年~2039年の機能維持費用が約460億円(エステック情報ビルの機能維持費用を含まない場合は約431億円)と見積もられているところ、この金額には、新宿キャンパスから八王子キャンパスへの実験実習施設移転に伴う両キャンパスの体制変更に伴う費用が含まれている。他方で、新宿新棟建設に関する費用(9層棟の場合で約144億円)については上記約460億円に含まれず、別建てとされている。

同理事会では、執行部からの説明がなされた後、E氏、F氏、H氏及びG氏がそれぞれ発言し、説明を含め約1時間にわたって審議がなされた。ただし、本件基本方針に関する議題は招集通知に会議の目的事項として記載されておらず、出席者への説明資料は、当日配布され、会議終了時に回収されている。

# 4 本件基本方針決議後の検討状況(2021年5月~2022年10月)

2021年5月21日の理事会で本件基本方針が決議されて以降、執行部における本件キャンパス再編計画の検討状況の概要は以下のとおりである。もっとも、これらの検討の進捗等について、2022年11月18日の理事会(後記第2・3)までの約1年半の間、理事会に報告された形跡はない。

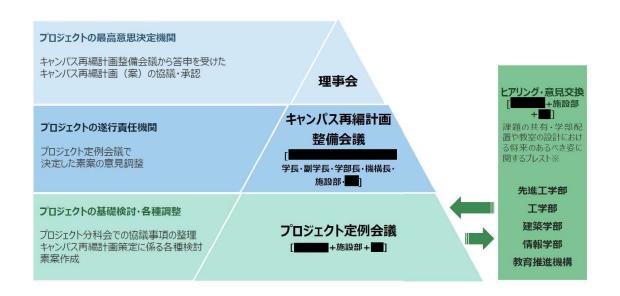
#### (1) 本件基本方針後の検討体制

#### (i) 会議体の構成

本件基本方針が理事会で決議された後、法人オのプロジェクトマネジメントの下、本件基本方針に関するプロジェクトが開始し、当初、同プロジェクトは下図の会議体

構成で検討が進められ、教学とのヒアリング・意見交換が実施された。

具体的には、キャンパスリニューアル整備会議が、本件基本方針に基づいてキャンパス再編計画(案)を作成し、理事会がプロジェクトの最高意思決定機関としてこれを協議・承認することとされていた。そして、キャンパスリニューアル整備会議の下に位置するキャンパス再編計画プロジェクト定例会議(プロジェクト定例会議)では、K氏、施設部及び法人オが、プロジェクトの基礎検討・各種調整など、事務面の進め方を検討していた。



# (ii) 分科会 (プロジェクトチーム) における検討

本学は、外部業者との業務委託契約を更新し、テーマごとの複数の会議体で各種検討を進めた。具体的には、新宿・八王子の両キャンパスの施設・設備の更新、新宿キャンパスの制震工事、新宿新棟建設というテーマごとの分科会(プロジェクトチーム)で検討が進められていた。

# (2) 本件基本方針決議後の検討経過

2021 年 8 月 1 日、法人才は、前記(1)・(i)のとおり、プロジェクトマネジメント業務 を開始した。本学及び法人才は、同プロジェクトマネジメント業務を業務内容とする業 務委託契約を同年 9 月 14 日付で締結した。

2021年8月6日、執行部を中心に、甲氏や法人才の同席の下、学長及び副学長向けの説明会が実施され、本件基本方針が提示された上で、新宿キャンパスの実験実習施設を八王子キャンパスに移転するシミュレーション資料等により、その実行に関する説

明がなされた。同説明会では、学長及び副学長から、「(執行部が)より魅力的なキャンパスづくりを目指して再編計画を検討していることは分かったが、いつまでに何を決めて欲しいと言われると大学側のコンセンサスを得られないと思う。(執行部の)経営側の決定方針を明確にして、その方針に沿って大学側で議論しなければ意見が収束しないと思われる」との意見が述べられた。

2021年9月10日、第1回プロジェクト定例会議が開催された。同会議では、定例参加者の K 氏、施設部及び法人才だけでなく、本件キャンパスリニューアル構想に関して本学と業務委託契約を締結していた従前の外部業者と新たに参画した法人アが一堂に会し、今後のプロジェクトの進め方が協議された。法人アと本学は、同月14日、「工学院大学新宿キャンパス」の公益貢献スペースにおける施設利用の検討等を業務内容とする業務委託契約を締結し、以降法人アは新宿新棟建設の検討に加わることになった。なお、第1回プロジェクト定例会議に出席した外部業者(法人才・法人イ・法人ア・法人キ・法人工)と本学は、本調査開始時点で業務委託契約を更新していた。

2021年9月14日、執行部は、学部長向けに説明会を実施した。同説明会では、冒頭にA氏が本件基本方針の検討概要と経緯を説明し、続いてK氏が資料に基づいて説明した(なお、同資料には本件基本方針が(「理事会決議」ではなく)「理事長決議」されたと記載されていた。)。同説明会では、主に本件キャンパス再編計画に関する説明がなされ、執行部と学部長との質疑応答の中で、新宿新棟建設についても言及されていたことが確認できる。なお、E氏は、同説明会を欠席したものの、同月27日にその協議内容の共有を受けたとのことである。

2021年11月26日の評議員会において、「コンパス2023」の見直しに関し、特に重要な5つのテーマのプロジェクトの進捗状況の報告がされた。当該報告資料には、「キャンパス、教育・研究環境の整備」に関し、同年3月12日の評議員会資料と同様に、新宿リニューアルPTの2023年度末の到達目標として「新宿/八王子キャンパスの新たな役割分担(教育/研究等)の確立」及び「今後20年の新宿キャンパスリニューアル計画(含財務計画)策定および一部実施」が掲げられ、本件基本方針への取り組みが記載されている。また、新宿リニューアルPTの2021年度上期状況として、「『時空間的利便性を向上させた学生の新しい学び』を前提に、新世代の新宿キャンパス高層棟リニューアル(新宿の立地を活かした社会・産業との連携)および八王子キャンパスリニューアル(実験・実習環境の充実)についての具体的検討開始」として、新宿新棟建設を含めた本件キャンパスリニューアル構想が記載されている。

2021年11月29日から2023年4月12日にかけて、全4回のキャンパスリニューアル整備会議が開催された(詳細は別紙Gを参照)。同会議では、本件基本方針に対する教職員への事前ヒアリング結果を参考にしつつ、学長、副学長及び学部長と意見交換を実施し、これを取りまとめ、理事会に答申するためにキャンパス再編計画(案)<sup>17</sup>を作

<sup>17</sup> キャンパスリニューアル整備会議では、「基本計画案」、「基本計画」と称されている。

成することが目的であった。2022 年 10 月 12 日に開催された第 3 回キャンパスリニューアル整備会議では、本件キャンパス再編計画の検討内容がキャンパス再編計画(案)にまとめられた。同キャンパス再編計画(案)では、新宿新棟建設は未定とされており、その前提となる都市計画に関する資料も別紙としての添付にとどめられている。

2022 年 5 月 18 日、第 1 回大学マネジメント連絡会議が開催され、A 氏、B 氏、C 氏、K 氏、 $\beta$  氏、E 氏(学長)、副学長、学部長、研究科長及び機構長が出席した。同会議の冒頭では、事務局より、「学園の方針等のすり合わせによって円滑な大学運営がなされること」を目的とした定期的なミーティングであると会議の趣旨説明がなされ、K 氏が「大学と法人役員とのコミュニケーションの場」と補足説明している。また、E 氏から A 氏に対し、「キャンパスリニューアルなど教員の不安を払拭していきたい。具体案を明示することはできないのか」との発言があり、A 氏から「現在検討中のため、具体案を明示することは現段階ではできない」との回答がなされた。

2022年7月13日、執行役員会で同時点のキャンパス再編計画(案)が提示され、キャンパスリニューアル整備会議での検討状況が共有された。

2022 年 8 月 23 日、「キャンパスリニューアルや大学設置基準等改正にともなう今後の大学教育・研究についての意見交換」というテーマの下、第 2 回大学マネジメント連絡会議が開催された。同会議の冒頭では、K 氏が、キャンパスリニューアルに関し、八王子キャンパスにおける各学部のメインの建物の変更、先進工学部・工学部についてはカリキュラムに大きな影響が出ること、2024 年度からスタートし 2029 年度までにはリニューアル工事を完了予定であること、2025 年度入学生から大きなカリキュラム変更を検討すべきであること、及び新宿キャンパスの実験室は 2026~2027 年度に八王子キャンパスに移転することなどを説明した。その後、各参加者から状況報告がなされ、その中で、Y3 氏(先進工学部長)が、新宿キャンパス再編には悲観的な教員が多いこと、八王子キャンパスの再編は賛成であるが支出が大きくなる点が心配である旨の発言をし、また工学部長が、新宿から実験室がなくなるのは受験生にとってデメリットであると考える旨の発言をした。これらに対し、A 氏より、「限りあるキャンパスに、何を設置すべきかを学長のリーダーシップで決めてほしい。費用対効果を意識」との発言があった。また、 $\beta$  氏は、「グローバルな観点が欠けている。円安で海外の材料費が高くなる可能性。過度の投資は難しい」と発言している。

#### (3) 執行役員会による見積もりの報告

2022 年 10 月 12 日、執行役員会が開催され、同時点までの検討結果をもとに、A 氏及び C 氏から、本件内部資料等に基づき、本件キャンパス再編計画のための長期設備投資費用が最大で約 629 億円に上る見通しである旨の説明がなされた。これに対し、財務担当である B 氏は、キャンパスリニューアルに必要な費用を初めて聞き、この時点

まで何も聞かされていなかったことがショッキングであると発言した。また、B 氏及び  $\beta$  氏は、本件キャンパス再編計画を進める上では、少なくとも執行役員会のメンバーの コンセンサスを取りつつ進めるべきであるとの見解を示した。

2022 年 11 月 2 日、執行役員会が開催された。本件キャンパス再編計画に関連する事項は協議事項に含まれていなかったが、同執行役員会が終了しようとしたタイミングで、E 氏が、金利上昇・建築資材の高騰が生じている中で、実験実習施設の移転に多額のコストを要し、約 629 億円もの費用を要するリニューアルは、今実行すべきではない、再考してもらえないかとの意見を述べた。これに対し、A 氏は、かなり勘違いがあるように思われると述べた上で、新宿新棟建設はこれから議論していくものである一方で、本件キャンパス再編計画は設備の寿命から必ず着手する必要があり、費用については下げていく努力をする旨回答した。また、 $\beta$  氏は、リニューアルが必要なことは理解するが、約 629 億円という費用は高額であり、身の丈にあった金額でリニューアルを実施すべきであるとの意見を述べた。C 氏は、本件キャンパス再編計画については、従前より E 氏に説明しており、実験実習施設の移転については済んだ話であると述べた。また、C 氏は、本件キャンパス再編計画と新宿新棟建設は別の話であるにもかかわらず、これらが一体であるかのような誤解が生じているため、次週の執行役員会で改めて説明する旨述べた。

2022 年 11 月 9 日、執行役員会が開催された。同月 2 日の執行役員会で予告されていたとおり、C 氏が、キャンパスの修繕が必要不可欠な部分に絞って施設部が試算した結果として、本件キャンパス再編計画に要する費用の内訳等を説明した。その後、E 氏及び $\beta$  氏から費用面を懸念する意見があり、執行部から説明が繰り返され、同執行委員会の開始から約 2 時間後に、同執行委員会での報告内容を一部修正して 2023 年 11 月 18 日の理事会で報告することとされた。

#### 第2 反対派の形成と評議員会を舞台とする攻防

#### 1 はじめに

上記第 1 のとおり、A 氏ら執行部が本件キャンパス再編計画の検討を進めていく一方で、E 氏は、2022 年 10 月頃から同計画に疑問を持ち、 $\beta$  氏、H 氏及び卒業生評議員の一部に相談し、対応策を検討するようになった。同計画を進めることに反対であった  $\beta$  氏は、E 氏に同調し、共同して評議員への働きかけを開始した。具体的には、同月 12 日の執行役員会で本件内部資料を提示された後、理事会で議論する前の同月 31 日、E 氏及び $\beta$  氏は評議員である X17 氏と面談し、本件内部資料を示して本件キャンパス再編計画を問題視している旨を伝えた。それを契機として、本件キャンパス再編計画に係る議論は、理事会ではなく評議員会へ持ち込まれることとなり、評議員を巻き込んだ本

件紛争へと発展した。そして、E 氏及び $\beta$  氏は、H 氏とも共同歩調を取り、評議員会における反対の世論を醸成し、来る評議員選挙で反対派を多数当選させ、評議員会の過半数を維持することで、次期の理事会における過半数を押さえ、理事の構成を変える(A 氏らを退陣させる)ことで同計画を阻止することを目指すこととした。

これらの事実経緯の概要は、以下のとおりである。

#### 2 E氏らと評議員による意見交換・反対派の形成(2022 年 10 月~11 月)

2022 年 10 月 21 日の理事会の後、E 氏は、中学時代からの友人であった H 氏に対し、A 氏から指示を受けた K 氏が、実験実習施設を新宿から八王子キャンパスへ移すことについて理事会で決議されたので移転の準備をするよう教員に指示しているが、E 氏の理事就任以前に理事会でそのような決議がされたのかと尋ねた。これに対し、H 氏は、(実際には 2021 年 5 月 21 日の理事会で本件基本方針が決議されていたのであるが、そのことを失念していたため) そのような決定はなされていない旨回答した。

2022 年 10 月下旬、E 氏は、 $\beta$  氏の同席の下で、卒業生評議員である X17 氏に架電し、「相談に乗ってほしいことがある、力を貸してほしい。近いうちに会いたい」という趣旨の連絡をした。

そして、2022 年 10 月 31 日、本学の創立記念日の式典後、E 氏及び $\beta$  氏は、X17 氏と面談し、本件内部資料を示した上、①2039 年までの中期投資金額が約 629 億円(エステック情報ビル等を含めると約 852 億円)となっていること、②少子化について全く考慮されていないこと、③教育活動費が据え置きとなっていること、④新棟の所有比率は 17.3%であること等から、本件キャンパス再編計画を問題視していることを伝えた。

2022 年 11 月以降、(自身も卒業生である)  $\beta$  氏は、卒業生評議員らとオンライン会議を複数回実施し、意見交換を行った。このオンライン会議が具体的にいつ、誰が参加して開催されたのかについては、ヒアリング対象者の記憶も曖昧であり特定できないものの、 $\beta$  氏、X17 氏、X14 氏、X12 氏、X13 氏などが中心となって  $10\sim12$  名程度が参加していたとのことである。また、当初は卒業生評議員らの意見交換の場となっており、E 氏及び H 氏が参加し始めたのは比較的遅いとのことである  $^{18}$ 。もっとも、E 氏は、オンライン会議に参加するまでの間においても、メールや電話で評議員らと連絡をとっていた。

# 3 E 氏らによる理事会での反対意見の表明(2022 年 11 月 18 日)

 $<sup>^{18}</sup>$  E氏のヒアリングによれば、同氏がオンライン会議に参加し始めたのは 2023 年 3 月 17 日の評議員会以降、H氏のヒアリングによれば、同氏がオンライン会議に参加し始めたのは同年 4 月 10 日の理事会以降とのことである。

2022 年 11 月 18 日の理事会において、C 氏が、①本件基本方針に従い、検討を進め てきた旨、②今後、長期的には現有する正味金融資産を超える金額の設備投資が見込ま れることから、各年度の事業計画・予算における投資判断を、単年度ごとの優先順位付 けではなく、より「長期の視点で優先度を判断」できるようにするため、本件見通し資 料等を策定した旨、③本日報告する内容を全て実行する前提で議論してもらいたいわ けではなく、これらの資料による長期見通しに基づき、今後どのようにするべきかを検 討したい旨、④長期見通しをベースに、各中期計画において計画策定時の経営環境、資 材価格等の市況を踏まえて投資内容の見通しを見直して、その上で各年度の事業計画・ 予算において、当該年度の設備投資内容を決定したい旨、⑤来年度のコンパスの見直し 時の重要な検討材料を報告したい旨を説明した上で、本件見通し資料の内容について 報告した。本件見通し資料では、2039 年までの機能維持費用として約 629 億円(エス テック情報ビルの機能維持費用を含まない。)が示されており、本件基本方針決議時の 見積もりからの変化点として、①新宿既存高層ビル(高層棟)の低層階公益化費用の追 加、②引越し・什器等の費用の追加、③物価上昇の反映が挙げられる。すなわち、本件 基本方針の決議時点(エステック情報ビルの機能維持費用を含まない場合は約 431 億 円)と比較すると、同年までに本件キャンパス再編計画に要する費用が、約198億円が 増額されていた。

その後、 $\beta$ 氏が、2022年11月18日付「意見書(リニューアル計画について)」と題する資料(本件監事意見書)を理事全員に配布し、その内容を読み上げた。本件監事意見書には、2021年5月のキャンパスリニューアルの検討プロジェクトスタートから、約1年半もの間、報告や情報提供が理事会になされない中、2022年10月12日の執行役員会で、プロジェクト責任者の C 氏から総額約 629億円のキャンパスリニューアルの説明を受けたが、本学の年間収入120億円の5倍以上に当たる629億円のリニューアル計画であって「キャンパス機能維持」の目的を超えた投資内容であること、資金計画上も「2040年には-155億円の借金となり、借金を将来に引き継ぐこと」になること、「関係者全員が納得する資金計画や計画の実行可能性・確からしさを詰めていくべきであること」等が記載されていた。これに対し、K 氏及び C 氏が、本学の収支状況に対する  $\beta$  氏の認識が誤っている旨及び減価償却相当額のキャッシュが溜まっていくことを見落としている旨等を指摘した。

また、E氏は、実験室を新宿から八王子に移すこととなる工学部・先進工学部は、学生からみた魅力がなくなることに危機感を抱いているので、考え直してもらいたい旨述べた。これに対し、A氏は、現状の実験室が魅力的とは言い難く、これを新宿に残した場合にどうすれば魅力的に見えるのかを含めて提案されたい旨回答した。

B氏が、本日報告した計画は施設部が作成した案であって決定されたものではなく、 これを受け入れることができるのか否を議論する想定である旨述べ、これに続いて A 氏が、(決議済みの) 基本方針を変更するつもりはないが、それに基づく再開発の内容 には拘るものではない旨述べた。

以上の経緯を経て、上記報告で提示された計画(本件キャンパス再編計画)は、決定 されたものではなく、目的も含め学長・学部長等の意見取りまとめを行い、改めて理事 会に提案し、今後議論を行うことが確認された。

#### 4 β氏らによる評議員会での反対意見の表明(2022 年 12 月 2 日)

2022 年 12 月 2 日の評議員会において、X17 氏が、校友会の会報に A 氏が寄稿した文書に「キャンパスの役割の見直しに着手」と記載されていることについて「なぜ評議員会に諮らなかったのか」、「実験・実習は八王子へ変更とある。工学部・先進工学部を新宿から追い出すつもりなのか」、「リニューアル費用が全く見えないので、β 氏に電話をして聞いた。 β 氏からの返答は 2039 年度までの今期を含めた 18 年間で 629 億円の投資、エステックビル等含めた総額は 852 億円とのこと。年間 130 億円程度の収入で金融資産を大幅に上回る投資をどのように返済していくのか」等と発言し、関連して複数の評議員から発言がなされた。これらの発言に対し、A 氏は、「寄稿文の内容は、現時点での基本方針を示したものだ」、「キャンパス再開発については、新宿・八王子のキャンパス体制の見直しをはじめとした基本方針を決裁した段階で、投資額等の具体的内容、工事、施設設備の取得等は決定していない。理事会で検討段階のものがこの場で出ることは大変遺憾である」、「基本方針の段階では、寄附行為第 44 条に定める、評議員会への諮問を要する事案に該当するものではないと考えるが、本学にとって非常に重要な問題であり、評議員に充分な説明を行い、理解いただき、進めていくべきものと認識している」と回答した。

また、X13 氏らから、本件は本学の根幹に係る重要案件であるからできる限り早期に理事会から評議員に対して具体的な構想案(費用、工程表など)を説明されたいとの要望がなされたことを受け、A氏は、2023年3月の評議員会で説明するか、または間に合わなければ同年5月に行うことを検討する旨述べた。

さらに、 $\beta$ 氏は、評議員会の場において本件監事意見書を読み上げた上で、「本日読み上げた『監事意見』は後日、評議員に送付する。監事の立場、または卒業生として、本学園が過去経験した借金状態に陥ることになるのではないか。心配、不安がある」と述べた。

2022年12月2日の評議員会後、同日に開催された理事会では、評議員からの意見を踏まえ、改めて評議員会にて、本件基本方針について報告の機会を持つことを確認した。また、理事会としての共通認識を得るために改めてキャンパスリニューアルの目的、新宿・八王子キャンパスのあり方、優先順位、学内での議論の過程等について確認し、教学部門の意見を反映させるため、副学長にも参加を求めた議論の機会を次回の理事会に設けることとした。

#### 5 評議員会での反対意見の表明後の経緯(2022年12月~2023年2月)

2022 年 12 月 16 日の理事会において、キャンパス再編計画基本計画案(同年 10 月時点)をもとに、執行部からキャンパスリニューアルの検討経緯、目的や方向性が説明され、理事・監事に X4 氏・X1 氏を加えて意見交換が実施された。その際、H 氏は、キャンパスリニューアルについては従前の理事会でほとんど説明を受けていないとの認識を述べた。

2022年12月21日、C氏がH氏の事務所を訪問し、本件キャンパス再編計画についての説明を行った。その際、C氏が「2021年5月21日の理事会でキャンパス再開発基本方針が異議なく承認されている」と述べたのに対し、H氏は、「理事会が異議なく承認しているなんて、そういうでたらめを言い出してもらっては困る」と言い返したことで口論となっている。

2023 年 1 月 7 日、H 氏は、E 氏から八王子キャンパスの案内をしてもらうために八王子キャンパスを訪問し、その場で β 氏とも面談し、キャンパスリニューアルに関する調査報告を受けた。この報告を受けて、同月 9 日、H 氏は、A 氏に対し、法人キに対する 円の支払い及び甲氏の利益相反問題に関して、情報を全て監事に提出した上で進めることを進言するメールを送付した。

2023年1月11日、C氏と甲氏が、H氏の事務所を訪問し、新宿新棟建設の概要を中心に本件キャンパスリニューアル構想について説明した。

2023 年 1 月 20 日の理事会において、本件キャンパス再編計画に伴う長期設備投資見通し、金融資産への想定される影響等について説明が行われ、参加者による意見交換が実施された。当該意見交換では、以下の議論がなされた。

- H氏より、β氏による本件監事意見書は、キャンパスリニューアルは中長期の事業 計画や予算に大きく関わることであるのに、理事会での説明・議論なく、評議員会 への諮問もないまま、理事長と一部の理事だけで進められてきたことに対する疑問 からのものであり、当然の指摘であること等の指摘がなされた。
- G氏より、将来の新宿校舎の立て直しを想定した計画を考えてほしい旨の意見があった。
- β氏が、法人キ・法人イ・法人才等に委託している調査の目的と計画の概要につき 理事会・評議員会への説明、学長である E氏と十分な意見交換をせずに計画を進め ている理由の説明等を求める質問書(本件監事質問書1)を提出した。

これらに対し、A 氏は、 $\beta$  氏による本件監事意見書及び本件監事質問書 1 並びに H 氏の指摘については、誤解が含まれているため、経緯、事実等について別途、説明する機会を設けたい旨回答した。

2023年2月3日の理事会において、新宿新棟建設の前提となる都市計画の進捗状況を含む本件キャンパスリニューアル構想について、C氏及び甲氏より説明がなされた。

β氏が、本件監事質問書1に続く質問として、なぜ発注側である本学が、受注側の社員である甲氏を責任者と任命し、理事会への報告もなく、多額の業務委託費を支払い、計画を進めているのか等について理事会・評議員会への説明を要請する質問書(本件監事質問書2)を提出した。

2023 年 2 月 16 日、 $\beta$  氏及び $\alpha$  氏は、キャンパスリニューアルの計画作成に関連する支出(2017 年度~2022 年度(2023 年 1 月))の調査を実施し、従前の質問事項に計 16 間の質問を追加する A 氏、C 氏、B 氏及び K 氏宛の質問状(本件監事質問状)を理事会に送付した。

2023 年 2 月 17 日の理事会において、本件監事意見書及び上記各質問書に対する見解・回答が書面とともに報告された。また、2021 年 5 月 21 日の理事会で決定した本件基本方針に従い、本件キャンパス再編計画の検討を執行部が進め、本件見通し資料について 2022 年 11 月 18 日の理事会で報告したところ、理事会に対する執行部での検討状況の報告や検討に要する予算についての説明が不足している旨の指摘があったことが説明され、これを受けて、①本件キャンパスリニューアル構想の検討を今後も継続すること、②今後の上記①の検討状況について理事会で定期的に進捗状況を報告することが決議事項として上程され、審議の結果、賛成 7 (A 氏、B 氏、C 氏、F 氏、G 氏、K 氏、L 氏)、反対 2 (E 氏、H 氏) の賛成多数により承認された。さらに、キャンパスリニューアルに関する評議員向けの説明会を 2023 年 3 月 1 日に実施することが報告された。

2023 年 2 月 19 日、 $\beta$  氏は、以前から監事業務に関する相談をしていた戌弁護士に対して、E 氏及び H 氏が「理事長以下総入替を行わないと、工学院大学がおかしくなる。選挙で勝たないといけない」と考えている旨を記載したメールを送信した。E 氏は、当委員会でのヒアリングにおいても、同年 1 月、2 月頃には評議員選挙を使って理事長を変更しようと考えたことを認めている。

2023 年 2 月 22 日、H 氏は「執行部のリニューアル計画についての反対意見」(本件 反対意見書)を、理事・監事・評議員全員に送付した。なお、H 氏は、本件反対意見書の中で、2021 年 5 月 21 日の理事会で本件基本方針を決議したことを記憶していなかったが、本件反対意見書を送付する前(その週)に E 氏から録音を聞かせてもらったと記載している。

2023 年 2 月 23 日、評議員 11 名(X12 氏、X13 氏、X14 氏、X15 氏、X16 氏、X17 氏、X18 氏、X22 氏、X24 氏、X26 氏、X23 氏)は、 $\beta$  氏を通じて、同年 3 月 1 日のキャンパスリニューアル説明会とは別に評議員会を開催することを求める寄附行為 38 条 3 項 1 号に基づく評議員会招集の請求書を A 氏に提出した。

# 6 キャンパスリニューアル説明会(2023年3月1日)

2023 年 3 月 1 日、評議員に対するキャンパスリニューアル説明会が開催された。評議員は、4 名の欠席者(X4 氏、X11 氏、X26 氏、X27 氏)を除く 28 名が出席(オンライン出席を含む。以下同じ。)し、理事・監事は $\alpha$ 氏を除く 10 名 $^{19}$ が出席した。

同説明会では、A氏ら執行部から、主に以下の説明がなされた。

- 本件監事意見書をはじめとする β 氏の意見書等での指摘に誤りがあること
- 本件キャンパス再編計画は今後の具体的計画の策定途上にあり、決定されたものではないこと
- キャンパスリニューアルの検討経緯(「VISION150」の改定・「コンパス 2023」の決定に関し評議員会の諮問及び理事会の決定を経て 2018 年頃から検討が開始され、2021年3月12日にキャンパスリニューアルの概要が「コンパス 2023」に反映されて評議員会の諮問及び理事会の決定を経ており、本件基本方針が同年5月21日の理事会で承認され、同年11月26日の評議員会では「コンパス 2023」見直しの経過報告の資料でもキャンパスリニューアルについて記載されていること)
- 2022 年 11 月 18 日の理事会で示した本件キャンパス再編計画に要する約 629 億円 という金額は法人才の見積もりをベースに施設部で高めに試算した参考数値であって、財務部での検討を経ておらず、減額の余地があること
- 当該約629億円には新宿新棟建設の費用は含まないこと
- 本件キャンパス再編計画の支出によって本学が借金を負うような財務状態にない こと等

これに対して、評議員からは、キャンパスリニューアルの全体像を理解できた旨の発 言やキャンパスリニューアルへの理解が深まった旨の発言があった。

#### 7 β氏による情報漏洩の発覚(2023年3月10日)

2023 年 3 月 10 日の評議員会においては、X12 氏から事前に質問で用いる資料が送付されており、議長代理である X4 氏は、事務局に対し、X12 氏が事前送付した資料を投影できるかと問うた。これに対し、事務局は、当該資料のうち、「キャンパスリニューアル計画作成関連支出(集計)2017 年度~2022 年度(2023 年 1 月まで)」と題する資料(本件業務委託関連資料)は、個別の契約の委託先と金額が示されているため秘密情報ではないかと考えており、投影を躊躇していると回答した。また、事務局は、「学部長ご説明資料」と題する資料についても評議員に配付している資料ではないとして、X12 氏に対し、これらの資料の入手先を尋ねた。これに対し、X12 氏は、β氏から入手したと回答した。本回答を受けて、A 氏は、これは重大な善管注意義務違反であるとし

<sup>19</sup> 評議員でもある F氏、G氏及び H氏を含む。

て、本日の質問には回答しないと述べた。

これに対し、X12 氏は、上記資料は、教職員に配付された資料と聞いており、機密保持の対象ではないと考える旨述べた。また、X12 氏は、キャンパスリニューアルについて学部長向けに説明した資料に「理事長決議」と記載されており、これを見た人は既にトップで決定されたものと感じるのが自然であり、何も決まっていないであればそのような資料をなぜ教職員に提示したのか、また、本資料について誰が教職員に説明をしたのか、理事長の承認をもらって説明したものか等と問うた。これに対し、A 氏は、当該資料はあくまで 2021 年 5 月の理事会で決定した基本方針が記載されたものであり、具体的な内容は決まっておらず、この資料はあくまで未定なことを前提にしているが、誤解を招いたことについては前回(2023 年 3 月 1 日)の説明会で陳謝した旨回答した。

#### 8 評議員選挙の実施(2023年3月17日)

2023 年 3 月 17 日、評議員会が開催され、X11 氏及び X21 氏を除く評議員 30 名並び に  $\alpha$  氏を除く役員 10 名 $^{20}$ が出席した。

同評議員会では、2023 年度事業計画案及び予算案の件(諮問事項)に関する説明が執行部からなされ、その後、出席評議員からキャンパスリニューアルの件について意見・質問がなされた。

また、次期評議員選任の件(決議事項)に関し、評議員選任事務局の総務・人事部長から、次期評議員選出のための電子投票の結果報告がなされ、その結果につき、出席評議員全員の確認、賛成をもって承認された。この選出結果は、A氏ら執行部を支持する候補者が落選したのに対し、反対派の候補者が当選し、次期評議員会の多数を占めるものであった。

同評議員会では、次期評議員理事の候補者選出のため、一時会議が中断されたが、X4氏(議長代理)は、全区分で次期議員理事候補者が決定しなかったため、本日は本件を審議しない旨の報告をした。続いて、X4氏は、理事選任規程5条1項に基づき、卒業生評議員理事候補者につきX12氏、有識者評議員理事候補者につきH氏の推薦があった旨を報告した。また、X4氏は、決定しなかった教職員評議員理事候補者については、別途協議し、2023年4月21日の評議員会までに選出結果を事務局に報告するよう要請した。

# 第3 β氏及び Η 氏の解任

#### 1 はじめに

20 評議員でもあるF氏、G氏及びH氏を含む。

2023 年 3 月 10 日の評議員会において発覚した  $\beta$  氏による情報漏洩の事実、具体的には、 $\beta$  氏が特定の評議員(X12 氏)に対して個別の契約の委託先と金額が記載された理事会の内部資料(本件業務委託関連資料)を提供していた事実について、理事会は対処方針の検討を開始した。H 氏は、この動きに反発し、 $\beta$  氏を擁護しようとして意見書を評議員に展開したが、当該行為もまた情報漏洩に該当するものであった。そこで、理事会は、同月 31 日の理事会で対処方針を検討した上、同年 4 月 10 日の理事会で $\beta$  氏及び H 氏を解任した。これに対して、 $\beta$  氏及び H 氏は、法的に争った。

 $\beta$  氏及び H 氏の解任は、本件寄附行為変更と合わせて A 氏ら執行部の反対派に対する対抗措置として実施された面があるところ、解任については以下で、本件寄附行為変更については後記第 4 でその概要を述べる。

# 2 情報漏洩に対する対処方針の理事会での検討(2023年3月31日)

#### (1) 理事会開催前の動き

2023 年 3 月 24 日、A 氏は、理事・監事に対し、「1 監査法人によるキャンパス再開発プロジェクト経費に係る監査実施の件」及び「2 役員による秘密保持義務違反に対する対処方針の件」を議題とする臨時理事会を同月 31 日に行う旨の招集通知を送付した<sup>21</sup>。

2023 年 3 月 26 日、H 氏は、役員及び評議員に対し、「臨時理事会(2023 年 3 月 31 日)の議案に対する意見書」(本件議案意見書)を送付した。本件議案意見書には「議案 2 が $\beta$ 氏の評議員に対するリニューアル計画についての情報提供を問題とするのならば、それはまったくの見当違い」である等の意見が記載されている。

2023 年 3 月 29 日、A 氏は、 $\beta$  氏に対し、本件業務委託関連資料を評議員へ提供した理由等について問う「質問書」を送付した。また、同日、A 氏は、H 氏に対し、本件反対意見書及び本件議案意見書を評議員に対して配布した行為は、理事会での議論を外部に漏らすものであり、理事としての善管注意義務違反であると考える旨等を記載した「理事の善管注意義務違反についての見解」を送付した。

# (2) 理事会による検討継続の決定

2023 年 3 月 31 日の理事会において、A 氏は、議案 2 (役員による秘密保持義務違反 に対する対処方針の件) について、書面により、β 氏の監事の善管注意義務違反、H 氏の理事の善管注意義務違反・忠実義務違反への見解、及び事実関係についての質問を提

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 本学理事長 (A氏) 名義の招集通知 (開催通知) が記載されたメールが本学総務課から送信されている。 他の招集通知についても同様である。

示し、回答を求めた経緯を示した。

これに対し、 $\beta$ 氏は、評議員からの問い合わせに対してできる限り情報提供をするのは執行部の責任であるとともに監事の責務である旨等を記載した「質問書の回答」を提出した。また、H氏は、本件議案意見書のほか、評議員からの質問に対して $\beta$ 氏が知るところを述べたことは評議員の知る権利に対する監事の応答義務によるものであり適切である旨等を記載した「理事長見解について」及び補足資料を提出した。その上で、両名は、 $\beta$ 明・意見表明を行った。

以上を踏まえて審議した結果、今後、更に事実関係及び経緯等を確認し、次回の理事会で対処方針を審議することとなった。また、G氏より、今後、評議員会等に情報提供をする際は、理事会の確認を経ることを条件とすることの提案があり、そのような対応を採る旨、理事会として確認した。

# 3 理事会による β 氏及び H 氏の解任 (2023 年 4 月 10 日)

# (1) 理事会の開催前の動き

2023 年 4 月 3 日、A 氏は、理事・監事に対し、「役員による善管注意義務違反に対する対処方針の件」を議案とする臨時理事会を同月 10 日に行う旨の招集通知を送付した。 2023 年 4 月 7 日、 $\beta$  氏は、理事・監事に対し、X12 氏が同年 3 月 10 日の評議員会の招集者であることや評議員にも守秘義務があることを踏まえれば、X12 氏に対して本件業務委託関連資料を提供したことは守秘義務違反には当たらないと考える旨等を記載した「2023 年 3 月 31 日付回答の補充と意見」を送付した。また、同日、評議員 10 名(X12 氏、X13 氏、X18 氏、X14 氏、X15 氏、X16 氏、X17 氏、X22 氏、X24 氏、X23 氏)は、 $\beta$  氏を通じて、同月 1 日のキャンパスリニューアル説明会及び同月 10 日の評議員会におけるキャンパスリニューアルの説明及び答弁が不誠実であり理事としての適正を欠くと判断したので辞任するよう A 氏、B 氏及び C 氏に勧告する辞任勧告書を理事会に提出した。

2023年4月8日、H氏が、理事・監事に対し、A氏、B氏及びC氏は評議員10名からの辞任勧告書に従って速やかに辞任すべきである旨等を本文に記載し、同3名には善管注意義務違反が疑われる旨等が記載された「意見書『執行部理事による善管注意義務違反が疑われる事実』」を添付したメールを送信した。

#### (2) 理事会による解任決議

2023 年 4 月 10 日の理事会において、評議員 10 名による辞任勧告書、 $\beta$  氏による「2023 年 3 月 31 日付回答の補充と意見」及び H 氏による「意見書『執行部理事による

善管注意義務違反が疑われる事実』」等が配布され、まず、H氏の善管注意義務違反・忠実義務違反の審議がなされた。A氏は、H氏の行為について、「多数決原理が支配する理事会において、少数となった自らの意見が容れられないことへの不満を、評議員に意見書として配布したことは、理事の善管注意義務・忠実義務に違反する」、「評議員への意見書配布を含む一連の行為は、秘密情報の漏洩にも該当する。さらに、その意見書は、誤った情報を含むだけでなく、自己に都合の悪い内容を意図的に省いている」等の見解を示した上で、同氏は、民主主義の基本的な原則である多数決原理を無視し、自らの考えが正しければ、何をしてもよいとの考えで一連の行動を行っていると言わざるを得ず、最も民主的な運営を求められる教育機関の役員として相応しくない非行であるから、寄附行為13条1項1、3、4号に該当し、解任に値すると考える旨述べた。審議の結果、賛成6(A氏、B氏、C氏、F氏、K氏、L氏)、反対1(E氏)の賛成多数によりH氏の解任が決議された。

次に、 $\beta$ 氏の善管注意義務違反についての審議が行われた。A氏は、 $\beta$ 氏の行為について、「監査報告とみなすことのできない評議員に対する情報提供を行ったことは、すべて監事の職務権限外の行為である」、「これらには、秘密情報の漏洩も含まれることから更に重大な事案である」等の見解を示した上で、同氏は、評議員会に対して、誤った情報を拡散し、評議員を扇動し、大学の適切な運営を阻害しており、大学における組織法秩序を無視し、理事会・評議員会の健全な運営を妨害しているため、寄附行為 13 条 1 項 1、3、4 号に該当し、解任に値すると考える旨述べた。審議の結果、賛成 6(A 氏、B 氏、C 氏、F 氏、K 氏、L 氏)、反対 1(E 氏)の賛成多数により  $\beta$  氏の解任が決議された。

以上の H 氏及び  $\beta$  氏の解任の議決に際し、A 氏は、 $\int H$  氏及び  $\beta$  氏の善管注意義務違反に該当する行為は、これまで理事会の議論や書面(見解、回答)等を通して、当該行為を指摘し、たびたび説得による翻意や是正を求めてきたところである。ところが、翻意や是正をせず、更に執拗に違法行為を繰り返すこととなった。そのような経緯を踏まえての本日の処分となった」と補足した。

#### 4 $\beta$ 氏及び H 氏の解任に関する法的係争

2023 年 4 月 11 日、E 氏、H 氏及び $\beta$  氏が文科省を訪問し、H 氏及び $\beta$  氏が解任された旨を報告した。同日、H 氏は、文科省高等教育局私学部宛に、解任に至る経緯を記載するとともに本学執行部に対して必要な調査を行った上でしかるべき指導をするよう求める「上申書(調査及び指導のお願い)」を提出した。

2023 年 5 月 1 日、 $\beta$  氏及び H 氏は、東京地方裁判所に対し、それぞれ監事・理事の地位を有することを仮に定める仮処分命令を申し立てた。

2023 年 6 月 14 日、東京地方裁判所は、いずれの申立てについても却下決定を下し

た。

2023 年 6 月 30 日、β氏は、東京地方裁判所による却下決定を不服として、東京高等 裁判所に対して、即時抗告を申し立てたが、同年 12 月 20 日に申立ての全部を取り下 げた。これにより、上記仮地位仮処分命令申立事件は終結した。

# 第4 寄附行為の変更を巡る攻防

#### 1 はじめに

2023 年 3 月 17 日の評議員会で行われた選挙では、A 氏らの進める本件キャンパス再編計画に反対する立場の評議員の多数が当選し、同年 6 月以降の次期(第 25 期)の評議員会も反対派が大半を占めることが確実となった。そうすると、当時の寄附行為(変更前寄附行為)に基づけば、次期理事会についても、反対派が過半数を占める見込みとなった。なぜなら、本件キャンパス再編計画の推進派は今期(第 24 期)の理事会が選任する 2 名のみであるところ、反対派は学長理事(E 氏)及び評議員理事 3 名の計 4 名と想定されたからである。また、次期理事会が組成後に追加で選任する理事(3 名以内)も反対派が選任される可能性が高かった。

これに対し、A氏ら執行部は、寄附行為を変更し、今期の理事会が選任する理事を2名から5名に増員するという対抗策を講じることとした。そうすれば、推進派が5名となり、反対派の4名を上回るからである。もっとも、寄附行為の変更は、文科省の認可をもって有効となるから、その前に(変更前寄附行為に基づき)次期理事会が組成されると、当該対抗策は空振りに終わる。そこで、A氏ら執行部は、今期の理事会が2名の理事を選任しない限り理事が定数の6名を満たさず次期理事会が組成できないことを奇貨として、寄附行為の変更が認可されるまでの間、当該2名の理事を選任しないという引き伸ばし(居座り)を行うこととした。

他方、E氏ら反対派は、本件寄附行為変更が文科省に認可されないか、あるいは、認可されるとしても次期理事会の組成の後であれば次期理事会における多数派となることができると考え、文科省に対し、本件寄附行為変更を認可しないよう働きかけた。さらに、E氏ら反対派は、寄附行為の変更には評議員会の諮問が必要であり、諮問がなされなければ本件寄附行為変更を申請できないことを奇貨として、定時評議員会において(変更前寄附行為に基づき)次期理事会が組成されるまでの間に開催される評議員会において諮問を行わない(諮問を完了したこととしない)という引き伸ばしを行うこととした。

以上の攻防に係る事実経緯の概要は以下のとおりである。

# 2 本件寄附行為変更の理事会決議(2023年4月12日)

2023 年 4 月 7 日、A 氏は、理事・監事・評議員に対し、寄附行為一部変更(本件寄附行為変更)の件を諮問事項とし、次期評議員理事選任の件を決議事項とする評議員会を同月 21 日に開催する旨の通知を送付した。

これを受けて、 $\beta$  氏が卒業生評議員の一部と 2022 年 11 月から行っていたオンライン会議に E 氏及び H 氏 $^{22}$ も参加し、2023 年 4 月 21 日の評議員会に向けた対応策が協議された。具体的には、本件寄附行為変更に関する評議員会への諮問について完了させないことを目的として、審議の順序を変更すること(評議員選任理事の選任を先に行い、諮問を後にすること)、そのために議長交代を行うこと(当初は議長である X11 氏に出席と議事運営を依頼したが、本件の議事運営は任が重く難しいので誰かに代わってほしいという回答を得たため)、「事故あるとき」の副学長ではなく、新たに寄附行為 37 条 4 項に基づき議長を選ぶために X11 氏に辞任してもらうことなどが協議されたものとみられる。

2023 年 4 月 12 日、理事会が開催され、①本件寄附行為変更を評議員会に諮問すること、②理事選任規程の一部改正、③監事選任規程の一部改正、④評議員選任規程の一部改正について、賛成 7、棄権 1 (E氏) で承認された。同理事会で決議された上記①の本件寄附行為変更の概要は下表のとおりである。

項目	変更前寄附行為	変更後寄附行為
理事の員数	6人以上9人以内	9人以上11人以内
有識者理事の員数	2人以上5人以内	5人以上7人以内
役員改選時に理事会の決議により	2 人	学外者2人を含む者5
選任される有識者理事の員数		人
役員改選後発足した理事会が、あらかじめ評議員会の意見を聴いて 理事会の決議により追加選任でき	3 人以内	2 人以内
る有識者理事の員数		
寄附行為の規定により解任された 者の資格制限	なし	理事及び監事になる ことができない

2023 年 4 月 12 日、E 氏は、文科省の担当者に対し、本件寄附行為変更の認可の時期について、「5/26 に現行寄附行為のもとで新理事長が決定されれば、改正寄附行為の承認が 5/27 以降となっても、何ら問題ありません」と述べた上で、「寄附行為改正承認 (5/27 以降)をよろしくお願いします」と要請するメールを送信した。役員が任期満了となる定時評議員会が同年 5 月 26 日に開催されると想定されていたので、その時点までに寄附行為の認可が下りていなければ、現行の寄附行為(変更前寄附行為)に基づき

 $<sup>^{22}</sup>$  H氏の参加は 2023 年 4 月 10 日 (理事を解任された理事会) 以降とのことである。

6名の理事(学長理事1名、評議員理事3名、旧理事会選任理事2名)で第25期の理事長が選出されることになるため、第25期の理事のおそらくは過半数、少なくとも半数(学長理事(E氏)、評議員理事のうちの卒業生枠と有識者枠の2名<sup>23</sup>)が反対派となり、推進派が推薦するであろうA氏を次期(第25期)理事会の理事長に選定することを拒絶できると考え、文科省の担当者に対し、本件寄附行為変更の認可を同月27日以降とするよう要請したものである。

# 3 本件寄附行為変更の諮問に係る評議員会(2023年4月21日)

2023年4月21日、理事会(前半)が開催され、G氏を監事候補者として評議員会に付議することについて全理事(A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、G氏、K氏、L氏)の 賛成により承認された。同日開催の評議員会のため、同理事会は一時中断した。その後、 評議員会が開催され、以下の議論がなされた。

#### ① 議長の交代

2023 年 4 月 21 日の評議員会の冒頭、議長である X11 氏は、評議員会の成立(定足数の充足)を確認した後、「最近体調がすぐれないので、議長を私に代わってしかるべき人に交代していただきたい」と発言し、また、X23 氏からの「次の議長の選任まで、今日はお務めいただくという」理解で良いかとの質問に対し、肯定した。これを受けて、X23 氏が、X15 氏を議長に推薦する旨を発言した。

その後、議長を誰に交代すべきかについて、寄附行為 37 条 3 項 $^{24}$ に基づき副議長 である X4 氏に交代すべきとする意見と、同条 4 項 $^{25}$ に基づき評議員会の決議により選任すべき(具体的には X15 氏に交代することを諮るべき)という意見が対立した。

この議論は結論が出ず、X11 氏が、議長の交代先を X15 氏とするか X4 氏するか について採決したい旨を述べ、採決したところ、X15 氏:16 名、X4 氏:12 名の賛 成となった。そこで、X11 氏は、「X15 さんには、今期の議長をお願いします。X15 さんへの交代をもって私の評議員会議長を退任いたします」と述べ、同評議員会の その後の議長は X15 氏が務めることとなった。

その後、X11 氏は、議長を退任するのは(本日のみではなく)「今期」である旨を 改めて述べ、これに対して、A氏は、本日の議長交代ではなく議長職の辞任なので

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 同メールには、評議員理事のうち教職員枠が未定であるが、仮に教職員枠の評議員理事が推進派になるとしても「3:3でも、評議員会からの不信任決議によって、現理事会から推薦される現理事長と常務理事をはねのけて新『理事長』、理事にすることを排除でき」ると記載されている。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 寄附行為 37 条 3 項は、「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を代理し、又はその職務を行う。」と定める。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 寄附行為 37 条 4 項は、「議長又は副議長が欠けたときは、第 2 項の規定により、すみやかにこれを選任しなければならない。」と定める。「第 2 項の規定により」は「評議員会の決議により」という意味である。

あれば、議題にあげて決議をとらなければならない旨を指摘している。

#### ② 評議員理事の選任

議長に就任した X15 氏は、後発事象として報告事項(「理事選任規程、監事選任規程、評議員選任規程一部改正について」及び「役員の解任について」)が追加されていることに触れ、議事進行について意見があれば出すよう述べた。

これを受けて、X22 氏が、①評議員理事の選任、②役員解任についての報告、③ 寄附行為の変更等について、という順番に審議し、③において各選任規程の改正についても報告を受けることを提案したところ、特段の異議はなされず、X22 氏の提案した順番で審議することとなった。

X15 氏は、評議員理事の候補は、教職員枠は X3 氏、卒業生枠は X12 氏、有識者枠は H 氏であるから、この 3 人の選任を諮りたいと述べた。

A氏は、2023年4月12日付で理事選任規程が改正され、解任された人は評議員になれない(つまり、H氏は評議員になれない)ので、有識者枠の理事候補を再度選任してほしい旨述べ、さらに、現行の寄附行為でも役員の解任規定があり、解任された理事を理事にしないのは理事会の権限の範囲内であると付言した。これに対し、H氏は、理事選任規程は寄附行為を侵さない範囲で定められるものであり、寄附行為8条2項によれば、誰を評議員理事にするのかについては評議員会だけで決めることができると反論した。結局、この点についての議論も決着しなかった。

また、F氏から、3名を一緒に決議するのか、1名ずつなのかを決めなくても良いのかとの発言があり、A氏からも、理事選任の手続は寄附行為でなくとも選任規程で定められることとなっており、2023年4月12日に改正された理事選任規程において、1人ずつ採決することが決まっているとの説明があった。これに対し、X15氏は、3名を一括で採決し、採決した結果問題が生じるようであれば(個別に選任することを)考えることとする旨述べた。

X15 氏は、X3 氏、X12 氏及び H 氏を評議員理事に選任することに反対の評議員 に挙手を求めたところ 9 名であり、その他に賛成とみなされては困る評議員(棄権) が 1 名であることを確認し、上記 3 名を評議員理事に選任することにつき賛成多数で決議されたと述べた。

#### ③ 本件寄附行為変更の諮問

本件寄附行為変更に関して、評議員から以下の意見が出された。

X23 氏より、リニューアル計画に関する(説明に)積み残しがあることや、役員解任の件など含めて現に執行部のガバナンスの問題が指摘されている以上、それを徹底的に議論する必要があるにもかかわらず、急に寄附行為の変更という議題が出てくるのが理解できないため、そのような重要な問題は新たな理事・評議員のもとで検討するべきとの意見が出された。

I氏より、外部理事が入って、理事会の議論を活性化させるという意味では本件寄

附行為変更は前向きな話であるから、賛成する旨の意見が出された。また、X1氏より、本件寄附行為変更は最低限の変更と考えており、賛成する旨、及び評議員や理事の選出についてダイバーシティの観点を寄附行為に反映させていってほしい旨の意見が出された。

他方で、H氏より、寄附行為は私立学校の憲法のようなものであり、これを改正するのは、相当なバックグラウンドの事実がなければならず、時間をかけるべきであって、なぜ拙速に進めようとしているのか合理的説明ができないのではないかとの意見が出される等、審議の継続を求める意見も出された。

そこで、X15 氏が、寄附行為の変更の諮問について、本日に十分な議論を行うか継続審議とするかについてそれぞれ決を採ったところ、前者の賛成が9名、後者の賛成が14名であった。これを受けて、X15 氏は「諮問及び審議は未完了とせざるを得ない」と発言した。

その後、理事会が再開された。A氏が、本件寄附行為変更について、評議員会の意見を聞いた結果を受けて、改めて理事会で評議員会に諮った原案の最終審議を求めたところ、賛成7(A氏、B氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)、反対1(E氏)の賛成多数により、付議内容どおり承認された。

#### 4 本件寄附行為変更の認可申請(2023年4月22日)

2023年4月22日、本学は、文科省に対し、同月21日の理事会で決議された本件寄附行為変更の認可を申請した。

2023 年 4 月 27 日、K 氏及び総務・人事部長は、文科省を訪問し、本件寄附行為変更の認可申請に関し、同月 12 日の評議員会の議事録の提出要否について相談した。その際、文科省より「評議員の意見を丁寧に聞くべき」との指導を受けた。

2023 年 5 月 30 日、E 氏、H 氏、β 氏及び X12 氏が文科省を訪問し、本件寄附行為変更に関し、評議員会では審議未了となっているため、定時評議員会が終了するまでに本件寄附行為変更を認可しないよう嘆願した。

#### 5 評議員会の不成立と意見聴取会の開催(2023年5月12日)

2023 年 4 月 28 日、A 氏は、その前日に文科省を訪問した際に同省から「評議員の意見を丁寧に聞くべき」との指導がなされたことを受け、理事・監事・評議員に対し、「寄附行為一部変更に関する継続意見聴取」を議題とする評議員会を同年 5 月 12 日に開催する旨の通知を送付した。

2023年5月12日、評議員会が開催される予定であったが、出席者は評議員32名中

13名(X4氏、F氏、X1氏、X2氏、X8氏、G氏、X19氏、X7氏、X9氏、X5氏、X6氏、I氏、X29氏)であり、定足数を満たさなかった。そこで、上記評議員 13名と、理事 6名 $^{26}$ (A氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)及び監事の $\alpha$ 氏による「寄附行為変更に関する意見聴取会」が開催され、本件寄附行為変更に関する議論がなされた。

その後に開催された理事会(後半)において、A氏は、①評議員会は成立しなかったものの、出席した評議員からあるいは事前に多くの意見が寄せられたこと、②理事会と評議員会とは丁寧なコミュニケーションをとる必要があることから、評議員による意見聴取会を実施して追加の意見聴取を行ったこと、③当該意見聴取会における評議員の具体的な意見内容について、既に申請が受理されている本件寄附行為変更に係る認可申請書類の追加報告として、文科省に報告することを議決したい旨述べたところ、出席理事全員(A氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)の賛成により承認された。

これを受けて、翌2023年5月13日、本学は、文科省に対して、同年4月22日付寄附行為変更申請書の追加資料として、同年5月12日の寄附行為変更に関する意見聴取会の発言録・資料及び同日の理事会の決議録・資料をメールで提出した。

# 6 定時評議員会(2023年6月16日)

# (1) 定時評議員会の招集通知

2023 年 5 月 12 日、A 氏が、理事・監事・評議員に対し、次期評議員理事選任の件を 決議事項とし、2022 年度事業報告及び決算報告等を報告事項とする定時評議員会を同 月 26 日 17 時 30 分から開催する旨の通知を送付した。その後、A 氏は、理事・監事・ 評議員に対し、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議長選定の件を決議事項、①寄 附行為 8 条 3 号イに規定する理事の件、②顧問委嘱の件を諮問事項とする評議員会を 同日 19 時から開催する旨の通知を送付した。

#### (2) 定時評議員会の開催延期通知と評議員による開催請求

2023 年 5 月 24 日、A 氏が、理事・監事・評議員に対し、「文部科学省や裁判所という公的な機関の判断を得て、問題点の一応の解決を見た上で次期理事会に業務を引き継ぐため」、同月 26 日に開催予定であった評議員会を同年 6 月 28 日に延期することとする旨をメールで伝えた。

これに対し、2023 年 5 月 27 日、評議員 12 名(X12 氏、X13 氏、X14 氏、X15 氏、X16 氏、X17 氏、X18 氏、X22 氏、X24 氏、X26 氏、X23 氏、H 氏)は、寄附行為 38 条 3 項 1 号に基づき、A 氏に対し、2022 年度決算報告を会議の目的事項とする評議員会の

50

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 評議員でもある F 氏及び G 氏を含む。

招集を請求した。

これを受けて、2023 年 6 月 6 日、A 氏は、理事・監事・評議員に対し、2022 年度事業報告及び決算報告を会議の目的事項とする評議員会(定時評議員会)を 2023 年 6 月 16 日に開催する旨の通知を送付した。

#### (3) 定時評議員会の開催

2023年6月16日、理事会(前半)が開催され、A氏は、同月15日付でB氏より辞任の届出があったと報告し、それを踏まえ、寄附行為8条3号アに定める欠員理事補充の件について、I氏を選任したい旨の提案をした。審議の結果、賛成6(A氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)、反対1(E氏)の賛成多数により承認された。評議員会のため、同理事会は一時中断した。

その後、評議員会が開催され、評議員は28名が出席した。

A氏より、X11氏の辞任届が2023年5月31日に提出されており、現在、評議員会議長が欠けた状態であることから、寄附行為37条3項に基づき、副議長のX4氏が議長を務めること、X15氏は評議員会議長ではないことの説明がなされ、X4氏が議長として評議員会開会を宣言した。

K氏から2022年度事業報告について、A氏から2022年度決算報告について、それぞれ報告があった。その後、X4氏から質問・意見を求めたが、評議員から特段の意見・質問は述べられなかった。

最後に、A氏が、(2023年4月21日の) 評議員会で評議員理事3名の選任決議が行われたが、議長としての権限を有さない者が規程で定められた手続によらずに行った選任決議であり無効であるから、改めて評議員会を招集して選任決議を行う旨を述べた。

同評議員会中は不規則発言があり、騒然とした中で進められた。本会以降、複数回に わたって評議員会が A 氏により招集されるも、成立には至っていない(後記第5・4参照)。

同評議員会の後、理事会(後半)が再開された。A氏は、①本評議員会における評議員理事 3 名の選任決議は無効であるため、改めて評議員会を招集して選任決議を行うこと、②このため、評議員理事は選任されておらず、また、寄附行為 8 条 3 号の理事(旧理事会選任理事及び新理事会選任理事)も選任していない状況となるため、同 11 条 4 項により、A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏及びL氏が引き続き、役員としての権利義務を有することとなること、③変更後寄附行為に基づき、然るべき時期に理事の選任を行いたい旨述べ、出席理事 8 名 (A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、G氏、K氏、L氏)の全員が異議なく賛成した。なお、E氏はこの理事会(後半)を欠席している。

# (4) 評議員会の開催延期通知

2023 年 6 月 26 日、A 氏は、同月 28 日の時点ではまだ本件寄附行為変更が認可されない可能性が高かったことから、同日に予定されていた評議員会を再度延期することとし、評議員宛にその旨を通知した。

#### 7 本件新理事会の動き(2023年6月~7月)

# (1) 理事長の選定

2023 年 6 月 16 日、評議員会の終了後、同年 4 月 21 日の評議員会で選任された評議員理事 3 名 (X12 氏、X3 氏、H 氏)及び学長理事 1 名 (E 氏)の 4 名は、招集行為を伴うことなく理事会と称する会 (本件新理事会)を開催し、X12 氏を理事長に選定する決議を行った。

# (2) 理事長の再選定等

2023 年 7 月 10 日、E 氏、X12 氏、H 氏及び X3 氏は、第 25 期の評議員に対し、①新議長の選定、②新理事長の承認決議、③前理事長(A 氏)から新理事長への業務引継ぎ要求決議、④前理事長(A 氏)及び前常務理事(C 氏)の理事長室及び常務理事室からの退去要求決議、⑤新理事会で決定する追加理事候補者 2 名の承認決議を議題とする評議員会を同月 18 日に開催する旨の「新評議員会招集通知」を送付した。

同日、X12 氏、X3 氏、H氏及びE氏は、権利義務理事のうちの6名(A氏、C氏、G氏、F氏、K氏、L氏)及びα氏に対し、2023 年 6 月 16 日に開催した本件新理事会にて X12 氏を理事長に選定したが、同年 7 月 18 日に開催する本件新理事会において理事長を改めて選定するゆえ、旧理事会選任理事 2 名を選任することを求める理事会招集通知書を送付した。

2023 年 7 月 14 日、A 氏ら権利義務理事による理事会が開催され、A 氏が、理事会及び評議員会と称する会議に係る E 氏の一連の行為及び文科省高等教育局私学部参事官から「学校法人工学院大学における管理運営について(通知)」(2023 年通知)があったことを報告し、出席理事 7 名(A 氏、C 氏、F 氏、G 氏、I 氏、L 氏、K 氏)の全員一致で、E 氏に対し、警告書を発することを決議した。また、文科省からの指導について、法令違反状態の是正及び法人運営の改善に取り組む旨の回答をすることを確認した。同日、当該出席理事 7 名が、E 氏に対し、同月 18 日に予定されている理事会及び評議員会と称する会の開催の中止等を求める警告書を送付した。

2023 年 7 月 18 日、本件新理事会は、理事会と称する会を開催した。同会には X12

氏、X3 氏、H 氏及び E 氏 4 名が出席し、①X12 氏を新理事長に選定すること並びに② 丙氏及び X23 氏を新理事会選任理事の候補者とすることを、全員一致によりそれぞれ 承認した。

その後、評議員会と称する会が開催され、27 名の評議員が出席した(欠席 5 名:G 氏、X5 氏、Y2 氏、X29 氏、Y11 氏)。同会では、X13 氏を評議員会の議長とすること、 Y8 氏を副議長とすること、丙氏及び X23 氏を新理事会選任理事とすること等がそれぞ れ承認可決された。

その後、本件新理事会は、理事会と称する会を開催し、X12 氏、X3 氏、H 氏及び E 氏 4 名の出席の下、丙氏及び X23 氏を新理事会選任理事として選定する旨を全員一致で承認可決した。なお、同会の招集行為については資料上明らかでない。

2023 年 7 月 24 日、H 氏、 $\beta$  氏及び X12 氏が文科省を訪問し、第 25 期の理事会(本件新理事会)が発足した旨を報告した。

#### (3) 本件寄附行為変更等の決議の取消し

2023 年 7 月 27 日、本件新理事会は、理事会と称する会を開催し、X12 氏、E 氏、H 氏、X3 氏、丙氏及び X23 氏が出席した。同会では、①同年 4 月 10 日の理事会での H 氏及び β 氏に対する各解任決議の取消し、②同月 12 日の理事会以降に行われた本件寄附行為変更決議並びに理事選任規程、監事選任規程及び評議員選任規程の変更決議の取消し、③同年 6 月 16 日の理事会における I 氏の理事選任決議の無効確認、を出席者の全員一致をもって決議した。なお、同理事会の招集通知は、同年 7 月 19 日に X12 氏から E 氏、H 氏、X3 氏、丙氏、X23 氏及び α 氏に対して送付されている。

2023年7月27日以降、本件新理事会は、理事会と称する会を開催していない。

#### 第5 寄附行為の変更の認可後の攻防

#### 1 はじめに

文科省は、2023 年 8 月 3 日、本件寄附行為変更を認可した。そこで、A 氏ら執行部は、変更後寄附行為に基づき、次期(第 25 期)の理事会を組成した。これにより、本件寄附行為変更の認可前に(変更前寄附行為に基づき)次期理事会を組成し、その多数派となるという E 氏ら反対派の作戦は頓挫した。

そこで、E氏ら反対派は、評議員会への欠席を続け、本学の運営を機能不全に陥らせることで、A氏ら執行部の妥協を引き出すことを試みたが、その結果、私学事業団から本学への私学補助金が減額されることとなった。

これらの事実経緯の概要は、以下のとおりである。

# 2 寄附行為の変更の認可(2023年8月3日)

2023 年 8 月 3 日、本件寄附行為変更が文科省に認可され、同日より施行された。本件寄附行為変更が認可された旨は、同日、本学総務・人事部総務課から理事・監事・評議員に対してメールで通知された。

# 3 変更後寄附行為に基づく第25期理事会の組成等

# (1) 旧理事会選任理事の選任

2023 年 8 月 23 日、理事会が開催され、同月 3 日の文科省による本件寄附行為変更の認可を受け、変更後寄附行為に基づき、A 氏、C 氏、I 氏、K 氏及び M 氏の 5 名を旧理事会選任理事に選任する旨の決議が出席理事 7 名(A 氏、C 氏、F 氏、G 氏、I 氏、K 氏、L 氏)全員の一致をもって行われた。

その上で、A氏は、当該5名の選任後も理事の定数9名に満たないことから、定数が満たされるまでの間、F氏、G氏及びL氏の3名には権利義務理事として理事会運営に協力してもらいたい旨を述べ、当該3名はこれを了承した。

なお、当該理事会の招集通知は、2023 年 8 月 16 日に、A 氏、C 氏、F 氏、G 氏、I 氏、K 氏、L 氏、E 氏及び $\alpha$  氏に送付されている。

# (2) 理事長の選定

2023 年 8 月 30 日、理事会が開催され、A 氏を理事長に選定する旨を出席理事 8 名 (A 氏、C 氏、I 氏、M 氏、K 氏、F 氏、G 氏、L 氏) 全員の一致をもって承認した。 なお、当該理事会の招集通知は、2023 年 8 月 23 日に、A 氏、C 氏、E 氏、K 氏、G 氏、I 氏、M 氏、F 氏、L 氏及び α 氏に対して送付されている。

#### (3) 学長の選任

2023 年 12 月 15 日、理事会が行われ、F 氏を次期学長とすることが、特別利害関係人であるF 氏を除く出席理事 7 名 (A 氏、C 氏、K 氏、E 氏、I 氏、M 氏、G 氏) 全員の一致をもって承認可決された。

なお、当該理事会の招集通知は、2023 年 12 月 8 日に、A 氏、C 氏、E 氏、K 氏、G 氏、I 氏、M 氏、F 氏、L 氏及び $\alpha$  氏に対して送付されている。

#### 4 評議員会の不成立(2023年8月~)

#### (1) 評議員の多数による出欠連絡への無返信等による評議員会の不成立

A氏は、評議員会を開催するべく、2023年7月27日以降、理事・監事・評議員宛に、下表のとおり、繰り返し評議員会の招集通知(開催通知)を送付している。しかし、最初の7回(#1~#7)は評議員の多数が本学総務部に対して評議員会への出欠の連絡をせず、その後の2回(#8~#9)は評議員の多数が欠席したため、いずれも不成立(定足数を満たさないことが明らかであるため事前に中止されたものを含む。)となっており、結局、本日に至るも、評議員会が開催されていない。各評議員の具体的な出欠状況は、別紙Fのとおりである。

#	招集通知送付日	開催予定日	評議員会の成否
1	2023年7月27日	2023年8月10日	不成立
2	2023年8月16日	2023年8月30日	不成立
3	2023年9月1日	2023年9月15日	不成立
4	2023年10月6日	2023年10月20日	不成立
5	2023年11月15日	2023年12月1日	不成立
6	2023年12月8日	2023年12月26日	不成立
7	2024年2月14日	2024年2月29日	不成立
8	2024年3月13日	2024年3月27日	不成立
9	2024年5月10日	2024年5月24日	不成立

なお、2024 年 2 月 29 日に開催が予定された評議員会 (#7) は、私学法 37 条 3 項 6 号及び寄附行為 28 条 1 項 6 号に基づき監事である  $\alpha$  氏が A 氏に対して評議員会招集請求をしたことにより、A 氏が招集請求したものである。その招集通知を送付する同月 14 日のメールには、監事が当該評議員会の開催を請求したものである旨及び「今回の評議員会の開催については、文部科学省から強く指導を受けております。評議員の皆さま方におかれましては、ご多忙中恐縮に存じますが万障お繰り合わせの上、ご出席賜りますよう、お願い申し上げ」る旨が記載され、同月 9 日付の  $\alpha$  氏による書面(本件監事出席要請書面)が添付されている。

そして、本件監事出席要請書面には、「このまま評議員会が開催されなければ、学校法人の運営に大きな支障が生じ、所轄庁である文部科学省からの指導があるばかりでなく、既に経常費補助金の減額が決定され、ガバナンスが不全であるとの指摘も受けることにより学校法人工学院大学の社会的信用が大きく棄損される恐れがあります。この影響は今後問題が解決するまで続き工学院の教職員及び学生生徒に大きな負担となります。これらの事情をご理解いただき、評議員の皆様におかれてはここで評議員会に出席し、会議の場で今後の法人運営に意見を反映していく道を選択していただきたく

思います」と記載されている。

#### (2) 評議員に対する評議員会の不成立に向けた呼びかけ等

# (i) X13 氏による呼びかけ

2023年9月2日、X13氏は、一部の評議員宛に、同年8月30日の評議員会(#2)が出席者不足により開催が見送られたことについて「皆様のご協力に深く感謝」した上で、同年9月15日の評議員会の招集通知(#3)についても「返信せずに欠席」することを要請する旨のメールを送付した。X13氏が、少なくとも上記2つの評議員会について、その不成立に向けて欠席すること等を呼びかけていたことが認められる。

2023 年 10 月 6 日、X13 氏は、E 氏、X12 氏、X17 氏、 $\beta$  氏及び X14 氏に対し、「先日の打ち合わせでは、例えば X15 さんに送ってもらえば(要は人を変えれば)という意見だったように記憶しています。あるいは電話作戦で証拠を残さないようにするかですね」という提案とともに、評議員に送付する文案をメールで送付した。同文案には結論として「評議員の皆様の戦う手段は、評議員会に出席しないこと」と記載されている。

## (ii) E氏による呼びかけ

2023 年 10 月 7 日、E 氏は丁弁護士に対し、教職員評議員が評議員会を欠席することの法的正当性根拠について「うまい説明方法があればください」と質問し、同月 8 日、丁弁護士は E 氏に対し、寄附行為その他の規定上は評議員の評議員会への出席義務はなく、結論として「教職員評議員は評議員会への出席義務はないので欠席するとしても構わない」と回答した。

2023年10月9日、E氏は、一部の教職員評議員に対し、丁弁護士からの回答を転送 し、その本文に「評議員会の一つの表現方法として無届欠席はあり得るようです」と付 記したメールを送信した。

2023 年 11 月 16 日、E 氏は、一部の評議員に対し、同年 12 月 1 日に開催予定の評議員会 (#5) を (出欠の連絡をせずかつ) 欠席するよう呼びかけるメールを送信した。同メールには「12/1 の第 256 回評議員会は「いつものアレ」してください」、「・・・私学事業団からは経常費補助金の一部カット (7000 万円) を言い渡されています。・・・でも補助金カットされれば、工学院大学のガバナンス問題が世間に漏れます。入試には影響しない時期です。例え、一時的にそれによって偏差値に影響したとしても、創設者タイプの寄附行為に変更した大学を正常な大学に引き戻せるかもしれません。研究費、教育費には影響しません。ご協力お願いします」、「すでに寄附行為変更が認可され、理事

長登記の状態では問題収拾の糸口を見つけるのに難しい状態ですが、補助金カットは 糸口になり得ます」等と記載されている。なお、「アレ」とは(出欠の連絡をせずかつ) 欠席することを指すと解される。

2024年2月18日、X13氏、X28氏、X14氏及びE氏を主催者とする公開説明会(本件反対派説明会)が開催され、主催者4名の他、 $\beta$ 氏、E氏、X17氏、H氏の4名が登壇した。同説明会のE氏の説明資料には「理事長は評議員会を諮問機関とみなさない。単に意見を聴く機関としているため、反対意志を示す手段は欠席しかなくなった」との記載があり、出席者に対し、評議員会への欠席はやむを得ない(正当である)旨の説明をしている。

2024年2月20日、E氏は、一部の評議員に対し、同月29日に開催予定の(監事である α氏が開催を請求した)評議員会(#7)及び同年3月に開催が想定されるその次の評議員会についても引き続き(出欠の連絡をせずかつ)欠席するよう呼びかけるメールを送信した。同メールには、「今回の2/29 第256回評議員会議案は何ら問題のない議案ですが、落とし穴がありますので、いつものアレでお願いします」との記載があるほか、α氏による本件監事出席要請書面について「中立であるべき α 監事の参加依頼状には本来なら、この混乱を作り出した A氏を批判すべきところを、評議員の皆様の参加がないために、大学の運営が混乱に至っていると暗に評議員の皆様の出席を非難してい」る旨批判した上で、「これに参加したら、参加の皆様には今後の評議員会参加圧力が大変なものになります。連続不参加されることをお願いします」、「追って3/15の定例の評議員会は2025年度予算案の諮問がありますが、こちらに関してもアレでお願いします。予算承認されずに次年度の大学が運営されることは想定外なことが生じますが、これこそ経営責任を文科省としても理事長、理事会に問わなくてはならない重大事項になります」等と記載されている。

2024年2月29日、本学総務課から理事・監事・評議員宛に同日開催予定の評議員会 (#7)にオンラインで参加するための情報 (Zoom の URL)が記載されたメールが送信されたことを受けて、同日、E氏は、一部の評議員に対し、「評議員会 ZOOM をクリックしないでください。(うっかりでもダメです。)無断欠席でも法的には問題ありません。皆さまの心配事の次年度予算に関しても、対策は考えています」等と記載したメールを送信した。

#### (iii) X28 氏によるオンライン署名サイトでの署名活動

2023 年 12 月 8 日、X28 氏は、①文科省による本件寄附行為変更の認可の取消し、②本学の理事長と理事の辞任について、オンライン署名サイト (Change.org) で同意者を募る記事をそれぞれ公開し、署名活動を開始しているところ、②の記事には「10 月に私学事業団より・・・来年度の私学助成金を減額するとの通達を受けた。文部科学省は、

その責任は経営側、すなわち理事長と理事会にあり、評議員には責任はないと明確に発言している」と記載した。しかし、当委員会の調査によっても、文科省は経営責任は理事会が負うという一般論を述べたに過ぎず、文科省が評議員会を敢えて欠席した評議員に何らの責任も生じないとまで述べた事実は認められない。実際、文科省による 2024 年通知には「多くの評議員が、令和5年8月以降、理事長からの評議員会の招集に応じないことはもとより、私立学校法に基づき報告を行うために監事が開催を招集した評議員会の招集にも応じていないことは評議員としての職責を果たしていないものと言わざるを得ず、極めて遺憾」である旨が記載されている。

# (iv) H氏による意見書の作成

2024年2月4日、X13氏、X28氏及びX14氏が、H氏に対し、評議員の評議員会への出席義務に関する意見書の作成を依頼した。

これを受けて、2024年2月6日、H氏が、評議員の評議員会への出席義務に関する 意見書を提出した。同意見書には「正当な理由があって欠席することは、評議員の義務 違反ではない」、「評議員の学校法人に対する善良な管理者としての注意義務の観点か らは、欠席が義務であるとすら考えられる場合がある」等と記載されている。

2024年2月18日、H氏は、本件反対派説明会の場において、上記意見書と同趣旨の 見解を解説した。

#### 5 私学補助金の減額(2024年3月12日)

#### (1) 私学補助金の減額の可能性の指摘とそれに対する対応

2023年10月3日、本学は、私学事業団から、私学法違反の状態が続く場合には、私学補助金の減額措置の対象となる可能性があるとの指摘を受け、私学事業団との面談を行った。

そこで、2023年10月6日、本学総務課は、理事・監事・評議員宛に(A氏名義の) 評議員会招集通知(#4)を送付するメールにおいて、私学事業団からの上記指摘について記載した上で、「私立学校法違反を解消するためには、評議員会を開催する必要がございますので、評議員会成立へのご協力をお願いします」と記載した。同年11月15日(#5)、同年12月8日(#6)及び2024年2月14日(#7)に本学総務課が評議員会招集通知を送付したメールにも同様の記載がある。しかし、前記4のとおり、多数の評議員は評議員会への欠席を続けた。

また、2023 年 12 月 27 日、文科省は、2024 年 1 月 12 日に私学事業団の本学に対するヒアリングが実施されることを踏まえ、文科省にて双方の代表が話し合い、その前日

(同月11日)までに本件紛争の解決を目指すことを提案した。しかし、E氏ら反対派が日程の都合がつかないと述べたため、面談予定日は同月19日となった。

その上で、E氏らは、2024年1月15日、A氏ら執行部の退陣以外の解決はあり得ないと述べ、話し合いをキャンセルした。その結果、文科省の斡旋による話し合いは実現しなかった。

# (2) 私学補助金の減額の決定

2024年1月30日、私学事業団から本学に対し、2023年度の私学補助金を50%減額する旨の連絡がなされた。私学補助金の減額については、同日に本学のウェブサイトで公表され、ニュース等でも報道された。

2024年3月12日、私学事業団は、本学に対する2023年度の私学補助金の50%の減額を決定した旨を本学に通知した(補助金減額決定通知)。具体的には、2023年度の私学補助金は約8億円が想定されていたので約4億円が減額された(前記第2章・第1・4参照)。

#### 第4章 調査項目に関する当委員会の判断

# 第1 キャンパスリニューアルに関する法人内手続等の瑕疵の有無

#### 1 理事会への付議・報告について

#### (1) 2021年5月21日の理事会における本件基本方針の決議は有効か

2021年5月21日の理事会に関しては、そもそも同日に本件基本方針に関する決議がなされているか疑義がある旨の指摘がなされている。

しかし、同理事会の発言録を見ると、本件基本方針に関して約1時間の審議がなされたのち、議案の説明者である C 氏が「基本方針は決裁いただいたという形でよろしいですか?」と諮り、議場より了解した旨の発声があり、これを受けて、議長である A 氏が「ありがとうございます。ではそういう形で進めます」と応じたことが認められる。以上のやり取りについて、議場からは何ら異議は出ていないのであるから、当該やり取りをもって、本件基本方針は満場一致で承認可決されたと認定できる。

次に、H氏らは、2021年5月21日の理事会の招集通知に本件基本方針に関する議 案が明示されていなかったことを指摘する。

しかし、理事会への出席が理事の任意であるならば、通知に議題を明記することは、理事の出席の機会を保障する上で重要となるが、理事は理事会への出席義務を負っているので、こうした配慮は不要である。会社法の解釈においても、招集通知に記載されていない議案であっても、取締役全員が出席して決議している場合には、当該決議を無効としないと解するのが通説である<sup>27</sup>。

2021年5月21日の理事会は、招集通知に本件基本方針に関する議案を掲げていなかったものの、理事全員が出席し、全会一致で本件基本方針を承認する旨の決議がされたのであるから、当該決議は有効であると考えられる。

後記第5章・第2・1・(1)で述べるとおり、本件基本方針の重要性を勘案するならば、招集通知に議案として掲載し、資料を事前配布して、外部理事にも内容を理解してもらった上で審議する方が適切であったと考えられるものの、出席した理事の誰からも異議が出されることなく、一定の時間をかけて審議し、全会一致で可決されている以上、法律上は、招集通知への議題の不記載や資料の事前配布の欠如を理由として当該決議が無効になるとは認められない。

そのほか、当日の理事会において、本件基本方針に関する議題の説明資料が審議後

 $<sup>^{27}</sup>$  東京地方裁判所商事研究会『類型別会社訴訟 II(第三版)』 $553\sim554$  頁、落合誠一編『会社法コンメンタール 8一機関(2)』(森本滋) $253\sim255$  頁参照

に回収されたことを問題視する声もあるが、資料の取扱いについては議長に裁量の 余地があり、構想段階の資料が流出することを防ぐことには一定の合理性が認めら れるので、かかる対応が不適切であったとまでは評価できず、法律上問題があったと は考えられない。

# (2) 2021 年 5 月 21 日の理事会で本件基本方針を決議してから 2022 年 11 月 18 日までの間に理事会で決議・報告する必要があったか

H氏は、2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決議してから1年半もの間、 理事会で何ら決議・報告がされていなかったことを指摘し、執行部が理事会の了承を 得ないまま本件キャンパス再編計画を進めている旨主張している。

しかし、2021年5月21日の本件基本方針に関する伺書によると、本件基本方針に従って検討を進め、「実行計画がまとまり次第、その都度決裁を取る」と記載されており、2022年11月18日の理事会では、議案説明の冒頭でC氏より「昨年の5月以降どういうふうに検討したかということが書いてあります」と発言があった上で、その間の検討内容について説明されている。また、2021年5月に本件基本方針を決議した後、実際に執行部が何をしていたのかを見てみると、キャンパス再編整備会議の下に複数の定例会議を設置してキャンパスの施設・設備の老朽化の程度や耐震工事の必要性などを検証し、教学に対する説明・ヒアリングを重ね、それらの協議・検討を踏まえて、本件キャンパス再編計画の検討を進めていたことが認められる。

このとおり、執行部は、2021 年 5 月 21 日の理事会で本件基本方針を決議してから 2022 年 11 月 18 日の理事会までの約 1 年半の間、本件基本方針に従って具体的な検討を重ねており、教学との意見のすり合わせ等に時間を要した結果、ようやく理事会に報告できる程度に内容が固まったのが同月頃であったと認められる。すなわち、この 1 年半の間、本件キャンパス再編計画に関して新たに理事会へ報告・決議しなければならないような進捗がなく、だからこそ理事会に決議事項として上程されることはなかったものであって、理事会決議がなかったことについて何らかの瑕疵があったとは認められない。

確かに、本件キャンパス再編計画の重要性を勘案すると、理事会に上程すべき決議 事項がなかったとしても、定期的に進捗状況を報告することが望ましかったことは 事実である。

しかしながら、当時の私学法においては、学校法人の業務執行理事に対し、一般社団法人・一般財団法人の業務執行理事に求められる業務執行に関する定期報告(一般法人法 91 条 2 項)が求められておらず、令和 5 年改正後私学法 39 条 1 項の新設によって規定されたことからすれば、定期的に進捗状況を報告しなかったとしても、私学法上の瑕疵があったとは言えない。

したがって、2021 年 5 月 21 日の理事会以降、2022 年 11 月 18 日の理事会まで何 ら決議・報告がなかったことについて、瑕疵があったとは認められない。

#### (3) A氏に理事会における説明義務違反が認められるか

本件合意書では、A氏に理事会における説明義務違反が認められるかどうかについても当委員会の判断が求められており、H氏らは、A氏に説明義務違反が認められると主張しているものと解される。

また、H氏は、2021年5月21日の理事会で本件基本方針が決議された後、2022年11月18日の理事会までに実行されたキャンパスリニューアルに関する支出等について、理事会に報告・説明すべきであったと指摘している。

しかし、前記(2)のとおり、この間に理事会へ決議・報告がなかったことについて瑕疵があるとは認められない。また、後記3で述べるとおり、キャンパスリニューアルに関する各種契約締結及び支出のプロセスについて特段の違反も認められず、理事会へ報告すべきであったと指摘するべき重要な支出があったとも認められない。

さらに、一連の経緯を見る限り、確かに 2021 年 5 月 21 日の理事会で本件基本方 針を決議して以降、2022 年 11 月 18 日の理事会までの間、理事会での説明・報告が 十分でなかったことは事実であるものの、同理事会で審議が不十分であるという指 摘を受けた後、理事会ではかなり詳細な説明が重ねられている。具体的には、同年12 月2日の評議員会でX17氏及びX14氏などから反対意見が出されたことを受けて、 上記評議員会後に開催された理事会において、改めて評議員会にて本件基本方針に ついて報告の機会を持つことを確認し、同月16日の理事会では、教学の立場で本件 キャンパス再編計画の検討に参加してきた副学長2名も参加させた上で、同年10月 時点における本件キャンパス再編計画の案について説明を行い、意見交換が行われ ている。 さらに、 同年 12 月には C 氏が H 氏を訪ねて本件キャンパス再編計画につい て説明し、翌 2023 年 1 月にも C 氏及び甲氏が H 氏を訪ねて新宿新棟建設について の説明を行っている。そして、同月20日の理事会でも本件キャンパス再編計画につ いて説明・意見交換を行い、同年2月3日の理事会では甲氏も出席して新宿新棟建 設の前提となる都市計画の進捗状況についても説明を受け、意見交換を行った上で、 同月 17 日の理事会で本件キャンパスリニューアル構想の検討を進めるべきかどうか の決議を行った。そして、各会議の議事録及び発言録を見る限り、A 氏や C 氏ら執 行部が、質問に対する回答を拒否した形跡などは認められず、むしろ活発な質疑応答 がされている。

このような経緯を見る限り、A 氏に理事会における説明義務違反があったとは認められない。

# 2 評議員会での決議・諮問・説明等について

#### (1) 本件基本方針について評議員会であらかじめ決議・諮問する必要があったか

本学では、2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決議し、その後は当該方針に従って検討が進められてきたが、本件基本方針について評議員会において諮問又は決議がされた事実はない。

しかし、上記理事会で決議された本件基本方針は、あくまでも具体的な検討を進めるための大きな方向性としての基本方針に過ぎない<sup>28</sup>。すなわち、この段階では具体的な内容は何も決まっていなかったのであるから、評議員会の決議・諮問を要するものではないと考えられる。

学校法人のガバナンスとして、理事会が大学の経営を担い、評議員会は諮問機関であるという役割分担である以上、キャンパスリニューアルを進めるに当たり、理事会で基本方針を決定して具体的な計画内容を検討し、それが具体化された段階で評議員会へ諮問するというプロセスで進めることは一般的であり、基本方針について評議員会における決議・諮問が要求されることはないと解される。

本件紛争を事後的に振り返れば、本件基本方針の重要性に鑑み、この時点で評議員会において報告・説明を行っておくことが実務上は望ましかったと考えられるものの、2021年5月21日の理事会で決議した本件基本方針について、あらかじめ評議員会での決議・諮問を行わなかったことが法律上の瑕疵であるとは認められない。

# (2) 2022 年 10 月~2023 年 3 月の時点において、キャンパスリニューアルについて 評議員会で決議・諮問する必要があったか

キャンパスリニューアルをめぐり一部の理事・監事・評議員が反対し始めたのは 2022 年 12 月 2 日の評議員会からであり、反対する理由として、①実験施設を八王子に集約することで(特に工学部・先進工学部の学生にとって)本学の魅力が低下すること、②約 629 億円という高額の費用をかけることへの懸念が指摘され、なぜ評議員会へ諮問しないで進めているのかという批判が出されていた。

また、H氏は、2022年11月18日の理事会における報告された本件見通し資料の 内容等を前提として、かかる計画は、寄附行為42条5号「校地及び校舎の処分」、寄 附行為44条1号「予算及び長期借入金」、同条2号「事業計画及び事業に関する中期 的な計画」、同条5号「収益を目的とする事業に関する重要事項」及び同条8号「基

<sup>28</sup> 実際、2021年5月21日の理事会で示された資料を見ても、長期的な設備投資の見込みが示されているものの、例えば、最優先で取り組むはずの機能維持リニューアルのために建築物に対してどのような改修を行うのかについては何も決まっていない。さらに、新棟建設については、教室スペース確保のための1つの案として記載されていたに過ぎず、将来的な財務負担も考慮して検討を進めることとされていた。

本財産の処分に関すること」に該当するから、評議員会の決議・諮問が必要であったと主張する。

しかしながら、2022年11月18日の理事会で報告された本件見通し資料等による 長期設備投資見通しは、2021年5月21日の理事会で決議された本件基本方針に従っ て施設部を中心として検討を進めてきた本件キャンパス再編計画の案を前提として 試算されたものであり、本件基本方針を決議した時点よりも具体化されているとは いえ、未だ何も決定していない検討過程の案に過ぎない。実際、本件キャンパス再編 計画は、最終的には理事会で協議・承認することが予定されていたが、この時点では 理事会で承認されていない。また、反対派が指摘する「費用が高額過ぎる」という点 についても、ここで示されている約629億円という数字は、施設部が最大見積もりと して試算しただけのものであり、これから財務の観点も踏まえて検討することが想 定されていた。施設部を所管する C 氏も、上記理事会において、この長期設備投資 見通しについて「キャンパスの大学プロジェクトの責任で作ったもの」「まさにこの 見通しを見て、来年度作る中計をやらなくちゃいけない」「大部分でまだ検討いただ いていませんので、これあくまでも参考です」「これだけ出ていながら、本当に耐え られるかどうか」などと説明し、本日報告する内容を全て実行する前提で議論しても らいたいわけではなく、これらの見通しに基づき、今後どのようにするべきかを検討 したい、とその位置付けを明らかにしている。

したがって、この時点においても、本件キャンパス再編計画は検討過程の案に過ぎず、評議員会での決議事項・諮問事項が生じていないことは本件基本方針決議時点と何ら変わりなかったのであるから、評議員会の決議・諮問をする必要はなかったと考えられる。

H氏の指摘に関しても、まず、寄附行為 42 条 5 号「校地及び校舎の処分」及び寄附行為 44 条 8 号「基本財産の処分に関すること」における「処分」とは、売却等により不動産に対する学校法人の利用に重大な制限がかかる可能性のある行為を指すと解されるところ<sup>29</sup>、上記のとおり、この時点の本件キャンパス再編計画の案は未だ検討過程であって決定されていないから、本学の不動産に利用上の重大な制限がかかる可能性があると判断できる段階ではない。なぜなら、校舎のリニューアルが「処分」に当たるかどうかは既存施設に施す工事の規模や内容次第であるため、この時点では、評議員会の決議の要否は決まっていなかったと考えられるからである。また、ここで示された金額(約 629 億円)は施設部が最大見積もりとして試算しただけのものであり、これから財務の観点も踏まえて「耐えられるかどうか」を検討しようとしていた以上、寄附行為 44 条 1 号「予算及び長期借入金」に該当しない。さらに、C

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 私学法 42 条 1 項 3 号の「重要な資産の処分」の「処分」は、売却等により学校法人の利用に重大な制限がかかる可能性のある行為を指すと解されている(松坂浩史「『逐条解説私立学校法(三訂版)」』361 頁参照)。

氏自身が説明しているとおり、本件見通し資料等による長期設備投資見通しを参照して来年度に次期中期計画を策定しようとしていたのであるから、この時点では同2号「事業計画及び事業に関する中期的な計画」に該当しない。最後に、本件キャンパス再編計画には新宿新棟建設は含まれておらず、新宿新棟以外で収益事業を行う構想は存在しないのであるから、同5号「収益を目的とする事業に関する重要事項」にも該当しないことは明らかである。

もっとも、理事会は、評議員らの要望を受けて、2023 年 3 月 1 日に評議員に対する説明会を開催している。キャンパスリニューアルの重要性を考えると、評議員らの要望を受ける以前に理事会の判断としてこのような評議員会への説明・報告を行うことが望ましかったと考えられるが、2022 年 10 月~2023 年 3 月の時点において、評議員会へ決議・諮問しなかったことが瑕疵であるとまでは認められない。

# (3) A氏に評議員会(評議員向け説明会を含む。)における説明義務違反が認められるか

本件合意書では、A氏に評議員会(評議員向け説明会を含む。)における説明義務違反が認められるかどうかについても当委員会の判断が求められており、H氏らは、2023年3月1日の評議員説明会や同月10日の評議員会において、A氏に説明義務違反が認められると主張しているものと解される。

この点、一般法人法 190 条は、一般社団法人及び一般財団法人の理事及び監事については、評議員会において評議員から評議員会の目的事項について要求された場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないと定めているが、私学法は同規定を準用しておらず、学校法人の評議員会における理事の説明義務は、令和 5 年改正後私学法 39 条 2 項で新設されたため、2023 年 3 月時点では私学法には明文の規定は存しない。

また、本件紛争に係る一連の経緯を見ると、少なくとも 2023 年 3 月 1 日の評議員 向け説明会及び同月 10 日の評議員会まで、キャンパスリニューアルに関して評議員 会の目的事項とされたことはなく、(仮に一般法人法 190 条に基づく説明義務が学校 法人の理事に認められるとしても) A 氏に説明義務違反が認められることはない。

さらに、私学法 43 条は、評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができると定めているが、評議員会としての意思決定がなされないまま、各評議員がそれぞれ独立して役員に対して意見申述や報告徴収を行うことまでを法的に認めるものではないと解される<sup>30</sup>。一連の経緯の中で、評議員会の決議をもって理事に対して報告を求めた事実は認められず、2023 年 3 月 10

<sup>30</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法 (三訂版)』364~365 頁参照

日の評議員会において X12 氏の質問への回答を拒否した点についても、評議員会の決議に基づく報告徴求ではない上、X12 氏の質問の前提とされた本件業務委託関連資料には外部業者との契約金額などの守秘義務の対象となるべき事実が含まれていた以上、これを前提とした質問を拒んだことには一定の合理性が認められるから、A氏に説明義務違反は認められない。

この点、評議員会の議題としなかったことを含めての A 氏の一連の対応が説明不足であったかどうかという観点で言えば、キャンパスリニューアルの重要性に照らし、評議員会でもう少し丁寧に説明・報告することが望ましかったと言えるものの、それはあくまでも適切さの問題であって、A 氏に法的な意味での説明義務違反があったとは認められない。

# 3 キャンパスリニューアルをめぐる執行部の対応について

#### (1) 各契約の締結・支払のプロセスにおける瑕疵の有無

本件合意書では、法人キとの間の新宿新棟建設の基本設計契約及び各種契約並び に随意契約として締結された各種契約について、A 氏に善管注意義務違反が認めら れるかどうかという点も評議員側が求める調査項目とされており、以下、これらの契 約締結に係るプロセスについて検討する。

まず、本学と法人キが 2022 年 7 月 26 日付で締結した「建築設計、調査・企画業務 委託契約書」( 円) について、契約締結前に理事会決議を経るべきであった旨 の指摘がなされている。

しかし、前記第2章・第2・7のとおり、本学では、施設関連の各種契約・発注に関し、金額が 円以上の場合には理事長の承認で一律に契約締結が可能とされており、法人キとの2022年7月26日付契約は理事長の承認が得られているため、学内規則に抵触する点はない。

また、法人キとの 2022 年 7 月 26 日付契約は、その表題に「建築設計」との記載が含まれており、あたかも計画段階から設計段階に移行する新たな業務委託であるかのようにも読めるものの、実際は、基本設計のための準備段階の検討(設計条件の検討など)が進められていただけであり、あくまで計画段階の検討をその業務内容としていた $^{31}$ 。そして、前記第 2 章・第  $^{2}$ ・第  $^{2}$ ・2・(3)のとおり、本学では、理事会の前に開催される執行役員会において、各部署における重要な業務執行について報告を受け、理事会に上程するべき議題かどうかを検討しており、法人キとの 2022 年 7 月 26 日付

 $<sup>^{31}</sup>$  この点は、問題提起していた H 氏も、 $^{2023}$  年 1 月 11 日、C 氏及び甲氏から説明を受けて了解しており、同日のメール(A 氏、C 氏及び甲氏宛)で「法人キとの基本設計契約の疑問は解消しました。表紙の描き方が悪いですね」と記載していた。

契約については、かかる業務内容や金額に照らし、理事会に上程せずに理事長決裁として契約を締結したものであると認められるから、理事会の決議を得ずに契約したことについて A 氏の善管注意義務違反は認められない。

次に、キャンパスリニューアルに関連して随意契約として締結された契約が複数 あり、その締結に際して適切なプロセスを経ているか問題視する旨の指摘もなされ ている。

例えば、2023 年度には、①新宿キャンパスの空調設備更新工事、②新宿キャンパスの変電設備更新工事、③八王子キャンパスの空調機更新工事が締結されているところ、これらの契約は全て法人ウを受注者とする随意契約であり、適切なプロセスではないのではないかと指摘されている。

しかし、そもそも上記①~③の工事は全て別々の業者に発注されており、法人ウに 発注されたのは上記②のみである。

また、工事規程 6 条 1 項・2 項によれば、予算金額 円未満の場合又は理事長の承認が得られている場合には入札手続を経る必要がないとされており、キャンパスリニューアルに関しては、契約・発注の金額が低廉なもの(数十万円規模)を除き、金額が 円未満であってもその都度理事長の承認を得る運用になっていた。さらに、上記②の発注に際しては、理事長の承認を経ているところ、過去に新宿キャンパス既存建物の設計・施工を担当した法人ウが上記②の工事を受注することにより、事故が生じるリスクを低減可能である等のメリットが存在することから、契約相手として法人ウを選定したとの理由は合理的であり、特段の問題は認められない。また、上記①では工事及びその事前準備に臨機応変に対応できる業者(エステック情報ビル内に事務所を有するビル管理業者)を、上記③では4社の見積もりを取得し最も安価な業者を、それぞれ選定した上で理事長の承認を経ており、いずれもその選定について特段の問題は認められない。

したがって、上記①~③の工事に係る契約・発注プロセスに瑕疵は存在しない。その他、本調査においては、キャンパスリニューアルに関し、学内規則に反して外部業者との随意契約が締結された事実は見つかっていない。

次に、前記第2章・第2・7のとおり、施設課においては、外部業者との契約締結時には、契約金額に応じ 円以上の場合は担当理事の承認、 円以上の場合は理事長の承認が必要であるが、かかる決裁基準に反してキャンパスリニューアルに関する契約が締結された事実も見つかっていない。

さらに、本学では、2023 年度までのキャンパスリニューアルに関する支出は決算上全て「委託・保守費支出」として計上されており、同計画に関する各年度(事業計画に盛り込まれた 2021 年度以降)の事業予算の枠内で執行されていた。しかし、本学がキャンパスリニューアルに関する検討を開始した 2017 年度以降、監事による監査報告書において、理事会決議を経るべき事項が理事長以下の決裁で行われている

などの内部統制上の問題が指摘されたこともない。

以上より、キャンパスリニューアルに関する各契約の締結・支払のプロセスにおける瑕疵は認められない。

# (2) 甲氏が関連する法人との間の契約・支払いは適法(利益相反)か

本学は、甲氏の配偶者が代表を務め、甲氏が理事を務める法人工との間で、2018年1月1日、新宿キャンパス及び八王子キャンパスのキャンパスリニューアル計画策定に当たってのアドバイス業務を委託業務とする業務委託契約を締結し、当該契約に基づき報酬を支払っている。

また、本学は、甲氏が首席建築家を務める法人キとの間で、新宿キャンパスの増築 工事に関して、2020年10月23日、2021年12月3日及び2022年7月26日に調査・ 企画業務及び基本設計業務を業務内容とする業務委託契約を締結し、当該契約に基 づき業務委託料を支払っている。

これらの契約に関して、β氏および H 氏らは、甲氏が、2019 年 4 月に本学の客員 教授に就任していることから、上記各契約の締結が利益相反規制に違反するのでは ないかと指摘している。

しかし、甲氏は本学の理事ではないから、私学法 40条の5が準用する一般法人法 84条 (競業及び利益相反取引の制限)の適用はない。また、学内規則である利益相 反マネジメントポリシー及び利益相反管理規程はいずれも本学教職員が研究を行う 際に生じる利益相反に関するものであるから、本件とは場面が異なっており、実際、本件は同ポリシー及び同規程に記載される適用事象のいずれにも該当しない<sup>32</sup>。

よって、上記各契約を締結したことが利益相反規制に違反するとは認められない。

# (3) その他執行部によるキャンパスリニューアルに関する善管注意義務違反

新宿新棟建設を含むキャンパス体制の見直しに関して、その事業採算性の検討が不十分であるとの指摘や、その検討費用は新宿新棟建設が断念されたことによって不要な支出(損害)になったとの指摘がなされている。

しかし、キャンパス体制の見直しに伴い、教室スペースの増床のために新宿新棟建設を検討するという方針(本件基本方針)については、2021年5月21日の理事会で決議されているのであるから、執行部が本件基本方針に従って検討を進めることは

<sup>32</sup> 同ポリシー及び同規程の適用事象の「学校法人工学院大学以外の職を兼ねる場合」とは、本学の教職員が新たに兼業を開始することを意味するところ、本件は、既に法人工の理事及び法人キの首席建築家を務めていた甲氏が本学の客員教授に就任しているから、当該適用事象に該当しない(時系列が逆である)。なお、甲氏の客員教授就任に当たっては、客員教授規程に基づき、学長が教授会の意見を聞き理事長が委嘱するという適切なプロセスが踏まれている。

何ら問題ない。また、新宿新棟建設については、都市計画が確定していない以上、事業採算性を検討する段階に至っていなかったものであり、上記指摘は当たらない。そもそも、都市計画によって容積率の緩和が得られた場合に備えて執行部が様々検討を進めることは経営判断の問題であるところ、かかる経営判断の内容、過程に著しく不合理な点は特段認められない。

#### 4 小括

以上のとおり、キャンパスリニューアルに関する法人内手続については、より丁寧な 対応をすべきであったと考えられる点は認められるものの、法律上の瑕疵があったと までは認められない。

# 第2 2023年4月10日理事会における理事・監事解任の適法性

# 1 β氏の監事解任事由の有無

# (1) 理事会の主張する β氏の解任事由

 $\beta$ 氏は、2023 年 4 月 10 日の理事会において、寄附行為 13 条 1 項の解任事由のうち「法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき」(1 号)、「職務上の義務に著しく違反したとき」(3 号)、「役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき」(4 号)に該当するとして解任された。その理由として、A 氏は、①監査報告とみなすことのできない情報提供を行ったことは監事の職務権限外の行為であり、②そこには秘密情報の漏洩も含まれており、③たびたび誤った情報を拡散していることを指摘し、評議員を煽動して大学の運営を阻害し、ルールを無視して行動していることは役員として相応しくない非行であるなどと説明していた。さらに、その後の仮処分手続等において、 $\beta$ 氏が、同年 3 月 10 日の評議員会開催に先立ち、監査目的と称して担当職員に作成させた本学の業務委託契約の契約先や契約金額を記載した秘密データである本件業務委託関連資料を X12 氏に交付した行為及び誤情報の拡散行為についても解任事由として指摘している。

上記の指摘を整理すると、理事会は、β氏が評議員に対し、①誤った情報を拡散したこと、②本件業務委託関連資料などの秘密情報を漏洩したこと、を理由として解任したものと理解される。

そこで、以下では、上記①及び②の事実が認められるかどうか、認められた場合に それが善管注意義務違反ひいては解任事由に該当するかどうかを検討する。なお、本 項では、2023 年 4 月 10 日の時点において理事会が把握していた事実関係に基づい て、その適法性を論じるため、同理事会後に判明した事実についてはあえて言及しない(後記2についても同様である。)。

#### (2) 誤情報の拡散行為が監事としての善管注意義務に違反するか

学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従うと定められているため(私学法 35条の2)、監事は、学校法人に対し、善管注意義務を負う。

また、監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査報告を作成し、理事会及び評議員会へ提出すること(私学法 37 条 3 項 4 号)、監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、所轄庁へ報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること(同項 5 号)を職務としており、理事の業務執行の状況あるいは理事の業務執行に関し不正行為等を発見したときは評議員会へ報告することが求められる。

しかし、当然のことであるが、監事としては適切な監査を行って正しい情報を評議 員会に報告すべき責務があり、本来行うべき調査を尽くさずに誤った情報や不正確 な情報を報告した場合には、監事としての善管注意義務違反(法令違反)あるいは監 事としての職務上の義務違反に該当する。そして、これらが著しい義務違反あるいは 役員としてふさわしくない重大な非行と評価される場合には解任事由に該当すると 解される。

β氏による誤情報の拡散行為として問題となるのは、2022 年 12 月 2 日の評議員会で本件監事意見書を読み上げ、後日、評議員らに送付した行為である。本件監事意見書は、同年 10 月 12 日の執行役員会で配布された本件内部資料等を参照し、理事会の承認がないままに本件キャンパス再編計画が作成されたかのように記載されているほか、本件キャンパス再編計画が多額の借金を前提としているかのように記載されている。

しかし、本件キャンパス再編計画は、2021年5月21日の理事会で決議された本件基本方針に従って執行部において検討を進められてきたものであることは、常勤監事であるβ氏は当然に認識していたはずである。また、本件内部資料に記載された金額が施設部の推計に基づく参考数値であって、計画として確定した金額ではないことや、プロジェクト期間中にプロジェクトのために資金借入れを行ったり、金融資産残高より金融負債の残高が上回ったりするような事態になることは想定されていないことは、2022年11月18日の理事会で明確に説明されている<sup>33</sup>。ましてや、本件キャンパス再編計画の検討という執行部の業務執行に関し、不正の行為又は法令若し

<sup>33</sup> 同理事会において、K 氏及び C 氏より、本件監事意見書が前提としている本学の収支状況が誤っている、また減価償却相当額のキャッシュが溜まっていくことを見落としているとの指摘も受けていた。

くは寄附行為に違反する重大な事実は何ら認められない。

それにもかかわらず、 $\beta$ 氏は、本件監事意見書の内容を修正することなく、2022年 12 月 2 日の評議員会でそのまま読み上げており、執行部の説明に対して適切な調査を行わず、その結果、客観的な事実と異なる内容の監事意見を評議員会で報告したものである。

また、 $\beta$  氏は業務監査を担当する監事であったのだから、本件キャンパス再編計画の検討状況に懸念があったのであれば、理事会あるいは執行役員会で意見を述べ、リニューアル工事にかける金額を見直すように働きかけるべきだった。この点、 $\beta$  氏は2022 年 11 月 18 日の理事会で自らが作成した本件監事意見書を読み上げているが、それを受けて同日の理事会では、本件キャンパス再編計画は未だ決定しておらず今後理事会で議論を深めていくことが確認されている。にもかかわらず、 $\beta$  氏は、理事会での議論を待たずに、同年 12 月 2 日の評議員会で本件監事意見書を読み上げており、理事会や執行役員会といった正規のプロセスを飛び越えて、評議員会での議論に持ち込もうとした。かかる  $\beta$  氏の行動が、その後の混乱を助長したものであることは否定できない。

 $\beta$ 氏がこうした行動に出た目的として、本件キャンパス再編計画を実現することは本学のためにならないと考えていたのだとしても、監事の職責は理事の職務執行を監査することであり、本件キャンパス再編計画を進めていくかどうかという経営判断に属する範疇について意見を述べることではない。したがって、いかに $\beta$ 氏が本学のためを考えて行動したのだとしても、法令及び寄附行為上の権限がないにもかかわらず、 $\beta$ 氏が評議員会で本件キャンパス再編計画に反対する旨の監事意見を述べたことは、監事としての越権行為であると評価せざるを得ない。

このとおり、2022 年 12 月 2 日の評議員会における本件監事意見書の読み上げを監事の職務として正当化することは困難であり、監事としての善管注意義務違反に該当すると評価されてもやむを得ない。

#### (3) 秘密情報の漏洩行為が監事としての善管注意義務(守秘義務)に違反するか

前述したとおり、監事は、学校法人に対して善管注意義務を負っており(私学法 35 条の2)、その一環として守秘義務を負う。

本件業務委託関連資料は、監査の中で、 $\beta$ 氏が担当職員をして作成させたものであって、公にされていない本学の業務委託契約の取引先や契約金額が記載されている。これは非公知の情報であり、かつ、各契約の相手方との関係で、取引先名や契約金額については当然守秘が求められる性質のものであることからしても、守秘義務の対象に含まれるというべきである。したがって、 $\beta$ 氏は、その職務上知り得た機密情報である本件業務委託関連資料について守秘義務を負っているというべきである。

ところが、 $\beta$ 氏は、2023年3月10日の評議員会開催に先立ち、評議員の1人に過ぎない X12 氏に、そのような機密情報を意図的に渡しており、これが守秘義務違反にならないかが問題となる。

この点、 β 氏は、 X12 氏は 2023 年 3 月 10 日の評議員会開催の招集請求権者であるから、 その会議に必要な資料は合理的な範囲で渡すのが監事の責務であり、 守秘義務を負う評議員に対する情報提供は正当な理由に基づくものといえ、 守秘義務違反はない旨主張している。

確かに、学校法人と評議員との関係は、私学法上明記されていないが、民法の委任類似の契約によって選任されたものであり、すなわち評議員は学校法人に対して善管注意義務を負うと解されている<sup>34</sup>。そして、監事の職務として、監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は評議員会に報告することが予定されていることに照らせば(私学法 37 条 3 項 5 号、寄附行為 28 条 1 項 5 号)、かかる事実のほか評議員会で知った事実について、個々の評議員は守秘義務を負うと解すべきである。

しかし、私学法は、評議員総数の3分の1以上の評議員をもって理事長に対し、評議員会の招集を請求すること(私学法41条5項)及び評議員会の議決に加わること(同条7項)を定めているにとどまり、本学の寄附行為においても私学法と同旨の規定が存在するにとどまる。そのため、評議員会の場を離れて、評議員各自が評議員会に属すべき権限(役員への報告徴求等)を自ら行使することはできない<sup>35</sup>。すなわち、評議員会を構成する個々の評議員において、評議員会とは別個に、役員から報告等を徴し、文書を閲覧謄写する権利があるということはできず、それは、評議員会の決定に基づき行使されるべきものである(東京高判平成8年6月20日参照<sup>36</sup>)。

また、監事の職務を規定している寄附行為28条は、「監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」(1項5号)と定めている。理事会及び評議員会への報告権限における報告の相手方は、個々の理事や評議員ではなく、組織体としての理事会及び評議員会と解すべきであるから、たとえ不正の行為や寄附行為や法令に違

<sup>34</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法(三訂版)』248 頁参照。令和 5 年改正後私学法 61 条 3 項では、役員と学校法人との関係についての規定(私学法 35 条の 2)と同様の文言で規定されており、これは従前の解釈を明確化したものである(松坂浩史『逐条解説私立学校法(四訂版(暫定版))』453 頁、小國隆輔『実務私立学校法』252 頁参照)。

<sup>35</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法(三訂版)』346 頁参照

<sup>36</sup> 同判決は「個々の評議員は、評議員会の審議の場において、必要と考える資料、文書の提出を役員側に 求めるよう提案し、あるいはその提出がなく審議案件の正当性を認め得ないとしてその否決を主張するこ とができ、またそれが評議員としての職責でもあるが、評議員会において、右のような提案、主張が容れ られず、自己の意に沿わない議決がなされたとしてもその結果を承服せざるを得ないことは、多数決原理 に立脚する合議体の性格上当然のことである」とも述べる。

反する重大な事実があった場合であっても、個々の評議員に対する情報提供はできない。

以上からすると、X12 氏が本学に対して守秘義務を負っていることを踏まえても、評議員会の場を離れて、X12 氏が  $\beta$  氏に対して本件業務委託関連資料を閲覧する権限はないため、 $\beta$  氏が正当な理由なく本件業務委託関連資料を X12 氏に提供したことは守秘義務に反すると認められる $^{37,38}$ 。

# (4) 誤情報の拡散行為及び秘密情報の漏洩行為が解任事由に該当するか

以上のとおり、①2022年12月2日の評議員会における本件監事意見書の読み上げとその後の送付(誤情報の拡散)、②2023年3月10日の評議員会に先立つ本件業務委託関連資料のX12氏への開示(秘密情報の漏洩)は、いずれも監事としての善管注意義務及びその一環としての守秘義務に違反する行為であり、法令違反及び職務上の義務違反に該当する。

しかし、寄附行為で定められている解任事由は、「法令に著しく違反したとき」(寄附行為 13 条 1 項 1 号)、「職務上の義務に著しく違反したとき」(同項 3 号)又は「役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき」(同項 4 号)とされており、単なる法令違反又は職務上の義務違反では足りず、「著しく」や「重大な非行」に該当して初めて解任することが認められる。本学の寄附行為では、監事を理事会で解任できるという構成になっており、ガバナンスの理念に照らし、本件における  $\beta$  氏の行為が「著し」い法令違反及び職務上の義務違反あるいは「重大な非行」に該当するのかど

<sup>37</sup> H氏は、評議員個人に知る権利が認められていることの根拠として、令和5年改正後私学法に関し、文科省が公表している「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A(令和5年1月版)」の「Q. 評議員『個人』の権限について、過去の判例(東京高判平成8年6月20日)にもあるとおり、評議員会の場を離れて、評議員『個人』としての権限は何ら有さない旨を明記しないのですか」に対する「A. 当該裁判例は、評議員会に属する権限について評議員個人が自ら行使することができないと判断したものであり、個人としての評議員が何らの権限も有さないと判断したものではないと理解しています。」との回答を引用する。しかしながら、この文科省の見解は、評議員会に属する権限を評議員個人が行使できないことを前提としていることは明らかで、監事が評議員会への報告前に評議員個人に情報提供することを正当化するものではない。文科省の見解が想定しているのは、評議員総数の3分の1以上の評議員をもって評議員会の開催を要求できるといった一定のルールの下での権限を個々の評議員に認めていることを指していると読むのが自然であり、評議員個人に知る権利が認められていることの根拠として採用し得ない。なお、令和5年改正後私学法では、評議員個人の権限として、理事会の議事録等の書類の閲覧・交付の請求が認められることとなるが(68条)、これは評議員による監督権限の強化に伴って新設されたものであり、現行の私学法下における上記解釈を遡って変更するものではない。

 $<sup>^{38}</sup>$  XI2 氏への情報漏洩に加え、 $^{2022}$  年 12 月 2 日の評議員会における XI7 氏の発言のとおり、 $^{\beta}$  氏は、同評議員会に先立ち、XI7 氏に対し、理事会で決定していない本件キャンパス再編計画の投資額等を伝えていた(前記第 3 章・第  $^{2}$  2・4 参照)。この点も、監事としての守秘義務違反に該当すると解される。なお、 $^{\beta}$  氏の解任決議がされた当時には判明していなかったものの、XI7 氏は、同評議員会で、校友会の会報に A 氏が寄稿した文書に「キャンパスの役割の見直しに着手」と記載されていることに驚き、 $^{\beta}$  氏に本件キャンパス再編計画の投資額等を問い合わせたと述べているが、実際は前記第 3 章・第  $^{2}$  2・2 に記載のとおり、 $^{\beta}$  氏及び E 氏が積極的に XI7 氏に対して本件内部資料の開示を含む情報提供をしている。

うかについては慎重に検討する必要がある。

しかし、 $\mathbb{O}\beta$ 氏は、2022 年 11 月 18 日の理事会で本件監事意見書を読み上げた際、本件キャンパス再編計画は未だ決定しておらず、今後理事会で議論を深めていくことが確認されたにもかかわらず、理事会での議論を待たずに、同年 12 月 2 日の評議員会で本件監事意見書を読み上げたこと、②その後も理事会で監事意見の前提部分の理解が誤っていることについて何度も説明を受けたにもかかわらず、監事意見を修正しなかったこと、③理事会が主催する 2023 年 3 月 1 日の説明会とは別に評議員会の開催を請求する旨の通知を評議員らから預かって A 氏に提出したこと、④かかる評議員請求による評議員会(同月 10 日)に先立って X12 氏に本件業務委託関連資料を開示したこと、⑤X12 氏は、同月 1 日の評議員向け説明会で本件キャンパス再編計画に関する説明が行われ、特に批判的な発言が出ることもなく終了した直後である同月 10 日の評議員会において、本件業務委託関連資料を用いて詳細な質問を行おうとしたこと、という一連の経緯を見るならば、 $\beta$ 氏は、本件キャンパス再編計画に反対であるという自らの意見を通すため、評議員会における反対の機運を醸成し、ひいては評議員選挙に勝利するために行動していたと評価せざるを得ず39、「著し」い守秘義務違反であり、「重大な非行」と評価されてもやむを得ない。

以上より、 $\beta$ 氏による誤情報の拡散行為及び秘密情報の漏洩行為は、「法令又はこの寄附行為に著しく違反したとき」(寄附行為 13 条 1 項 1 号)、「職務上の義務に著しく違反したとき」(同項 3 号)、「役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき」(同項 4 号) に該当するというべきである。

#### 2 H氏の理事解任事由の有無

### (1) 理事会の主張する H 氏の解任事由

H氏は、2023 年 4 月 10 日の理事会において、寄附行為 13 条 1 項の解任事由のうち「法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき」(1 号)、「職務上の義務に著しく違反したとき」(3 号)、「役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき」(4 号)に該当するとして解任された。その理由として、A氏は、①理事会における多数決原理に従わず、自らの意見が容れられないことの不満を評議員へ意見書として配布した行為は理事の善管注意義務・忠実義務に違反すること、②意見書配布を含む一連の行為は秘密情報の漏洩にも該当すること、③大学における組織法秩序を無

 $<sup>^{39}</sup>$  なお、 $\beta$ 氏の解任決議がされた当時には判明していなかったものの、当委員会の調査においては、① 2022 年 12 月 2 日の評議員会に先立ち、 $\beta$ 氏が X17 氏に対して本件キャンパス再編計画の投資額等を伝えていたのみにとどまらず、 $\beta$ 氏及び E 氏側から X17 氏に本件内部資料を開示して、本件キャンパス再編計画について相談を持ちかけていたこと、②2023 年 2 月当時、 $\beta$ 氏、E 氏及び H 氏の間で評議員選挙に勝たなければならないという意識を共有していたことが確認されている。

視し、理事会・評議員会の健全な運営を妨害していること、④職員に対するハラスメントとも受け取れる行動を行ったことを指摘し、一連の行動は最も民主的な運営を求められる教育機関の役員としてふさわしくない非行であるなどと説明していた。さらに、その後の仮処分手続等においても、H氏が、同年2月22日付「執行部のリニューアル計画についての反対意見」(本件反対意見書)及び同年3月26日付「臨時理事会(2023年3月31日)の議案に対する意見書」(本件議案意見書)を評議員に対して配布した行為を解任事由として指摘している。

上記の指摘を整理すると、理事会は、①H氏が評議員に対し、本件反対意見書及び本件議案意見書を配布したこと、②職員に対するハラスメントを行ったこと、を理由として解任したものと理解される。

そこで、以下では、上記①及び②の事実が認められるかどうか、認められた場合に それが善管注意義務違反ひいては解任事由に該当するかどうかを検討する。

# (2) 本件反対意見書等の送付が理事としての善管注意義務に違反するか

学校法人と理事の関係は委任の規定に従うと定められているため(私学法 35 条の2)、理事は、学校法人に対して善管注意義務を負う。また、理事は、学校法人に対して忠実義務を負う(同 40 条の 2)。

学校法人の理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとされており(私学法 36 条 2 項)、理事は、理事会の構成員として学校法人の業務を決することになる。H氏は理事であるため、2023 年 2 月 17 日の理事会において、本件基本方針に従った検討を続けるかどうかの議案に関し、反対意見を述べることには何ら問題は認められない。

しかし、理事会内で意見を述べることが認められていたとしても、さらに評議員会 で個人の意見を述べることまで認められているかどうかは別であると解される。

私学法 37 条 2 項は、理事の職務について「寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う」と定めているところ、本学の寄附行為では、業務執行権限を有するのは理事長と常務理事に限定されている(寄附行為 15 条、27 条)。そのため、業務執行権限を有しない理事の権限としては、善管注意義務及び忠実義務により、「著しい損害を及ぼすおそれのある事実」を発見した場合には、その損害を生じさせないよう未然防止の措置を自ら行うことや、理事長等への報告、理事会の招集を理事長に求めること等が期待されている⁴0。すなわち、業務執行権限を有しない理事の職務としては、かかる事態が生じた場合には、まずは理事会内で是正することが予定されているというべきであり、そのような行

75

<sup>40</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法(三訂版)』333 頁参照

動を取ることなくいきなり評議員に対して情報提供することは予定されていないと解される。理事会で自らの意見が通らなかったことを不服として評議員会へ情報提供を行うことは、理事会における多数決原理を無視する行動であると評価せざるを得ない $^{41}$ 。

これに対し、H氏は、評議員に適切な時期に情報提供しないことが理事の善管注意 義務違反となり得、情報提供しないことで本学に損害が拡大するおそれが十分にあったため、評議員に理事会の情報を提供しても何ら善管注意義務(守秘義務)違反に は該当しない旨主張する。

しかし、本件反対意見書及び本件議案意見書には、情報提供として許される範囲を 超えた内容が多々盛り込まれており、上記の理由で正当化することは困難である。

まず、これらの意見書には、H氏の見解だけでなく、他の理事が理事会で述べた意見等も記載されている。取締役会や理事会などの非公開の会議における個々人の発言内容・議論の状況が外部に漏洩することとなれば、自由闊達な意見交換をすることができなくなることから、会議体における個々人の意見を開示してはいけないということは社会通念として当然のルールである<sup>42</sup>。にもかかわらず、これらの意見書には、他の理事の意見まで記載されている点において不適切である。

また、これらの意見書には不正確な情報や誤った解釈が記載されている点でも問題がある。例えば、本件キャンパス再編計画については評議員会に諮問すべき段階になかったにもかかわらず(しかも、H氏は理事であるので、その点は当然に理解できたにもかかわらず)、これを諮問事項であると説明している。また、2023年2月までに理事会で何度も本件キャンパス再編計画の説明が重ねられており、執行部がH氏からの質問に対して回答拒否をしたという事実も認められなかった。にもかかわらず、理事会に情報共有されていないなどと記載して、あたかも理事会が適切なプロセスを経ずに独断で進めているかのような印象を与えている⁴3。このとおり、仮にH氏が主張するとおり、評議員に対する情報提供という意図があったとしても、本件反対意見書及び本件議案意見書の内容は客観的な事実と異なる不正確なものであり、正当化することはできない。

<sup>41</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法 (三訂版)』251~252 頁においては、理事長や業務執行理事は「理事会の意思決定に反する業務執行は許されず、理事会の意思決定に反し業務執行を行った場合には、第35条の2の規定に基づく善管注意義務違反や第40条の2の規定による忠実義務に違反することになるとともに、学校法人に損害を与えた場合には学校法人に対してその損害を賠償すべき義務を負う」とされているが、業務執行権のない理事についても参考になろう。

<sup>42</sup> 理事会運営規程 11 条は「理事会は非公開とする」と定めており、理事会議事録の閲覧権限についても 理事及び監事に限定されている (同 15 条)。

 $<sup>^{43}</sup>$  それ以外にも、H 氏は、 $^{2023}$  年  $^{3}$  月  $^{10}$  日の評議員会における  $^{4}$  氏とのやり取りにおいて、 $^{6}$  氏と  $^{6}$  氏 からの同年  $^{2}$  月  $^{15}$  日付「質問状」(本件監事質問状)について言及した上、これに対する回答のうち、担当職員がヒアリングに真摯に応じる旨の申出には言及することなく、執行部が回答期限の同月末までに書面回答をしないことを非難し、評議員に対し執行部が監査を妨害しているかのような発言をしている。そして、評議員に配布した本件議案意見書においても、上記発言と同様に執行部から当該申出がなされていることについて言及せず、 $^{4}$  氏とのやり取りが記載されており、不正確な内容となっている。

以上より、H氏による本件反対意見書及び本件議案意見書の送付行為は、理事としての善管注意義務違反に該当すると考えられる。

# (3) H氏のハラスメントが認められるか

A氏は、2023年4月10日の理事会で、解任事由として「職員に対するハラスメントとも受けとれる行動を行った」と説明している。

しかし、当委員会の調査によれば、実際に H 氏からハラスメントを受けたとされる当該職員と H 氏が対面したということはなく、ハラスメント行為があったとは認められなかった。

# (4) 本件反対意見書等の送付が解任事由に該当するか

以上のとおり、H 氏による評議員に対する本件反対意見書及び本件議案意見書の送付は、いずれも理事としての善管注意義務に違反する行為であり、法令違反及び職務上の義務違反に該当する。

それに加えて、H氏は、過去の理事会議事録や資料等を確認することもなく、執行部の説明について検証することもしないまま、あたかも理事会が適切なプロセスを経ずに独断で進めているかのような印象を与えかねない本件反対意見書を送付しており、2023年1月以降の理事会においてE氏及び $\beta$ 氏と共同歩調を取っているかのような発言を行っていた。かかる経緯に照らすならば、H氏の行動も、 $\beta$ 氏と同様、本件キャンパス再編計画に反対であるという自らの意見を通すため、評議員会における反対の機運を醸成し、ひいては評議員選挙に勝利するために行動していたと評価せざるを得ない $^{44}$ 。

このように、本来行われるべき理事会での議論を行わずに、理事会における多数決原理を無視し、安易に場外抗争・人事抗争に持ち込んだ点で、「著し」い守秘義務違反であり、「重大な非行」と評価されてもやむを得ない。

以上より、H氏による本件反対意見書及び本件議案意見書の送付は、「法令又はこの寄附行為に著しく違反したとき」(寄附行為 13 条 1 項 1 号)、「職務上の義務に著しく違反したとき」(同項 3 号)、「役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき」(同項 4 号) に該当するというべきである。

<sup>4</sup> なお、解任当時には判明していなかったものの、当委員会の調査によれば、Ε氏、β氏及び H 氏は、本件反対意見書を評議員へ送付する前の時点で、キャンパスリニューアルを止めるために「評議員選挙に勝たなければならない」という意識を共有していたとのことであり、評議員に対して執行部への誤った印象を与える目的で送付された可能性が高いと言わざるを得ない。

## 3 2023 年 4 月 10 日の理事会における手続的瑕疵の有無

H氏は、仮処分事件において、A氏、B氏、C氏及びK氏の4名の理事は、H氏及び $\beta$ 氏から善管注意義務違反又はその疑いの責任追及を受けていることを認識していたことから、当該4名は、H氏及び $\beta$ 氏の解任が相当かを公平に判断できる立場になかった、すなわち特別利害関係があるとして、決議に加わることができなかった(A氏については議長としても関与できなかった)と主張する。

この点に関し、寄附行為 22 条 2 項は、「理事会の決議事項について特別の利害関係を有する理事は、その議事について、決議に加わることができない。この場合の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数で決する。」と定めている。しかし、ここにいう「特別の利害関係」とは、私学法 36 条 7 項の解釈と同様に、学校法人と理事との利害が反する事項をいうと解されており 45、本件においては当てはまらない。

もっとも、会社法においては、取締役会の決議に参加することはできない特別利害 関係人とは、当該決議事項について他の取締役と異なる利害関係を有し、その議決権 の行使について忠実義務に従うことが類型的に困難である者を指すと解されてお り、H氏の主張はこの基準を参考にしているものと考えられる。

しかしながら、解任決議の場面においては、解任対象である理事については、私心を去って学校法人に対し忠実に議決権を行使することは類型的に困難と考えられる一方で、その他の理事についてはそのような利害を通常有しないため、その議決権の行使について忠実義務に従うことが類型的に困難であるとは言えず、したがって、A氏ら4名についても「特別の利害関係」を有していたとは認められない。

確かに、 $\beta$ 氏及びH氏はA氏ら4名の理事について善管注意義務違反を主張しているが、かかる事実は本件紛争をめぐる個別具体的な事情に過ぎないのであって、A氏ら4名の理事の「特別の利害関係」の有無に係る判断に影響を与えるものではない。実際、前記第 $1\cdot3$ で述べたとおり、キャンパスリニューアルに関する執行部の対応に関し、A氏ら4名の善管注意義務違反は認定できないことからすれば、責任追及を恐れて解任の判断が忠実義務に違反する程度まで歪んでしまうといったおそれは生じていなかったと考えられる。むしろ解任の動機は、H氏及び $\beta$ 氏によってこれ以上理事会の情報が流出するのを防ぐ点にあったとすれば、その点は理事に共通の利害関係であったと見ることができる。

したがって、A氏、B氏、C氏及びK氏の4名が「特別の利害関係」を有していたとは認められない。

78

<sup>45</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法 (三訂版)』261 頁参照

#### 4 小括

以上より、2023 年 4 月 10 日の理事会における  $\beta$  氏の監事解任及び H 氏の理事解任 任は適法であると認められる $^{46}$ 。

# 第3 2023 年 4 月 21 日の評議員会における評議員理事選任決議及び本件寄附行為変更の 諮問の効力

# 1 議長選定プロセスの有効性

2023年4月21日の評議員会では、寄附行為8条2号に基づく評議員理事の選任決議及び本件寄附行為変更の諮問が行われる前に、評議員会議長の交代が決議されており、この議長選定プロセスの有効性について、理事会側・評議員会側の間で争いがある。具体的には、寄附行為37条3項に基づく議長交代の動議なのか、同条4項に基づく新たな評議員会議長の選定決議なのかという争いである。当日の審議プロセスを見ると、評議員側が主張するとおり、同条項に基づく決議とされているため、これが有効なのかどうかが問題となる。

まず、寄附行為37条4項では「議長又は副議長が欠けたときは」と定められており、 議長が死亡又は辞任などの事情により「欠けた」ことが要件となる(単なる体調不良に よる欠席や当日限りの議長の交代は、同条項の要件「欠けたとき」に該当しない。)。

この点、X11 氏から正式に辞任届が提出されたのは 2023 年 5 月 31 日であるが、委任契約の解除は一方的な意思表示によって可能であり、その様式は問わないのであるから、X11 氏が同年 4 月 21 日の評議員会において退任の意思を表示していたならば、その時点で退任の効力は生じたものと考えることができる。

X11 氏の冒頭発言「最近私は体調がすぐれず、議長を私に代わってしかるべき方に交代していただきたく」や、途中発言「適材適所の方、今日の会議に合っている方にですね」に照らすと、X11 氏は当日の議長交代を求めていたようにも理解できるが、議長(X15 氏)が選定された後の発言「それでは X15 さんには今期の議長をよろしくお願いいたします。X15 さんへの交代をもって私の評議員会議長を退任いたします」からすれば、議長を辞任する意向であったと解釈できる。

そうだとすれば、2023 年 4 月 21 日の時点で議長が「欠けた」と考えることができ、 寄附行為 37 条 4 項の要件は満たしていると解される。

しかし、寄附行為37条4項に基づく評議員会議長の選定は、評議員会の決議事項で

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 本学の監事の定数は2名と定められているため(寄附行為7条2項)、β氏の解任により監事に欠員が生じることになるが、解任の場合は、任期満了又は辞任等の場合と異なり、権利義務監事とはならない(寄附行為11条4項)。

あるから、仮にこれを決議するのであれば、会議の目的事項としてあらかじめ各評議員 へ通知しなければならず (同 38 条 2 項)、当日の議題・議案の追加提出は認められない  $^{47}$ 。

したがって、2023 年 4 月 21 日の評議員会の冒頭に行われた評議会議長選定決議は、寄附行為 37 条 4 項に基づく決議としては不適法であると言わざるを得ない。仮にこれが当日限りの議長交代という手続的動議として提出されていたのであれば、出席した評議員の過半数の賛成を得ていた以上、適法であったと解されるが、H 氏の主張は、当日限りの議長交代ではなく将来に向けての議長交代を手続的動議で行うことができるというものなので、適法な主張とは認められない。

#### 2 評議員理事3名選任決議の有効性

このとおり、2023 年 4 月 21 日の評議員会における X11 氏から X15 氏への議長交代は、寄附行為 37 条 4 項に基づく決議としては不適法と解されるとなると、そのことが X15 氏が議長として審議・採決した評議員理事 3 名の選任決議の有効性に影響するかどうかが問題となる。

評議員会における決議の方法・内容に瑕疵があった場合に当該決議の有効性にどのような影響が生じるかについては、株式会社における株主総会の決議の方法・内容の瑕疵に関する議論と同様に解されるものと考えられる。そして、株主総会の場合には、① 決議の内容に瑕疵がある場合には当該決議は無効となり、②決議の方法に瑕疵がある場合には、原則として取消事由に該当するが、瑕疵の程度が著しく法的に株主総会決議がされたと評価できない場合にのみ不存在事由に該当すると解されている。

この点、不適法に選任された評議員会議長の下で評議員理事 3 名の選任決議がされたとしても、そのことによって決議の内容に瑕疵が生じることはないから、無効事由には該当しない。

また、決議の方法に著しい瑕疵があったと言えるかどうかについても、本件においては、評議員会議長を X11 氏から X15 氏に交代するという点については、X11 氏が議長を務めて審議・採決が行われており、出席した評議員の過半数の賛成を得ていること、寄附行為 37 条 4 項に基づく決議としては不適法であったとしても、議長交代の動議として提出していれば有効と考えられることを勘案すると、瑕疵の程度が著しいとは認

80

<sup>47</sup> 会社法(商法)では、昭和56年商法改正で株主による議題・議案提案権が認められているものの(上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(5)―株式会社の機関(1)』(前田重行)61頁参照)、私学法では認められておらず、令和5年改正後私学法において初めて、3分の1以上の評議員による議案提案権のみが新設された。したがって、2023年4月21日の評議員会において、当日の議題・議案の提出が認められないことは明らかである。

められない<sup>48</sup>。

そのほか、理事会側は、2023 年 4 月 21 日の時点では理事選任規程が改正されており、寄附行為に基づき解任された者を理事・監事・評議員に選任することはできないと定められているから、H 氏を評議員理事として選任することは当該理事選任規程に違反すると主張する。しかし、理事・監事・評議員になることができないとする資格制限(資格喪失事由)の定めを、寄附行為ではなく理事選任規程で定めることは認められないと解すべきであり49、かかる主張は採用できない。

さらに、理事会側は、評議員理事の選任は個別に決議すると定めた理事選任規程にも 違反すると主張している。しかし、株式会社の場合には一括採決するか個別採決するか という点は議長の議事整理権の範囲内の問題と解釈されており<sup>50</sup>、評議員会議長の議事 整理権も同様と解されるところ、寄附行為より下位に位置付けられる理事選任規程に より評議員会議長の裁量権を縛ることは認めるべきではなく、これによって決議の有 効性には影響しないと解される。

したがって、X11 氏から X15 氏への議長交代が寄附行為 37 条 4 項に基づく評議員会議長選任決議としては不適法であったとしても、そのことによって X15 氏が議長として審議・採決した評議員理事 3 名の選任決議の効力に影響を及ぼすことはなく、評議員理事 3 名の選任決議は有効であると解される。

#### 3 本件寄附行為変更の諮問の有効性

前述したとおり、X11 氏から X15 氏への議長交代が寄附行為 37 条 4 項に基づく評議員会議長選定決議としては不適法であったとしても、評議員理事 3 名の選任決議が有効であるのと同様、本件寄附行為変更の諮問の効力についても特段影響しないと解される。しかしながら、評議員側は、X15 氏(議長)が本件寄附行為変更の諮問について「十分時間をかけて議論する」として継続審議とした以上、諮問は完了してないと主張しており、果たして 2023 年 4 月 21 日の評議員会における本件寄附行為変更の諮問は有効なのかどうかが問題となる。

この点に関しては、そもそも「諮問」とはどういうことなのかを改めて検討する必要

48 株主総会当日の議事進行に当たり、議長不信任・議長交代の動議の採決に違法があり、動議採決後に行われた決議は議長の資格のない者の下で採決されたものであるから、当該決議は法的には不存在と言わざるを得ないとした裁判例があるものの(東京地判平成23年1月26日)、本件においては議長交代の動議の採決には何ら違法はなく、当該決議を寄附行為37条4項に基づく評議員会議長の選定決議ではなく、当日の議長交代動議とみなしていれば適法となったことは明らかであるから、上記裁判例とは事案が異なると解される。

<sup>49</sup> 株式会社においても、定款で資格制限の定めを設けることは認められているが、単なる勧告的・訓示的 規程を超えて、資格喪失事由として定める場合には、会社の根本規則である定款に規定すべきであり、社 内規則で定めることは許されないとされている(稲葉威雄ほか編『[新訂版] 実務相談株式会社法 3』(杉浦 福夫) 5~6 頁参照)。

<sup>50</sup> 森・濱田松本法律事務所編『株主総会の準備事務と議事運営(第5版)』365 頁参照

があるところ、諮問機関の運営のあり方については、その典型である国の審議会等の運営指針が参考となる。

まず、行政管理庁局長通達「懇談会等行政運営上の会合の開催について」によれば、諮問機関とは「出席者の意見の表明又は意見の交換の場」であると整理されている。また、審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)別紙3「審議会等の運営に関する指針」によれば、「諮問権者は諮問に当たっては、・・・必要に応じて、答申期限を設けることとし、審議会等はその期限内に答申を行うよう努めるものとする。」とされており、「審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はな」いものとされている。さらに、1999年に成立した中央省庁等改革関係法施行法(平成 11 年法律第 160 号)では、それまで審議会等の設置を定めた法律の中に設けられていた「答申尊重義務」が全て削除されており、諮問機関の意見は聴くものの、その意見の如何にかかわらず最終的な決定は行政府の判断に委ねられることが明確にされている。

以上のとおり、「諮問」とは出席者の意見を聴くことに主眼が置かれており、そこで表明された意見を多数決等に基づき集約することは求められていないほか、諮問した側が諮問機関の表明した意見に従うことも求められていない。もちろん、わざわざ意見を聴く以上、その意見を尊重することが望ましいことは事実であるが、最終的な決定はあくまでも諮問した側(本件でいえば理事会)が行うというのが原則である。

本件における評議員の不満の多くは、評議員会が諮問機関でしかなく、自分たちの反対意見が執行に反映されない点に向けられているが、これは、上記のような諮問機関という制度に対する不満であると言わざるを得ない。

また、諮問については、どのような状態になれば完了したと認められるのかという点も問題となる。2023 年 4 月 21 日の評議員会は継続審議を求める形で終了しているが、理事会側は当日中の諮問を求めていたのであるから、当日行われた意見交換を諮問と見ることができるかどうかという点が争われることになる。

この点については、2023 年 4 月 21 日の評議員会の発言録等を見てみると、確かに評議員の多くが更なる審議を求めていたことは確かである。また、寄附行為変更という重要な議案である以上、仮に出席した評議員の多くが検討の時間を求めていたのであれば、審議を継続するという選択肢も考えられるところである。

しかし、その一方で、X15 氏(議長)が本件寄附行為変更の議題に関する審議に移ってから、8名の評議員が発言している。その中には、寄附行為変更案の内容に関する発言のみならず、当日の審議の進行方法に関する発言もあり、客観的に見て議論が出尽くしたとまでは言えないかもしれないが、当日の審議途中で G 氏が指摘しているとおり、寄附行為変更案において意見が分かれるポイントはそれほど多いわけではない。また、諮問事項として「寄附行為一部変更の件」が議題とされていることは事前に評議員に通知されており、評議員が自らの意見を検討するための時間は確保されていたと認めら

れる以上、あえて審議を継続しなければならないほどの事情があったとも認められない<sup>51</sup>。

2023年4月21日の評議員会の議論が、寄附行為変更の要件である諮問として十分であるかどうかについては、このような諸事情を踏まえた上で文科省が判断すべき事柄である。

そして、この点につき文科省は、当日の議論を前提として寄附行為変更の認可を与えているのであるから<sup>52</sup>、諮問として必要最小限度の条件はクリアしていると判断されたものと言わざるを得ない。

#### 4 小括

以上のとおり、2023 年 4 月 21 日の評議員会における議長選定プロセスについては、 寄附行為 37 条 4 項に基づく議題としては不適法であったと考えられるものの、それに よって交代後の議長の下で行われた決議が無効となるものではなく、評議員理事 3 名 の選任決議は有効であると解される。

また、本件寄附行為変更の諮問についても、文科省において諮問として必要最小限度 の条件はクリアしていると判断されている以上、諮問としての効力が欠けていたとは 認められない。

# 第4 旧理事会による新理事会の理事の選任及び監事の補充に係る対応についての理事の 任務懈怠の有無

#### 1 β 氏解任後 1 ヶ月以内に監事を補充しなかったことについて

理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない(私学法40条、寄附行為12条)。

そのため、2023 年 4 月 10 日の理事会で $\beta$ 氏の監事解任が決議された時点で、「その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたとき」に該当し、1  $\gamma$  月後の同年 5 月 10 日までに監事を補充しなければならない。

監事は評議員会の同意を得て理事長が選任するとされており(私学法38条4項、寄附行為9条1項)、理事会では、解任決議から1ヶ月以内である2023年4月21日、G

<sup>51</sup> 後記第6・2で詳述するとおり、むしろ、反対派の評議員らは、当初から、今期(第24期)中は本件寄附行為変更のための諮問を行わない(完了させない)という戦略を立てていたことがうかがえる。

<sup>52</sup> 前記第3章・第4・5記載のとおり、本学は、文科省からの指導を受け、2023年5月12日に評議員に対する寄附行為変更に関する意見聴取会を実施し、その発言録等を本件寄附行為変更の認可申請の追加資料として文科省に提出しており、文科省は、認可に当たっては、かかる意見聴取会を実施したプロセスも事実上考慮している可能性がある。

氏を監事候補者として評議員会に付議することを全会一致で承認したが、同日に行われた評議員会では、監事選任同意の件は目的事項として付議されていない<sup>53</sup>。

また、理事会は、2023 年 5 月 12 日に評議員会を開催しようとしたが(ただし、定足数を満たさず成立していない。)、やはり監事選任同意の件は目的事項として付議されておらず、同年 6 月 16 日に開催された定時評議員会においても、同様であった。

その後、2023 年 7 月 27 日の評議員会において初めて監事選任同意の件を決議事項として通知したが、定足数を満たさずに評議員会は成立せず、その後も評議員会は一度も成立していないため、現在に至るまで監事を補充できておらず、私学法 40 条及び寄附行為 12 条違反の状態が継続している(私学法 35 条 1 項及び寄附行為 7 条 2 号にも違反している。)。

かかる一連の理事会の対応のうち、2023年7月27日以降の評議員会が不成立となっているために監事選任の同意を得られず、監事の補充ができていないことについては、理事の任務懈怠とは認められないものの、同年6月16日の定時評議員会までに開催又は開催しようとした評議員会において監事選任同意の件を決議事項としなかった点については、理事の任務懈怠であると認められる。

この点について、A氏は、評議員とのやり取りにより G氏を監事として選任することの同意が得られないということがほぼ明らかな情勢であったため付議しなかったと主張するが<sup>54</sup>、仮に評議員の同意が得られない見込みなのであれば、候補者を変更して新たな候補者についての同意を得るべく速やかに評議員会を開催すべきであったというべきである。

にもかかわらず、理事会では、評議員会で同意を得られる監事候補者を速やかに探す こともなく、監事解任から 1 ヶ月以内に補充するという私学法の求めを遵守するため の努力を行っていなかったものであり、かかる方針に対して賛成又は異論を述べなか った理事には任務懈怠があったと言わざるを得ない。

# 2 定時評議員会を 2023 年 5 月末日までに開催しなかったことについて

理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない(私学法 46条、寄附行為 53条 3項)。本学の会計年度は4月1日~翌年3月31日であるから(寄附行為 51条)、毎年5月末までに決算のための評議員会(定時評議員会)を開催しなければならない。

54 A氏によれば、G氏は本学の卒業生(校友)であるため、同氏が監事となることについて卒業生評議員の納得を得られると考え候補者としたが、想定とは異なり、G氏が状況の打開のために(理事として)卒業生評議員に働きかける中で卒業生評議員の中で孤立してしまい、同氏を監事候補者として評議員会に付議しても同意を得られない情勢となったので、付議しなかったとのことである。

<sup>53</sup> A氏によれば、評議員会の招集通知の送付時点では監事候補者が未定であり、当該招集通知に決議事項として記載していなかったためとのことである。

第24期の定時評議員会は、当初、期限内である2023年5月26日に実施することが予定されていたが、A氏は、同月24日、「文部科学省や裁判所という公的な機関の判断を得て、問題点の一応の解決を見た上で次期理事会に業務を引き継ぐため」、定時評議員会を同年6月28日へと延期することを評議員らに通知した55。しかし、その後、評議員から開催請求を受けたこと及び文科省から指導がなされたことを踏まえ、日程が今度は前倒しされ、結局、定時評議員会は同月16日に開催された。同日は期限である同年5月末の後であるから、A氏の上記対応は私学法46条に違反する。

この点、定時評議員会の開催の遅延の程度は 2 週間と必ずしも甚だしいものではないが、期限内である 2023 年 5 月 26 日に開催が予定されていた評議員会を延期したのは寄附行為の認可等を待つためであったことは明らかであり、正当性がないと言わざるを得ない。すなわち、定時評議員会を期限内に開催しなかったことにつきやむを得ない事情がないから、評議員会の開催延期を決定した理事長である A 氏には任務懈怠が認められる。また、同日には理事会が開催されているところ、同理事会の場を含め、評議員会の開催延期に対して賛成又は異論を述べなかった理事については、A 氏の任務懈怠を認識しつつ、これを是正することもなく認容したものとして、任務懈怠があったと言わざるを得ない。

#### 3 定時評議員会までに旧理事会選任理事を選任しなかったことについて

次期役員の選出は、現役員の任期満了前にこれを行わなければならない(寄附行為 10条)。本学の第 24 期の理事の任期は 2022 年度の定時評議員会(結果として 2023 年 6 月 16 日に開催)の終結の時までであるから、理事会は同日までに次期の理事会の理事として変更前寄附行為に基づき旧理事会選任理事 2 名を選任しなければならない。

しかし、理事会は、上記理事 2 名を選任することなく、2023 年 8 月 3 日に本件寄附 行為変更が認可されてから、同月 23 日の理事会において、変更後寄附行為に基づき旧 理事会選任理事 5 名を選任し、同理事は同日に就任した。

理事会による旧理事会選任理事の選任の懈怠は、寄附行為10条違反である56。

このような対応を取った理由として、A氏は、2023年6月16日の理事会において、「変更後の寄附行為に基づき、然るべき時期に理事の選任を行う」旨を説明している。しかし、いかに本件寄附行為変更の手続をしているとはいえ、未だ認可されていない以上、理事には変更前寄附行為に従って業務を行う責務がある。

56 旧理事会選任理事は 2023 年 8 月 23 日に選任されているが、同月 3 日の本件寄附行為変更の認可により有識者枠の評議員理事が未選任となっている (H 氏が欠格事由に該当するため) という問題は解消していないため (別紙 B-2 参照)、寄附行為 10 条違反は現在も継続している。

<sup>55</sup> A 氏としては、事業報告と決算報告を全評議員宛にメールで送付し意見を求めていたため私学法 46 条の趣旨は実質的に達成されていると判断したこと、及び、コロナ禍における私学法の履行期限に係る特例の通知があったことから、混乱を収めるために定時評議員会を 1 ヶ月遅らせることが許容されると考えていたとのことである。

しかも、変更後寄附行為に基づき理事の選任を行うこととし、本件寄附行為変更が認可されるまで(変更前寄附行為に基づく)旧理事会選任理事2名を選任しないという方針は、A氏ら旧理事会メンバーで改選後の理事会構成員の過半数を維持するための戦略であったと認められる。すなわち、本件寄附行為変更が認可される前に理事を選任し、理事の定数(6名以上)を満たせば(新たな理事会が発足すれば)、旧理事会が選任した理事が2名であるのに対し、評議員会が選任する理事が3名、学長理事が1名(E氏)であり、E氏が評議員会側であることから、2対4となり、理事会構成員の過半数を失う。さらに、新たな理事会が追加で選任する理事(3名以内)も理事会構成員の過半数を失う。さらに、新たな理事会が追加で選任する理事(3名以内)も理事会構成員の過半数を失う。さらに、新たな理事会が追加で選任する理事(3名以内)も理事会構成員の過半数を失う。さらに、新たな理事会が追加で選任する理事(3名以内)も理事会構成員の過半数を失わない。

このとおり、理事会による旧理事会選任理事の選任の懈怠には支配権を維持するという不当な目的が認められる以上、「変更後の寄附行為に基づき、然るべき時期に理事の選任を行う」などという理由で法令違反・寄附行為違反が正当化されることはなく、かかる方針に賛成又は異論を述べなかった理事らには任務懈怠が認められる。

#### 4 小括

以上のとおり、① β氏を解任した後、1 ヶ月以内に評議員会へ監事選任同意の件を付議しなかったこと、②定時評議員会を 2023 年 5 月末日までに開催しなかったこと、③ 定時評議員会までに理事会が選任すべき 2 名の旧理事会選任理事を選任しなかったことについては、私学法又は寄附行為違反であり、この方針に賛成又は異論を述べなかった理事には任務懈怠が認められる。

# 第5 2023 年 6 月 16 日の定時評議員会終結時の後の理事会・本件新理事会・評議員会に おける決議等の効力

# 1 定時評議員会後における権利義務理事の範囲

本学では、理事(学長理事を除く。)の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時までと定められており(寄附行為11条1項)、次期役員の選出は、現役員の任期満了前に行わなければならない(同10条)。

A氏ら第24期の理事の任期は、2022年度(2022年4月~2023年3月)の定時評議員会の終結の時までであるところ、前述したとおり、2023年4月21日の評議員会における評議員理事3名の選任決議は有効であると解されるため、学長理事1名(E氏)の

ほか、評議員理事3名(X3氏、X12氏、H氏)は選任されていたことになる。しかし、 寄附行為8条3号アに基づく旧理事会選任理事2名が選任されていないため、同年6 月16日の定時評議員会が終結した時点において4名の理事しか選任されておらず、定 数(変更前寄附行為7条1号)である6名を満たしていなかった。

この点、理事会は、現役員の任期満了前に次期役員の選出を行うべき義務を負ってお り (寄附行為 10 条)、定時評議員会終結の時までに旧理事会選任理事 2 名を選任して いないことは明らかな寄附行為違反である。しかし、現実問題として旧理事会選任理事 2名が選任されていない以上、定時評議員会終結の時点で理事の定数(6名)を満たし ていないと言わざるを得ない。

本学では、寄附行為で定めた理事の定数を欠いた場合には、任期満了により退任した 理事が、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有すると 定められている(寄附行為11条4項)。2022年度の定時評議員会終結時点の本学の状 況はまさに「寄附行為で定めた役員の定数を欠いた場合」に該当するところ、この場合 に権利義務理事として残るのは誰かという点が問題になる。

この点、株式会社の場合には、数人の役員が同時に退任して欠員が生じた場合には、 その退任につき順位をつけることはできないから退任した役員全員につき権利義務が 継続するとされている57。また、一部につき後任が選任されても最低員数に満たない場 合にも、退任した役員全員につき権利義務が継続し、かかる場合には定款所定の上限員 数を超えても差し支えないと解されている58。

かかる解釈を当てはめた場合には、本件においても退任した理事7名全員(F氏、G 氏、A氏、I氏、C氏、K氏、L氏)につき権利義務が継続することになる。

もっとも、本学の場合には、株式会社における取締役と異なり、理事の選任機関が分 かれている。具体的には、学長理事(寄附行為8条1号)は学長選任プロセスで、評議 員理事(同条2号)は評議員会で、旧理事会選任理事(同条3号ア)は改選前の旧理事 会で決議することとされている。本件において欠員となっているのは、旧理事会が選任 する理事 2 名であるため、権利義務理事として残るのも旧理事会選任理事として選任 された 2 名だけであるという解釈も成り立ち得るのではないかという疑問が生じると ころである。

しかし、確かに本学の寄附行為では各理事の選任機関については分かれているもの の、選任された理事の権利義務や職責に差異はない。また、定数についても理事総数と して 6~9 名と定められており(寄附行為 7 条 1 号)、欠員が生じた場合の補充に関し ても、「理事又は監事のうち、第7条に定める定数の5分の1を超える者が欠けたとき は、1月以内に補充しなければならない」と定めるのみで、選任機関で選任される理事 の区分ごとに定数が欠けたかどうかを考慮することはない。この点は、寄附行為31条

<sup>57</sup> 昭和 37 年 8 月 18 日民事甲 2350 号民事局長回答

<sup>58</sup> 昭和30年4月28日民事甲547号民事局長回答

1項に定める選出母体(教職員、卒業生、有識者)ごとに2人以上欠員が生じた場合には補充しなければならないとされている評議員の欠員補充に関する規定(同35条)とは明確に異なる定めとなっている。

かかる寄附行為の定めに照らすならば、学長理事1名、評議員理事3名、旧理事会選任理事2名のほか、新理事会選任理事3名の合計9名が理事として選任されている状況で、仮に評議員理事1名が辞任したとしても、総勢8名で定数(6~9名)を満たしている以上、「寄附行為で定めた役員の定数を欠いた場合」に該当せず、当該評議員理事が権利義務理事として残ることにはならないと解される。

そうであるとすれば、定時評議員会終結の時点で旧理事会選任理事 2 名が選任されていない場合であっても、旧理事会選任理事としての定数 (2名)を欠いているのではなく理事全体としての定数 (6名)を欠いていると評価し、旧理事会選任理事 2 名だけが権利義務理事となるのではなく、退任した理事全員が権利義務理事になると解さざるを得ない。前述したとおり、A 氏ら執行部は、評議員選挙の結果を受け入れず自分たちの支配権を維持するという不当な目的で旧理事会選任議事 2 名を選任しなかったものであり、そのような寄附行為違反の任務懈怠によって退任した理事全員が権利義務理事として残り、次期理事会の過半数を占めることを認める結果となることについて、他方当事者である反対派としては納得し難いことは十分に理解できるものの、経営の空白を作らないために権利義務理事を認めた法の趣旨に照らし、やむを得ないといわざるを得ない。

以上によれば、2023 年 6 月 16 日の定時評議員会終結の時をもって、本学の理事会は、学長理事 1 名 (E氏)、評議員理事 3 名 (X3 氏、X12 氏、H氏)に加え、退任した理事 7 名全員 (F氏、G氏、A氏、I氏、C氏、K氏、L氏)が権利義務理事となり、合計 11 名で構成されると解すべきである (別紙 B-2 参照)。

また、2023 年 6 月 16 日の定時評議員会が終結した後、同年 8 月 30 日の理事会において A 氏が理事長に選定されるまでの間、理事長が定められていないことになるが、理事長であった A 氏が権利義務理事となったことにより、A 氏が理事長としての権利義務を有することになると解される(寄附行為 11 条 4 項)59。

#### 2 2023 年 7 月 18 日の本件新理事会による新理事長(X12 氏)選定決議の効力

私学法は、「理事会は理事長が招集する。理事(理事長を除く。)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない」と定めており(36条3項)、理事長に招集権限がある一方で、各理事には招集権限がないことは明らかである。

そうすると、2023年6月16日の評議員会終結後の理事会についても、権利義務理事

<sup>59</sup> 落合誠一編『会社法コンメンタール 8—機関(2)』(石山卓磨) 27 頁参照

長である A 氏に理事会の招集権限があり、各理事には招集権限はないので、E 氏、X12 氏、H 氏及び X3 氏の 4 名が招集をした同日の理事会も、同年 7 月 18 日の理事会も、招集権者により招集されたとは認められず、それらの理事会における決議は全て不存在として取り扱わざるを得ない。

E氏ら4名は、「理事総数の過半数から、会議にかけるべき事項を示して、理事会招集の請求があった場合には、理事長は、請求のあった日から、14日以内に、理事会を招集しなければならない」旨の寄附行為20条2項の定めに基づき、権利義務理事長であるA氏に対して理事会の招集請求を行うべきであった(前述したとおり、この時点における理事総数はE氏ら4名に権利義務理事7名を加えた11名であるため、その過半数は6名である。)。

なお、文科省は、2023 年 7 月 20 日、X12 氏に対して、メールで「X12 様らが開催したとおっしゃる理事会は、寄附行為に定める招集要件を満たしていないものと考えております。当然、新理事長の選任も文部科学省としては認められないと考えております」と伝えている。

# 3 2023 年 7 月 18 日の評議員会における X13 氏の議長選定決議の効力

株式会社においては、原則として招集権者以外の者が招集した株主総会における決議は法律上不存在とされている<sup>60</sup>。

他方で、株主総会招集の取締役会決議の無効又は不存在は株主総会招集手続の瑕疵 として株主総会決議取消事由となるが<sup>61</sup>、私学法上も本学の寄附行為上も、評議員会の 招集は理事会決議事項とされていないので、本件ではこの点は問題にならない。

以上からすれば、2023 年 7 月 18 日の評議員会の招集通知は、同月 10 日付で E 氏、X12 氏、H 氏及び X3 氏の連名で、また、同月 18 日に X12 氏の単独名義で各評議員宛に送付されているものの、これらの者はいずれも評議員会の招集権限を有しないことから、同日の評議員会における議長選定決議は不存在と解される。

# 4 2023 年 8 月 23 日の理事会における A 氏、C 氏、I 氏、K 氏、M 氏の理事選任決議 の効力

#### (1) 2023 年 8 月 23 日の理事会の時点における理事及び監事

2023 年 8 月 23 日の理事会における A 氏ら 5 名の理事選任決議が有効かどうかを検討するに当たり、まず、同日時点における理事(権利義務理事を含む。)及び監事につ

<sup>60</sup> 最判平成 2 年 4 月 17 日民集 44 巻 3 号 526 頁

<sup>61</sup> 最判昭和 46 年 3 月 18 日民集 25 巻 2 号 183 頁

いて検討する。

前述したとおり、2023 年 4 月 21 日の評議員会における評議員理事 3 名選任決議が有効であり、かつ、同年 6 月 16 日の評議員会終結後の権利義務理事は A 氏、I 氏、C 氏、K 氏、L 氏、F 氏及び G 氏の 7 名と解されるから、これらの者に学長である E 氏を加えた 11 名が同日の評議員会終結後の理事である。また、前述のとおり、 $\beta$  氏の監事解任は有効であるから、当該時点における監事は $\alpha$  氏の 1 名のみである(別紙 B-2 参照)。

他方で、2023 年 8 月 3 日に本件寄附行為変更について文科省の認可がなされたことから、「この法人の役員又は評議員であった者で、この寄附行為の規定により解任された者は、この法人の理事になることができない」旨の規定の効力が発生した。かかる規定は、理事の資格を制限する規定であると解されるところ、そもそも寄附行為において理事の資格制限を行うことができるかが問題となる。

この点、株式会社に関しては、定款による取締役の資格制限の可否について会社法上の明文規定は存しないものの、法定の制限以外の制限を設けることは、各会社の具体的事情に応じ不合理な内容でない限り許されると解されている<sup>62</sup>。そして、現職の取締役が欠格事由に該当するに至った場合、その時点から当然に取締役の地位を失うと解されている<sup>63</sup>。

私学法においても、「役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定」が寄附行為の必要的記載事項とされており(30条1項5号)、このほか任意的記載事項として必要な規定を記載することは可能であるとされていることからすれば<sup>64</sup>、「この法人の役員又は評議員であった者で、この寄附行為の規定により解任された者は、この法人の理事になることができない」旨の寄附行為の規定は有効であると解され、現職の理事がこれに該当することになった場合には、当然に理事たる地位を喪失す

そうすると、前記第 2・2 に述べたとおり、H 氏は、2023 年 4 月 10 日の理事会において、理事を有効に解任されていることから、同年 8 月 3 日に本件寄附行為変更の効力が発生したことにより、変更後寄附行為 8 条 2 項の理事の欠格事由に該当し、理事の地位を喪失したと解される<sup>66</sup>(なお、H 氏は、同時に変更後寄附行為 31 条 2 項に定める評議員の欠格事由にも該当し、評議員の地位も喪失したと解される。)。

以上の次第で、2023年8月3日以降の本学の理事は、E氏、X12氏、X3氏、A氏、

ると解される<sup>65</sup>。

<sup>62</sup> 岩原紳作編『会社法コンメンタール 7—機関(1)』(榊素寛) 447 頁参照

<sup>63</sup> 岩原紳作編『会社法コンメンタール 7—機関(1)』 (榊素寛) 445 頁参照

<sup>64</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法(三訂版)』217 頁参照

<sup>65</sup> 令和 5 年改正後私学法についての解説ではあるが、理事の欠格事由を定める私学法 31 条の規定について、小國隆輔『実務私立学校法』101 頁は「理事に選任した後に欠格事由に該当した場合、解任などの手続を経ることなく、その者は当然に理事の地位を失う」と同様に解する。

<sup>66</sup> 本学の理事の定数は9人以上11人以内と定められているため(変更後寄附行為7条1項)、本件寄附行為変更認可時点で正式に選任されている理事(権利義務理事を除く理事)は3名(E氏、X3氏、X12氏)であり、6名が欠員の状態となる。もっとも、欠格事由に該当したことによる地位喪失の場合は、権利義務理事とはならない(同11条4項)。

I氏、C氏、K氏、L氏、F氏及びG氏の 10名であり (別紙 B-2 参照)、監事は $\alpha$ 氏の 1名であったと解される。

#### (2) 2023年8月23日の理事会における招集手続の不備と決議の効力

理事会を招集するには、会期より少なくとも 7 日前に会議の目的とする事項を示して、各理事及び監事に通知しなければならない(寄附行為 20 条 1 項)。

2023 年 8 月 23 日の理事会の招集通知は、同月 16 日に、当該時点における権利義務理事長である A 氏から、C 氏、F 氏、G 氏、I 氏、K 氏、L 氏、E 氏及びα氏に送付されているが、当該時点で有効に理事に選任されていた X12 氏及び X3 氏の 2 名には送付されていない。したがって、同月 23 日の理事会における旧理事会選任理事 5 名の選任決議の効力が問題となる。

株式会社においては、取締役の一部の者に対する招集通知を欠く場合は、取締役会決 議は、招集手続に瑕疵があることになり無効となるのが原則である<sup>67</sup>。他方で、「取締役 会の開催にあたり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠くことにより、その招集手 続に瑕疵があるときは、特段の事情のない限り、右瑕疵のある招集手続に基づいて開か れた取締役会の決議は無効になると解すべきであるが、この場合においても、その取締 役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、 右の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、決議は有効になると解するのが相当 である」とされている68。この「特段の事情」については、単に招集通知を受けなかっ た取締役を反対票に加えた上で、依然として賛成が過半数であるか否かで判断するの では足りないと解されており、少人数の会議体においては人的意見が重視されること に鑑み、招集通知を受けなかった取締役が他の取締役との関係において取締役会にお いて占める実質的影響力、その取締役について予想される意見、その取締役の立場と決 議の内容との関係などから判断して、招集通知を受けなかった取締役の意見が決議の 結果を動かさないであろうことが確実に認められるような場合には、もはや会社が招 集手続の瑕疵を理由に決議を無効とする利益を有しないといえることから、「特段の事 情」が認められるものと解されている<sup>69</sup>。

本件においては、仮に招集通知を欠いた X12 氏及び X3 氏の 2 名が出席して反対票を投じても、賛成 7 名、反対 2 名となるにとどまることに加え、A 氏ら旧理事会側と E 氏及び評議員側とでは、新理事長選定に関する主導権争いを巡って決定的に対立していたことからすれば、X12 氏及び X3 氏が出席して何らかの意見を述べることにより、討議を通じて会議体としての意思を平和裡に形成することはおよそ期待できなかった

<sup>67</sup> 東京地方裁判所商事研究会『類型別会社訴訟 II (第三版)』555 頁参照

<sup>68</sup> 最判昭和44年12月2日民集23巻12号2396頁

 $<sup>^{69}</sup>$  東京地方裁判所商事研究会『類型別会社訴訟 II(第三版)』 $^{556}$  頁、吉井直昭「判解」『最高裁判所判例解 説民事篇昭和 44 年度(下)』 $^{693}$  頁参照

というべきであり、両氏に対して招集通知が送付され、両氏が出席したとしても取締役 選任議案の決議の結果は左右されなかった可能性が高い。以上からすれば、2023 年 8 月 23 日の理事会における理事選任議案については「特段の事情」が認められると解される。

そして、上記のとおり、2023 年 8 月 23 日の理事会には 7 名の権利義務理事が出席しており、理事会の定足数 (寄附行為 21 条 1 項) を満たしており、出席した権利義務理事の全会一致により A 氏、C 氏、I 氏、K 氏及び M 氏の理事選任決議が承認されている以上、この理事会決議は有効であると解される。

ところで、H氏は、寄附行為の認可の効力は遡及しないため、同理事会で選任することができる理事の人数は2名であり5名ではない旨主張する。しかし、5名の理事の選任決議は本件寄附行為変更の認可がなされた2023年8月3日より後になされているのであるから、認可の効力が遡及しなくても、理事選任決議が行われた同月23日時点においては、理事会は変更後寄附行為に基づき5名の理事を選任することができると解さざるを得ない。

確かに、A氏ら執行部は、「次期役員の選出は、現役員の任期満了前にこれを行わなければならない」旨を定める寄附行為10条に従って、遅くとも2023年6月16日の評議員会終結の時までに、変更前寄附行為8条3号アに基づき2名の理事候補者を理事会に付議し、理事会をして2名の理事を選任せしめるべきであったのであり、寄附行為10条違反、ひいては理事としての善管注意義務に違反したとの誹りは免れない。しかし、同条違反によって、その後の理事会による理事選任決議が無効になると解する法的根拠は見当たらず、むしろ、これを無効とすると理事会は永遠に寄附行為に従って理事を選任することができなくなってしまう。また、上記のとおり、寄附行為の認可の効力が発生した以上、理事会は、その時点における寄附行為に従って理事の選任を行うべきであるから、同年8月23日の理事会において変更後寄附行為に基づき5名の理事を選任したこと自体は法的には問題があるとは言えず、有効であると解さざるを得ない。

#### 5 2023 年 8 月 30 日の理事会における A 理事長選定決議の効力

# (1) 2023 年 8 月 30 日の理事会の時点における理事及び監事

2023 年 8 月 30 日の理事会における A 氏の理事長選定決議が有効かどうかを検討するに当たり、まず、同日時点における理事(権利義務理事を含む。)及び監事について検討する。

前述したとおり、2023 年 8 月 23 日の理事会において、A 氏、C 氏、I 氏、K 氏、M 氏が新理事として有効に選任されたものの、E 氏、X12 氏及び X3 氏とあわせても合計 8 名であり、なお 1 名が欠員である。とするならば、同理事会で理事に選任されなかっ

た権利義務理事3名全員(L氏、F氏、G氏)は、引き続き権利義務理事として職務を継続する義務を負うと解される。

その結果、2023 年 8 月 30 日の時点における本学の理事は、E 氏、X12 氏、X3 氏、A 氏、C 氏、I 氏、K 氏、M 氏、L 氏、F 氏及び氏 G 氏の 11 名であり、監事は $\alpha$  氏の 1 名であったと解される(別紙 B-2 参照)。

#### (2) 2023年8月30日の理事会における招集手続の不備と決議の効力

2023 年 8 月 30 日の理事会においては、A 氏の理事長選定議案を、A 氏、C 氏、I 氏、M 氏、K 氏、F 氏、G 氏及び L 氏の8名による賛成により承認可決したものの、同理事会の招集通知は、当該時点において理事であった X12 氏及び X3 氏には送付されていない。

しかし、2023 年 8 月 23 日の理事会決議と同様に、「特段の事情」が認められ、同月 30 日の理事会における A 氏を理事長に選定する決議は有効であると解される。

したがって、2023 年 9 月 4 日に、本学が同年 8 月 30 日に本学の理事長に A 氏が就任した旨の学校法人変更登記申請を行ったことは、公正証書等原本不実記載罪(刑法157条)に該当しない。

#### 6 2023 年 12 月 15 日の理事会における学長選任決議の効力

次期学長選定プロセスについては、2023 年 9 月 15 日の理事会において、次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッションについて、特別利害関係人である E 氏を除く理事間で意見交換がなされた上で、選考委員会委員長を C 氏とする旨、選考委員会委員 (理事会区分)を I 氏及び M 氏とする旨の決議が出席理事全員 (E 氏を含む。)の賛成により決議された。そして、同月 27 日の理事会において、欠席した E 氏以外の全出席理事の賛同の下、「次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッションの件」及び「学長候補者選考委員会委員及び委員長選任の件」が決議された。その後、3 回にわたって選考委員会が開催され、同年 12 月 15 日の理事会において、選考委員会委員長から同委員会による最終候補者選考結果が報告され、F 氏を除く出席理事全員の承認をもって、F 氏を次期学長に選任することが決議されるに至っている。

以上のプロセスについては、2023 年 9 月 27 日の理事会及び同年 12 月 15 日の理事会 の各招集通知が、X12 氏及び X3 氏に送付されていないという瑕疵は認められるもの の、同年 8 月 30 日の理事会決議と同様に、「特段の事情」が認められ、F 氏を次期学長に選任する決議は有効である。

したがって、当委員会としては、学長選考をやり直す必要はないと考える。

#### 7 小括

以上の次第で、2023年6月16日の定時評議員会までに理事会が指名するべき旧理事会選任理事2名を選任していないことは明らかな寄附行為違反であるものの、現実問題として旧理事会選任理事2名を選任していない以上、定時評議員会終結の時点で理事の定数を満たしていないから、定時評議員会終結の時をもって任期満了により退任した理事全員が権利義務理事として残ると解釈せざるを得ない。

その結果、①E氏、X12氏、H氏及びX3氏の4名が招集した2023年6月16日、同年7月18日及び27日の理事会における各決議、②同月18日の評議員会における決議はいずれも不存在であり、③A氏が招集した同年8月23日、同月30日及び同年12月15日の理事会における決議はいずれも有効であると解される。

# 第6 評議員会への欠席に係る評議員の任務懈怠の有無

# 1 評議員は評議員会への出席義務を負うか

私学法は、役員について民法上の委任に関する規定に従う(私学法 35 条の 2)と定める一方で、評議員については同旨の規定が置かれていなかった。しかし、評議員についても委任に関する規定に従うものと解されており<sup>70</sup>、この点を明らかにするため、令和 5 年改正後私学法では、評議員も委任に関する規定に従うことが規定されている(61条 3 項)。したがって、評議員は、学校法人に対し、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う(民法 644条)。

学校法人は評議員会を置かなければならず(私学法 41 条 1 項)、評議員の過半数の 出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない(同条 6 項)。理事長は、 所定の事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないため(同 42 条 1 項)、評議員会に出席して意見を述べることが、評議員が行うべき委任事務である。

したがって、評議員は、善管注意義務の一環として、原則として評議員会へ出席する 義務を負っており、正当な理由なく評議員会に出席しない場合には、評議員として任務 懈怠があると解される<sup>71</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法 (四訂版 (暫定版))』453 頁、小國隆輔『実務私立学校法』252 頁参照 <sup>71</sup> 松坂浩史『逐条解説私立学校法 (三訂版)』355 頁においては、「正当な理由なく評議員会に出席しない評議員については、評議員としての善管注意義務に反し、その任務に対する懈怠があるものであることから、寄附行為等の規定を踏まえて、解任等がなされることは当然であり、新たな評議員の選任の後、必要に応じて、新たな評議員会の議決を得ることが望ましい」と述べられており、また、「一部の評議員が正当な理由なく評議員会の招集に応じないことにより評議員会の開催に必要な数の評議員の出席の数が得られず、評議員会を開くことができない場合であって緊急のときには、評議員会の意見を聴かずに理事会において業務の決定を行うことも認められるであろう」とも解説されている。

## 2 評議員会を欠席する正当な理由が認められるか

本学における評議員会の開催状況を見ると、2023 年 5 月 12 日に評議員会が開催される予定であったが、評議員 32 名のうち出席は 13 名 (X4 氏、F 氏、X1 氏、X2 氏、X8 氏、G 氏、X19 氏、X7 氏、X9 氏、X5 氏、X6 氏、I 氏、X29 氏) であり、評議員会は成立しなかった。

その後、2023 年 6 月 16 日に開催された定時評議員会は、出席が 28 名であり成立したが、それ以降は、過半数の評議員の出席がないため評議員会は成立していない。具体的には、A 氏が招集通知を送付して開催を呼びかけた同年 8 月 10 日、8 月 30 日、9 月 15 日、10 月 20 日、12 月 1 日、12 月 26 日、2024 年 2 月 29 日、3 月 27 日及び 5 月 24 日の評議員会は、いずれも過半数の出席がなく、成立しなかった(別紙 F 参照)。

この点に関し、評議員会を欠席した評議員らは、A氏は(評議員会の招集権限を有する正当な)理事長ではないから A氏による評議員会の招集は無効であるなどと主張する。

しかし、A 氏は 2023 年 6 月 16 日の任期満了までは正式な理事長であるから、かかる主張は同年 5 月 12 日の評議員会を欠席する理由にはならない。また、前記第 5・1 のとおり、A 氏は、同年 8 月 30 日に新理事長として選定されるまでは任期満了後の権利義務理事長であり、選定後は正式な理事長であって、同氏による評議員会の招集はいずれも有効であるから、評議員による上記主張は評議員会を欠席する正当な理由であるとは認められない。

さらに、2023 年 4 月 21 日の評議員会で議長交代に賛成した第 24 期の評議員の大部分が同年 5 月 12 日の評議員会に出席していないこと、同年 4 月 21 日の評議員会で議長を務めた X15 氏は「時間をかけて 6 月以降に審議しましょうという案」と発言していることを勘案すると、反対派の評議員らは、第 24 期中に本件寄附行為変更が認可されてしまうと反対派が次期理事会における多数派になることができないこと(前記第 3 章・第 4・1 参照)を踏まえ、第 24 期中は本件寄附行為変更のための諮問を行わないという戦略を立て、それに基づき同年 5 月 12 日の評議員会を欠席したことがうかがわれる72。そうであれば、このような支配権争いへの加担が評議員会を欠席する正当な理由に該当しないことは論を俟たない。

評議員会を欠席した評議員らは、評議員会が成立すれば、評議員の意見が尊重されることなく諮問が完了したこととなるから、出席せずに評議員会を成立させなかったのだと述べており、そうであれば正当な理由があるから出席義務違反に該当しない(欠席することが正当化される)と主張するものと解される。

しかし、前記第4章・第3・3で述べたとおり、「諮問」とは出席者の意見を聴くこと

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> もっとも、当該戦略の認識の程度は一様ではなく、評議員会の不成立に向けた欠席を主導していた者と 比べ、欠席の要請等を受けてそれに応じただけの者の認識の程度は薄かったと考えられる。

に主眼が置かれており、そこで表明された意見を多数決等に基づき集約することは求められていないほか、諮問した側が諮問機関の表明した意見に従うことも求められていない。すなわち、諮問機関とは、所定の事項について意見を述べることが求められている立場であり、自らの意見を尊重させるために諮問を完了させないことを目的として評議員会を欠席するという行動は、諮問機関として果たすべき職責を放棄していると評価されてもやむを得ず、評議員らの上記主張は評議員会を欠席するための正当な理由とは認められない。

また、評議員会への欠席を継続した第 25 期の評議員らについては、招集通知に記載された評議員会の目的が諮問事項ではなく議長選定等の決議事項であっても欠席しているから、「諮問」を完了させないというのは理由の一部に過ぎず、評議員会を不成立にさせ学校運営を機能不全に陥らせることで、経営責任を負う A 氏ら執行部の譲歩を引き出す又は退陣させるということが主たる目的であったと解されるのであり、やはり支配権争いへの加担と言わざるを得ず、評議員会を欠席するための正当な理由とはいえない。

もっとも、一部の評議員らは、E 氏や X13 氏から評議員会への欠席を呼びかけられており、その際、E 氏らが、弁護士の意見等を紹介しつつ欠席しても問題ないかのような説明を行っていたこと、また、弁護士である H 氏も同趣旨の説明を行っていたことが認められる(前記第3章・第5・4・(2)参照)。

しかし、評議員会を欠席する正当な理由があるか否かは、客観的に判断されるものであり、欠席しても問題がない旨の説明をいかに受けていたとしても、そのことは、出席義務違反についての過失を否定する要素にはなり得ても、正当な理由を基礎づけるものではない。

評議員らは、少なくとも 2023 年 10 月 6 日の時点で、本学総務課から「私学事業団より、私立学校法違反の状態が続く場合には、経常費補助金減額措置の対象となる可能性があるとの指摘があり、私学事業団事務局によるヒアリングを受けたところです。私立学校法違反を解消するためには、評議員会を開催する必要がございますので、評議員会を成立へのご協力をお願いいたします」と記載されたメールを受信しており、評議員会を欠席することの重大性(すなわち、このために大学運営を正常化できず、私学補助金が減額される可能性があること)を認識していた。また、評議員らは、監事である α氏による「このまま評議員会が開催されなければ、学校法人の運営に大きな支障が生じ・・・学校法人工学院大学の社会的信用が大きく棄損される恐れがあ」る旨を警告する書面(本件監事出席要請書面)の送付を受けている。そうであるならば、個々の評議員は自らの責任において、評議員会へ欠席することの是非を改めて検討すべきだったのであり、E氏や X13 氏から欠席しても問題ないかのような説明を受けたからといって、欠席を正当化することはできないと解される(実際、私学補助金が減額される可能性等を考慮し、評議員会へ出席することを決めた評議員もいた。)。

# 3 小括

以上のとおり、評議員会を成立させないことを目的として意図的に評議員会を欠席 した評議員らについては、正当な理由なく評議員会を欠席したものであり、評議員とし ての任務懈怠が認められる。

#### 第5章 本件紛争の原因分析

# 第1 はじめに

本件紛争における事実経緯の詳細は、前記第3章に記載したとおりであるが、大きな流れとしては、以下のとおりである。

まず、本学では、従前より本件キャンパスリニューアル構想の検討が進められており、2021年5月21日に理事会において、本件基本方針を全会一致で決議した。この基本方針を取りまとめた執行部(A氏及びC氏ら)は、新宿キャンパス周辺の魅力を上げていくことが本学の魅力につながるという考えの下、①新宿・八王子キャンパスの機能維持リニューアルに最優先で取り組むこと、②新宿キャンパスの価値を最大化するため、よりキャンパスの特性を明確にした「通常授業→新宿、実験・実習(設備を要する研究)→八王子」体制への変更を検討することを基本方針に掲げ、(a)新宿キャンパスについては、エステック街区全体の低層部を「開放空間(=通路機能確保)、賑わい創出空間」として再開発するとともに、エステック広場上の新棟建設等を検討すること<sup>73</sup>、(b)八王子キャンパスについては、老朽化した建物をリニューアルする中で、「実験実習の八王子集中(新宿からの移転)のためのスペース確保」を先行して行うことを提案し、理事会の承認を得たものである。

ところが、本件基本方針に従って検討が進められる中、八王子へ実験設備が移転されることや高額の設備投資に懸念を示す理事  $(E \ E)$  及び監事  $(\beta \ E)$  が、一部の評議員  $(X17 \ E)$  及び外部理事  $(H \ E)$  に対し、①本件キャンパス再編計画が執行部の独断で決定され、既に進行中である、②その予算額が約 629 億円に膨らんでおり、多額の借金が必要となるなど、理事会で受けた説明とは異なる情報を提供することで、本件キャンパス再編計画に対する反対意見を醸成した。そして、この反対意見は、一部の評議員らによって頻繁に開催されたオンライン会議や電話でのやり取りによって徐々に拡散され、同計画をめぐる対立が深刻さを増していった(本件紛争の第1ステージ)。

こうした中、一部の理事・監事・評議員らは、キャンパスリニューアルを止めるためには理事会の構成を変更して理事長を交代しなければならないと考えるようになり、校友会の票固めや教職員評議員候補への投票依頼など評議員選挙への働きかけを強めた。その結果、評議員選挙では、当選した評議員の大多数が当時の理事長 (A氏)の方針に反対する立場の者で占められるようになった。こうした結果を受けて、理事長 (A氏)はじめ執行部の側は、本来ならば選挙結果を受け入れるべきであったにもかかわらず、不当な手段による敵対的買収と捉え、執行部らが残留できる方策として寄附行為の変更という手段を考案し、その寄附行為変更が認可されるまで、旧理事会選任理事をあえて選任しないことで権利義務理事としてとどまるという違法な対抗手段に出た。これを見た多くの評

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> ただし、新宿新棟建設については、都市計画の内容次第で実現できるかどうか不確定な状況であった。

議員は、執行部の提案する寄附行為変更を阻止するため、諮問に応じずに評議員会を敢えて欠席するという違法な対抗手段に出て、その後も評議員会への欠席を継続した(本件紛争の第2ステージ)。

その結果、本学では、長期間にわたり評議員会を開催できず、評議員理事・監事の欠員 状態が続くという事態に陥り、私学補助金の減額措置に至ったものである。

このとおり、本件紛争の発端はキャンパスリニューアルをめぐる意見対立であるところ、これを推進しようとした執行部も反対した理事・監事・評議員らも、それぞれが「工学院大学のため」を考えて行動しており、決して私利私欲が絡んだ紛争ではない。

にもかかわらず、どうしてこのような紛争に発展してしまったのかと考えると、関係者の間で互いに敬意を持って冷静に相手方の意見に耳を傾けた上で時間をかけて議論し、妥協するべきところは妥協して合意を形成していくという、組織であれば当然の意思決定プロセスが機能していなかったことが原因である。さらに、その背景事情として、①本件紛争に関与した当事者それぞれが大学のガバナンス構造を正しく理解しておらず、自らの権限を過大評価して行動したこと、②本来行われるべき理事会での議論を行わずに安易に場外抗争・人事抗争に持ち込んだことに問題があったものと考えられる。

# 第2 大学のガバナンス構造に対する正しい理解の欠如

本件紛争の第 1 ステージは、キャンパスリニューアルをめぐる執行部と評議員会の対立であり、当委員会としては、その背景には各ステークホルダーによる大学のガバナンス構造に対する無理解という要因があると考えている。以下、その具体的な内容を詳述する。

### 1 執行部による理事会・教学・評議員会の軽視

執行部が進めてきた本件キャンパス再編計画は、2021 年 5 月 21 日の理事会で決議された本件基本方針に従って検討が進められてきたものであり、本件基本方針決定後には複数の定例会議等に分かれて検討を進め、教学との間でも複数回にわたって意見交換が行われてきた。ただし、この時点では学内の意見聴取が行われていたにすぎず、本件キャンパス再編計画が具体案としてまとまっていたわけではないため、理事会や評議員会での議決が求められる状況にはなかった。こうした一連の検討プロセスを見れば、執行部のプロジェクトの進め方に大きな落ち度があったとは認められない。

しかし、執行部の側に全く問題がなかったというわけではなく、全般的に執行部が主導してプロジェクトを進めようという意識が強く、理事会・教学・評議員会に対しては形式的に説明して追認してもらおうというスタンスで臨んでいた形跡が随所に認められる。決議事項とできるほど検討が進んでいなかったとしても、プロジェクトの進捗状

況をもう少し丁寧に各ステークホルダーへの説明を重ねておけば、ここまで深刻な事態にならなかった可能性も高い。このように、執行部が自らの権限を過大評価し、他のステークホルダーを軽視していた姿勢が本件紛争を招いた要因の 1 つであろうと考えられる。特に本件キャンパス再編計画のように反対意見が多く出ることが予想されるプロジェクトを進める場合には、今回のような混乱を招かないためにも慎重に説明を重ねることが求められたというべきであり、執行部の経営姿勢に問題があったと言わざるを得ない。

## (1) 理事会における説明不足

# (i) 2021 年 5 月 21 日の理事会における説明が十分でなかったこと

本件キャンパス再編計画に関しては、その検討に先立ち、2021 年 5 月 21 日の理事会において本件基本方針が全会一致で承認されている。したがって、その後に執行部が進めてきた検討プロセスについては、理事会で決定された方針に従ったものであって特に大きな問題点はないと考えられる。しかし、その一方で、本件基本方針を決定した同日の理事会においては、外部理事などの執行に関与しない理事に対して十分な情報を提供し、丁寧な説明を行った上で審議を行う必要があったと考えられる。まず、H氏から指摘されているとおり、本件基本方針を決議した 2021 年 5 月 21 日の理事会では、招集通知に会議の目的事項として記載されておらず、資料も当日配布され、説明後には回収されたとのことである。

確かに、理事には理事会への出席義務があることから、株式会社における取締役会と同様に、会議の目的事項としてあらかじめ通知していない事項であっても、理事・監事の全員が出席して審議に参加している以上、議題として審議することに法律上問題はない。また、資料の当日配布についても、事前配布が望ましいものの、当日配布したからといって違法となることはない。机上回収についても同様である(前記第4章・第1・1・(1)参照)。

しかし、2021 年 5 月 21 日の理事会に上程された「キャンパス再開発基本方針の件」は、新宿・八王子キャンパスの老朽化対策として今後 20 年間で約 460 億円をかけて機能維持投資を行うことだけでなく、現行体制(基礎教養課程→八王子、専門課程→新宿)から「通常授業→新宿、実験・実習(設備を要する研究)→八王子」体制へ変更するという本学のキャンパスのあり方そのものを抜本的に見直すことを内容とする極めて重要な議題である。しかも、実験・実習を八王子に集中させるという方針に対しては、工学部・先進工学部など実験の多い学部から強い反対意見が出ることが容易に予想できるところであり、そのように意見が分かれることが想定される議題を上程するのであれば、理事会において議題(本件基本方針)の内容を丁寧に説明

し、時間をかけて議論し、十分なコンセンサスをとってから進めることが求められる。

このような本件基本方針の重要性を勘案するならば、かかる重要議題について招集通知に記載せず、理事会当日に資料を配付して説明しただけで決議したという 2021 年 5 月 21 日の理事会のプロセスは、適法ではあるものの適切であったとは言い難い<sup>74</sup>。

仮に本件基本方針を決議した 2021 年 5 月 21 日の理事会において、H 氏を含む外部理事に対して丁寧に本件基本方針の内容を事前に説明し、理事会の場で議論を尽くした上でプロセスを進めていれば、ここまで紛糾することはなかったであろうと考えられる<sup>75</sup>。

## (ii) 2021 年 5 月から 2022 年 11 月まで理事会報告がなかったこと

H氏は、2021年5月に本件基本方針を決議してから2022年11月の理事会で報告されるまで、約1年半にわたり、理事会には一切経過報告されていないことについても問題視している。

この点、2021年5月21日に本件基本方針が決議された際には、「実行計画」がまとまり次第、その都度決裁を得ることとされていた。そして、執行部では、同年8月以降、キャンパス再編整備会議を設置し、その下に複数の定例会議等を設置して検討を進め、教学との間でヒアリング及びその結果を踏まえた意見交換を重ね、本件キャンパス再編計画を検討していたものであり、理事会に報告できる程度に内容が固まったのが2022年11月だったと理解される。

したがって、「実行計画がまとまり次第、その都度決裁を得る」という方針に照らすならば、2022 年 11 月の理事会まで議題として上程されなかったとしても、特に違反があったわけではない。

しかし、検討プロセスに関与していない外部理事からすれば、本件基本方針を決議 してから執行部が何をしていたのかについての説明もなく、約 1 年半が経過した後 になって突然に高額の費用を要する本件キャンパス再編計画の報告がされたと受け 止めても仕方がない。本件キャンパス再編計画は、本学にとって極めて重要な経営課 題であったことを勘案すると、仮に理事会で決議を求める段階に至っていなかった

75 キャンパス再編計画に関しては、2022 年 11 月 18 日の理事会において様々な意見が出されているが、本来であれば、2021 年 5 月 21 日の理事会においてこのような議論を尽くした上で本件基本方針を決定するべきであったと考えられる。

<sup>74</sup> 執行部は、2021 年 5 月 21 日に本件基本方針を決議するのに先立ち、外部有識者による協議会(西新宿一丁目 24 デザイン協議会)を設置し、その報告書を踏まえて本件基本方針を検討するというプロセスを踏んでいた。そして、協議会の設置や報告書の内容について理事会へ報告しており(2019 年 10 月 18 日、2020 年 6 月 19 日)、2020 年 6 月 19 日の理事会については H 氏も出席していたが、これだけでは執行部が取りまとめた本件基本方針の内容を理解できたとは考えにくい。

としても、その検討状況について定期的に理事会で経過報告を行い、都度、理事会の 理解を得ておくことが望ましかったと言える。

この点については、現行の私学法では理事会に対する業務執行状況報告は求められておらず、一般的な大学の理事会運営の実務に照らし本学の理事会運営に大きな問題があるとまでは言えないものの、仮にもう少し丁寧な説明を行っていれば、H氏としても、β氏及び E 氏の説明だけを軽信するのではなく、執行部の説明に耳を傾けて理解しようと努めた可能性があったのではないかと考えられる。

# (2) 教学への説明態度

執行部は、2021 年 5 月の理事会で本件基本方針を決議した後、教学との間でも複数回にわたる意見交換を行って、本件キャンパス再編計画の策定に向けた検討を進めてきた。具体的には、法人才から各学部に対する詳細なヒアリング・意見集約を実施し、それらを踏まえて本件キャンパス再編計画の案を検討し、キャンパスリニューアル整備会議で審議するというプロセスを重ねており、2022 年 12 月の評議員会で紛糾するまでの間に 3 回のキャンパスリニューアル整備会議(第 1 回: 2021 年 11 月 29日、第 2 回: 2022 年 4 月 13 日、第 3 回:同年 10 月 12 日)が実施されていた。また、各会議には詳細な資料が準備されていた。

このとおり、執行部としては、本件キャンパス再編計画の検討に当たり、教学との意見交換・連携について実施してきたことは事実であるが、そのような意見交換を経てもなお、一部の学部(工学部・先進工学部)からの反対意見が根強く残っていたことも事実である。

もともと本件基本方針のコンセプトである「通常授業→新宿、実験・実習(設備を要する研究)→八王子」に対しては、実験の多い工学部・先進工学部にとっては新宿から八王子に移されるに等しいものとして、両学部から強い反対が出ることは予想されていた。執行部としても、このコンセプトどおりに強行するわけではなく、一応は学部の意見を聞きながら進めるというスタンスであったが、工学部・先進工学部の一部教職員からは、意見を言っても聞き入れられないという受け止め方をされていた可能性が高い。その原因としては、生煮えのまま議論することをなるべく避けたいとする執行部側の姿勢、既に決定している事項のように聞こえた K 氏の説明方法などが挙げられる。このような状況の下、理事会主導で本件キャンパス再編計画の検討が進むにつれて、工学部・先進工学部からの反対・懸念の声が大きくなり、2022 年10 月の執行役員会で最大見積金額が報告されたことをきっかけに E 氏が反対に動き

出した可能性も否定できない76。

それに加えて、本学では、過去の経緯から、もともと理事会と教職員の間で一定の緊張関係が生じていたのではないかと推察される。具体的には、本学では、A氏の前任である乙氏が理事長であった当時、教職員に対する評価システムの導入などの改革が行われ、新教員人事制度をめぐり、一部の教職員及び組合との間で未払賃金請求訴訟や不当労働行為救済命令取消訴訟などが争われていた。また、2021年の学長選挙に際し、選考委員会は前学長である D氏を再任するべく次期学長候補者として選出したにもかかわらず、β氏が「学長特別裁量予算について透明性ある開示を求めます」と題する監査報告書を提出し、理事会において D氏を次期学長として適格でないと判断して候補者選考のやり直しを命じた結果、E氏が学長に選出されたという経緯があり、当委員会のヒアリングにおいて、理事会側が有力者であった D氏の学長再任を阻んだかのように受け止めて説明する関係者も存在した。さらに、A氏は、上記改革を行った乙氏の下で常務理事を務めており、授業内容やカリキュラムの改善努力の足りない教員等に対して厳しい目線を有していたように見受けられる77。

このとおり、本学では、理事会と教学の間に一定の緊張関係がある中で、一部の学部(工学部・先進工学部)から強い反対意見が出ることが予想されるプロジェクトを進めようとしていたのであるから、執行部としては、教学に対して十分かつ慎重な説明を行い、教学側の納得を得るための努力を重ねて検討を進めるべきであった。一連のプロセスを見ると、本件基本方針を決議した後に執行部が教学からのヒアリングと意見交換を重ねていたことは認められるものの、本件紛争に至ったという結果から見ると、未だ不十分だったと言わざるを得ない。

### (3) 評議員会における報告不足

本学における評議員会の審議状況についても、法令に照らして問題があったということはなく、また、一般的な学校法人の運営状況としても大きく劣っているとは評価できない。しかし、本件キャンパス整備計画の重要性に鑑み、もう少し丁寧な説明があってもよかったものと考えられる。

キャンパスリニューアルについて、具体的に評議員会へどのような報告がされていたのかを見ていくと、2017年12月15日の評議員会において、「VISION150」の改定について報告があり、次期中期計画「コンパス 2023」のフレームワーク案として

<sup>76</sup> E 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、当初は本件キャンパス再編計画に対して賛同するかのような発言をしていながら、突如として 2022 年 10 月から反対を表明した理由について、周囲の教職員の反対の声が大きく、「理事会で反対できるのは学長理事だけである」などと言われたからであるなどと述べている。77 A 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、シラバスを 10 年も書き換えていないような教員や授業アンケートで低い点数がついた教員がどのような改善を行っているのかについて、監事・内部監査室がやってくれればいいのではないかと考えていたと述べるなど、厳しい目線を有していたことがうかがえる。

「新宿、八王子の地の利・戦略等を活かした教育・研究環境の整備」と記載されており、2018年3月16日の評議員会において、中期計画「コンパス 2023」が報告されている。

その後、2020 年 6 月にコンパス 2023 見直し PT が設置されたことを受けて、2021 年3月12日の評議員会では「中期計画 (コンパス 2023 の見直し) 及び 2021 年度事 業計画案・予算案の件」が諮問されており、新宿リニューアル PT の 2023 年度末の 到達目標として、「新宿/八王子キャンパスの新たな役割分担(教育/研究等)の確 立」「今後 20 年の新宿キャンパスリニューアル計画(含財務計画)策定及び一部実 施」と記載されているほか、2021年度予算編成のポイントとして、「施設・設備関係 の支出・・・、うち新宿キャンパスリニューアルに関連する支出に約1億7000万円 を見込んでいる。 今後計画が具体化した場合、さらにこれに伴う初年度の資産購入が 行われることが見込まれる」と記載されている。また、2021年 11月 26日の評議員 会において「中期計画(コンパス 2023 の見直し)進捗状況及び 2021 年度予算執行状 況」が報告されており、新宿リニューアル PT の 2021 年度上期状況として「『時空間 的利便性を向上させた学生の新しい学び』を前提に、新時代の新宿キャンパス高層階 リニューアル (新宿の立地を活かした社会・産業との連携) 及び八王子キャンパスリ ニューアル (実験・実習環境の充実) についての具体的検討開始」と記載されている。 さらに、2022年3月11日の評議員会では、2022年度事業計画案及び予算案が諮問 されており、2022年度具体的施策として「『新たな学び』を推進する新宿・八王子キ ャンパスリニューアルの実施計画の策定」が掲げられているほか、2022 年度予算の 特徴の説明として、「来年度は新宿・八王子のリニューアル計画の詳細やその経費・ 資産購入見積もりがより具体化し、その初期段階の作業をスタートするための実行 計画を理事会にも報告し、審議いただくことが予定されている」「現時点では、プロ ジェクト全体を具体的にスタートさせていく上で必要となる翌年度の支出は、資産 購入においては(設計料など)予定されているが、経費(工事・修繕費)には、新年 度当初からの工事着工が必要と考える事項(約3億円)を計上している | などと記載 されている。

このとおり、評議員会に対しては、中期計画コンパス 2023 の見直しや各年度における事業計画・予算案の資料において新宿・八王子のキャンパスリニューアルの検討を進めていることが記載されており、これらの資料を読んでいれば、執行部において一定の費用をかけてキャンパスリニューアルに関する検討が進められていることについては理解できたはずである。

しかし、資料の記載内容はかなり抽象的であり、これを読んだだけでは、執行部が 具体的にどのような方向性で検討しているのか、その内容や進捗状況まで理解する ことは不可能である。それに加えて、評議員は年に数回の評議員会で報告を受けるだ けの立場であり、仮に資料に記載があったとしても、具体的な説明を受けない限り、 質問をしたり、特に注意を払うことがなかったとしてもやむを得ない。

その一方で、執行部が検討していた本件キャンパス再編計画は、かなり高額の設備 投資を伴う大規模プロジェクトであり、「通常授業→新宿、実験・実習(設備を要す る研究)→八王子」という体制に変更して本学のキャンパスのあり方そのものを抜本 的に見直すという極めて重要な計画であって、評議員にとっても関心の高い内容で あることは明らかであった。

かかる重要性を勘案するならば、各事業計画・予算案の資料においてはその旨がわかるよう表記し、また、説明をするべきである。さらに言えば、2021 年 5 月 21 日の理事会で本件基本方針を決議した前後に、評議員会に対しても基本方針の概要を説明するなどの機会を設けることが望ましかったと考えられる<sup>78</sup>。

## (4) その他の問題点

## (i) 執行部内における情報共有・連携不足

本件キャンパス再編計画については、施設部を管掌する C 氏を中心として検討が進められており、2022 年 10 月 12 日の執行役員会において長期設備投資見通しとして最大見積額(約 629 億円)が報告された際、財務部を管掌する B 氏には正確な情報が共有されていなかった。この点は、 $\beta$  氏から、上記執行役員会では B 氏・E 氏も金額に驚嘆しており、なぜこのような投資費用を全く開示しなかったのかと議論になったと指摘されている。

実際の検討プロセスを見てみると、執行部では、2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決定した後、複数の定例会議を設置して設備更新や耐震強化の必要性を検証し、教学との間でも複数回にわたり意見交換を行って、本件キャンパス再編計画を策定しようとしていたものであり、ようやく2022年10月になっておおよその案が固まり、それをもとに施設部において最大見積額を試算し、この数字を財務部等において検証していくことが想定されていた。

確かに、キャンパスリニューアルを検討する上では、まずはどういう計画を作るべきかという議論があり、実際の施設・設備の状況を確認し、施設・設備を使う立場の教学の意見・希望も聞いた上で基本計画案を作成し、それを実現したらどの程度の金額がかかるのかを試算し、財務的に本当にその支出に耐えられるのかどうかを検証した上で、基本計画に必要な見直しを加えていくというプロセスで進められるものではある。しかし、このようなプロセスは事実上重なり合いながら段階的に進められ

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> 本件キャンパス再編計画に関しては、2023年3月1日に評議員会に対する説明会が開催されているが、本来であれば、2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決議した前後に、同様の説明会を開催しておくことが望ましかったと考えられる。

ることも多く、本件のように施設部による見積額の試算と財務部による検証が完全 に分断されて進められていたという事実は、やや不自然な面がある。C氏が率いる施 設部と B氏の財務部がもう少し風通しの良い進め方をしていれば、β氏の疑念が増 幅されることはなかっただろう。

本件キャンパス再編計画のような大きなプロジェクトを実現させるためには、執行部が一体となって緊密に連携しながら進めることが求められるところ、本学では 部署の間の情報共有・連携が十分ではなく、それが最大見積額(約 629 億円)の報告をいかにも唐突であったように見せてしまい、 $\beta$ 氏の不信感を強めた可能性も否定できない。

## (ii) 不明瞭・曖昧な権限分掌

キャンパスリニューアルに関しては、その過程で外部業者と様々な契約を締結しており、 $\beta$  氏及び H 氏から、それらの契約の締結プロセスについての疑義も呈されていた。

これらの疑義に対しては、前記第4章・第1・3で述べたとおり、いずれも手続上の瑕疵があったとは認められないものの、本学における理事会決議事項の定めが明確ではなく、理事会で決議すべき事項と理事長が決議できる事項の区別が曖昧になっていたことも事実である。

すなわち、寄附行為 25 条によれば、「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に諮らなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」と定められており、理事会で決議するべき重要事項については明記されていない。その一方で、工学院大学ガバナンス・コードでは、「寄附行為等に明示します」と記載されている(第 2 章・2-1・(1)・②・ア)。

この点について、常務理事らは、本学の様々な規程の中で理事会決議事項について 定めていると説明しているが、一覧性のある形で明記されていないことから、理事会 で決議すべき事項と理事長が決議できる事項の区別が曖昧になっていることは否定 できない。

このような権限規程の曖昧さが、本件キャンパス再編計画については理事会で決議すべきところ、決議せずに理事長が独断で進めているといった H 氏の批判を招いた要因でもあると考えられる。

### 2 監事による情報漏洩と越権行為

## (1) 一部評議員に対する情報漏洩行為

キャンパスリニューアルをめぐる執行部と評議員会の対立構造が生まれたきっかけは、2022 年 10 月下旬に E 氏が X17 氏へ電話をかけ、同月 31 日の創立記念日の式典後に 3 名( $\beta$  氏、E 氏、X17 氏)で面談し、本件キャンパス再編計画について相談したことにある。

 $\beta$ 氏は、この面談において、2022 年 10 月 12 日の執行役員会で配布された本件内部資料を X17 氏に見せており、その結果、同資料に記載された長期設備投資費用の額(約 629 億円)が一人歩きすることとなった。しかし、実際には、この額は施設部が試算した見積もりに過ぎず、これから財務の観点を踏まえて検討していくことが想定されていた。 $\beta$ 氏は、同日の執行役員会に出席していたから、この額が施設部の試算に過ぎず、確定した数字ではないことは理解していた(少なくとも明確に説明を受けていた)にもかかわらず、このような検討過程の試算に過ぎない数字を、その旨を説明することもなく、X17 氏に対して開示したものであり、その後の評議員会が誤解に満ちた発言で混乱する原因を作った極めて不適切な情報漏洩であったと評価せざるを得ない79。

実際、2022 年 12 月 2 日の評議員会では、X17 氏及び校友会会長の X14 氏らが、本件キャンパス再編計画の検討は正式な手続を踏んでいるのか、工学部・先進工学部を新宿から追い出すのか、構想(計画)は現状の収入に対して過大な計画ではないかなどと発言し、その後に $\beta$  氏が本件キャンパス再編計画に反対する旨の本件監事意見書を読み上げている。かかる経緯を見る限り、 $\beta$  氏が X17 氏、X14 氏ら一部の評議員の間で本件キャンパス再編計画に反対する方針について相談して臨んでいたことがうかがえる。

また、β氏は、2023年3月10日の評議員会に先立ち、X12氏に対して本件業務委託関連資料を交付しているが、同資料には公にされていない本学の業務委託契約の取引先や契約金額などの情報(非公知の情報)が記載されていた。

この評議員会は、理事会が X17 氏らの指摘を受けて本件キャンパス再編計画に関する説明会を開催した直後に開催されたものである。理事会は、2023 年 3 月 1 日に

 $<sup>^{79}</sup>$   $\beta$  氏は、一部の評議員への情報提供が守秘義務違反を問われないか懸念し、2023 年 1 月 8 日に、戌弁護士に対し、「多数の卒業生評議員から、評議員会で大もめしたリニューアル計画の監事としての調べた情報を知りたい要請があり、その評議員に情報提供した場合、評議員の要請は守秘義務に法的に問題がありますでしょうか」とメールで尋ねている。これに対し、戌弁護士より、「理事長側から守秘義務違反を追及されるリスクは否定できませんが、評議員会の場で監事意見として述べる内容であれば、遅かれ早かれ評議員に知らせる内容ではございますので、あまり大きなリスクではないように思われます」との回答がなされている。このやり取りから、 $\beta$  氏が守秘義務違反とならないよう慎重な対応をしようとしていたことがうかがわれるが、戌弁護士の見解は、守秘義務違反の可能性を否定するものではなく、また評議員会の場で正当な権限をもって意見陳述できる内容であることが前提になっている点で、特定の評議員に対して検討過程の資料を開示した $\beta$  氏の言動を正当化するものとは言い難い。また、2022 年 10 月 17 日及び同月 28日に、 $\beta$  氏は、評議員への情報提供の可否を含む今後の対応に関し、戌弁護士とオンライン及び対面で相談しており、評議員への情報提供の可否を含む今後の対応に関し、戌弁護士とオンライン及び対面で相談しており、評議員への情報提供は機密漏洩に当たらないとの助言を得たとのことである。もっとも、当委員会に提出された資料の範囲では、評議員への情報提供が守秘義務違反に当たらない旨の見解が戌弁護士から $\beta$  氏に示されたという事実までは確認できていない。

評議員に対する説明会を開催し、相応の時間をかけて本件キャンパス再編計画に関する説明や質疑応答が行われており、特に説明不足があったなどの指摘は出ていない。にもかかわらず、X12 氏は、上記説明会のわずか 9 日後(同月 10 日)に開催された評議員会において、 $\beta$  氏から交付された本件業務委託関連資料に基づき更なる質問を行おうとしていた。

このような一連の $\beta$ 氏の行動を見ていくと、同氏には一部の評議員を動かして本件キャンパス再編計画に対する反対の機運を醸成し、ひいては 2022 年 3 月 17 日の評議員選挙に向けて A 氏ら執行部に反対する候補者を当選させようという意図があったことが強く疑われるところであり $^{80}$ 、そのために X17 氏及び X12 氏に対して意図的に情報漏洩を行ったものと評価せざるを得ない。

# (2) 監事の職責に対する誤解に基づく越権行為

β氏は、このような自らの行動について、A氏らが身の丈に合わない巨額の費用を かけて本件キャンパス再編計画を実行しようとすることを止めるための監事として の責務であるかのように主張している。

しかし、そもそもキャンパスをどのようにリニューアルするのか、そのためにいくらの費用をかけるのかといった点はまさに経営判断に属する事項であり、理事長・常務理事らの執行部が検討・判断するべきであって、監事が計画の内容に対して賛成・反対という観点で意見を述べるべき事項ではない。

もちろん、監事は理事長及び常務理事らの職務執行を監査する職責を負っており、執行部が著しく不合理な経営判断をしようとしているなどの不正な行為がある場合又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合には、積極的に意見を述べて反対する責務を負っており、そのために必要があれば私学法及び寄附行為に従って評議員会へ報告することも認められる。しかし、本件キャンパス再編計画については、執行部は外部専門家の意見等を聞いた上で本件基本方針を理事会で決議し、当該方針に従って検討を進めており、その過程で教学との意見交換も行っていたものであって、独断専行で無謀な計画を進めようとしていたわけではなく、そのプロセスに法令又は寄附行為違反があったわけではない<sup>81</sup>。また、2022年10月の執行役員会で報告された金額(約629億円)は、この時点で教学との間でおおよその合意がとれたものとして取りまとめた本件キャンパス再編計画の案(詳細

81 2021 年 5 月 21 日の理事会において、本件基本方針に関する事前説明等が不足しており、実質的な審議が十分にされたとまでは言えないことは前述したとおりである。しかし、同理事会において本件基本方針が全会一致で決議されていることも事実であり、執行部は理事会で決議された本件基本方針に従って検討を進めてきたものであって、そのプロセスに何ら不適法な点がないことは明らかである。

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup> β氏から提出を受けたメールによると、少なくとも 2023 年 2 月 19 日の時点で、E 氏及び H 氏が、理事長以下の総入替えを行うために評議員選挙で勝たなければならないと考えていたとのことであり、 β 氏、E 氏及び H 氏の 3 名が評議員選挙を意識して行動していたことは明らかである。

は決まっておらず、変更が想定されているもの)に基づき、面積に単価を乗じて計算 された見積もりに過ぎず、これから財務的な観点も含めて具体的に検討しようとし ていた段階の数字である。したがって、この時点で評議員会へ報告しなければならな いような不正があったとは認められない。

すなわち、β氏が評議員会で本件監事意見書を読み上げたのは、ひとえに本件キャンパス再編計画に反対であるという自らの意見に基づく行動と評価せざるを得ない。しかし、費用をかけて本件キャンパス再編計画を行うべきかどうかという点は理事会が担うべき経営判断であり、それに対して監事が反対の意見を有していたとしても、監事意見として言うべき事項ではない。

また、仮に $\beta$ 氏において「キャンパスリニューアルにこれほど高額の費用をかけることは著しく不合理である」から理事の善管注意義務違反に該当するという意見を有していたとしても、まずは理事会あるいは執行役員会で意見を述べ、本件キャンパス再編計画にかける金額を見直すように働きかけるべきだったのであり、そのようなプロセスを経ることなく、検討過程の試算であることは伝えないまま X17 氏へ本件内部資料を共有し、X17 氏と共に評議員会で本件キャンパス再編計画に反対する旨の意見を述べたことは、監事としての意見表明の範囲を超えた越権行為であると評価せざるを得ない。

なお、当委員会のヒアリングにおいては、複数名から、 $\beta$ 氏は、本件キャンパス再編計画以外にも、従前より経営判断の範疇に属する事柄や業務執行に関する細かい点にまで口を出す傾向が強かったという指摘がされていた。

もっとも、監事の職責の基本は「違法性監査」にあり、そのためにどの範囲で意見を述べればよいのかという点は、一般にはなかなか理解されにくいものである。 $\beta$ 氏としても、仕事熱心な性格ゆえに監事の権限の範囲を超えた活動を行っており、それについて周囲から注意を受けることもなかったため、自らの職責と権限の範囲を拡大解釈していた可能性も否定できない。こうした $\beta$ 氏の活動を、教育や研究に対して熱心さを欠く教員について教学監査ができないかと持ちかけるなど、A 氏自身も利用しようとした面があり、それが $\beta$ 氏の越権的な行動を助長した点も否めない。したがって、 $\beta$ 氏だけを責めることは酷であるが、そうだとしても、本件における $\beta$ 氏の行動は、執行部の違法又は著しく不合理な経営判断を諫めるという監事としての職責を超えて、本件キャンパス再編計画に対して「反対」という自らの意見を通すための行動であり、越権行為であったと言わざるを得ない。

### (3) 監事意見を形成する上での調査不足

さらに、 $\beta$  氏が 2022 年 12 月 2 日の評議会において読み上げた本件監事意見書は、同年 11 月 18 日の理事会において読み上げた内容と同じであり、そこでは「資金計画

において資金を使い果たし、2040年には-155億円の借金となり、借金を将来に引き継ぐことになってもこの計画を実行する必要があるのか?」などと指摘され、最後に卒業生監事としての私見として、本学が借金に苦しんだ1974年当時のエピソードを紹介するなど、本件キャンパス再編計画において借金することが前提とされていた。

しかし、2022 年 11 月 18 日の理事会において執行部から説明されているとおり、本学の事業収支では、減価償却が約 20 億円程度あるためキャッシュベースで毎年 25  $\sim$ 28 億円が残ることから、30 年で約 750 億円のキャッシュが貯まることになり、現在の金融資産が 450 億円あるため、本件キャンパス再編計画を実施するために借金することは想定されていない。この点は、同理事会において、執行部から  $\beta$  氏に対して明確に説明されている。また、同年 10 月 12 日の執行役員会で報告された参考資料を見ても、同計画を実施するために借金することは想定されていなかった(なお、この執行役員会には  $\beta$  氏も出席している。)。

 $\beta$ 氏は、執行部から自らの意見の前提部分が誤っていることについて説明されたにもかかわらず、執行部の説明を検証・検討して自らの意見を修正することもないまま、監事意見を評議員会で読み上げたものであり $^{82}$ 、これは監事として適切な権限行使とは考えられない。

私学法上、監事には、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況を監査し、 不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告するという責務が定められている(37条3項)。このような監事の権限は、理事に対する牽制機能を期待されているからこそ認められているものであるが、かかる強い権限を有する以上、理事の業務執行状況に不正があるかどうかの調査については客観証拠に基づき厳正に行う必要がある。また、監事の報告は、重大な法令等の違反や不正という概念に当てはまる事実のみを報告すべきであって、自分の意見と違うことを「不正」と呼んで意見表明することは許されていない。

2022 年 11 月 18 日の理事会で本件監事意見書を読み上げた際、執行部から事業収支に対する誤解があることの指摘を受けていながら、その指摘を検証・検討して修正することもなく、卒業生監事としての感情的とも見える内容の本件監事意見書をそのまま評議員会で読み上げたことが、監事としての適切な権限行使でないことは明らかである。

 $<sup>^{82}</sup>$  なお、 $^{\beta}$  氏が当委員会の調査開始後に提出した上申書では、本件キャンパス再編計画でこれまでの蓄積を投入してしまうと、同計画を実施した後で必要となる大学本校舎の建替費用(1000億円以上)を捻出できないなどと指摘しており、本計画を実行した後の借金を懸念しているかのような内容に変わっている。しかし、評議員会で読み上げた本件監事意見書では「2040年には-155億円の借金となり」と指摘しており、誤った事実に基づく意見表明となっている。

# 3 学長理事による情報漏洩と統率力不足

## (1) 一部評議員に対する情報漏洩行為

E 氏は、2022 年 10 月下旬に自ら X17 氏に電話をかけ、β 氏と共に同月 31 日の X17 氏との面談に同席し、本件内部資料を示して相談していた。

E氏は、学長及び副学長向けの説明会で執行部から直接説明を受けて協議した上で、学長理事として、執行役員会や大学マネジメント連絡会議などの学内会議に継続して出席し、教学との意見交換の場であるキャンパスリニューアル整備会議にも毎回出席していたから、執行部が検討を進めている本件キャンパス再編計画に自身の意向に沿わない部分があったとしても、少なくとも執行部が独断で検討を進めているわけではないことを理解していたはずである。また、本件内部資料に記載された金額(約629億円)についても、教学との間でおおよその合意がとれたものとして取りまとめた本件キャンパス再編計画の案(詳細は決まっておらず、変更が想定されているもの)に基づき、面積に単価を乗じて計算された見積もりに過ぎず、これから財務的な観点も含めて具体的に検討しようとしていた段階の数字であることを容易に認識できたはずである。

にもかかわらず、E氏は、 $\beta$ 氏と共に、このような検討過程の試算に過ぎない数字を、その旨を説明することもなく、校友会で大きな影響力を有する X17氏 $^{83}$ に対してのみ開示したものであり、評議員会で反対意見を形成して本件キャンパス再編計画を阻止するため、ひいては 2022 年 3 月 17 日の評議員選挙に向けて A 氏ら執行部に反対する候補者を当選させるための意図的な情報漏洩と評価されてもやむを得ない。

### (2) 学長理事としての統率力不足

E氏は、このような自らの行動について、多くの教員が反対意見を有しているにもかかわらず、A氏らが強引に本件キャンパス再編計画を実行しようとしていたため、学長理事として反対しなければならないと考えたなどと主張している。

しかし、E 氏は学長としてキャンパスリニューアル整備会議にも毎回出席しており、当初は計画に対して否定的な発言をすることは特段なかったことが認められる。この点に関して E 氏は、A 氏の進める計画に反対する勇気がなかった、反対できる雰囲気ではなかったなどと説明しているが、同会議に先立って実施された各学部に対するヒアリングや同会議の議事録を見ると、学部長等からは反対意見も含めて様々な意見が出されており、反対できなかったというのは単に E 氏の主観である。

<sup>83</sup> E氏は、ヒアリングにおいて、X17氏のことを「校友会の陰のドン」であると述べている。

仮に E 氏が、自分自身の意見としては本件キャンパス再編計画に反対だったにもかかわらず、理事長である A 氏に背く勇気が出ずに発言せず(むしろ前向きな発言をし)、周りの学部長等が反対してくれるのを期待して傍観していたところ、意に反した内容の計画に決まりそうな状況になったため、突如として反対意見を表明することにしたのだとすれば、それは教学トップたる学長として極めて無責任な態度と言わざるを得ない。

また、2022 年 11 月 18 日の理事会やその後の E 氏の発言内容を見ると、E 氏は、学長という立場にありながら、工学部・先進工学部の立場のみを考えて行動しているのではないかと評価され得る発言となっている。しかし、学長というのは、個々の学部の立場を超えて、何が大学全体のために有益なのかという大所高所の視点を持つことが重要である。実際に法人才が実施していた学部に対するアンケートを見ても、工学部・先進工学部と建築学部・情報学部では本件キャンパス再編計画に対する受け止め方が異なっており、様々な意見があったことがうかがえる。学長は、教学トップという立場から、教学内で議論を重ねて意見を集約し、本学全体にとって最適なキャンパス配置を検討して理事会側に提案するべき責務を負っていたにもかかわらず、このような意見集約をすることができず、当初は本件キャンパス再編計画に賛成であるかのような態度をとり84、本件キャンパス再編計画の案がほぼ合意されつつあった同年10月になって初めて、自らの出身母体である工学部の立場に立って反対意見を主張し始めたという批判を受けてもやむを得ないところである。

さらに、仮に E 氏が 2022 年 10 月頃になって初めて反対意見を主張し始めたことについてやむを得ない事情があったとしても、この時点ではまだ本件キャンパス再編計画は確定しておらず、教学との間でおおよその合意がとれたものとして取りまとめた案 (詳細は決まっておらず、変更が想定されているもの)に基づき、面積に単価を乗じて見積もりを試算した段階に過ぎなかった。そうであるなら、教学トップである学長理事としては、理事会で反対意見を述べ、本件キャンパス再編計画の内容 (実験施設の八王子移転の是非など)を見直すように働きかけるべきであった。

ところが、E 氏は、そのようなプロセスを経ることなく、2022 年 10 月に執行役員会で費用見積もりの報告を受けた直後から X17 氏へ情報を共有して本件キャンパス再編計画に反対するための相談を開始した。そして、同年 11 月 18 日の理事会で $\beta$  氏及び E 氏から反対意見が出たことを受けて、常務理事ら執行部から更に議論を尽くすことを提案されていたにもかかわらず、それを待たずに評議員会を巻き込んで本件キャンパス再編計画を阻止しようと動き始めたものであり、学長理事としての職

<sup>84 2022</sup> 年 4 月 8 日に公開された、高等教育情報誌のインタビュー記事で、E 氏は「時空間的利便性の高いキャンパスライフへ」という見出しの下、「キャンパスについても 1、2 年生が八王子、それ以降が新宿という役割を見直し、八王子は実験・実習、新宿は発信・交流の場とすることを決定しました。学部・学科ごとに実験・実習の曜日を決めておけば、日によってキャンパスを使い分けるのも容易なはずです」と述べている。

責を放棄して禁じ手を選んだ結果<sup>85</sup>、大学を混乱に陥れたと評価されてもやむを得ないと解される。

# 4 外部理事による偏った意見表明

# (1) 会議体の原則を無視した反対意見の表明

H氏は、有識者枠の評議員理事であり、当初はキャンパスリニューアルに中立的な立場であった。H氏は、2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決議していたことも失念していたとのことであり、当初はキャンパスリニューアルについて特段関心を有していなかったように見受けられる。

しかし、H氏は、2022 年 10 月 21 日に、中学時代からの友人として親しい関係にあった E 氏から初めて本件キャンパス再編計画について相談を受け、2023 年 1 月 7 日に八王子キャンパスで E 氏及び β 氏と面談して以降、両氏と同調して行動するようになった。そして、同年 2 月 17 日の理事会において、①2021 年 5 月 21 日理事会で決議された本件基本方針を踏まえたキャンパス再開発の検討を今後も続けること、②理事会において定期的に進捗状況を報告することを決議した際、反対の意見を表明し、同決議が賛成 7: 反対 2 (E 氏、H氏)で承認可決されたことを受けて、2022年 2 月 22 日、役員及び評議員全員に対し、本件反対意見書を送付したものである。

もちろん、H氏は理事であるため、キャンパス再開発の検討を続けるかどうかに対して反対意見を述べたこと自体には何ら問題は認められない。

しかし、理事会でキャンパス再開発の検討を続けることが多数決で決議されたにもかかわらず、その結果を不服として独断で評議員に対して反対意見を送付するという行為は、会議体の基本原則である多数決に従わずに自らの意見を押し通そうとするものであり、外部理事として適切な行動であったとは認められない。

しかも、H氏は、評議員に送付した本件反対意見書の中で、2023年2月17日の理事会における個々の理事の発言内容についても記載している。しかし、取締役会や理事会などの非公開の会議における個々人の発言内容を開示してはいけないということは社会通念として当然のルールであり、H氏の行為はかかる観点からも理事として不適切な行動である。

以上のとおり、H氏の評議員に対する本件反対意見書の送付は、会議体の基本原則

執行を行うことは許されない」、「学長は、その個人としての意思に従って学校法人の業務の執行や業務の執行の補助をするのではなく、学校法人という別人格の意思決定、すなわち理事会の決定に基づいて業務の執行又は業務の執行の補助を行わなければならないのであり、個人の意思と学校法人の意思の混同は厳に慎まなければならない」と解説されている。

(議案の説明を聞いて理解するよう努め、議論に参加すること、多数決による結果を 受け入れること、会議における個々人の意見を外部に開示しないこと)を無視した行動であったと言わざるを得ない。

# (2) 事実誤認に基づく偏った意見表明

これに対し、H氏は、執行部が評議員会及び理事会に情報を開示せずに本件キャンパス再編計画を進めようとしており、かかる行動に問題があると考えた以上、外部理事としての意見を評議員に知らせる責務があり、自らの行動に問題はないなどと主張している。

しかし、H氏が本件反対意見書の中で指摘している事実経緯は、客観的な事実経緯 と異なっており、H氏は、外部理事として行うべき十分な事実確認を行わず、誤った 事実認識に基づく意見を述べていると評価せざるを得ない。

まず、本件キャンパス再編計画の検討経緯を見てみると、執行部は、八王子・新宿キャンパスの老朽化への対応等を実施しなければならない状況の下、西新宿の再開発に係る都市計画の話があったことから、理事会決議をもって西新宿一丁目 24 デザイン協議会を設置し(2019年10月18日)、将来のキャンパス像について外部専門家の意見を聴取し(2020年6月19日)、その意見等を踏まえて本件基本方針を決議した(2021年5月21日)。そして、本件基本方針に従って、複数の定例会議で検討を進めるとともに、教学との間でも複数回にわたる意見交換を行って、本件キャンパス再編計画の策定に向けた検討を進めてきたものである。したがって、H氏の反対意見における「理事会がキャンパスリニューアル計画についてほとんど内容を知らされないままに多額の費用をかけて検討計画が進んだ」との指摘は事実に反するものである。

もっとも、H氏は、2021年5月21日の理事会で本件基本方針を決議したことを記憶していなかったとのことである。確かに、同日の理事会は、本件基本方針という極めて重要な議題を審議する上で適切なプロセスを経ていたとは認め難く、H氏が非常勤の外部理事であることを勘案すると、詳細な内容まで記憶していなかったとしてもやむを得ないと考えられるものの、その一方で、H氏は西新宿一丁目24デザイン協議会の報告書について報告を受けた2020年6月19日の理事会に出席している上、2021年5月21日の理事会では自ら意見を述べていた。それにもかかわらず、本件基本方針について審議・決定したことすら記憶していないというのは、理事としていささか無責任であったと指摘されてもやむを得ない。

しかも、H氏は、評議員に対して本件反対意見書を送付する数日前に 2021 年 5 月 21 日理事会の審議状況に関する録音を聞いたとのことである。録音を聞いたのであれば、その時点で同日の理事会において「通常授業→新宿、実験・実習(設備を要す

る研究)→八王子」という内容の本件基本方針が承認されていたことを認識したはずであり、その後に執行部は本件基本方針に従って本件キャンパス再編計画の検討を進めてきたであろうことを当然に理解できたはずである。そうだとすれば、H氏としては、その後にどのような検討が進められてきたのかを質問すべきだったのであり、そこで質問さえしていれば、執行部が複数の部会を設置して、キャンパスの設備更新や耐震工事、都市計画への対応・働きかけについて検討を進めてきたこと、教学との間でも複数回にわたる意見交換を行って、本件キャンパス再編計画の策定に向けた検討を進めてきたことを認識できたはずである<sup>86</sup>。にもかかわらず、H氏はそのような初歩的な確認作業すら行わないまま、執行部が評議員会及び理事会へ情報開示せずに本件キャンパス再編計画を強行しようとしているかのような誤った事実認識を前提とした本件反対意見書を評議員に対して送付したものであり、軽率であったと言わざるを得ない。

それに加えて、H氏は、評議員に送付した本件反対意見書において、理事には十分な情報が与えられていない中で、従来どおりキャンパスリニューアルの検討を進めるべきではないと主張しているが、これも事実に反する指摘である。

確かに、執行部は、2021 年 5 月 21 日に本件基本方針を理事会で決議した後、施設部を中心として検討を進め、教学との意見交換などを行っていたが、その経緯について理事会に報告していない。常勤の理事・監事 (A氏、C氏、K氏、 $\beta$ 氏)及び学長理事 (E氏)は、この間の執行部あるいは教学における検討過程に関与しており、その進捗状況を把握・認識していたが、H氏ら非常勤の理事・監事には情報が不足していたことは事実であり、その点を H氏が非難することは理解できる。

しかし、執行部では、2022 年 11 月 18 日の理事会において本件キャンパス再編計画に係る長期設備投資見通しに対して様々な意見が出され、同年 12 月 2 日の評議員会でも X17 氏及び X14 氏などから反対意見が出されたことから、上記評議員会後の理事会において、改めて評議員会にて本件基本方針について報告の機会を持つことを確認するとともに、同月 16 日の理事会では、副学長 2 名も参加した上で、本件キャンパス再編計画の案(同年 10 月時点)の説明を行い、意見交換が行われている。さらに、同年 12 月 21 日には C 氏が H 氏を訪ねて本件キャンパス再編計画について説明し、翌 2023 年 1 月 11 日にも C 氏及び甲氏が H 氏を訪ねて本件キャンパスリニ

<sup>86</sup> このような検討経緯を認識していたβ氏及びΕ氏が、なぜΗ氏に過去の検討経緯を説明しなかったのかは不明であり、Η 氏は、キャンパスリニューアルに反対する両氏から都合の良い説明だけ受けて、それを軽信してしまった可能性も否定できない。しかし、少なくともΗ氏は外部理事である以上、評議員に対し

軽信してしまった可能性も否定できない。しかし、少なくとも H 氏は外部理事である以上、評議員に対して自らの意見を表明する前に、過去の検討経緯について確認しておくべきであった。なお、H 氏は、評議員に送付した本件議案意見書において、 $\beta$  氏が一部の卒業生評議員に対してキャンパスリニューアルに関する情報を提供した経緯について、校友会の会報に A 氏が寄稿した文書に「キャンパスの役割の見直しに着手」と記載されていることに驚いた評議員から、 $\beta$  氏に問い合わせがあったため情報提供したと記載しているが、実際は前記第 3 章・第  $2\cdot 1$  に記載のとおり、E 氏及び  $\beta$  氏が積極的に X17 氏に対して情報提供

ューアル構想について説明を行っている。そして、同月 20 日の理事会でも本件キャンパス再編計画について説明・意見交換を行い、同年 2 月 3 日の理事会では甲氏も出席して本件キャンパス再編計画と並行して検討が進められている都市計画の進捗状況についても説明を受け、意見交換を行った上で、同月 17 日の理事会で本件キャンパス再編計画の検討を進めるべきかどうかの決議を行った。

このとおり、執行部としては、確かに 2022 年 11 月 18 日の理事会までは H 氏に対する説明が不足していたかもしれないが、その後は何度も説明の機会を設けてきたのである。にもかかわらず、H 氏はそれらの説明を真摯に受け止めることなく、理事会での説明と意見交換が重ねられた後になっても「理事には十分な情報が与えられていない中で、従来どおりキャンパスリニューアルの検討を進めるべきではない」と主張しているのであり、理事として議論に参加しようとする姿勢に欠けていると評価されてもやむを得ない。

以上のとおり、H 氏は、 $\beta$  氏及び E 氏から都合の良い説明を受けて両氏の意見に 肩入れするあまり、執行部の説明を聞こうとせずに「理事会への情報共有が不足して いる」と決めつけ、最低限の事実確認も行わないまま、評議員に対して誤った事実認 識に基づく自らの反対意見を独断で送付したものであり、外部有識者枠の理事とし て求められる客観性・中立性に欠けていたと言わざるを得ない $^{87}$ 。

## 5 評議員会の職責・権限の誤解に基づく一部評議員らの行動

### (1) 評議員会へ諮問するタイミングに関する誤解

キャンパスリニューアルをめぐる理事会と評議員会の対立は、2022 年 12 月 2 日の 評議員会において、X17 氏及び X14 氏らが、A 氏らに対し、なぜ評議員会に諮ることなく計画を進めているのかなどと厳しく質問したところから始まった。

この点、X17氏の立場とすれば、本件キャンパス再編計画に反対の立場である β氏及び E 氏から、A 氏らの執行部が高額の費用をかけて本件キャンパス再編計画を強行しようとしているという説明を受け、本件内部資料を見せられて相談を受けた以上、その後の評議員会で厳しい口調で詰問することになったのもやむを得ないとも考えられる。X17氏から情報共有を受けたと思われるその他の評議員も同様である。また、本件キャンパス再編計画に伴い、実験施設が八王子に集約されることになれば、本学における学生(特に工学部・先進工学部の学生)の環境は大きく変化することになるため、特に卒業生枠の評議員にとっては重大な関心事であることも理解で

<sup>87</sup> 後記第3・1 で述べるとおり、E 氏及び H 氏は、少なくとも 2023 年 2 月 19 日の時点で本件キャンパス 再編計画を止めるために「評議員選挙に勝たなければならない」という意識を有していたとのことであり、このような客観性・中立性に欠ける本件反対意見書の送付は、同年3月に実施予定であった評議員選挙に向けた活動であったと考えられる。

きる。

しかしながら、2022 年 10 月から 2023 年 3 月の時点における本件キャンパス再編計画は、執行部において検討している過程の案に過ぎず、金額規模についても施設部が最大見積もりとして試算しただけで、これから財務の観点も踏まえて検討することが想定されている段階であった。すなわち、この時点の本件キャンパス再編計画は、理事会として評議員会へ諮問して意見を求めることができるほど内容が固まっていなかったものであり、評議員会へ諮問するべき事業計画・予算についても未だ確定していなかったと考えられる。

この点について、評議員らに対して助言していた H 氏は、本件キャンパス再編計画は、今後の大学の中期的な事業計画及び予算編成の基礎をなすこと(寄附行為 44 条 1 号、2 号)、収益を目的とする事業に関する重要事項を含んでいること(同条 5 号)、基本財産の処分に関すること(同条 8 号)が含まれているため、評議員会への諮問事項であると主張している。

しかし、 $\beta$  氏及び E 氏が評議員らに開示した各種資料に記載された長期設備投資見通しは、2022 年 10 月時点の本件キャンパス再編計画の案を前提として、理事会が事業計画及び予算を検討する上で参考にするべき長期的な見通しを試算したものに過ぎず、これを念頭に置きつつ検討を進め、いずれ具体的な内容が固まったタイミングで事業計画及び予算へ反映するなどして、評議員会へ諮問することが想定されていた。そして、実際に中期コンパス 2023 の内容やその見直しの状況については、その都度評議員会に報告され、その中でキャンパスリニューアルについて検討していることもきちんと説明されていた(2021 年 3 月 12 日、同年 11 月 26 日、2022 年 3 月 11 日の評議員会資料参照)。また、本件キャンパス再編計画によって基本財産を処分するのかどうか、収益事業が行われることになるのかどうかについては、検討段階であって未だ具体的な内容は固まっていなかった。

このとおり、2022 年 10 月から 2023 年 3 月の時点では、本件キャンパス再編計画は未だ検討過程の案に過ぎず、評議員会に諮問するタイミングに至っていなかったことは明らかであり、評議員会へ諮らずに検討を進めてきた理事会の対応が不適法だったとまでは認められない。

これに対し、X17氏は、評議員会に諮問することなく本件キャンパス再編計画の検討を開始したことを問題視しているかのような発言をしているが、大学の経営を任されている理事会が計画内容を検討し、それが具体化された段階で評議員会へ諮問するというのは、一般的なプロセスである。

実務的に考えてみても、キャンパスリニューアルというテーマは、設備・施設の老朽化の程度や使用状況を確認し、大学のカリキュラムや研究計画に整合するかどうか、財務的な観点から工事に要する費用負担に耐えられるかどうかといった様々な事情を勘案して議論するべきであり、これは経営を任された理事会でまず議論する

べき話であって、卒業生や有識者といった外部の人間が多数を占める評議員会で詳細な数字に基づく議論を行うことは想定されていない。

前記第 2・1・(3)で述べたとおり、執行部が検討していた本件キャンパス再編計画は、かなり高額の設備投資を伴う大規模プロジェクトであり、本学のキャンパスのあり方そのものを抜本的に見直すという極めて重要な計画であったのであるから、かかる計画を進める上での本件基本方針については、これを決議した 2021 年 5 月の理事会前後に評議員会に対して概要説明を行うことが望ましかったと思われるものの、その一方で、本件基本方針はあくまでも検討を進める上での方針に過ぎず、学内で検討を進めてある程度具体的な計画の合意ができてから評議員会へ説明しようと考えたことが不適法であったとまでは言えない。

したがって、本件においても、本件キャンパス再編計画については理事会が責任を もって検討を進めるべきであり、その内容が具体化した段階で事業計画に反映させ て評議員会へ諮問すれば足りるものであったと考えられる。

このとおり、X14 氏、X17 氏らによる理事会に対する批判は、いずれも失当と言わざるを得ないが、その背景には、評議員らが評議員会の権限を拡大解釈しており、本件キャンパス再編計画について理事会が勝手に検討を進めることはできず、理事会から評議員会へもっと早いタイミングで諮問するべきだったという誤解があったと考えられる。もっとも、評議員らがこのような誤解に陥った背景には、β氏及びE氏が評議員らに対して検討過程の案であることを正確に伝えないまま本件キャンパス再編計画について相談したこと、H 氏が評議員らの誤解を増長させるような説明を繰り返していたことなどの事情があることも指摘できる。

### (2) 評議員会の権限に対する誤解

そのほか、一部の評議員は、キャンパスリニューアルについて質問しても説明しようとしなかったとして、A氏らの説明姿勢を非難している。

しかし、一連の経緯を見ていくと、理事会の説明姿勢に大きな問題があったとまで は認められない。

まず、理事会は、2022 年 12 月 2 日の評議員会で X17 氏らから厳しく非難されたことを受けて、改めて評議員会にて本件基本方針について報告の機会を持つことを確認し、2023 年 3 月 1 日に評議員向けの説明会を開催した。確かに、説明会の開催まで若干時間がかかっているものの、当日の説明内容や質疑応答を見ても、理事会の説明に不足があったとまでは認められない。

ところが、上記説明会からわずか 9 日後の 2023 年 3 月 10 日に開催された評議員会において、X12 氏がβ氏から受領した本件業務委託関連資料を投影して質問しようとしたところ、重大な情報漏洩であるとして理事会側が説明を拒んだという経緯

がある。

このときの説明拒絶については、もう少し丁寧に拒絶理由を説明することが望ま しかったとは考えられるものの、当該資料に関する説明を拒んだ理事会側の対応に 特段問題があったとは認められない。

まず、私学法では、評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員から報告を徴することができるとされているが(私学法43条)、その主体は「評議員会」であり、報告を求めるためには評議員会の決議が必要であるとされている。そして、X12氏の質問については、評議員会の決議があるわけではない以上、理事会は私学法に基づく報告義務を負っているわけではなく、評議員からの質問に対してどこまで任意に回答するべきかという点は理事会の判断に任されている。

また、X12 氏の質問の前提とされた本件業務委託関連資料には特定の外部業者との間の委託契約金額まで記載されていたとのことであり、一部の評議員のみが監事から非公式に入手した資料に基づく質問であるという点をも勘案して説明を拒否したという限りにおいて、理事会側の対応には一定の合理性が認められる。

それに加えて、上記一連の経緯を見ると、理事会は、評議員の要望を受けて 2023 年 3 月 1 日に本件キャンパス再編計画に関する説明会を開催しており、その発言録を見る限り、相応の時間をかけて執行部からの説明や質疑応答が行われており、説明内容に特段不足があったとは認められない(参加した評議員からも説明内容に対して特に不満は出ていない。)。にもかかわらず、その説明会のわずか 9 日後に、一部の評議員  $(X12\ {\rm K})$  が、 $\beta$  氏から個別に入手した本件業務委託関連資料をもとに更なる質問を行おうとしたものであり、このような経緯に照らすと、どうしても本件キャンパス再編計画に反対したい一部の評議員らが紛争を蒸し返そうとしていたと評価されてもやむを得ない。

以上のとおり、本件キャンパス再編計画に係る理事会側の対応を強く非難する一部の評議員ら(X17氏、X14氏、X12氏)の主張には、評議員会には理事会に対して説明を求め、実質的に反対する権限があるかのような評議員会の職責・権限に関する誤解があり、そのために理事会の姿勢を強く糾弾し、対立構造をエスカレートさせてしまったという側面があったと解される。

#### 第3 人事抗争を生じやすい組織風土

本件紛争の第 2 ステージは、本件キャンパス再編計画をめぐる対立から発展した人事 抗争である。評議員選挙に向けた過度の働きかけ、更にその後の理事会構成をめぐり、双 方ともに相手を非難して違法・不合理な対抗手段を採った結果、私学補助金の減額という 最悪の事態を招いたものであるが、当委員会としては、かかる事態を招いた要因は、本来 であれば冷静に議論を重ねることによって解決するべき問題を安易に人事抗争へ持ち込む組織風土にあると考えている。以下、その具体的な内容を詳述する。

# 1 評議員選挙に向けた過度の働きかけ

本件キャンパス再編計画を推進する執行部とこれに反対する E 氏及び $\beta$  氏との対立は、2022 年 10 月に E 氏及び $\beta$  氏が X17 氏に相談したことを契機として、理事会内部における意見の対立ではなく、評議員会における意見対立という形に変貌した。

しかし、E 氏及び $\beta$  氏が問題視している本件キャンパス再編計画に要する費用見積もりの額(約 629 億円)が執行役員会で報告されたのも 2022 年 10 月である。つまり、E 氏及び $\beta$  氏は、費用見積もりの額が明らかになった直後、理事会で費用が高額過ぎることを問題提起するより以前に、X17 氏へ本件内部資料を開示して相談していたということになる。かかる両氏の行動からは、理事会において本件キャンパス再編計画の是非について議論しようという姿勢が全く感じられない。

かかる情報漏洩行為とその後の 2022 年 12 月 2 日の評議員会における X17 氏、X14 氏らの発言、更に $\beta$ 氏による本件監事意見書の読み上げという一連の行動を見るならば、E 氏及び $\beta$  氏は、同年 10 月に X17 氏と面談したときから、理事会で本件キャンパス再編計画の是非について議論することなく、評議員会を巻き込んで同計画に対する反対の機運を醸成しようという目的で、X17 氏に対して本件内部資料を開示し、未だ検討過程の最大見積もりに過ぎない約 629 億円という数字があたかもほぼ確定した数字であるかのように説明したものと考えられる。

さらに、E 氏、 $\beta$  氏及び両氏から相談を受けた H 氏は、理事会で本件キャンパス再編計画について何度も説明を受ける中で、評議員選挙に勝利することで理事会の構成ひいては理事長を変更し、それによって本件キャンパス再編計画を止めようという戦略を立てていたことが認められる。この点については、E 氏自身が当委員会のヒアリングにおいて、2023 年 1 月、2 月頃には評議員選挙を使って理事長を変更しようと考えたことを認めている上 $^{88}$ 、 $\beta$  氏が同年 2 月 19 日に戌弁護士へ送付したメールの記載内容 $^{89}$ からも明らかである。

もっとも、このような評議員選挙への働きかけについては、どこの大学でも多かれ少

<sup>88</sup> E 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、本件キャンパス再編計画に理事会で反対しようにも多数決で決まってしまうため、評議員会という仕組みを使おうと考えたかという質問に対し、「評議員会を使おうというより、理事長を変えちゃおうと思いました」と回答し、そのためにどういう作戦を考えたかという質問に対し、「それが3月17日の評議員会選挙です。3月17日の評議員会選挙では校友会、教職員、有識者ほとんどが反A氏派になったんです。ということは、その当時の寄附行為によると、有識者理事、教職員理事、校友会理事、学長理事、この4名と、あと2名の旧理事会の理事、この6名で次の理事長を決めることができるんです。そしたら、もう理事長(A氏)の推進する計画は、新しい新理事会でなしにできるね、もう一度見直すことができるね、って思いました」と回答している。

<sup>&</sup>lt;sup>89</sup> β氏が 2023 年 2 月 19 日に戌弁護士へ送付したメールには、E氏及びH氏が「理事長以下総入替を行わないと、工学院大学がおかしくなる。選挙で勝たないといけない」と考えている旨が記載されている。

なかれ行われているものである。また、本件キャンパス再編計画を進めるべきかどうか という議論は本学の将来に関わる重要なテーマであるから、それを争点として評議員 選挙への働きかけを行うこと自体は特に咎められるべきことではない。

しかし、本件において問題だったのは、E氏及びβ氏が当初から理事会での議論を放 棄し、執行部においても未だ検討過程で確定していなかった最大見積もりに過ぎない 数字(約629億円)を、あたかもほぼ確定した数字であるかのように評議員へ伝え、反 対の機運を醸成したことである。前述したとおり、β氏は、本件キャンパス再編計画は 借金を前提としているかのような印象を与える本件監事意見書について、執行部から 何度も説明を受けているにもかかわらず、誤った前提を修正していない。さらに、評議 員の間には、本件キャンパス再編計画の中に新宿新棟建設が含まれているのではない かという誤解も広まっており、新宿新棟建設について何も決まっていないという執行 部の説明に対し、説明不足であるといった批判も聞かれるなど、正確な理解に基づかな いやり取りがなされていた。2022 年 12 月以降の理事会で何度も説明を受けた E 氏、 $\beta$ 氏及び H 氏は、本件キャンパス再編計画と新宿新棟建設は別の話であり、都市計画が 決まらない限り新宿新棟建設は具体化しないことについて理解できたはずであるが<sup>90</sup>、 聞く耳を持たないまま評議員らに対して正しい説明を行わず、むしろ新宿新棟建設は 無謀であるといった執行部に対する批判を行って誤解を助長した。そのほか、H氏は、 2023年2月22日に評議員に対して本件反対意見書を送付し、その中で「理事には何ら 情報が与えられていない」などと事実と異なる指摘を行い91、あたかも執行部が理事会 に何ら説明しないまま本件キャンパス再編計画を強行しようとしているかのような印 象操作を行っていた。

以上のとおり、本学における 2023 年 3 月 17 日の評議員選挙は、プロセスとしては正しく行われたものであり、本件キャンパス再編計画を推進する執行部と反対派がそれぞれ選挙活動を行ったことについても特段問題はないものの、反対派である E 氏、 $\beta$  氏及び H 氏が、本件キャンパス再編計画に関する誤った情報を一部の評議員に流して反対の機運を醸成したことについては明らかな行き過ぎであり、不適切であったと言わざるを得ない。

その結果、評議員選挙では全評議員32名中の多数を反対派が占めたとのことであり、 教職員枠の評議員10名についても本学の4つの学部のうち特定の2学部出身者に不自

 $^{90}$  この点に関しては、執行部の理事だけでなく、複数のその他の理事が、当委員会のヒアリングに対し、 E.氏、  $\beta$  氏及び H.氏の 3 名はどんなに説明しても聞く耳を持たないという態度であったと述べている。

 $<sup>^{91}</sup>$  前述したとおり、2022 年 11 月の理事会までは H 氏が何ら説明を受けていなかったことは事実であるが、同理事会で議論や説明が足りないという指摘を受けた執行部は、同年 12 月 16 日、2023 年 1 月 20 日及び同年 2 月 3 日の理事会で詳細な説明を行っているほか、2022 年 12 月 21 日及び 2023 年 1 月 11 日に 11 日に

然に偏るな $\mathcal{E}^{92}$ 、E氏、 $\beta$ 氏及びH氏の活動が選挙結果に多大な影響を与えたことがうかがえる。

# 2 寄附行為違反による旧理事らの居残り

理事会では、2022 年 12 月 2 日の評議員会における指摘を受けて、2023 年 3 月 1 日に評議員会向けの説明会を実施するなど、本件キャンパス再編計画に反対する評議員らの納得を得るための努力を重ねていたが、前述のとおり、同月 17 日の評議員選挙において、A 氏らを支持する評議員候補が落選し、本件キャンパス再編計画に反対する評議員で固められる結果となった。

民主主義の基本はいくら不本意であっても選挙の結果に従うことにあるが、A 氏ら執行部は、本件キャンパス再編計画の反対派が敵対的な乗っ取りを行っていると過剰に反応し、態度を硬直化させ、対抗策を検討・実施することとなった。具体的には、① 2023 年 4 月 10 日の理事会で H 氏及び β 氏を解任することを決議し、②同月 12 日の理事会で本件寄附行為変更を評議員会へ諮問すること及び理事選任規程・監事選任規程・評議員選任規程を一部改正することを決議し、③同月 21 日の評議員会で本件寄附行為変更を諮問した。さらに、本件寄附行為変更が認可された後で理事改選を行うべく、④変更前寄附行為で定められた期限(5 月 31 日)までに定時評議員会を開催せず、⑤役員改選時(定時評議員会の終結時)に理事会の決議により選任される旧理事会選任理事2 名を選任しないことによって、本件寄附行為変更が認可されるまで旧理事会の理事が権利義務理事として残ることを画策した。

このような A 氏ら執行部の行動のうち、H 氏及び β 氏の解任については理由がある としても、定時評議員会の延期及び旧理事会選任理事の不選任については明らかな寄 附行為違反であり、理事としての善管注意義務違反に該当する。

また、本件寄附行為変更についても、その内容は旧理事会選任理事を 2 名から 5 名に増員するというものであり、評議員選任理事 3 名及び学長理事という反対派が理事会に参加してきたとしても、A 氏らが過半数を占めることができるように検討されたものであることは明らかである。この本件寄附行為変更については、最終的に文科省で認可されており、違法であるとまでは言えないものの、退任予定の理事らが選任する理事で次期の理事会の過半数を占めることができる仕組みは経営陣(理事)の保身につながる内容であり、ガバナンスの観点から見て適切な内容であるとは認められない(この

<sup>&</sup>lt;sup>92</sup> 一般論として、教職員枠の評議員候補者について、卒業生枠・有識者枠の評議員が個別に投票の是非を判断することは難しく、教職員枠の候補者について情報を有しているのは E 氏だけであるから、同氏がどの候補者に投票すべきかを提言したことがかかる選挙結果に影響を及ぼしたものと考えられる。しかし、かかる E 氏の行動については、本来であれば教学のトップとして教職員らの意見を取りまとめ、それらの意見を理事会へ伝え、大学の将来像を踏まえてあるべきキャンパスの姿を議論するべきところ、そのような健全な議論を行うことなく人事抗争に持ち込んでキャンパスリニューアルを阻止しようとしたとも評価できるところであり、その点においても、学長理事としての職責を放棄していたと言わざるを得ない。

本件寄附行為変更の理由について、理事会側では外部理事を増やすことでガバナンス 強化を図ると説明しているが、退任予定の理事らが次期理事会の過半数の理事を選任 できるという建て付けはガバナンスの後退につながるものと考えられる。)。

それに加えて、本件キャンパス再編計画をめぐる対立を背景として評議員選挙において A 氏らを支持する立場の評議員が多く落選した状況の下で、このような寄附行為の変更を提案し、当該変更が認可されるまで定時評議員会を延期し、本来であれば改選時に選任するべき旧理事会選任理事を選任しなかったという事実経緯に照らすならば、一連の A 氏らの行動が支配権を維持することを目的としていたことは明らかである。

このような行動に出た理由について、A 氏及び C 氏は、評議員選挙を使って経営権を私物化しようとする一派に対抗するためにやむを得なかったなどと説明しており、自らの行動について問題があることは認識しつつも「工学院大学のためである」として正当化している。また、その他の理事らにおいても、温度差はありつつもやむを得ないとして、その方針に賛成している(常務理事以外の理事においては、本件寄附行為変更の認可申請中であり、間もなく認可されるはずであるので、それを待つだけであるという認識だったと述べる者もおり、支配権の争いを明確に意識していたかどうかは不明であるが、最終的には A 氏らの方針に賛成している。)。

確かに、本件キャンパス再編計画に反対するために評議員会を巻き込んで人事抗争に持ち込んだ E 氏、 $\beta$  氏及び H 氏の行動にも問題があったことは否定できないが、定められたルールに則って評議員選挙が行われた以上、いかにその選挙結果に納得がいかなかったとしても、それを受け入れて行動するべきである。また、仮に本件寄附行為変更の認可申請中であったとしても、認可が下りるまでは変更前寄附行為に従って行動することが理事としての責務である。

にもかかわらず、A 氏らは、評議員選挙結果を受け入れることなく、人事抗争を仕掛けられたものと捉えて、寄附行為を変更してその認可が下りるまで権利義務理事として居座るという対抗策に出たものであり、その過程で寄附行為違反(定時評議員会の延期、旧理事会選任理事の選任の懈怠)も犯している。このように、執行部側が人事抗争に勝つために自らを正当化して違法行為に及んでしまったことが、本件紛争をここまで深刻化させた要因であることは明らかである。

#### 3 評議員会への出席義務違反

以上のとおり、評議員選挙が終わった後の執行部の一連の行動が寄附行為違反を含む違法・不当な対抗手段であったことは論を俟たないものの、これに対抗するために一部の評議員らが採った行動も評議員としての義務に違反するものであったと言わざるを得ない。

まず、反対派の評議員らは、2023 年 4 月 10 日の理事会において H 氏及び β 氏が解任されたこと及び同月 12 日の理事会において本件寄附行為変更を評議員会へ諮問する旨決議されたことを受けて、同月 21 日の評議員会において本件寄附行為変更の諮問を完了させないように対抗策を協議・検討した。そして、体調不良で欠席が続いている X11 氏に対し、評議員会議長を辞任してもらうよう打診し、評議員会当日に X11 氏に議長を辞任してもらい、変更前寄附行為 37 条 4 項に基づき X15 氏を評議員会議長として選定し、議題の順序を変更して本件寄附行為変更の諮問を後回しとし、諮問を完了させないで審議継続するという方針を立てたものと推察される<sup>93</sup>。

そして、2023 年 4 月 21 日の評議員会では、事前に打ち合わせた方針どおりに進行して、議長として評議員会の議事整理を行った X15 氏は、本件寄附行為変更については諮問及び審議は未完了であると宣言して、評議員会を終結した。さらに、同年 5 月 12 日に評議員会が開催されて本件寄附行為変更の審議を行う予定であったが、評議員 19 名が欠席したため、定足数を満たすことができず、評議員会として成立しなかった。かかる一連の経緯を見る限り、同日の評議員会を欠席した評議員らは、当初から、同年 4 月 21 日の評議員会で諮問及び審議を未完了とし、その後の評議員会を欠席することで、本件寄附行為変更を阻止しようとしていたものと認められる。

確かに、執行部が提案した本件寄附行為変更は、A氏らの支配権を維持するためのものと解釈されて当然の内容であり、これに反発した評議員らが本件寄附行為変更を阻止しなければならないと考えたことについては理解できる。しかし、そのために評議員会を欠席して諮問を完了させないようにするという方法を採ることは、評議員として諮問に応える責務を放棄するものであって、正当化することはできない。この点に関し、評議員の中には、本件寄附行為変更を阻止するために他に方法がなかった以上、自らの行為は正当化されると主張する者もいるが、諮問機関たる評議員会としては、本件寄附行為変更の諮問に対して反対意見を述べ、それでも理事らが評議員会の意見を無視して強行しようとする場合には評議員会の招集請求を行って理事の不信任決議(寄附行為42条4号)を行うというのが、本来あるべき姿であったと考えられる。

その後、2023 年 8 月 3 日に本件寄附行為変更は認可されたが、一部の評議員らは、A 氏らに対して抗議する一方で、A 氏が理事長として招集する評議員会への欠席を続けた。具体的には、同月 30 日及び同年 9 月 15 日に開催を予定していた評議員会については、X13 氏が評議員に対して評議員会への欠席を要請するメールを送信するなどした結果、いずれも定足数不足で成立しなかった。

かかる事態を受けて、A 氏らは、2023 年 10 月 20 日開催予定の評議員会に際し、私 学事業団より私学法違反の状態(監事、評議員理事の欠員)が続く場合には、経常費補

124

<sup>93</sup> 反対派の評議員らがどこまで具体的に事前に協議・検討していたのかについては明らかではないものの、一部の評議員らは事前にオンライン会議で方針を打ち合わせていたことを認めている。また、2023 年 4 月 21 日の評議員会における進行を見る限り、事前に役割分担や進行等を相談しておかなければ、このような進行ができるとは考えにくい。

助金減額措置の対象となる可能性があると指摘を受けたことを伝えた上、評議員会への出席を呼びかけた。しかし、E氏は弁護士に対して評議員会を欠席するロジックについて相談し、その弁護士見解を踏まえて「評議員会の一つの表現方法として無届欠席はあり得るようです」と記載したメールを一部の教職員評議員らに送付して欠席を働きかけるなどしており、そのような活動の結果、依然として欠席多数のために評議員会は成立しなかった。

そのほか、2023 年 12 月 8 日には、後援会会長である X28 氏が、文科省による本件寄附行為変更に係る認可の取消しを求める署名運動を開始した。

その後、文科省から、事態を打開するために理事会側と評議会側の間で打合せを行うようにとの連絡があり、私学事業団からのヒアリングが実施される 2024 年 1 月 12 日より前に打合せを行うように何度も連絡があったにもかかわらず、E 氏及び評議員らは「A 氏の退任を条件とする」と主張してこれを拒否した。さらに、このような状況をなんとか解消しようとして α 氏が監事権限として評議員会の招集を請求し、同年 2 月 14日にその招集通知が評議員に対して送付されたが、その 4 日後である同月 18 日には X13 氏、X28 氏、X14 氏及び E 氏が主催者として本件反対派説明会を開催し、評議員会の欠席には正当性があるなどと説明した。それゆえ、α 氏が招集請求した評議員会(同月 29 日)も定足数不足により成立しなかった。その結果、同年 3 月 12 日、日本私立学校振興・共済事業団より、本学に対し、令和 5 年度の私学補助金について 50%に相当する額(特別補助含む)を減額して交付する旨の決定が通知されるに至ったものである。

このような一連の対応について、評議員らは、A氏は正式な理事長ではなく、その招集に係る評議員会へ出席する義務はないと主張している。また、自らの行動について「工学院大学のため」であると正当化し、私学補助金が減額となったのはA氏らの責任であると主張している。しかし、A氏らの対応に問題があったことは事実であるものの、権利義務理事長として評議員会を招集している以上、A氏による評議員会招集行為は適法なものであったのであり、評議員会を欠席するという対抗手段を採ったことは評議員としての義務に違反していると言わざるを得ない。

評議員会への欠席を続けた評議員らは、評議員会への出席義務があるかどうかについて弁護士意見を入手するなどしていたことが認められるものの、その一方で、文科省と面談した際には出席するべきであるという示唆を受けていた。さらに、仮に(弁護士意見を踏まえて)評議員会へ出席するべき法律上の義務はないと考えていたとしても、評議員会を開催しない限り、寄附行為違反の状態(監事、評議員理事の欠員)を解消することができないことは理解していたはずであり、寄附行為違反を解消しない限り私学補助金が減額される可能性があることを伝えられた後になっても、A氏らに対抗するというだけの目的で評議員会を欠席し続けたことを正当化することはできない。

以上のとおり、評議員側もまた、人事抗争に勝つために自らを正当化して評議員会に

敢えて欠席するという義務違反に及んでおり、この点もまた本件紛争を深刻化させて 私学補助金減額を招いた要因であると考えられる。

# 第6章 当委員会による提言(再発防止)

### 第1 はじめに

当委員会が設置されるに当たり A 氏と H 氏の間で締結された本件合意書には、①理事会側に混乱の主たる原因があると判断された場合には、理事(A 氏、C 氏、K 氏、G 氏、L 氏、I 氏、M 氏)は直ちに退任し、本件新理事会に理事会業務を引き継ぐとともに、2023年4月10日の H 氏及び β 氏の解任に係る理事会決議並びに同月21日の評議員会後の本件寄附行為変更に係る理事会決議に賛成した理事は再編後の理事会に入らないこと(学長理事である F 氏を除く。)、②評議員側に混乱の主たる原因があると判断された場合には、評議員は現理事会を正当な理事会と認めて評議員会の運営の正常化を行うとともに、主たる原因に深く関与したと指摘された評議員は直ちに辞任し、辞任に伴う補欠選挙の被推薦を辞退すること、が合意されている。

しかし、本件紛争の原因は、前記第5章で述べたとおり、本件キャンパス再編計画をめぐる意見の対立について、関係者の間で互いに敬意を持った上で時間をかけて議論し、合意を形成していくという本来あるべき意思決定プロセスが機能していなかったこと、さらには、その過程で安易に人事抗争へ持ち込まれ、互いに相手を非難して違法・不合理な対抗手段の応酬に発展してしまったことにある。すなわち、混乱の主たる原因は理事会側・評議員会側のどちらにもあると言わざるを得ず、本件合意書で定めたように一方が非を認めて退任すれば解決するという問題ではない。

当委員会としては、本件紛争に至った事実経緯及び原因分析を踏まえつつ、これからの本学の運営を正常化し、ガバナンスを機能させるために必要な施策として、①理事会・評議員会の構成の見直し、②学内規則の整備について提言したい<sup>94</sup>。それに加えて、本件のような紛争を再び起こさないため、③理事・監事・評議員の職責に関する正しい理解を浸透させるための研修体制についても言及することとする。

#### 第2 理事会・評議員会の構成の見直し

#### 1 本件紛争に係る道義的責任

前述したとおり、当委員会としては、本学における混乱の主たる原因は理事会側・ 評議員会側のどちらか一方にあるわけではなく、双方ともに汲むべき事情・非難すべ き行動があると考えている。

<sup>&</sup>lt;sup>94</sup> 寄附行為の変更を提言することも考えられるが、令和 5 年改正後私学法が 2025 年 4 月 1 日に施行される のに合わせて、寄附行為変更を行うことが予定されており、当委員会も当該寄附行為の変更に関しては、 後記第 7 章において、その要綱を提言するため、それまでの間に別途寄附行為の変更を行うことは現実的 でないと考え、提言しない。

当委員会による調査は、本件紛争により私学補助金の減額といった重大な結果を招いたことについて、特定の当事者に関する法的責任を検討するものではないが、本件紛争の一連の経緯に照らすならば、以下の当事者については、混乱を拡大させたことについて少なくとも道義的な責任があると認められる。

# (1) 理事長及び常務理事

本学の経営を担う立場にある理事長 (A氏)及び常務理事 (C氏、K氏)には、関係する当事者に対して丁寧に説明し、各自の意見を集約しながら本件キャンパス再編計画を進めていくべき責任があったにもかかわらず、説明不足や過度の対抗策を講じることで本件紛争を拡大・深刻化させてしまったものであり、本件紛争を生じさせたことについて経営責任があると言わざるを得ない。1年以上にわたる対立構造の中で評議員会側からの反発も非常に強くなっており、本件紛争を終息させて本学が新たなスタートを切るためには、いわゆる執行部とされる A氏、C氏及び K氏の 3名は辞任するべきである。

また、上記 3 名は、次期の理事・監事・評議員候補者とならないことは当然として、辞任した後も本件紛争を蒸し返させずに完全に終息させるためには、当面の間は理事・監事・評議員とならないこととすべきである。

ここでいう「当面の間」については、①2025 年変更寄附行為案において、役員又は評議員であった者で、この寄附行為の規定により解任された者は、「解任された日から3年間」は理事・監事・評議員になることができないと定める予定であること、②本件紛争によってもたらされた理事会・評議員会の間の信頼関係の毀損は非常に深刻であり、これによる混乱を完全に終息させて新たな信頼関係を築くためにはより長期間を要する可能性が高いことなどを勘案し、5 年程度と定めることが望ましい。

そこで、当委員会としては、本件紛争に至った道義的責任として、A氏、C氏及び K氏の3名は理事を辞任するとともに、本報告書の提出日から5年間は理事・監事・ 評議員並びに後記第7章で述べる指名委員会及び評議員選定委員会委員とならない ことを提言する95。辞任の時期については、後記2・(1)で提言する。

#### (2) 評議員に不正確な情報を提供して反対運動を主導した当事者

本件キャンパス再編計画に反対してきた側のうち、評議員に対して不正確な情報 を漏洩し、評議員の間で反対の機運を醸成して評議員選挙で勝利するべく積極的に

95 ただし、本学との間の雇用関係については、業務上の必要性から判断されるべきであり、教員としての 地位あるいは職員として再雇用されることを制約するものではない。 活動してきた E 氏、 $\beta$  氏及び H 氏についても、本件紛争を生じさせ、拡大させた責任があると考えられる。この 3 名は、本件キャンパス再編計画を止めることが正義であると考えていたのかもしれないが、仮にそうであったとしても、本来であれば理事会内部で議論するべきであった本件キャンパス再編計画について、執行部側が時間を設けて協議しようと提案しているにもかかわらず議論を放棄し、検討過程の案に過ぎない参考情報をあたかも確定情報であるかのように一部の評議員へ漏洩し、評議員会において不正確な事実認識を前提とした監事意見・反対意見を表明した行為は明らかに行き過ぎであり、本件紛争を拡大させた責任は重大である。

そこで、当委員会としては、E 氏、 $\beta$  氏及び H 氏の 3 名についても、執行部 3 名と同様に、本報告書の提出日から 5 年間は理事(学長理事を含む。)・監事・評議員並びに指名委員会及び評議員選定委員会委員とならないことを提言する。

## (3) 私学補助金の減額の可能性を認識しつつ評議員会への欠席を呼びかけた当事者

前記第5章で述べたとおり、本件紛争は、評議員選挙を経て人事抗争へと発展し、 理事会側・評議員会側はそれぞれ過剰とも思える対抗手段を応酬しており、その中で 寄附行為に違反する行為あるいは評議員としての義務に違反する行為も行われてい た。

しかし、これらの行為については、理事会側・評議員会側のいずれも一部の者が主導し、他の者はそれを追随する形で行動を共にしたものと推察されるため、上記違反行為に賛同したことのみをもって非難するべきではないと考えられる。具体的には、2023 年 5 月に開催されるべき定時評議員会の終結の時までに旧理事会選任理事(変更前寄附行為 8 条 3 号ア)を選任しなかった行為については、執行部とされる 3 名以外の理事も賛成していたかもしれないが、それは執行部が主導する方針に追随した面があり、執行部 3 名に比べると責任は相対的に低いと考えられる。また、評議員会への欠席を続けた多数の評議員についても、一部の評議員から「欠席したとしても問題ない」という見解を伝えられ、その方針に追随しただけであるとも考えられる。

したがって、これらの違反行為に賛同したことをもって、現在の地位(理事、評議員)を辞任すること、又は理事・監事・評議員へ就任しないことを求めるのは相当でないと考える%。

その一方で、一部の評議員については、評議員会が長期間にわたり開催されないために大学の経営を進めることができない状況を解決するための協議すら拒否し、私学補助金が減額されてもなお、評議員会を欠席することの正当性を他の評議員らに

<sup>%</sup> もっとも、いずれの理事・評議員についても、上記の各行為が理事又は評議員としての善管注意義務に 違反する不適切な行為であったのは事実であり、将来においてはかかる行為を繰り返してはならないこと を銘記されたい。

説明していたなど、定足数未充足による評議員会の不成立を主導していたという事情が認められる。このような行為に及んだ評議員については、本件紛争を解決困難な 状況に陥らせたことについて一定の責任があると言わざるを得ない。

具体的には、2023 年 8 月以降、評議員会が長期間にわたり開催されず、このまま では私学補助金が減額されるという事態を受けて、同年12月に文科省より話し合い の提案があり、私学事業団のヒアリング(2024年1月12日)よりも前に解決するよ う何度も働きかけがあったにもかかわらず、E氏及び一部の評議員らは、A氏らの退 陣以外の解決はあり得ないと述べ、話し合いそのものを拒否したとのことである<sup>97</sup>。 そして、同月30日に私学補助金を50%減額する旨の通知がされた後、監事であるα 氏から、私学法違反の解消に向けて監事の権限として評議員会の開催を請求する意 向が示され、監事による評議員会の招集請求に基づく開催であることが明記された 招集通知が発送された。それにもかかわらず、X13 氏、X28 氏、X14 氏、E 氏、X17 氏、β氏及びH氏は、同年2月18日の本件反対派説明会において、本件キャンパス 再編計画及び A 氏の体制を批判した上で、評議員会を欠席することには正当な理由 があるという説明を行っている。この説明会は、上記の評議員会招集通知が発送され た後に実施されたものであり、私学補助金の減額という極めて重大な結果をもたら した後になってもなお、A 氏らを退任させるという目的を達成するために評議員会 への欠席を働きかけていたと評価できる。その結果として同月29日に開催予定であ った評議員会は、やはり定足数を満たすことができずに成立していない。

このような一連の経緯を見る限り、私学補助金の減額という最悪の事態(前記第2章・第 $1\cdot4\cdot(2)$ 参照)を避けるための努力を怠り、専らA氏らを退陣させることを目的として評議員会への欠席を呼びかけた E 氏、 $\beta$  氏及び H 氏並びに一部の評議員らの行動は明らかに行き過ぎであると言わざるを得ず、とりわけこの説明会に登壇した X13 氏、 $\beta$  氏、E 氏、X17 氏、H 氏、X28 氏及び X14 氏の 7 名が依然として評議員として残っていたのでは、本件紛争を終息させることは困難であると考えられる。

そこで、当委員会としては、①評議員として現任している X13 氏、X17 氏及び X14 氏の 3 名 $^{98}$ については評議員を辞任すること、②この 3 名に X28 氏を加えた 4 名 $^{99}$ は本報告書の提出日から 3 年間は理事・監事・評議員にならないことを提言する。辞任の時期については、後記  $2 \cdot (2)$ で提言する。

<sup>97</sup> E 氏は、私学補助金の減額について「でも補助金カットされれば、工学院大学のガバナンス問題が世間に漏れます。・・・すでに寄附行為変更が認可され、理事長登記の状態では問題収拾の糸口を見つけるのに難しい状態ですが、補助金カットは糸口になり得ます」等の私学補助金の減額を肯定的に捉えるかのような内容のメールを一部の評議員に送信し、評議員会へ欠席することを呼びかけている。

<sup>98</sup> 後記 2・(2)のとおり、H 氏は本件寄附行為変更の認可後は評議員としての資格要件を満たさず、既に評議員ではないと解されるためこの3名には含めていない。

 $<sup>^{99}</sup>$  前記(2)で述べたとおり、E氏、 $\beta$ 氏及びH氏の3名については、本報告書の提出日から5年間は理事・監事・評議員になるべきではないため、この4名には含めていない。

# 2 辞任するべき理事・評議員の範囲及び時期

## (1) 辞任するべき理事の範囲及び時期

寄附行為8条1号:学長理事	F氏
寄附行為8条2号ア:評議員理事(教職員枠)	X3 氏
イ:評議員理事(卒業生枠)	X12 氏
ウ:評議員理事(有識者枠)	未選任100
寄附行為8条3号ア:旧理事会選任理事	A氏
	C氏
	K氏
	I氏
	M氏
寄附行為8条3号イ:新理事会選任理事	未選任
権利義務理事101	L氏
	G氏
監事	未選任102
権利義務監事103	α 氏

現在の理事・監事の構成は、上記一覧表に記載のとおりである。理事の定数は9名~11名であるところ(変更後寄附行為7条1号)、正式に選任されている理事(権利義務理事を除く理事)は8名であり、1名が欠員の状態にある。また、監事の定数は2名であるところ(同条2号)、正式に選任されている監事(権利義務監事を除く監事)は0名であり、2名が欠員の状態にある。よって、これらの欠員を補充しなければならない(監事2名については、1ヶ月以内に補充しなければならない(変更後寄附行為12条)。)。

また、2023 年 8 月 23 日の理事会において変更後寄附行為 8 条 3 号アに基づき選任された旧理事会選任理事 5 名のうち、A 氏、C 氏及び K 氏については、本件紛争に係る道義的責任として辞任すべきである。

さらに、I氏及びM氏については、いずれも本件紛争に係る責任は認められないものの、A氏らが変更前寄附行為8条3号アに基づき選任するべき旧理事会選任理事2名をあえて選任しなかったことにより、従前の理事が権利義務理事として在任を続

 $<sup>^{100}</sup>$  2023 年 4 月 21 日の評議員会では、H 氏が変更前寄附行為 8 条 2 号ウの理事(有識者枠)として選任されたが、その後、同年 8 月 3 日に本件寄附行為変更が認可されたことにより、変更後寄附行為 31 条 2 項に基づき資格要件を欠くことになり、その後追加選任されていない。

 $<sup>^{101}</sup>$  2023 年 8 月 23 日に旧理事会選任理事 5 名を選任した後も、なお欠員が 1 名生じているので、従前の権利義務理事 (F氏、G氏、L氏) がそのまま在任する。もっとも、F氏については、その後学長に就任したことにより、権利義務理事ではなく学長理事となっている。

<sup>102</sup> β氏が解任された後、追加選任されていない。

<sup>0</sup> 

 $<sup>^{103}</sup>$   $\alpha$  氏は 2023 年度の定時評議員会の終結の時をもって任期満了となっているが、後任者が選任されていないため、権利義務監事として在任する。

け、2023 年 8 月に本件寄附行為変更が認可されるのを待って新たに選任されたという経緯に照らし、かかる一連の対応に反発する評議員からの信任を得られていない可能性が高い。そうだとすれば、本件紛争を終息させて本学の新たなスタートを切るためには、I 氏及び M 氏も辞任した上で、新たに変更後寄附行為 8 条 3 号アに基づく旧理事会選任理事 5 名を選任し直すことが望ましいと考える。

もっとも、これら5名の理事が辞任すべきであるとして、辞任のタイミングについては、2025年変更寄附行為の手続をスムーズに進めるべく、慎重に検討する必要がある。

確かに、A氏、C氏及びK氏については、本件紛争の道義的責任として辞任する以上、できる限り速やかに辞任するべきであると考えられる。しかし、その一方で、本学では今年度中に2025年変更寄附行為の案を策定し、認可申請しなければならないところ、理事会の構成見直しを待ってから寄附行為変更案について改めて審議するのでは、認可申請が間に合わなくなる可能性が高い。万一にも認可申請が間に合わず、2025年4月1日から2025年変更寄附行為を施行できないという事態はなんとしても避けなければならない。

このような事情を勘案すると、2025 年変更寄附行為については、現在の理事会の 体制において認可申請までの手続を進め、申請が完了した時点で理事及び監事の改 選を行うことが現実的なスケジュールであるといえる。

ただし、A 氏らの辞任のタイミングを寄附行為変更の認可申請が終わるまで延ばすのは、あくまでも 2025 年変更寄附行為を 2025 年 4 月 1 日施行に間に合わせるためである以上、現在の理事会においては、本報告書の提出日から各理事が辞任するまでの間、本学の日常的な業務執行以外の業務執行は原則として行わないこととするべきである。

さらに、本学では、2025 年 4 月 1 日には 2025 年変更寄附行為を施行することが予定されており、後記第 7 章のとおり、2025 年変更寄附行為では理事の員数や属性についても変更される予定であることなどの事情を勘案するならば、2024 年度の定時評議員会終結の時をもって、その時点で在任している理事・監事(上記の提言に従って改選された理事・監事のみならず、2023 年 4 月 21 日の評議員会で選任された評議員理事を含む。)は全員辞任し<sup>104</sup>、2025 年変更寄附行為に従って改選されるべきである。

# (2) 辞任するべき評議員の範囲及び時期

寄附行為 31 条 1 項 1 号: 教職員枠

Y1 氏、Y2 氏、Y3 氏、Y4 氏、Y5 氏、

<sup>104 2025</sup> 年変更寄附行為においては、学長は当然に理事になるわけではないため、学長理事については、理事を辞任することを求めるのみであり、学長を辞任することを求めるものではない。

	Y6 氏、X5 氏、Y7 氏、Y8 氏、X3 氏
寄附行為31条1項2号:卒業生枠	X13 氏、Y9 氏、X14 氏、X17 氏、X15
	氏、G 氏、X16 氏、X10 氏、X12 氏、
	Y10 氏
寄附行為31条1項3号:有識者枠	X23 氏、Y11 氏、X19 氏、X22 氏、X26
	氏、Y11 氏、Y12 氏、X24 氏
寄附行為31条1項4号:後援会会長	Y14 氏 <sup>105</sup>
中高 PTA 会長	Y15 氏

現在の評議員の構成は上記一覧表のとおりである。このうち寄附行為 31 条 1 項 3 号の評議員 (有識者枠)の定数は 10 名であり、上記 8 名のほかに H 氏及び X20 氏が選任されていたが、H 氏は、2023 年 8 月 3 日に本件寄附行為変更が認可された結果、変更後寄附行為 31 条 2 項に基づき資格要件を欠くことになった。また、X20 氏は2024 年 8 月 31 日をもって評議員を辞任した。そのため、同条 1 項 3 号に基づく評議員 (有識者枠)10 名のうち 2 名が欠員となっており、1 ヶ月以内に補充しなければならない (同 35 条 3 号)。もっとも、2023 年 3 月 17 日の評議員選任に当たり、有識者枠の評議員については補欠として 2 名選任されており、H 氏の後任については、評議員選任規程 12 条 2 項に基づき、補欠として選任されていた者に就任を打診すべきである。しかし、X20 氏は理事会推薦の有識者評議員であり、評議員選任規程 12 条 1 項に基づき、理事会が後任者を推薦し、評議員会が選任しなければならない。

また、前述したとおり、X13 氏、X17 氏及び X14 氏は本件紛争に係る道義的責任として辞任すべきであると考えられるところ、辞任した場合には変更後寄附行為 31 条 1 項 2 号に基づく評議員 (卒業生枠) の定数 10 名のうち 3 名が欠員となるため、1 ヶ月以内に補充しなければならない (同 35 条 2 号)。しかし、卒業生枠の評議員補欠者は 1 名しか決定されておらず (そもそも候補者が 11 名しかいなかったため)、評議員選任規程 12 条 2 項に基づき当該 1 名が後任に就任したとしても、依然として 2 名が欠員ということになる。そのため、1 ヶ月以内に補充しなければならない (変更後寄附行為 35 条 2 号)。

もっとも、X13 氏、X17 氏及び X14 氏の辞任のタイミングについては、理事の辞任のタイミングと同様、2025 年変更寄附行為の手続をスムーズに進めるべく、慎重に検討する必要がある。

前述したとおり、本学では今年度中に2025年変更寄附行為の案を策定し、認可申請しなければならないが、評議員(卒業生枠)2名を追加選任するためには改めて評議員選挙を実施しなければならず(評議員選任規程5~10条)、その準備等には相当の時間がかかるため、評議員選挙を実施して評議員会の構成を見直した上で寄附行為変更案について改めて諮問を受けるのでは、認可申請が間に合わなくなる可能性

<sup>&</sup>lt;sup>105</sup> 後援会会長として評議員に就任していた X28 氏は、2024 年 5 月 11 日をもって退任し、Y14 氏が新たに就任している。

が高い。

また、理事と同様に寄附行為変更認可申請が終わった後に辞任することとした場合には、その後 1 ヶ月以内に補充しなければならないため、評議員選挙を実施することになる。しかし、①評議員会はそれほど頻繁に開催することが予定されておらず、辞任・改選を急がなくとも本学の業務に大きな影響を及ぼさないと考えられること、②2025 年 4 月 1 日には 2025 年変更寄附行為を施行することが予定されており、後記第 7 章のとおり、2025 年変更寄附行為では評議員の員数を大幅に減員することを想定していることなどの事情を勘案するならば、X13 氏、X17 氏及び X14 氏の辞任とそれに伴う後任者選任のための評議員選挙については、寄附行為変更認可申請が終わった後速やかに実施するのではなく、2024 年度の定時評議員会の終結の時まで延ばしたとしても問題はないと考えられる。

以上を踏まえ、X13 氏、X17 氏及び X14 氏については道義的責任として辞任すべきであるものの、そのタイミングは 2024 年度の定時評議員会の終結の時とし、その時点で X13 氏、X17 氏及び X14 氏を含む評議員全員が辞任することとして、2025 年変更寄附行為に従って評議員を選任し直すことが、本学の新たなスタートとして適切であると考える。

# (3) 理事・監事・評議員の選任プロセス

# (i) 2024 年 12 月までの選任プロセス

以上のとおり、A氏、C氏、K氏、I氏及びM氏は、2025年変更寄附行為の認可申請が完了した時点で辞任し、新たな理事5名を選任すべきである。また、欠員となっている評議員理事1名、監事2名及び理事会推薦の有識者評議員1名<sup>106</sup>についても、同じタイミングで選任すべきである。

そのための選任プロセスとしては、例えば、2024年12月までに2025年変更寄附行為の諮問に係る評議員会を開催することとして、①現在の理事会が評議員会の招集通知を発送し、②当該評議員会に対して2025年変更寄附行為の案を諮問し、③その意見を得て2025年変更寄附行為案を理事会決議の上、速やかに寄附行為変更の認可申請を行う。そして、認可申請を終えたタイミングで理事・監事・有識者評議員の選任を行うこととして、④(後記⑧のとおり当該評議員会の終結の時をもって理事5名(A氏、C氏、K氏、I氏、M氏)が辞任することを前提として)現在の理事会が評議員会の招集通知を発送し、⑤理事会にて辞任する理事5名の後任として旧理事会選任理事(変更後寄附行為8条3号ア)5名を選任するとともに、有識者評議員の

<sup>106</sup> H氏の後任となるべき有識者評議員については、補欠者が就任することが想定されるため、選任しなければならないのは X20 氏の後任となるべき理事会推薦の有識者評議員である。

推薦者を決定(評議員選任規程 12 条 1 項) し、⑥理事長(A氏)にて監事 2 名を選任し(変更後寄附行為 9 条 1 項)、⑦評議員会にて評議員理事(同 8 条 2 号ウ)の選任(同 42 条 1 号)、監事選任の同意(同条 2 号)及び有識者評議員 1 名の選任(同 32 条)を行い、⑧A氏、C氏、K氏、I氏及びM氏は上記評議員会終結の時をもって辞任し、⑨その後、理事会を開き、新理事長を選定するという順序で進めることが考えられる。

また、旧理事会選任理事 5 名、監事 2 名及び有識者評議員 1 名及び新理事長の候補者については、変更後寄附行為どおりに現理事会だけの判断で決定するのではなく、2025 年変更寄附行為で定めるプロセスに準拠して指名委員会が理事会に候補者を答申し、理事会は答申結果を尊重するべきであり、同様に、評議員理事(変更後寄附行為 8 条 2 号ウ) については、有識者評議員が合議により有識者評議員の中から次期理事候補者を推薦し、評議員会で決定することとなっているが(理事選任規程 5 条 1 項 1 号、8 条 1 号)、有識者評議員も指名委員会による評議員理事候補者の答申を受けることとし、当該答申結果を尊重して評議員会に候補者を推薦すべきである。その際には、いずれの場合も、(前述したとおり) A 氏、C 氏、K 氏、E 氏、β 氏、H 氏、X13 氏、X17 氏、X14 氏及び X28 氏の 10 名については、理事、監事及び評議員の候補から外すべきである(なお、当然のことながら、これらの者は指名委員会委員及び評議員選定委員会委員になることもできない。)。

当委員会としては、このようなスケジュール及びプロセスに従って、速やかに 2025 年変更寄附行為の認可申請を行い、それが完了した時点で新たな理事・監事・評議員を選任し、2024 年 12 月末までに理事・監事・評議員の欠員を是正することを提言する。

なお、当該スケジュール及びプロセスにおいて想定していない事態が発生した場合又は本報告書において明示的に言及していない問題が発覚した場合には、適宜、当委員会に相談し、当委員会の決定するところに従って、プロセスを進めることが望まれる。

### (ii) 2024 年度の定時評議員会終結の時における選任プロセス

以上のとおり、2024年12月末までに理事及び監事を選任し直したとしても、2025年4月1日をもって2025年変更寄附行為が施行され、理事及び監事の体制が抜本的に見直されることを踏まえ、2024年度の定時評議員会の終結の時をもって、その時点で在任する理事及び監事の全員(前記(i)のプロセスによって選任された者を含む。)が辞任し、2025年変更寄附行為に従って理事及び監事を選任し直すべきである。

また、X13 氏、X17 氏及び X14 氏は、2024 年度の定時評議員会の終結の時をもって辞任すべきであるが、2025 年変更寄附行為によって評議員の体制が抜本的に見直

されることを踏まえ、上記 3 名及び前記(i)のプロセスによって選任された者を含む 評議員全員は、2024年度の定時評議員会の終結の時をもって辞任し、2025年変更寄 附行為に従って新たな評議員を選任すべきである。

その際には、(前述したとおり) A氏、C氏、K氏、E氏、 $\beta$ 氏、H氏、X13氏、X17氏、X14氏及び X28氏の10名については、理事・監事・評議員の候補から外すべきである(なお、当然のことながら、これらの者は指名委員会委員及び評議員選定委員会委員にもなることができない。)。

当委員会としては、このようなスケジュール及びプロセスに従って、2024 年度の 定時評議員会の終結の時をもって理事・監事・評議員全員が辞任し、2025 年変更寄 附行為に従って新たに選任し直すことを提言する。

### 第3 学内規則の整備

前記第2章・第2・2において述べたとおり、私学法上、理事会は本法人の全ての業務の決定権限を有し、寄附行為25条に従って、その意思決定権限を特定の理事に委任することができる。しかし、本学においては、①理事会決議事項を列挙した理事会規程等の学内規則は存在していないこと、②2016年11月30日に常務理事会が廃止されたこともあって、いかなる学内規則により同条に定める委任がなされていると解することができるかが不明瞭であることから、理事会決議事項について明確な共通認識を持つことは困難であった。

また、学内規則の制定をもって寄附行為25条に定める委任と解釈するためには、当該学内規則については理事会決議により制定・改廃がされる必要がある。

そこで、当委員会としては、理事会が改廃権限を有する理事会運営規程の別紙として理事会決議事項を列挙して、理事会決議事項を明らかにするとともに、それ以外の事項については理事長以下に権限移譲する旨の規定を盛り込むことを提言する。

特に、令和5年改正後私学法が施行された場合には、同法36条3項に定める事項は、 その決定を理事に委任することができないところ、例えば、同項1号の「重要な資産」と は何か、同項2号の「多額の借財」の多額とはいくら以上を指すのか、などの基準を理事 会運営規程において明らかにすることが求められる。

また、職務権限規程・細則等の学内規則においては、理事長以下に大幅に権限移譲がされているものの、その改廃権限が理事長(古くは常務理事会)とされている関係で、それらの学内規則をもって寄附行為25条の委任がされているといえるかは不明瞭であることから、それらの学内規則についても理事会決議を経るべきである。

### 第4 理事・監事・評議員就任時の研修

前記第5章・第2において指摘したとおり、本件紛争の原因の一つとして、各ステークホルダーの大学のガバナンス構造に対する理解不足が挙げられる。ガバナンス構造を適切に理解しなければ、適切な大学運営はおよそ不可能である。特に、評議員会は、その基本的性格を諮問機関とするものであって株式会社にはない機関であるところ、株式会社での経営経験を豊富に有する方が多いと考えられる有識者評議員等からすれば、理解が難しいところである。

また、逆に、評議員会が諮問機関であって、理事会に対して拒否権を有しないのは法的には正しいところであるが、評議員会の意見を必ずしも理事会決議に反映させる必要はないとして、評議員会を軽視するような運用をすることも誤りである。評議員会の意見を必ずしも反映させる必要はないとしても、評議員会の意見を尊重することが求められることからすれば、評議員会で出た意見も踏まえて、理事会において再度審議して意思決定するプロセス構築が求められる。

さらに、監事監査については、前記第5章・第2・2・(2)で述べたとおり、違法性監査が基本である。経営判断の範疇に属する事項であっても、著しく不合理な経営判断と認められる場合は善管注意義務違反として違法性を帯びるため、理事の経営判断に一切意見してはならないというわけではないが、基本的には経営判断の問題は監事監査の範囲外である旨の研修も必要である。

以上のとおり、理事、監事及び評議員が就任する際には、私立大学のガバナンス構造について研修をし、理解を深めてもらうことは必須であり、そうすることが互いの尊重にもつながり、よい大学経営につながるものである。

### 第7章 2025年変更寄附行為の要綱

本章においては、上記で述べたところを踏まえ、本学におけるあるべきガバナンスの観点から、令和5年改正後私学法の施行に伴い、本学の寄附行為をどのように変更すべきかについて、当委員会の見解を以下に要綱としてまとめる。以下はあくまでも要綱に過ぎないため、当委員会は以下の要綱を含む実際の2025年変更寄附行為の案を固めるまでは責任をもって対応する所存である。

また、前記第6章において述べたとおり、本学において新たなスタートを切るべく、2024年度の定時評議員会終結の時をもって、全ての理事・監事・評議員は辞任し、2025年変更寄附行為に従って改選すべきと考えている。したがって、寄附行為には「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、2024年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、2024年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する」旨の附則を設けることを提言する。

### 第1 理事選任機関及び指名委員会について

### 1 変更の内容

理事選任機関は、評議員会とする。

評議員会に付議する理事選任議案及び監事選任議案の原案(=理事候補者、監事候補者)を策定するのは理事会であるところ、理事会は、当該候補者の原案策定を指名委員会に諮問する。理事会は指名委員会による答申結果を尊重する。

指名委員会は、①理事1名、②評議員1名、③外部有識者3名の5名の委員で構成する。①については、理事会決議により定める。②については、評議員会の決議により定める。③については、1名を理事会決議で、1名を評議員会決議で定め、残りの1名については、選任された4名の委員の合意により定める。

### 2 設計についての考え方

### (1) 理事選任機関

変更後寄附行為においては、理事の選任機関は、①理事会と②評議員会の2つに分かれ、しかも、①については、任期満了前の理事会と任期満了後に新たに発足した理事会の2つに分かれるなど複雑であり、このような複雑な選任プロセスが本件紛争を拗らせた側面がある。理事会が理事を選任することができるというのは、現任理事を客観的に評価し得ないおそれがあり、文科省解説においても、理事選任機関の設計について

は、「理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましい」とされていることからすれば、端的に、一般法人法に準じて、評議員会に理事の選解任権を付与するのが相当である。このようにすることにより、本件紛争においても争いとなった「理事に欠員が生じた場合に権利義務理事の範囲をどのように解するのか」という会社法下では生じ得ない難解な法律問題を回避することもできる。

### (2) 指名委員会

他方で、評議員会に付議する役員選任議案の内容を決定するのは理事会であるところ、理事会による理事・監事候補者の決定に客観性・独立性を持たせるべく、指名委員会を設置し、指名委員会が理事会に対して理事・監事候補者の答申を行うものとし、理事会は当該答申を尊重するものとする。なお、理事及び監事の選任機関はあくまでも評議員会であるため、指名委員会には、理事及び監事の解任に関する権限は付与しないこととする。

指名委員会は5名の委員から構成され、理事会からの独立性を確保するため、その過半数である3名の委員は外部有識者とする。このほか、経営の継続性の観点を考慮する必要があるため、理事1名を構成員とする。また、最終的な理事選任機関が評議員会であることから、円滑な議決・選任の観点から評議員側の視点も入れるべく、評議員1名を入れる。指名委員会の決議要件を過半数とすることで、理事側も評議員側も自己の意見を通すためには、中立・独立的な立場にある外部有識者の賛成を得なければならないという構成にしている。

指名委員会委員の選任方法については、理事会が理事である委員 1 名及び外部有識者委員 1 名を選任し、評議員会が評議員である委員 1 名及び外部有識者委員 1 名を選任する。もう 1 名の外部有識者委員はこのようにして選任された 4 名の委員の合意により選任し、指名委員会委員長は当該合意により選任された外部有識者委員が務める。

外部有識者の定義については、本学の役員及び評議員からの独立性を確保する観点から、以下に掲げる①から③の要件のいずれにも該当する者とする。③については、卒業生は本学に対して一定のネットワークを有することから、独立性の観点からは除外せざるを得ない。

- ① 本学又は本学の子法人の役員、評議員又は使用人ではなく、かつ、その就任の前 10年間本学又はその子法人の役員、評議員又は使用人であったことがないこと。
- ② 本学の役員、評議員又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。
- ③ 本学の卒業生でないこと。

### 第2 理事・監事の員数等について

#### 1 変更の内容

理事の人数は7名とする。

監事の人数は2名とする。

学長及び校長の中から理事1名を選任する。

任期は、現行と同様に「選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とする。

現行寄附行為8条2項、9条5項に定める欠格事由である「この法人の役員又は評議員であった者で、この寄附行為の規定により解任された者は、この法人の理事(監事)になることができない」については、「解任された日から3年間は」と期間を限定する。

### 2 設計についての考え方

現状、本学においては、理事長を含む業務執行理事(常勤。学長や校長などの教職員 としての常勤の者は除く。)3 名で法人経営を行っており、今後も理事長を含む業務執 行理事は3名必要であると考えられる。

令和5年改正後私学法においては、充て職は禁止されているものの、設置する学校の校長(学長・園長を含む。)を含むことが求められている(31条4項1号)。したがって、本学においても学長及び校長の中から1名を選ぶ。

令和 5 年改正後私学法上、大臣所管学校法人は 2 人以上の外部理事を含むことが要求されるため (146条1項、31条4項2号)、本学においても2名以上の外部理事を選ぶこととし、理事総数は奇数が望ましいため、7名とする。

理事総数が 7 名であることからすれば、監事は 2 名とすることが妥当である。理事 及び監事の任期については、特段変更の必要性は認められず、「選任後 3 年以内に終了 する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とする。

解任された者は理事・監事にならないとする旨の理事・監事の欠格事由については期間を定めることが相当である。次期の役員選任に限って制約するという観点から、現行 寄附行為が理事及び監事の任期を 1 期 3 年と定めていることとの平仄を合わせ、当該 期間を「解任された日から 3 年間」に限定する。

#### 第3 理事会の権限について

#### 1 変更の内容

寄附行為作成例のとおりとする。

すなわち、理事会決議事項は、令和5年改正後私学法及び寄附行為に定める事項としつつ、法令及び寄附行為の規定により理事会において定めなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる旨の規定を置く。

### 2 設計についての考え方

令和5年改正後私学法36条2項1号は、理事会は「学校法人の業務を決定する」旨を定めるが、「学校法人の業務」とは、学校法人が設置する私立学校の業務を含む学校法人の全ての業務を決定することをいうと解されている。それを前提とした上で、同条3項に定める事項以外の事項については、理事会はその決定を理事に委任することができるとする。

寄附行為作成例においては、以上の建付けが反映されているため、これに倣う。なお、現行寄附行為においても、「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に諮らなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」旨の規定があるが(25条)、本学においては、かかる規定に従って、理事長以下にその決定を委任する旨の学内規則が適切に整備されていたとは言い難かった。この点は前記第6章・第3において指摘したとおりである。したがって、理事会権限に関しては、寄附行為よりも、学内規則を整備することが肝要である。

#### 第4 評議員選任機関について

#### 1 変更の内容

理事会が設置する評議員選定委員会を評議員の選任機関とする。

評議員選定委員会は、①理事1名、②評議員1名、③外部有識者3名の5名の委員で構成する。①については、理事会決議により定める。②については、評議員会の決議により定める。③については、1名を理事会決議で、1名を評議員会決議で定め、残りの1名については、選任された4名の委員の合意により定める。

評議員選定委員会委員と指名委員会委員の兼任は認められない。

評議員選定委員会における評議員の選任方法については、評議員選任規程において 定めることとするが、概ね、以下のような内容を盛り込むことを検討する。

① 職員評議員の候補者については、教授総会、附属中学校・高等学校職員会議、一般職員がそれぞれ互選により、各定数+若干名を推薦し、評議員選定委員会が

その中から候補者及び補欠者を決定する。

- ② 卒業生評議員の候補者については、校友会が定数+若干名を推薦し、評議員選 定委員会がその中から候補者及び補欠者を決定する。
- ③ 保護者評議員の候補者については、後援会が定数+若干名を推薦し、評議員選 定委員会がその中から候補者及び補欠者を決定する。
- ④ 有識者評議員の候補者については、本学の理事及び評議員その他大学関係者が 推薦することができるものとし、評議員選定委員会がその中から候補者及び補 欠者を決定する。
- ⑤ 評議員選定委員会は、上記に推薦された者のほか、評議員選定委員会が候補者として適当と認める者を自ら推薦し、評議員として選任することもできる。

### 2 設計についての考え方

評議員についても、評議員会自らが選任することは恣意的な選任になるおそれがあるため、本学の理事及び評議員から独立した評議員選定委員会を設け、評議員の選任権限を付与すべきである。

令和5年改正後私学法61条2項は「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない」と定めるところ、現行寄附行為の評議員の選任は、得票数順に自動的に決まるため、全体の候補者の構成を見た上で調整をすることができず、かかる規定に対応できない。評議員選定委員会を選任機関とすることにより、当該規定を踏まえて選任することが可能となる。

評議員選定委員会は、指名委員会と同様の構成とし、①1名の理事、②1名の評議員、③3名の外部有識者の計5名の委員から構成され、理事会は、理事たる委員及び1名の外部有識者委員を選任し、評議員会は評議員たる委員及び1名の外部有識者委員を選任し、もう1名の外部有識者委員はこのようにして選任された4名の委員の合意により選任し、評議員選定委員会委員長は当該合意により選任された外部有識者委員が務める。外部有識者の定義は、指名委員会における外部有識者と同じとする。

なお、権力の集中を避けるため、指名委員会委員と評議員選定委員会委員の兼任は認めない。

#### 第5 評議員の員数等について

#### 1 変更の内容

評議員の人数は9名とする。

【内訳】

- ① 職員(職員評議員)3名
  - (大学教育職員1名、中学校・高等学校教育職員1名、一般職員1名)
- ② 卒業生(卒業生評議員)2名
- ③ 保護者(保護者評議員)1名
- ④ 有識者(有識者評議員)3名

任期は、現行と同様に「選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とする。

現行寄附行為31条2項に定める欠格事由である「この法人の役員又は評議員であった者で、この寄附行為の規定により解任された者は、この法人の評議員になることができない」については、「解任された日から3年間は」と期間を限定する。

### 2 設計についての考え方

令和 5 年改正後私学法により、評議員は理事の定数の 2 倍を超える数でなければならないという規制が撤廃された。評議員会は諮問機関(一部の事項については決議機関)として、その構成員数を、活発かつ実質的な審議を行うに適切なサイズに絞るべきである。前記第 2 で述べたとおり理事の定数を 7 名とした場合、評議員の定数は 9 名とすることが妥当であると考える。

令和5年改正後私学法上、評議員は、①理事との兼職が禁止され(31条3項)、②職員を含む必要があるが、評議員の総数の3分の1を超えてはならず(62条3項1号、5項1号)、③25歳以上の卒業生(職員を除く。)を含む必要があり(62条3項2号)、また、④他の2人以上(経過措置期間中は3人以上)の評議員と特別利害関係を有していないこと(62条4項)等が求められる。

これらの規定を踏まえた場合、従前のとおり、職員:卒業生:有識者の割合は均等であるべきと考えられるが、他方で、現行寄附行為において評議員になることとされている後援会会長は、本学の学生の保護者を代表するものと考えられ、この3つの区分の中では卒業生と類似の属性を有すると考えられる。また、卒業生が有識者評議員となることにより、上記の割合が実質的に確保できなくなることを避けるため、有識者評議員は卒業生以外の者とする必要がある。

以上を踏まえると、職員評議員3名、卒業生評議員2名、保護者評議員1名、有識者 評議員3名(卒業生を除く。)とすることが妥当である。

### 第6 評議員会の権限について

#### 1 変更の内容

寄附行為作成例のとおりとする。すなわち、諮問事項は以下とする。

- ① 重要な資産の処分又は譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④ 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- ⑤ 収益事業に関する重要事項
- ⑥ 私立学校法 23 条 1 項 1 号から 3 号まで及び 5 号から 15 号までに定める事項を 除く寄附行為の変更
- ⑦ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑧ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑨ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの また、決議事項は、以下を含む令和5年改正後私学法に定めるとおりとする。
- ① 私立学校法 23 条 1 項 1 号から 3 号まで及び 5 号から 15 号までに関する寄附行 為の変更
- ② 私立学校法 109 条 1 項 1 号に定める事由による解散
- ③ 合併

### 2 設計についての考え方

令和 5 年改正後私学法に定める評議員会への諮問事項については決議事項とすることも考えられるが、理事選任機関を評議員会とし、評議員会の理事会に対する牽制・監督機能を強化したこととのバランス上、評議員会の諮問機関という基本的な性格を変える必要はないと考える。

### 第8章 最後に

本件紛争の見え方は、どの時点で関わったかによって大きく異なる。

前記第5章・第1で述べたように本件紛争は2つのステージに分けられるが、第1ステージだけを見れば、学長(当時)のE氏、監事(当時)の $\beta$ 氏、理事(当時)のH氏の側に、一部の評議員に対する不正確な情報提供によって評議員会を紛糾させ、その後の評議員選挙を自分たちにとって有利な形に導き、もって業務執行理事を挿げ替えようとする動きがあったことが分かる。これら一連の行為は、本来の議論の場である理事会で多数派を形成できなかった者が、理事会での説得を放棄し、不正確な情報提供という手段で場外抗争に持ち込んだものであって、著しく不適切であったと言わざるを得ない。この行為は、評議員の中に同調して共闘する者を生み、更なる情報拡散を通じて評議員選挙の結果に大きな影響を及ぼすことになった。

他方で、第2ステージだけを見れば、理事長のA氏、常務理事のC氏及びK氏ら執行部が、評議員選挙の結果を受け入れず、自分たちの地位を守るために、あえて理事の選任を引き延ばすとともに、理事長選定を有利に運ぶために強引に寄附行為を変更しようとしていたことが分かる。これら一連の行為は、地位に居座るためにあえて違法な行為や強引な行為を繰り返したものであって、著しく不適切であったと言わざるを得ない。

このことを前提に、①第 2 ステージから本件紛争に関わった評議員、②第 1 ステージから本件紛争に関わったものの、不正確な情報提供を受けたことで理事会側が不正ないし不適切な進め方をしていると信じた評議員(この中には③の者と積極的に共闘した者と、単に同調しただけの者とがいる。)、③第 1 ステージにおいて不正確な情報を提供し場外抗争に持ち込んだ者、④第 2 ステージで理事の選任や寄附行為の変更に関し違法ないし不適切な行為を繰り返した者(理事会側の者)とに分けて、それぞれが本件をどのように見ていたかを確認してみたい。

まず、①及び②の評議員からすれば、悪いのは専ら理事会側であって、その強引な進め方 を阻止するためには評議員会を欠席することに大義があると考えたに違いない。

一方、③の者は、第1ステージにおける自分たちの行動が不適切だったという意識が無いために、専ら悪いのは、評議員選挙の結果に従わずに違法ないし強引な行為を繰り返した理事会側であって、やはり評議員会を欠席するのは正当だと考えたのだろう。

他方で、④の者は、第1ステージにおける③らの行為を許し難いものと考え、評議員選挙を一種のクーデター(敵対的な乗っ取り)と捉えた結果、第2ステージにおける自らの違法 行為等は正当防衛であって許されると考えたのだろう。

こうした状況に陥ったことで、本件紛争は、互いに自分の価値観を押し付け合う「神々の争い」と化し、収拾がつかなくなってしまった。しかし、こうした各人の振る舞いは、結果として、私学補助金の減額とそれに伴う様々な不利益(前記第2章・第1・4・(2)参照)をもたらすことになり、最も大切なステークホルダーである学生たちに不安と不利益をもた

らす結果を招いてしまった。この結末からするならば、各人がいくら愛校心に基づく行動を とっていたとしても、その振る舞いは決して許されるものではなく、学生を無視した暴挙で あったと言わざるを得ない。

本調査は、これまで本学に関する情報をほとんど有していない第三者が限られた時間の中で実施したものであるから、細かな事実認定や結論に納得し難い部分が生じる可能性は否めない。しかし、ここで当委員会が切に希望するのは、我々の提言に従うことで本件紛争を解決すると定めた本件合意書に忠実に従っていただくことである。

上記①の方々には、見えていなかった第 1 ステージの出来事を理解することで考えを改めていただきたい。上記②の方々には、自分たちが反対運動の前提として信じていた情報が正確性を欠いており、第 1 ステージの段階では理事会側の進め方に特に違法な部分や著しく不適切な部分は無かったということを重く受け止めていただきたい。上記③の方々には、理事会側の情報提供に耳を傾ける姿勢を欠いたまま、反対意見を通すために、評議員を巻き込んで業務執行理事の首を挿げ替えようとした行為は、根本的に間違いであったことを自覚していただきたい。そして、上記④の方々には、いくら第 1 ステージにおける上記②・③の方々の行動に問題があったとしても、選挙の結果を受け入れず、違法な行為や強引な行為を繰り返したことは許されなかったことを真摯に反省していただきたい。

大学という空間は、学問の自由という理念が働いているため、理事会と教学及び教学内部における上下関係が曖昧で、指揮命令関係が成り立ちにくい場所である。また、事業の継続性についての担保がないために、理事長や学長が交代すれば大きく方針転換がなされる可能性があることから、選挙等が熾烈を極める傾向がある。そのため、キャンパスリニューアルのような長期的かつ大規模なプロジェクトを進めるのは、極めて難しい環境だと言うことができる。

そうだからこそ、キャンパスリニューアルを進めるに当たり、関係当事者には相当の努力が求められる。業務執行理事の側は、定期的に進捗状況を報告するなど、丁寧に物事を進めることが必要であり、他方で外部理事や評議員は、不正確な情報に踊らされないように、自らの目で審議資料の読み込みや分析に努めることが求められる。その上で、互いに真摯に議論し、仮に内容に不満があったとしても、最終的には多数決に従うべきであり、それを覆すための場外抗争は二度と起こさないことを誓っていただきたい。

今後は、この基本を外すことのないように努めることで、工学院大学の更なる発展に資するキャンパスリニューアルをしっかりと成し遂げることをお願いしたい。これこそが、当委員会が切に希望する解決の姿である。

以上

## 別紙 A: 定義表

## 1 委員会関連

用語	定義
「当委員会」	学校法人工学院大学第三者委員会
「本件合意書」	A 氏と H 氏及び評議員 24 名との間で締結された 2024 年 5 月 24 日付合意書
「本件紛争」	本学の執行部と一部の理事・評議員との間のキャンパ スリニューアルをめぐる対立及び当該対立に端を発す る理事長はじめ理事選出をめぐる争い
「本調査」	当委員会による調査
「本報告書」	当委員会の調査報告書

### 2 理事関連

用語	定義
「学長理事」	寄附行為8条1号に基づき、学長と理事を兼職する者
「評議員理事」	寄附行為8条2号に基づき、評議員会の決議により選任される評議員と理事を兼職する者
「旧理事会選任理事」	寄附行為8条3号アに基づき、役員改選時に理事会の 決議により選任される理事
「新理事会選任理事」	寄附行為8条3号イに基づき、役員改選後の理事会の 決議により選任される理事
「本件新理事会」	2023 年 6 月から 7 月にかけて行われた X12 氏を理事 長とする理事会と称する会

### 3 評議員関連

用語	定義
「教職員評議員」	寄附行為 31 条 1 項 1 号に基づき、本法人の専任職員 のうちから選出される評議員
「卒業生評議員」	寄附行為31条1項2号に基づき、本法人の設置する 学校及びその前身である学校の卒業生で年齢満25年 以上の者のうちから選出される評議員
「有識者評議員」	寄附行為 31 条 1 項 3 号に基づき、有識者のうちから 選出される評議員
「定時評議員会」	私学法 46 条及び寄附行為 53 条 3 項に基づく決算及び 事業の実績の報告を行うための評議員会

## 4 寄附行為関連

用語	定義
「寄附行為」	学校法人工学院大学寄附行為
「変更後寄附行為」	2023 年 4 月 21 日の理事会により変更することが決議 され、同年 8 月 3 日に文科省に認可された寄附行為。

	ただし、文脈上、変更後であることが明らかな場合は 単に「寄附行為」ということがある。
「変更前寄附行為」	2023年4月21日の理事会により変更することが決議され、同年8月3日に文科省に認可される前の寄附行為。ただし、文脈上、変更前であることが明らかな場合は単に「寄附行為」ということがある。
「本件寄附行為変更」	変更前寄附行為から変更後寄附行為への変更
「2025 年変更寄附行為」	令和5年改正後私学法施行に伴い変更予定の新たな本 学の寄附行為
「寄附行為作成例」	学校法人寄附行為作成例(令和 6 年 3 月 5 日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定)
「文科省解説」	文科省による「私立学校法の改正について【令和6年 7月8日更新】」と題する解説

## 5 書面・資料

用語	定義
「2023 年通知」	文科省高等教育局私学部参事官による 2023 年 7 月 11 日付「学校法人工学院大学における管理運営について (通知)」(5 高私参第 6 号)
「2024 年通知」	文科省高等教育局私学部参事官による 2024 年 3 月 29 日付「学校法人工学院大学における管理運営について (通知)」(5 高私参第 24 号)
「本件見通し資料」	2022 年 11 月 11 日付「キャンパス機能維持長期設備投資見通し」
「本件内部資料」	2022 年 10 月 7 日付「キャンパス長期設備投資計画収支見通し(参考)」
「本件業務委託関連資料」	「キャンパスリニューアル計画作成関連支出(集計) 2017年度~2022年度(2023年1月まで)」と題する資料
「本件議案意見書」	H氏による 2023 年 3 月 26 日付「臨時理事会 (2023 年 3 月 31 日) の議案に対する意見書」と題する書面
「本件反対意見書」	H氏による 2023 年 2 月 22 日付「執行部のリニューアル計画についての反対意見」と題する書面
「本件監事意見書」	β氏による 2022 年 11 月 18 日付「意見書 (リニューアル計画について)」
「本件監事質問書 1」	β氏による 2023 年 1 月 20 日付「質問書(キャンパスリニューアル計画について)」
「本件監事質問書 2」	$\beta$ 氏による 2023 年 2 月 3 日付「質問書 No.2 (キャンパスリニューアル計画について)
「本件監事質問状」	β氏及びα氏による 2023 年 2 月 15 日付「質問状」
「本件監事出席要請書面」	α氏による 2024 年 2 月 9 日付「学校法人工学院大学 評議員の皆様」

	私学事業団による 2024 年 3 月 12 日付「令和 5 年度私
「補助金減額決定通知」	立大学等経常費補助金の取扱いについて」(私振補第
	101 号)

### 6 自然人

用語	定義
「丙氏」	
「乙氏」	
「甲氏」	
「丁弁護士」	
「戌弁護士」	
「己弁護士」	

## 7 法人・機関

用語	定義
「本学」又は「本法人」	学校法人工学院大学。ただし、文脈上意味が明らかな場合は、学校法人工学院大学が設置する大学(工学院大学)という意味で「本学」を用いることがある
「後援会」	工学院大学後援会
「校友会」	一般社団法人工学院大学校友会
「文科省」	文部科学省
「厚労省」	厚生労働省
「私学事業団」	日本私立学校振興・共済事業団
「法人ウ」	
「法人工」	
「法人ク」	
「法人カ」	
「法人ア」	
「法人ケ」	
「法人キ」	
「法人イ」	
「法人才」	

### 8 法律等

用語	定義
「一般法人法」	一般社団及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年 法律第 48 号)
「私学法」	私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)
「令和5年改正後私学法」	私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)により改正された後の私立学校法(令和7年4月1日施行)

「日弁連ガイドライン」	日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三	1,1
	者委員会ガイドライン」	

# 9 その他

用語	定義
「キャンパスリニューアル整 備会議」	キャンパスリニューアル再編計画整備会議
「私学補助金」	私立大学等経常費補助金
「新宿リニューアル定例会議」	当初のプロジェクト名称を「西新宿一丁目開発計画」 とする定例会議
「プロジェクト定例会議」	キャンパス再編計画プロジェクト定例会議
「選考委員会」	学長候補者選考委員会
「本件キャンパスリニューアル構想」	新宿・八王子キャンパスの機能維持のためのリニュー アル、両キャンパスの体制見直し及び新宿新棟建設を 含めた構想
「本件キャンパス再編計画」	本件基本方針のうち新宿新棟建設を除く部分
「本件基本方針」	2021 年 5 月 21 日の理事会で決議されたキャンパスリニューアルに関する基本方針
「本件新理事会」	2023 年 6 月から 7 月にかけて行われた X12 氏を理事 長とする理事会と称する会
「本件反対派説明会」	2024年2月18日にX13氏、X28氏、X14氏及びE氏が主催した公開説明会
「役員」	理事及び監事

## 別紙 B-1:理事一覧

第24期(2022年5月22日~2023年6月16日)

氏名	略称	備考
	「A氏」	
	「B氏」	2023 年 6 月 15 日退任
	「C氏」	
	「D氏」	2021年3月31日退任
	「E氏」	2021年4月1日就任
	「F氏」	
	「G氏」	
	「H氏」	
	「I氏」	2023 年 5 月 16 日就任
	「J氏」	2020年9月18日退任
	「K氏」	
	「L氏」	

第25期(2023年6月16日~)

氏名	略称	備考	
	「A氏」	2023 年 8 月 23 日まで権利義務理事	
	「C氏」	2023 年 8 月 23 日まで権利義務理事	
	「K氏」	2023 年 8 月 23 日まで権利義務理事	
	「E氏」	2024年3月31日退任	
	「F氏」	2024年3月31日まで権利義務理事	
		2024年4月1日以降は学長理事	
	「G氏」	権利義務理事	
	「H氏」	2023 年 8 月 3 日退任	
	「I氏」	2023 年 8 月 23 日まで権利義務理事	
	「M氏」		
	「L氏」	2023 年 8 月 23 日まで権利義務理事	

### 別紙 B-2:理事会構成変遷一覧

本調査の主な調査対象期間における、役員の変動があった各時点の理事会の構成は下表のとおりである(グレーの塗りつぶし部分は権利義務理事としての在任期間である。)。

	2023年4月10日	2023年4月10日	2023年6月16日	2023年6月16日	2023年8月3日	2023年8月23日	2024/548451186	
	理事会以前	理事会後	理事会後	評議員会後	寄附行為認可後	理事会後	2024年4月1日以降	
8条1号(学長)	E氏(2021年4月~)	E氏	E氏	E氏	E氏	EÆ	F氏	
8条2号ア	F氏(2020年5月~)	F氏	F氏	F氏	F氏	F氏	_	
8条2号ア	_	_	_	X3氏	X3氏	X3氏	X3氏	
8条2号イ	G氏(2020年5月~)	G氏	G氏	G氏	G氏	G氏	G氏	
8条2号イ	_	_	_	X12氏	X12氏	X12氏	X12氏	
8条2号ウ	H氏(2020年5月~)	(解任)	-	H氏	(欠格事由に該当)	-		
8条3号ア	A氏(2011年4月~)	A氏	A氏	A氏	A.E.	A氏	A氏	
8条3号ア	B氏(2017年5月~)	B氏	氏	IE.	氏	I.K.	氏	
8条3号ア	_	-	_	_	_	C氏	C氏	
8条3号ア	_	_	_	-	-	K氏	K氏	
8条3号ア	_	_	_	_	_	M氏	M氏	
8条3号イ	C氏 (2017年5月一)	C氏	C氏	C氏	C氏			
8条3号イ	K氏(2021年5月~)	K氏	K氏	K氏	K氏	_	-	
8条3号イ	L氏(2022年3月~)	L氏	LÆ	LÆ	L氏	LÆ	L氏	
理事数	9名	9名	8名	11名	10名	11名	10名	
定数	6~9名	6~9名	6~9名	6~9名	9~11名	9~11名	9~11名	
常勤監事	β氏	(解任)	_	_	_	_	_	
監事	α氏	αÆ	αÆ	αÆ	α氏	αÆ	α氏	

①2023 年 4 月 10 日の理事会における  $\beta$  氏及び H 氏の解任の適法性、②同年 6 月 16 日の評議員会における変更前寄附行為 8 条 2 号に係る理事選任の有効性、③同日の評議員会以降の権利義務理事の範囲及び④同年 8 月 23 日の理事会における同 8 条 3 号に係る理事選任決議の有効性については争いがあるところ、各論点に関する当委員会の判断は、本報告書第 4 章・第 2 (①)、同第 3・2 (②)、同第 5・1 (③)、同第 5・4 (④) に記載のとおりである。

## 別紙 C: 監事一覧

## 第32期(2018年5月25日~2021年6月23日)

氏名	略称	備考
	「α氏」	非常勤
	「β氏」	常勤

### 第33期(2021年6月23日~2024年5月31日)

氏名	略称	備考
	「α氏」	非常勤
	「β氏」	常勤、2023年4月10日解任

### 第34期(2024年6月1日~)

氏名	略称	備考	
	「α氏」	権利義務監事	

### 別紙 D-1:評議員一覧(第24期)

任期:2020年5月22日~2023年6月16日

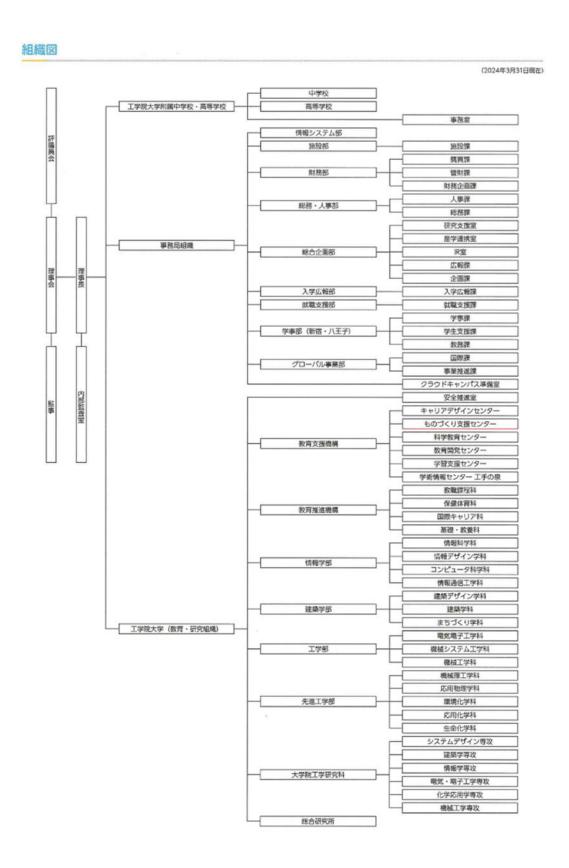
区分	氏名	略称	
		「X1 氏」	
		「X2 氏」	
		「X3 氏」	
		「X4 氏」	
お歌号区へ		「X5 氏」	
教職員区分		「F氏」	
		「X6 氏」	
		「X7 氏」	
		「X8 氏」	
		「X9 氏」	
		「G氏」	
		「X10 氏」	
		「X11 氏」	
		「X12 氏」	
卒業生区分		「X13 氏」	
中未生 <u>户</u> 万		「X14 氏」	
		「X15 氏」	
		「X16氏」	
		「X17 氏」	
		「X18 氏」	
		「X19 氏」	
		「X20 氏」	
		「X21 氏」	
		「X22 氏」	
   有識者区分		「X23 氏」	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		「X24 氏」	
		「X25 氏」	
		「X26 氏」	
		「I氏」	
		「H氏」	
後援会会長		「X27 氏」	2022/5/7~2023/5/5
次版云云ズ 		「X28 氏」	2023/5/6~
中学・高校 PTA 会長		「X29 氏」	2022/4/1~

### 別紙 D-2:評議員一覧(第25期)

任期:2023年6月16日~ \*は新任

区分	氏名	略称	
		「Y1 氏」	
		「Y2 氏」	
		「Y3 氏」	
		「Y4 氏」	
*************************************		「D氏」	
教職員区分		「Y6 氏」	
		「X5 氏」	
		「Y7 氏」	
		「Y8 氏」	
		「X3 氏」	
		「X13 氏」	
		「Y9 氏」	
		「X14 氏」	
		「X17 氏」	
<b>大米井豆八</b>		「X15 氏」	
卒業生区分		「G氏」	
		「X16 氏」	
		「X10 氏」	
		「X12 氏」	
		「Y10氏」	
		「X23 氏」	
		「Y11 氏」	
		「X19 氏」	
		「H氏」	$\sim$ 2024/8/3
   有識者区分		「X22 氏」	
1 有誠有 6万		「X20 氏」	~2024/8/31(辞任)
		「X26 氏」	
		「Y11 氏」	
		「Y12 氏」	
		「X24 氏」	
後援会会長		「X28 氏」	$\sim$ 2024/5/11
101万云云区		「Y14氏」	2024/5/11~
中学・高校 PTA 会長		「X29 氏」	$\sim$ 2024/3/31
丁子·同仪 FIA 云文		「Y15 氏」	2024/4/1~

別紙 E:組織図



### 別紙 F: 評議員会出欠の返信状況一覧

○:出席(オンラインを含む。)する旨の返信、×:欠席する旨の返信、-:無返信

区分	評議員	8/10	8/30	9/15	10/20	12/1	12/26	2/29	3/27	5/24
	Y1 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	Y2 氏	$\circ$	$\circ$	$\circ$	_	$\circ$		0	$\circ$	
	Y3 氏	_	_			1	_	_	×	×
	Y4 氏	×	_		×	X	×	X	×	×
<b>光</b> 殿 昌 豆 八	D氏	_	_			$\bigcirc$	×	X	×	×
教職員区分	Y6 氏	_	_			ı	_	_	×	×
	X5 氏	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$		$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$
	Y7 氏	_	_	_	_	-	_	_	×	_
	Y8 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	X3 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	_
	X13 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	Y9 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	X
	X14 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	X17 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
卒業生区分	X15 氏	_	_	_	_	_	_	×	×	×
平未生 <u>区</u> 万	G氏	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$		$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	0
	X16 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	_
	X10 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	X12 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	Y10 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	X23 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	X
	Y11 氏	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	X19 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	H氏 <sup>1</sup>	_	_	_	_	_	_	_	×	_
有識者区分	X22 氏	_	_	_	_	_	_	X	×	X
有戰石區刀	X20 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	X26 氏	_	_	_	_	_	_	_	×	×
	Y11 氏	0	_	_	_	X	X	0	0	0
	Y12 氏	_	_		_	_	_	_	X	X
	X24 氏	_	_		_	_	_	_	X	X
後援会会長	X28 氏	_	_	_	_	_	_	_	X	
恢仮云云文	Y14 氏									X
中学・高校	X29 氏	0	0	0	0	0	0	0	0	
PTA 会長	Y15 氏									_

 $<sup>^1</sup>$  2023 年 8 月 3 日に本件寄附行為変更が認可された結果、同日以降、H 氏は資格要件を欠くことになったため、その後任については、評議員選任規程 12 条 2 項に基づき、補欠として選任されていた者に就任を打診する必要があるところ、本学は同日以降も H 氏を評議員として扱っており、H 氏にのみ評議員会の招集通知を送付しているので、本表では H 氏のみを記載する。

### 別紙 G:キャンパスリニューアル整備会議における議論の状況

第3章・第1・4で述べたとおり、2021年11月29日から2023年4月12日にかけて、全4回のキャンパスリニューアル整備会議が開催されているところ、各回の概要は以下のとおりである。いずれの回についても、A氏、C氏、K氏、E氏、副学長2名(X4氏、X1氏)、学部長、施設部及び法人才が出席している。

1 第1回キャンパスリニューアル整備会議(2021年11月29日開催)

#### 【概要】

- ・ 第 1 回は、教学へのヒアリング結果等を参考に、キャンパスリニューアルに対する執行部と教学側の意見のすり合わせがなされ、協議内容を「基本計画案」に反映する形で進行した。
- ・ 会議資料には、教学に対する1回目のヒアリング時の2021年10月25日付説明資料が含まれているが、同資料には、本件基本方針について同年5月21日に「理事長決議」がなされたと記載されている。教学への説明を主に担当していたK氏は、上記資料の記載どおり、八王子キャンパスへの実験実習施設の集約を含む本件基本方針が「理事長決議」されていると説明したことを認めている。
- ・ A氏は、基本計画段階では、キャンパス再編方針として①八王子キャンパスの棟内での学部混在の解消と整理及び②新宿キャンパスでは面積の有効活用が重要であり、そのために共用化できるスペースを増やし、フレキシビリティの低いものを八王子キャンパスに移転することを検討している旨述べた。
- ・ A氏は、今後は、現状のような学年によってキャンパスが決まるということはなくなり、八王子キャンパスで実験実習室が充実すれば八王子主体になることも考えられ、キャンパス再編方針を元に各学部によって、時間や場所の使い方を考えてもらいたい旨述べた。

#### 【教学からの主な意見等】

- ・ 実験機能を八王子キャンパスに集約した際に、学生が新宿キャンパスを利用する 機会が減り工学院の魅力が低下することで学生が集まらないのではないかとの懸 念がある。
- ・ 対面を重視している教員は、遠隔授業の効果に不安や疑念があると感じていることから授業形態変革の効果について丁寧に説明してもらう必要がある(これに対し、A氏は、教員には実際のデータを踏まえつつ理解してもらう必要があると述べ、オンライン授業により学生に有効な時間を与えると考えてもらい、空いた時間をいかに学生が有効活用できるようにするかの仕組みづくりが必要と考えていると回答した。)。
- ・ 学部ごとの教育研究方針は学部ごとに意見をまとめることとし、授業形態のよう

な全学部に関わることは別のスケジュール感で検討すべきであり、オンライン授業、対面授業のそれぞれの効果を踏まえて検討する必要があるので、大学側としては数年間の検討期間が欲しい。

2 第2回キャンパスリニューアル整備会議(2022年4月13日開催)

#### 【概要】

- ・ 第2回は、各学部の学部長をはじめとする教職員らに対する2回目のヒアリング 結果を受けて、①新宿実験室の八王子移転に関する確認・スケジュール・懸念事項 及び②研究室フロアの在り方に関する方向性の2点に関し、議論がなされた。
- ・ 同会議では、ヒアリングの議事録や各学部の意見に対する反映方針を記載した資料が配布されているが、当該資料からは、工学部・先進工学部から、上記①・②に関して消極的な意見が多数出ていたことが読み取れる。

### 【教学からの主な意見等】

- ・ 新宿キャンパスの低層階・公開空地の賑わい空間創出については、本学にもメリットがあると思うが、どのように教育へ還元するか考える必要がある。学生が利用できる自由空間が増えるイメージがあるが、間違いないか(これに対し、A氏は、自由空間を増やさなければ、新宿の整備方針に沿わないことになるので、認識のとおりであるが、そのような空間を増やすほど収益性の高い空間は減るため、検討を重ねている段階である旨回答した。)。
- 3 第3回キャンパスリニューアル整備会議(2022年10月12日開催)

### 【概要】

- 第3回では、主に新宿キャンパスの食堂や体育施設に関する議論がなされた。
- ・ 法人才は、会議終了時に、「基本計画資料については資料修正の上で議事録と併せて配布する。本日で基本計画段階での整備会議は最後とし、(2022 年) 10 月末の基本計画に向けて進めていきたい」と述べている。

#### 【教学からの主な意見等】

- ・ (E氏) 教室の検討ができていない状態である。入試対応や教室の検討をキャンパス再編と併せて検討しなければならない(これに対し、K氏は、(新宿キャンパス高層棟の)5~14階を共用教育スペースとすることを考えている旨、及びどのような教育スペースとするかは大学側主体で検討してもらいたいと考えている旨回答した。)。
- ・ 工学部の教員の懸念事項として、キャンパス内の移転先が不明確な点がある。工学 部は実験機器も多いため、移転先や新棟の情報が明確になる時期がいつ頃か提示 してほしい(これに対し、K氏は、詳細の検討まではできていない状態であると前 置きした上で、工学部については既存建物内での再編が可能と考えており、実験内

- 容によって既存建物に収まらない研究室は新棟への移転も検討しながら進めていきたい旨回答した。)。
- 会議資料は各教員に公開してよいか(これに対し、K氏は、学部教員に公開することは問題ないと考えているが、本日の会議を踏まえて修正が入る旨を周知し、資料だけが一人歩きしないよう配慮してもらいたい旨回答した。)。
- 4 第4回キャンパスリニューアル整備会議(2023年4月12日開催)

### 【概要】

- ・ 第 4 回は、元々開催を予定していなかったが、教学からの意見集約のために追加 で開催する必要が生じたため、開催することとなった。
- ・ 執行部は、新宿キャンパスの再編後のフロアイメージ、キャンパスリニューアルに 関する理事会等での検討状況、及び新宿新棟計画の進捗について説明した。

### 【教学からの主な意見等】

- ・ キャンパス再編計画の案については理事会決定を経て提示された案と考えていた。先進工学部としては新宿キャンパスで実験できることに価値があると考えているが、新宿キャンパスでの実験も前向きに検討できるものなのか(これに対し、A氏より、新宿新棟に実験施設を設けることは難しいと考えているが、高層棟に企業連携の場として実験施設を設けることは考えられるとの回答がなされた。)。
- ・ 工学部としては、新宿キャンパスの地下の実験室を含めて現状維持が最も望ましいとの意見でまとまっている。他大学と差別化する意味では新宿キャンパスで実験ができるという理系大学の特色を出すことが本学の売りであると考えている。
- ・ 情報学部の印象としては、キャンパスリニューアルについて、最初は決定事項が明確に示された硬いプランと感じていたが、会議を複数回開催する中で計画は柔らかいもので会議の場を通して計画を作っているという認識に変わってきた。研究教育の検討については、大学側がもう少し小さい会議体で検討する形を作るべきではないかと考えており、そこで検討した内容を法人側と確認するべきと考えている。
- ・ 教育推進機構内では本計画に対して教員の意見が通らないとの疑念がある。今後 進める際には信頼関係の構築に向けて、まずはどのような意見が通るのかという 部分から確認していきたい。
- ・ (E 氏) 八王子キャンパスの校舎は棟ごとに実験に適した建物を準備しているので、その点を踏まえて検討してもらいたい(これに対し、K氏は、実験ができない空間を提供することは本意ではないので、既存建物の継続利用という点も考えながら学部の先生方と議論していきたいと回答した。)。

## 別紙 H: 時系列

### 時系列表

日付	出来事
2017 年 12	評議員会が開催された (出席者:評議員 23 名、J 氏を除く役員 (評議員
月 15 日	理事を含む。以下同じ。)11 名)。B 氏から、長期目標「Vision150」の改定
	について説明があった。説明資料には次期中期計画「コンパス 2023」のフ
	レームワーク案の「キャンパス、教育・研究環境の整備」という項目の中期
	重点施策として、「新宿(Global Gate Campus/Tokyo Urban Tech Tower)、八王
	子(Big West (Innovation) Campus)の地の利を生かした教育・研究環境の整
	備」と記載されていた。
2018年1月	本学と法人工は、新宿キャンパス及び八王子キャンパスのキャンパスリ
1日	ニューアル計画策定に当たってのアドバイス業務を委託業務とする業務委
	託契約を締結した。
2018年2月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、J氏、D氏、N氏、C氏、O
16 日	氏、P氏、Q氏、γ氏、Δ氏、α氏)。B氏から、次期中期計画「コンパス
	2023」について説明があり、審議の結果、付議内容どおり承認された。
2018年3月	評議員会が開催され (出席者:評議員29名、役員全12名)、中期計画「コ
16 日	ンパス 2023」が報告された。
2018年4月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、J氏、D氏、N氏、C氏、O
20 日	氏、P氏、Q氏、γ氏、α氏)。A氏及びB氏が、「本中期計画 (コンパス 2023)
	期間における新宿、八王子の施設整備と今後の新宿キャンパスの制震工事・
	リニューアルに向けた対応について」と題する資料に基づいて報告を実施
	し、意見交換を行った。同資料には、「以前より検討されてきた新宿キャン
	パス高層棟の制震工事・リニューアルの開始準備を進めるとともに、コンパ
	ス 2023 に盛り込まれる主要重点施策に沿っての新宿、八王子のキャンパス
	の改善、機能や魅力の向上を図っていく必要がある」と記載されていた。な
	お、A氏から、スケジュール等の詳細については未確定である旨、補足説明
	があった。
2018 年 11	法人イは、制震等機能強化を含む新宿キャンパスリニューアル基本パタ
月1日	ーン検討等を業務内容とする新宿キャンパスリニューアル計画策定業務を
	開始した。
2018 年 11	本学、甲氏、法人イにより、プロジェクト名称を「西新宿一丁目開発計画」
月 12 日	(2019 年度からは「新宿キャンパスリニューアル計画」に変更)とする第
	1回定例会議が開催された。

2018 年 11	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、J氏、D氏、N氏、C氏、O
月 16 日	氏、 $P$ 氏、 $Q$ 氏、 $\beta$ 氏)。 $A$ 氏から、以前の理事会で説明した新宿キャンパ
	スの地下 2 階から地上 3 階のリニューアル方針につき、エステック情報ビ
	ルのリニューアル早期化に伴い、実施については、当初計画で設計を行った
	範囲より規模を縮小し、アトリウムとその周辺にとどめる計画である旨説
	明があった。
2018 年 11	法人イと本学との間で、新宿キャンパスリニューアル計画策定業務を内
月 26 日	容とする業務委託契約が締結された。
2019 年 10	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、J氏、D氏、N氏、C氏、O
月 18 日	氏、 $P$ 氏、 $Q$ 氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。 $A$ 氏から、新宿キャンパスリニューアル計
	画策定に当たり、「西新宿一丁目 24 デザイン協議会」を設置することにつ
	いて報告があった。
2019 年 11	本学と法人カは、西新宿一丁目 24 デザイン協議会の事務局業務を委託す
月 28 日	る内容の業務委託契約を締結した。
2019 年 12	第1回西新宿一丁目 24 デザイン協議会が開催され(本学からの出席者:
月 12 日	A氏、C氏、J氏、K氏)、施設部、法人カ、甲氏及び法人イを事務局とし、
	東京大学名誉教授、東京大学教授、法人サ、法人ケ、法人ク、法人シとの間
	で協議が実施された。
2020年1月	第2回西新宿一丁目24デザイン協議会が開催された(第1回と同じメン
20 日	バー)。
2020年2月	第3回西新宿一丁目24デザイン協議会が開催された(第1回と同じメン
14 日	バー)。
2020年6月	法人オと本学が、新宿キャンパスの中長期修繕計画作成に係るコンスト
1 日	ラクションマネジメント業務を内容とする業務委託契約を締結した。
2020年6月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、G
19 日	氏、J氏、β氏)。A氏及びC氏から、西新宿一丁目24デザイン協議会報告
	書について説明があった。A氏から、コンパス 2023 の見直し PT としての
	新宿リニューアル PT(リーダー: C氏)の設置について説明がなされた。
2020 年 10	法人オと本学が、八王子キャンパスの中長期修繕計画作成に係るコンス
月1日	トラクションマネジメント業務を内容とする業務委託契約を締結した。
2020 年 10	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、G
月 16 日	氏、β氏、α氏)。A氏及びB氏から、コンパス 2023 の見直しPT 中間報告
	について報告があった。
2020 年 10	法人キと本学が、新宿キャンパスの増築工事に関して、件名を「(仮称)
月 23 日	工学院大学 新宿キャンパスプロジェクト基本計画作成業務」とし、調査・
	企画業務を業務内容とする業務委託契約書を締結した(業務実施期間:2020

年 10 月 23 日~2021 年 3 月 19 日)。 理事会(出席者: A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、G氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 2020 年 11 月 20 日 氏) と評議員会が開催された (出席者:J氏を除く評議員 31 名、役員全 9 名)。評議員会において、B氏からコンパス 2023 の見直し PT 中間報告につ いて説明があった。その説明資料には、新宿リニューアル PT の中間報告と して、新宿キャンパスではキャンパス機能の維持・強化のためのリニューア ル工事が必要であることや、新宿キャンパスの価値を向上させるリニュー アルを行うためには、「地域の活性化」(公益)に貢献できるキャンパス造り が必要であることから、外部有識者により「新宿キャンパスリニューアルの ための基本条件」の整理等のために「西新宿一丁目 24 デザイン協議会」を 3回開催したことが記載されていた。また、A氏から、新宿リニューアルPT に関連して、今後の新宿キャンパスリニューアルに向けて財政面で蓄えが 必要であるため、若干定員の増加をして学納金を増やすことを検討してい る旨の補足説明があった。 臨時理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、 2020 年 12 月 18 日 G氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。 β氏及びα氏から、「学長特別裁量予算について透明性ある開示を求めま す」と題する監査報告書に基づき、D氏に関する監査報告がなされた。本来 は、次期学長選任の件について審議する予定であったが、β氏の監査報告 が、D氏の次期学長最終候補者としての適格性に関する内容であったため、 2020年12月28日に臨時理事会を開催し、D氏からの説明の機会を設け、 その結果を受けてから審議を実施することとし、本日は審議を行わないこ とが全会一致で承認された。 2020 年 12 臨時理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、 月 28 日 G氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。 2020年12月18日の理事会で提出された監査報告に関し、D氏から説明 がなされた。説明後、D 氏は利害関係の当事者であるため退室し、A 氏か ら、各理事に意見を求め協議した結果、学長選任規程17条3項に基づき、 最終候補者が次期学長として適格か否か票決することが提案され、D 氏を 除く全会一致で承認された。 D氏が入室して議事に加わった後、A氏から、選考委員会が最終候補者と した D氏について、学長選任規程 17条3項に基づき、最終候補者が次期学 長として適格か否か無記名投票を行う事の説明があった。D 氏も含め投票 の結果、適格2票、不適格5票となったため、最終候補者であるD氏が次 期学長として適格でないと判断し、選考委員会へ候補者選考のやり直しを 命ずることを決定した。

	その後、選考委員会での再選考の方法を議論することとし、D氏は利害関
	係者であるため退室し、選考委員会での再選考の方法について、残り 2 名
	の候補者のうちから選考するか、候補者推薦からやり直すか決を採った結
	果、3 対 3 となったため、A 氏から、理事長である A 氏と選考委員会委員
	長である H 氏に一任してほしいとの発言があった。
	D氏が入室し、議事に加わり、選考委員会への最終候補者が次期学長とし
	て不適格である理由を記した文書の作成及び再選考手続の詳細について
	は、A 氏及び H 氏に一任の上で決定することについて確認した結果、異議
	は出されなかった。
2021年1月	法人才が、本学に対し、新宿キャンパスにおける機能維持のためのリニュ
29 日	ーアルに要する費用見積もりを内容とする中長期修繕計画書を提出した。
2021年2月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、G
19 日	氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。
	H 氏から、次期学長最終候補者選考結果について報告がなされた。
	A 氏から、次期学長選任の件について説明がなされ、次期学長最終候補者
	のE氏から所信表明がなされた。
	審議の結果、次期学長の適格性については、D 氏及び F 氏を除く多数で
	適格性があることが確認された。また、E 氏を次期学長とすることについ
	て、D氏及びF氏を除く賛成多数で承認された。
2021年3月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、G
5 日	氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。 $B$ 氏から、中期計画(コンパス 2023 の見直し)及び 2021
	年度事業計画・予算について説明がなされた。
2021年3月	評議員会が開催された(出席者: X18 氏を除く評議員 31 名、役員全9名)。
12 日:17 時	諮問事項として、中期計画コンパス 2023 の見直し及び 2021 年度事業計
30 分~19	画案・予算案の件について、B氏から説明がなされ、評議員の意見を聴取し
時 24 分	た結果として寄附行為 44 条 1 項に基づき、理事会で審議することとされ
	た。その説明資料には、新宿リニューアル PT の「2023 年度末の到達目標」
	として「新宿/八王子キャンパスの新たな役割分担(教育/研究等)の確
	立」・「今後20年の新宿キャンパスリニューアル計画(含財務計画)の策定
	および一部実施」と記載されていた。また、「2021年度事業計画」にも、具
	体的施策として「新宿キャンパスリニューアルの実施準備」と記載され、
	2021 年度予算案では、「新宿キャンパスリニューアルに関する支出約 1 億
	7000万円」が織り込まれており、「今後計画が具体化した場合、さらにこれ
	に伴う初年度の資産購入が行われることが見込まれる」と記載されていた。
2021年3月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、D氏、F氏、H氏、G

28 分~19	年度事業計画・予算について改めて説明し、全員異議なく付議内容どおり承
時 30 分	認された。
2021年3月	法人才が、本学に対し、八王子キャンパスにおける機能維持のためのリニ
31 日	ューアルに要する費用見積もりを内容とする中長期修繕計画書を提出し
	た。
2021年5月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G
21 日	氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。 $\mathbf{A}$ 氏より「キャンパス再開発基本方針の件」について説
	明がなされ、キャンパスリニューアルの基本方針並びに同基本方針に従い、
	今後「新宿キャンパス再開発(増築検討)」及び「新宿・八王子キャンパス
	の機能維持リニューアル」の検討を進めること(「実行計画」がまとまり次
	第、その都度決裁を得ること)が全会一致で承認された。
	同基本方針は、①新宿校舎及び八王子校舎 5~12 号館の老朽化に伴い、
	2020年~2039年については、校舎の機能維持のためのリニューアルに最優
	先で取り組むこと、②現行の体制(基礎教養課程→八王子、専門課程→新
	宿)を見直し、よりキャンパスの特性を明確にした体制(通常授業→新宿、
	実験・実習(設備を要する研究)→八王子)への変更を検討すること、とさ
	れていた。また、新宿キャンパスについては、エステック街区全体の低層部
	を「開放空間(=通路機能確保)、賑わい創出空間」として再開発するとと
	もに、エステック広場上の新棟建設等を検討することが提案されていた。同
	会議では、執行部からの説明がなされた後、E氏、F氏、H氏及びG氏がそ
	れぞれ発言しており、説明を含め約1時間にわたって審議がなされている。
	なお、本件基本方針に関する議題は招集通知に会議の目的事項として記載
	されておらず、出席者への配布資料は会議終了時に回収された。
2021年8月	キャンパスリニューアルに関する学長・副学長説明会が開催された(出席
6 日	者:A氏、C氏、K氏、E氏、X4氏、X1氏、施設部、総務・人事部、甲氏、
	法人才)。同説明会では、2021年5月21日に本件基本方針が提示された上
	で、機能維持のためのリニューアル及び両キャンパスの体制変更のシミュ
	レーションに関する資料と共に、本件キャンパス再編計画の実行に関する
	説明がなされた。
2021年9月	第1回プロジェクト定例会議が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、
10 日	施設部、総務・人事部、甲氏、法人オ、法人キ、法人イ、法人ア)。
	本定例会議は、以降も定期的に開催されて現在も継続している。
2021年9月	キャンパスリニューアルに関する学部長向け説明会が開催された(出席
14 日	者:A氏、C氏、K氏、X4氏、X1氏、施設部、総務・人事部、法人才)。
	同説明会では、冒頭に A 氏が本件基本方針の検討概要と経緯を説明し、続
	いて K 氏が資料に基づいて説明した。同資料には本件基本方針が「理事長

	決議」されたと記載されていた。
2021 年 11	評議員会が開催された(出席者: X21 氏及び X22 氏を除く評議員 30 名、
月 26 日	役員全10名)。K氏から、中期計画コンパス2023の見直し進捗状況につい
	て特に重要な 5 つのテーマのプロジェクトの進捗状況について、報告があ
	った。
	当該報告資料には、「キャンパス、教育・研究環境の整備」に関し、中期
	計画コンパス 2023 の見直し箇所については「中期計画の項目は変更なし」
	と記載されており、新宿リニューアル PT の 2023 年度末の到達目標として
	「新宿/八王子キャンパスの新たな役割分担(教育/研究等)の確立」及び
	「今後20年の新宿キャンパスリニューアル計画(含財務計画)策定および
	一部実施」が掲げられていた。また、新宿リニューアル PT の 2021 年度上
	期状況として、「『時空間的利便性を向上させた学生の新しい学び』を前提
	に、新世代の新宿キャンパス高層棟リニューアル (新宿の立地を活かした社
	会・産業との連携) および八王子キャンパスリニューアル (実験・実習環境
	の充実)についての具体的検討開始」と記載されていた。
2021 年 11	第1回キャンパスリニューアル整備会議が開催され(出席者:A氏、C氏、
月 29 日	K氏、E氏、X4氏、X1氏、学部長、機構長、施設部、法人才)、再編方針
	のまとめ方、ヒアリング結果の対応方針、今後のスケジュール、大学内の合
	意形成について、協議がなされた。
	会議資料には教学へのヒアリング時の 2021 年 10 月 25 日付説明資料が含
	まれているが、同資料において、新宿・八王子の両キャンパスの役割を変更
	する本件基本方針について 2021 年 5 月 21 日に「理事長決議」がなされた
	と記載されていた。
2021 年 12	法人キと本学が、新宿キャンパスの増築工事に関して、件名を「工学院大
月 3 日	学 新宿キャンパスプロジェクト基本計画作成業務(第2期)」とし、調査・
	企画業務を業務内容とする業務委託契約書を締結した(業務実施期間:2021
	年4月1日~2022年3月21日)。
2022年3月	理事会(前半)が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、
11 日:15 時	H氏、G氏、K氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。
00 分~16	K氏、E氏、L氏及びB氏から、2022年度事業計画案・予算案確認の件
時	について説明がなされ、審議の結果、全員異議なく、付議内容どおり評議員
57分	会へ諮問することが承認された。
2022年3月	評議員会が開催された(出席者:評議員全32名、役員全10名)。
11 日:17 時	K氏、B氏、E氏及びL氏から、2022年度事業計画案・予算案の件につ
30 分~18	いて説明があった。当該説明資料には、「コンパス 2023」の後半となる 2021
時 57 分	~2023 年度の計画及び 2022 年度予算にキャンパスリニューアルの件が含

まれている旨の記載があった。具体的には、事業計画において、主要施策と して「『新たな学び』を推進する新宿・八王子キャンパスリニューアルの実 施計画の策定」が掲げられているほか、2022年度予算の特徴の説明として、 「来年度は新宿・八王子のリニューアル計画の詳細やその経費・資産購入見 積もりがより具体化し、その初期段階の作業をスタートするための実行計 画を理事会にも報告し、審議いただくことが予定されている」「現時点では、 プロジェクト全体を具体的にスタートさせていく上で必要となる翌年度の 支出は、資産購入においては(設計料など)予定されているが、経費(工事・ 修繕費)には、新年度当初からの工事着工が必要と考える事項(約3億円) を計上している」などと記載されていた。 2022年3月 理事会(後半)が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、 11 日:19 時 H氏、G氏、K氏、β氏、α氏)。 00 分~19 2022 年度事業計画案・予算案が承認された。 時 30 分 高等教育情報誌の「私の改革論」のコーナーに掲載された E 氏のインタ 2022年4月 8 日 ビュー記事が公開された。同記事では「時空間的利便性の高いキャンパスラ イフへ」という見出しの下、「キャンパスについても1、2年生が八王子、そ れ以降が新宿という役割を見直し、八王子は実験・実習、新宿は発信・交流 の場とすることを決定しました。学部・学科ごとに実験・実習の曜日を決め ておけば、日によってキャンパスを使い分けるのも容易なはずです」と記載 されていた。 第2回キャンパスリニューアル整備会議が開催された(出席者:A氏、C 2022年4月 13 日 氏、K氏、E氏、X4氏、X1氏、学部長、施設部、法人才)。 同会議では、各学部の学部長をはじめとする教職員らに対する 2 回目の ヒアリング結果を受けて、①新宿実験室の八王子移転に関する確認・スケジ ュール・懸念事項及び②研究室フロアの在り方に関する方向性の 2 点に関 し、議論がなされた。 第 1 回大学マネジメント連絡会議が開催された (議事メモの発言者欄か 2022年5月 18 日 ら確認できる出席者:A 氏、B 氏、C 氏、K 氏、β 氏、E 氏、X4 氏、X1 氏、 学部長、研究科長、機構長)。 同会議の冒頭では、事務局より、「学園の方針等のすり合わせによって円 滑な大学運営がなされること」を目的とした定期的なミーティングである と会議の趣旨説明がなされ、K氏が「大学と法人役員とのコミュニケーショ ンの場」と補足説明した。E氏からA氏に対し、「キャンパスリニューアル など教員の不安を払拭していきたい。具体案を明示することはできないの か」との発言があり、A氏から「現在検討中のため、具体案を明示すること

	は現段階ではできない」との回答がなされた。
2022年7月	執行役員会が開催され(録音データにおける発言から確認できる出席者
13 日	(役員): $A$ 氏、 $C$ 氏、 $K$ 氏、 $\beta$ 氏、 $E$ 氏、 $L$ 氏)、キャンパスリニューアル
	に関する協議がなされた。同会議資料では、基本計画の変更点が示されてお
	り、基本計画の「背景」には、従前、老朽化に対する機能維持のための改修、
	大学の魅力向上を図るためのリニューアル工事や大学再編による機能移転
	及び校舎面積の適正化の必要性が記載されていたところ、東京都及び新宿
	区の整備方針に応じた新宿キャンパス既存建物における低層部公開スペー
	スの導入及び容積率の緩和措置を伴った新棟整備による資産価値の向上を
	図ることが追加された。
2022年7月	法人キと本学が、新宿キャンパスの増築工事に関して、件名を「キャンパ
26 日	ス再編計画基本計画(第3期)新棟基本設計業務(2022年度分)」とし、調
	査・企画業務及び基本設計業務を業務内容とする業務委託契約書を締結し
	た (業務実施期間:2022年4月1日~2023年3月17日)。
2022年8月	第2回大学マネジメント連絡会議が開催された(出席者:A氏、B氏、C
23 日	氏、 $K$ 氏、 $\beta$ 氏、 $E$ 氏、 $X4$ 氏、 $X1$ 氏、学部長、研究科長、機構長、他 $4$ 名)。
	K氏より、キャンパスリニューアルに関し、八王子キャンパスにおける各
	学部のメインの建物の変更、先進工学部・工学部についてはカリキュラムに
	大きな影響が出ること、2024年度からスタートし2029年度までにはリニュ
	ーアル工事を完了予定であること、2025 年度入学生から大きなカリキュラ
	ム変更を検討すべきであること、新宿キャンパスの実験室は 2026~2027 年
	度に八王子キャンパスに移転することなどが説明され、その後、出席者間に
	おいて意見交換がされた。
2022 年 10	執行役員会が開催された(録音データにおける発言から確認できる出席
月 12 日:14	者:A氏、B氏、C氏、K氏、E氏、β氏、X4氏、X1氏、施設部、総務・
時 30 分~	人事部)。
16 時 15 分	この時点までの検討結果をもとに、A氏及びC氏から、「キャンパス長期
	設備投資計画収支見通し(参考)」と題する資料(本件内部資料)等に基づ
	き、本件キャンパス再編計画ための長期設備投資費用が最大で計 629 億円
	に上る旨の説明がなされた。
2022 年 10	第3回キャンパスリニューアル整備会議が開催された(出席者:A氏、C
月 12 日:17	氏、K氏、E氏、X4氏、X1氏、学部長、機構長、施設部、法人才)。
時 30 分~	
19時00分	
2022 年 10	E 氏が、中学時代からの友人として親しい関係にあった H 氏に対し、キ
月 21 日	ャンパスリニューアルについて相談した。

	E氏は、A氏から指示を受けた K氏が、教員に対し、実験関係の施設を
	新宿キャンパスから八王子キャンパスへ移すことについて理事会で決まっ
	たことだとして、移転の準備をするよう指示をしているが、E氏が理事に就
	任する前に理事会でそのような決議がされたのかと尋ねた。これに対し、H
	氏は、2021年5月21日の理事会決議のことを失念していたため、決定され
	ていない旨回答した。
2022 年 10	E 氏がβ氏の同席の下で、X17 氏に架電し、「相談に乗ってほしいことが
月下旬	ある、力を貸してほしい。近いうちに会いたい」という趣旨の連絡をした。
2022 年 10	本学の創立記念日の式典の後、E氏及びβ氏が、X17氏に対し、本件キャ
月 31 日	ンパス再編計画を問題視している旨を伝えた。
2022 年 11	執行役員会が開催された(録音データにおける発言から確認できる出席
月 2 日	者:A氏、B氏、C氏、E氏、L氏、β氏、総務・人事部)。
2022 年 11	執行役員会が開催された(録音データにおける発言から確認できる出席
月 9 日	者: $A$ 氏、 $B$ 氏、 $C$ 氏、 $K$ 氏、 $E$ 氏、 $\beta$ 氏、 $X1$ 氏、 $X4$ 氏、施設部、総務・
	人事部)。
	C 氏より、キャンパスの修繕が必要不可欠な部分に絞って施設部が試算
	した結果をベースに本件キャンパス再編計画に関する報告がなされ、主に
	同計画の費用面について議論がなされた。
2022 年 11	校友会全国大会が大分県で開催され、A氏の「キャンパスの役割の見直し
月 12 日	に着手」と題する寄稿文が掲載された会報が会場で配布された。寄稿文には
	「本学では大学の新宿校舎が建設後30年を経過し、いよいよ設備更新を含
	むリニューアルの時期が迫ってまいりました。そこで本学では、アフターコ
	ロナを見据えて、時間割等の教育体制の見直しを皮切りに、各キャンパスの
	役割を見直すことにいたしました。具体的には、これまでの1・2年生が八
	王子キャンパス、3年生以上が新宿キャンパスという位置づけから、新宿キ
	ャンパスは人材や情報の交流の拠点に、八王子キャンパスは実験・実習を中
	心とする活動の拠点へと変更しようというものです」と記載されていた。
2022 年 11	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G
月 18 日	氏、 $K$ 氏、 $L$ 氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。
	C 氏から、①本件基本方針に従い、検討を進めてきた旨、②今後、長期的
	には現有する正味金融資産を超える金額の設備投資が見込まれることか
	ら、各年度の事業計画・予算における投資判断を、単年度ごとの優先順位付
	けではなく、より「長期の視点で優先度を判断」できるようにするため、「キ
	ャンパス機能維持長期設備見通し」等を策定した旨、③本日報告する内容を
	全てやることを本日議論してもらいたいわけではなく、これらの長期見通
	しに基づき、今後どのようにするかを検討したい旨、④長期見通しをベース

に、各中期計画において計画策定時の経営環境、資材価格等の市況を踏まえて投資内容の見通しを見直して、その上で各年度の事業計画・予算において、当該年度の設備投資内容を決定したい旨、⑤来年度のコンパスの見直し時の重要な検討材料を報告したい旨が説明された上で、キャンパス機能維持長期設備投資見通しについて報告がなされた。報告資料には、新宿新棟の建設に関し、「行政の『西新宿地区再整備方針検討委員会』における再開発方針検討に合わせて行政協議を進めた結果、エリア全体の再開発方針に従った公益貢献があれば、一定の規制緩和(割増容積の獲得等)が得られる見通しとなった。引き続き行政協議を進めるとともに、法人クと法人ケとの具体的な協議を進める」との記載があった。

新宿キャンパスから八王子キャンパスへの実験室移転に関する協議がなされている中で、 $\beta$ 氏が、本件監事意見書を理事全員に配布し、その内容を読み上げた。これに対し、K氏及びC氏は、本学の収支状況に対する $\beta$ 氏の認識が誤っている旨、及び減価償却相当額のキャッシュが溜まっていくことを見落としている旨等を指摘した。

以上の経緯を経て、上記報告で提示されたリニューアル計画は、決定されたものではなく、目的も含め学長・学部長等の意見取りまとめを行い、改めて理事会に提案し、今後議論を行うことが確認された。

2022 年 12月 2 日 : 16

時 30 分~ 17 時 04 分 理事会(前半)が開催され(出席者: A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H 氏、G氏、K氏、L氏、β氏、α氏)、評議員会への諮問事項が決議された。

 2022 年 12

 月 2 日:17

評議員会が開催された(出席者: X11 氏を除く評議員 31 名、役員全 11 名)。

時 30 分~ 19 時 05 分

全ての予定された審議事項の審議が終了した後、X17 氏から、2022 年 11 月 12 日の校友会全国大会で配布された会報に A 氏が寄稿した文書に「キャンパスの役割の見直しに着手」と記載されていることについて「なぜ評議員会に諮らなかったのか」などの発言があり、関連して複数の評議員から発言があった。また、 $\beta$  氏は、本件監事意見書を読み上げた。

2022 年 12 月 2 日:19 時 12 分~ 20 時 01 分 理事会(後半)(出席者: A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G氏、K氏、L氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)にて、評議員からの意見を踏まえ、改めて評議員会にて「キャンパス再開発基本方針」について報告の機会を持つことを確認した。また、理事会としての共通認識を得るために改めてキャンパス再開発の目的、新宿・八王子キャンパスのあり方、優先順位、学内での議論の過程等について確認し、教学部門の意見を反映させるため、副学長にも参加を求めた議論の機会を次回の理事会に設けることとした。

2022 年 12	β氏が評議員らに対して本件監事意見書をメールで送付した。
月	
2022 年 12	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G
月 16 日	氏、 $K$ 氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏 $\%$ L 氏欠席)。
	キャンパスリニューアルに関し、副学長である X4 氏・X1 氏に参加を求
	め、意見聴取を行った。A氏より、キャンパス再編計画基本計画案 (2022年
	10月時点)について説明がなされ、それを踏まえ、意見交換が行われた。
2022 年 12	C 氏が H 氏の事務所を訪問し、本件キャンパス再編計画についての詳細
月 21 日	な説明を行った。その際、C氏が「2021年5月21日の理事会でキャンパス
	再開発基本方針が異議なく承認されているではないか」と述べたのに対し、
	H 氏は、「理事会が異議なく承認しているなんて、そういうでたらめを言い
	出してもらっては困る」と言い返したことで口論となった。
2023年1月	H 氏は E 氏の案内で八王子キャンパスの視察を行った。その後、H 氏と
7 日	E氏は、β氏と面談し、同氏からキャンパスリニューアルに関する本学の支
	出状況について報告を受けた。
2023年1月	β氏が、戌弁護士に対し、「多数の卒業生評議員から、評議員会で大もめ
8 日	したリニューアル計画の監事としての調べた情報を知りたい要請があり、
	その評議員に情報提供した場合、評議員の要請は守秘義務に法的に問題が
	ありますでしょうか」とメールで尋ねた。これに対し、戌弁護士より、「理
	事長側から守秘義務違反を追及されるリスクは否定できませんが、評議員
	会の場で監事意見として述べる内容であれば、遅かれ早かれ評議員に知ら
	せる内容ではございますので、あまり大きなリスクではないように思われ
	ます」との回答がなされた。
2023年1月	H氏が、A氏に対し、法人キに対する■■■■円の支払い・甲氏の利益相
9 日	反問題に関して、情報を全て監事に提出した上で進めることを進言するメ
	ールを送付した。
2023年1月	C 氏と甲氏が、H 氏の事務所を訪問し、新宿新棟増築計画の概要を中心に
11 日	本件キャンパスリニューアル構想について説明した。
2023年1月	理事会(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G氏、K氏、L
20 日	氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)にて、 $C$ 氏より、キャンパスリニューアルに伴う長期設備
	投資見通し、金融資産への想定される影響等について説明がなされ、参加者
	による意見交換が実施された。
	β氏より、キャンパスリニューアルについての本件監事質問書 1 が提出
	された。
2023年2月	理事会(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G氏、K氏、L
3 日	氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)にて、本件キャンパスリニューアル構想について、 $C$ 氏及

	び甲氏より説明がなされ、質疑応答・意見交換が行われた。リニューアル計
	画について $\beta$ 氏より本件監事質問書 $2$ が提出され、理事全員に配布された。
2023年2月	H氏が、A氏・B氏・C氏・K氏に対し、前日の理事会での甲氏による説
4 日	明を受けて、キャンパスリニューアルに関し、評議員の逆鱗に触れないよ
	う、諮問することなく計画を進めたことを詫びた上で一度計画を白紙に戻
	すべきであることを勧める旨のメールを送信した。
2023年2月	$\beta$ 氏及び $\alpha$ 氏は、キャンパスリニューアルの計画作成関連支出(2017 年
16 日	度~2022 年度(2023年1月))の調査を実施し、従前の質問事項に計16問
	の質問を追加するA氏、C氏、B氏及びK氏宛の本件監事質問状を理事会
	宛に送付した。
2023年2月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G
17 日	氏、 $K$ 氏、 $L$ 氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。報告事項として、 $A$ 氏より、監事意見書・
	質問書に対して「キャンパスリニューアルに関する一連の意見、質問につい
	ての見解」、「令和4年11月18日付意見書についての見解」、「令和5年1月
	20日付質問書への回答」、「令和5年2月3日付質問書NO.2への回答」の4
	通の書面にて見解、回答を示した。
	A 氏から、キャンパスリニューアル検討の件について説明がなされ、審議
	の結果、賛成 7(A 氏、B 氏、C 氏、F 氏、G 氏、K 氏、L 氏)、反対 2(E
	氏、H氏)の賛成多数により、本件基本方針に従い、機能維持リニューアル
	に最優先で取り組むとともに新宿新棟建設の検討を続けること、及び今後
	のキャンパス再開発検討状況については、理事会において定期的に進捗状
	況を報告することが承認された。
	また、2023 年 3 月予定の法人キへの支払いについて、H 氏からの一連の
	他の理事への警告メール及び存在しない事実あるいは誤認した事実に基づ
	き謝罪等を求めるメールがあったことから、本学の規程に基づく適切な業
	務遂行であることを確認するための動議がB氏により諮られ、審議の結果、
	賛成6(A氏、B氏、C氏、G氏、K氏、L氏)、反対2(E氏、H氏)、棄権
	1 (F氏)の賛成多数により、2023年3月予定の法人キへの支払いを本学の
	規程に基づく通常の事務処理として実施することが承認された。
	A 氏より、キャンパスリニューアルに関する評議員向けの説明会を 2023
	年3月1日に実施することが、報告された。
2023年2月	β氏より、戌弁護士に対し、E 氏及び H 氏が「理事長以下総入替を行わ
19 日	ないと、工学院大学がおかしくなる。選挙で勝たないといけない」と考えて
	いる旨が記載されたメールが送信された。
2023年2月	H氏より本件反対意見書が、役員及び評議員に送付された。H氏は、本件
22 日	反対意見書を送付する前(その週)に、E氏から共有を受けた2021年5月

	21 日の理事会で本件基本方針を決議した際の録音を聞いた。
2023年2月	評議員 11 名(X12 氏、X13 氏、X14 氏、X15 氏、X16 氏、X17 氏、X18
24 日	氏、X22 氏、X24 氏、X26 氏、X23 氏)は、β氏を通じて、2023 年 3 月 1 日
	のキャンパスリニューアル説明会とは別に評議員会を開催することを求め
	る、寄附行為 38 条 3 項 1 号に基づく評議員会招集の請求書を A 氏に提出し
	た (署名日は2023年2月23日)。
2023年3月	評議員に対するキャンパスリニューアル説明会が開催された(出席者:
1 日	X4 氏、X11 氏、X26 氏及び X27 氏を除く評議員 28 名、 α 氏を除く役員 10
	名)。
	2023 年 3 月 1 日付「2022 年 12 月 2 日評議員会での監事等の意見・質問
	等に関する評議員への説明」と題する資料に基づいて説明が実施された。
	同資料には、キャンパスリニューアルの構想・従前の会議体での諮問状況
	等の経緯が記載されていた。
	同説明会では、A 氏ら執行部から、主に以下の説明がなされ、これに対し
	て、評議員からは、キャンパスリニューアルの全体像を理解できた旨の発言
	やキャンパスリニューアルへの理解が深まった旨の発言があった。
	· 本件監事意見書をはじめとするβ氏の意見書等での指摘に誤りが
	あること
	・ 本件キャンパス再編計画は今後の具体的計画の策定途上にあって
	決定されたものではないこと
	・キャンパスリニューアルの検討経緯(長期目標「VISION150」の改
	定・中期計画「コンパス 2023」の決定に関し評議員会の諮問及び理事
	会の決定を経て2018年頃から検討が開始され、2021年3月12日にキ
	ャンパスリニューアルの概要が中期計画「コンパス 2023」に反映され
	て評議員会の諮問及び理事会の決定を経ており、本件基本方針が 2021
	年 5 月 21 日の理事会で承認され、2021 年 11 月 26 日の評議員会では
	「コンパス 2023」見直しの経過報告の資料でもキャンパスリニューア
	ルについて記載されていること)
	・2022 年 11 月 18 日の理事会で示した本件キャンパス再編計画に要
	す 629 億円という金額は法人才の見積もりをベースに施設部で高めに
	試算した参考数値であって財務部での検討を経ておらず、減額の余地
	があること
	・ 当該 629 億円には新宿新棟の費用は含まないこと
	・ 本件キャンパス再編計画の支出によって本学が借金を負うような
	財務状態にないこと等
2023年3月	理事会(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G氏、K氏、L

10日:16時 | 氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏) にて、H氏・G氏より新宿・八王子キャンパスリニューア 00 分 $\sim$ 17 ルの成果等について、より詳細な情報開示を求める意見があった。 時 16 分 評議員会が開催され(出席者: X11氏、X18氏及び X20氏を除く評議員 2023年3月 29 名、役員全 11 名)、以下の経緯があった。 10 日:17 時 35 分~19 ・ A 氏から、本評議員会開催の経緯及び事前にメールにて評議員に 時 43 分 送られた資料について、補足説明がなされた。 ・続いて議長代理である X4 氏から、事務局に対し、X12 氏が事務局 に事前送付した資料を投影できるかと問うた。 ・これに対し、事務局から、当該資料のうち、本件業務委託関連資料 については、個別の契約の委託先と金額が示されており、秘密情報で はないかと考えており、投影を躊躇していると回答した。また、「学部 長ご説明資料」についても、評議員に配付している資料ではないとし て、X12氏に対し、これらの資料の入手先を尋ねた。これに対し、X12 氏は、β氏から入手したと回答した。 ・本回答を受けて、A氏から、これは重大な善管注意義務違反だと考 え本日の質問に回答しないとの発言があった。 2023年3月 理事会(前半)(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G氏、K 17日:15時 氏、L 氏、 $\beta$  氏、 $\alpha$  氏) にて、2023 年度事業計画及び予算について説明がな 03 分~16 され、審議の結果、賛成7(A氏、B氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)、 時 39 分 反対 2 (E氏、H氏) の賛成多数により、付議内容どおり評議員会へ諮問す ることが承認された。 評議員会が開催された(出席者: X11 氏及び X21 氏を除く評議員 30 名、 2023年3月 17日:17時 α 氏を除く役員 10 名)。 45 分~19 議長代理を務める X4 氏より、次期評議員選考のため評議員が行った電子 時 57 分・20 投票の開票について評議員選任事務局に対し説明要請がなされ、評議員選 時 25 分~ 任事務局の総務・人事部長より投票の経緯等の報告があり、X4氏は、投票 20時31分 結果について、本日の諮問事項、報告事項終了後に出席者全員で確認すると 発言した。 ・2023 年度事業計画案及び予算案の件(諮問事項) K氏、B氏から、2023年度事業計画案及び予算案の件について説明があ り、キャンパスリニューアルの件について意見・質問がなされた。 ・ 次期評議員選任の件(決議事項) 評議員選任事務局の総務・人事部長から、次期評議員選出のための電子投 票の結果報告がなされ、その結果につき、出席者全員の確認、賛成をもって 承認された。この選出結果は、理事会を支持する候補者が落選したのに対

	し、反対派の候補者が当選し、次期評議員会の多数を占めるものであった。
	X4氏から、全区分で次期議員理事候補者が決定しなかったため、本日は
	本件を審議しない旨、報告があった。
	続いて、理事選任規程 5 条 1 項に基づき、卒業生評議員理事候補者につ
	き X12 氏、有識者評議員理事候補者につき H 氏の推薦があった旨、報告が
	あった。
	決定しなかった教職員評議員理事候補者については、別途協議し、2023年
	4月21日の評議員会までに事務局へ選出結果を報告するようにとの要請が
	なされた。
2023年3月	理事会(後半)が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、
17日:20時	H氏、G氏、K氏、L氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。
42 分~20	2023 年度事業計画及び予算について、評議員会の意見を聞いた結果を受
時 50 分	けて、A 氏が改めて理事会で評議員会に諮った原案の最終審議を求めたと
	ころ、H氏より新宿・八王子キャンパスリニューアルの実施計画案策定の予
	算を除いた修正予算案の動議があった。審議の結果、賛成2(E氏、H氏)、
	反対 7(A 氏、B 氏、C 氏、F 氏、G 氏、K 氏、L 氏)の反対多数により、
	修正予算案は、否決された。
	その後、A氏が、評議員会に諮った原案の最終審議を求め、審議の結果、
	賛成7(A氏、B氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)、反対2(E氏、H氏)
	の賛成多数により、付議内容どおり承認された。
2023年3月	A氏は、役員に対し、「1監査法人によるキャンパス再開発プロジェクト
24 日	経費に係る監査実施の件」及び「2 役員による秘密保持義務違反に対する対
	処方針の件」を議題とする臨時理事会を 2023 年 3 月 31 日に行う旨の開催
	通知を送付した。
2023年3月	H 氏は、役員及び評議員に対し、本件議案意見書を送付した。
26 日	
2023年3月	A氏は、β氏に対し、本件業務委託関連資料を評議員への提供した理由等
29 日	について問う「質問書」を、また H 氏に対し、本件反対意見書及び本件議
	案意見書を評議員に対して配布した行為は、理事会での議論を外部に漏ら
	すものであり、理事としての善管注意義務違反であると考える旨等を記載
	した「理事の善管注意義務違反についての見解」を送付した。
2023年3月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、G
31 日	氏、 $K$ 氏、 $L$ 氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏)。
	A氏は、役員による秘密保持義務違反に対する対処方針の件について、
	書面によりβ氏の監事の善管注意義務違反、H氏の理事の善管注意義務違
	反・忠実義務違反への見解、及び事実関係についての質問を提示し、回答

<b>-</b>	
	を求めた経緯を示したところ、β氏より「質問書の回答」、またH氏より、
	本件議案意見書、「理事長見解について」及び補足資料(文科省のQAや裁
	判例)の提出があり、両名から、弁明、意見表明があった。
	審議の結果、今後、更に事実関係、経緯等を確認し、次回の理事会で対
	処方針を審議することとなった。
	また、G氏より、今後、評議員会等に情報提供をする際は、理事会の確認
	を経ることを条件とすることの提案があり、そのような対応を採る旨、理事
	会として確認した。
2023年4月	A 氏は、役員に対し、「役員による善管注意義務違反に対する対処方針の
3 日	件」を議案とする臨時理事会を 2023 年 4 月 10 日に行う旨の開催通知を送
	付した。
2023年4月	法人スと本学との間で、エステック街区再開発検討プロジェクトの事業
4 日	化に関するアドバイザリー業務を内容とする業務委託契約が締結された。
2023年4月	β氏は、役員に対し、X12 氏が 2023 年 3 月 10 日の評議員会の招集者で
7 日	あることや評議員にも守秘義務があることを踏まえれば、X12 氏に対して
	本件業務委託関連資料を提供したことは守秘義務違反には当たらないと考
	える旨等を記載した「2023年3月31日付回答の補充と意見」を送付した。
2023年4月	評議員 10 名(X12 氏・X13 氏・X18 氏・X14 氏・X15 氏・X16 氏・X17
7 日	氏・X22 氏・X24 氏・X23 氏) は、β氏を通じて、2023 年 3 月 1 日の評議
	員説明会及び 2023 年 3 月 10 日の評議員会におけるキャンパスリニューア
	ルの説明及び答弁が甚だ不誠実であり理事としての適正を欠くと判断した
	ので A 氏、B 氏、C 氏に辞任するよう勧告する旨の辞任勧告書(署名日は
	2023年4月4日及び5日)を理事会に提出した。
2023年4月	A氏は、役員・評議員に対し、寄附行為一部変更の件を諮問事項とし、次
7 日	期評議員理事選任の件を決議事項とする評議員会を 2023 年 4 月 21 日に開
	催する旨の通知を送付した。
2023年4月	H氏は、役員に対し、A氏、B氏及びC氏は評議員10名からの辞任勧告
8 日	書に従って速やかに辞任すべきである旨等を本文に記載し、同 3 名には善
	管注意義務違反が疑われる旨等が記載された意見書を添付したメールを送
	信した。
2023年4月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、H氏、K
10 日	氏、 $L$ 氏、 $\beta$ 氏、 $\alpha$ 氏 ※ $G$ 氏欠席)。議事録には記載がないが、 $H$ 氏作成
	の執行部理事による善管注意義務違反の疑義に関する意見書、β氏作成の
	「2023 年 3 月 31 日付回答の補充と意見」と題する文書、評議員 10 名によ
	るA氏、B氏及びC氏に対する辞任勧告書などが配布された。
	H 氏の善管注意義務違反・忠実義務違反について、以下のとおり審議され

た。

- ・H氏は特別利害関係人に該当するため退席した。
- ・ A 氏が H 氏の行為について次の事実関係と見解を示した。「①多数 決原理が支配する理事会において、少数となった自らの意見が容れら れないことへの不満を、評議員に意見書として配布したことは、理事 の善管注意義務・忠実義務に違反する。②H 氏の評議員への意見書配 布を含む一連の行為は、秘密情報の漏洩にも該当する。さらに、その意 見書は、誤った情報を含むだけでなく、自己に都合の悪い内容を意図 的に省いている。③これらの行為は、大学における組織法秩序を無視 したものであり、理事会・評議員会の健全な運営を妨害するものであ る。④この他に、評議員選挙においては、職員に対するハラスメントと も受けとれる行動を行った。⑤これらの行為には、監事( $\beta$ 氏)との共 謀も多く見られた。」「H 氏は、民主主義の基本的な原則である多数決 原理を無視する反民主的な思想を持ち、自らの考えが正しければ、何 をしてもよいとの考えで一連の行動を行っていると言わざるを得な い。これは、最も民主的な運営を求められる教育機関の役員として相 応しくない非行である。ついては、寄附行為第13条1項1、3、4号に 該当し、解任に値すると考える。」
- ・以上について意見交換を行い、審議の結果、H氏の解任について、 賛成 6 (A氏、B氏、C氏、F氏、K氏、L氏)、反対 1 (E氏) の賛成 多数により決議された。
- ・ $\alpha$ 氏は、より議論を重ねて、解決を図るべきではないかとの意見を述べた。
- β氏の善管注意義務違反について、以下のとおり審議された。
  - ・A氏が $\beta$ 氏の行為について次の事実関係と見解を示した。「①評議員会に対して、監査報告とみなすことのできない評議員に対する情報提供を行ったことは、すべて監事の職務権限外の行為である。②これらには、秘密情報の漏洩も含まれることから更に重大な事案である。③さらには、度々、誤った情報を拡散している。」「監事( $\beta$ 氏)は、大学のためという美辞麗句のもと、評議員会に対して、誤った情報を拡散し、評議員を扇動し、大学の適切な運営を阻害した。また、監事という、本来ルールを守らせる立場の役員が、ルールを無視して行動していることは、役員として相応しくない非行である。さらに、監事( $\beta$ 氏)は、前回の理事会において、「監事に秘密保持義務が無い」と明言したことに加え、機密情報について独断で「合理的な範囲」だと主張するなど、法的義務の認識も欠いており、このまま監事の職務を遂行さ

せることは本学に重大な損害を与えかねないと判断する。監事(β氏) の一連の行為は、大学における組織法秩序を無視し、理事会・評議員会 の健全な運営を妨害したことが明らかで、それは寄附行為第13条1項 1、3、4号に該当し、解任に値すると考える。」 ・以上について、意見交換を行い、審議の結果、β氏の解任について、 賛成6(A氏、B氏、C氏、F氏、K氏、L氏)、反対1(E氏)の賛成 多数により決議された。 ・ なお、α氏は、解任理由を書面で示すべきではないか、リニューア ル計画について、適切に情報が共有されているかが重要で、解任の理 由にはならないのではないかとの意見を述べた。 理事会後、α氏に対して本件監事質問状に対する回答がなされた。 2023年4月 E氏、H氏及びβ氏が文科省を訪問し、H氏及びβ氏が解任された旨を報 11 日 告した。H氏は、文科省高等教育局私学部宛に「上申書(調査及び指導のお 願い)」を提出した。 E氏は、文科省の担当者に対し、本件寄附行為変更の認可を 2023 年 5 月 2023年4月 12 日:1時 27日以降とするよう要請するメールを送信した。 11分 2023年4月 理事会が開催され(出席者: A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、G氏、K氏、 12 日:15 時 L氏 ※ α 氏欠席)、①寄附行為一部変更を評議員会に諮問すること ((i)理 31 分~16 事の員数につき「6人以上9人以内」から「9人以上11人以内」に、(ii)有 時 37 分 識者理事の構成につき「2人以上5人以内」から「5人以上7人以内」に、 (iii)役員改選時に理事会の決議により選任される有識者理事につき「2 人」 から「学外者 2 人を含む者 5 人」に、(iv)あらかじめ評議員の意見を聴いて 追加選任できる有識者理事につき「3人以内」から「2人以内」に、(v)寄附 行為の規定により解任された役員又は評議員が再度役員又は評議員に就任 できないとする規定の新設をする変更)、②理事選任規程の一部改正(寄附 行為一部変更のうち(ii)、(iii)、(v)の変更と同趣旨の変更に加え、評議員理事 の選任につき、「各区分につき1人」から「各区分から1人ずつ」決議し選 任する旨の変更。ただし、(ii)及び(iii)の変更については寄附行為変更認可後 に施行する必要があったところ、誤って改正したため、2023年4月21日の 理事会で改正前に戻す改正をしている。)、③監事選任規程の一部改正(寄附 行為一部変更のうち(v)と同趣旨の変更)、④評議員選任規程の一部改正(寄 附行為一部変更のうち(v)と同趣旨の変更)が、賛成7(A氏、B氏、C氏、 F氏、G氏、K氏、L氏)、棄権1(E氏)の賛成多数により、いずれも承認 された。 2023年4月 第4回キャンパスリニューアル整備会議が開催された(出席者:A氏、C

12 日:17 時

氏、K氏、E氏、X4氏、X1氏、学部長、機構長、施設部、法人才)。

30 分~19 時 00 分 C 氏よりキャンパスリニューアルに関する理事会での検討状況が説明され、また、A 氏より新宿キャンパスの再編・新棟についての説明がなされ、意見交換が実施された。

2023年4月 21日:15時 30分~15 時54分 理事会(前半)が開催され(出席者: A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、G氏、K氏、L氏、α氏)、G氏を監事候補者として評議員会に付議することが全会一致で承認され、また理事選任規程の一部改正が賛成7(A氏、B氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)、棄権1(E氏)の賛成多数により、承認された。理事選任規程の一部改正は、2023年4月12日の理事会においてこれを改正したが、本来、本件寄附行為変更の認可前に施行する部分と本件寄附行為変更の認可後に施行する部分を本件寄附行為変更の認可後に施行する部分を分けて改正すべきところ、誤って一度に改正してしまっていたため、本件寄附行為変更認可後に施行すべき部分を改正前に戻すことを目的とするものであった。

2023年4月 21 日: 17

評議員会が開催された(出席者: X25 氏及び X27 氏を除く評議員 30 名、役員全9名)。

時 30 分~ 20 時 13 分

A氏より、本日の評議員会は、寄附行為 38 条の規程により開催するものであり、諮問事項として、寄附行為一部変更の件、決議事項として、評議員理事選任の件のために招集した旨が述べられた。

・評議員会議長交代の件

X11 氏から体調不良のため議長を辞任したいとの申し出があり、交代議 長の決め方が議論され、以下の2つの意見に分かれた。

- ① 寄附行為 37 条 3 項 (議長に事故があるとき・・・は、副議長が、議長の職務を代理し、又はその職務を行う。) に基づき副議長である X4 氏に交代すべきという意見
- ② 寄附行為37条4項(議長又は副議長が欠けたときは、第2項の規定により(評議員会の決議により)、すみやかにこれを選任しなければならない。)に基づき評議員会の決議により選任すべき(具体的にはX15氏に交代することを諮るべき)という意見

この議論は結論が出ず、以下のとおり、採決が行われ、その結果、X11 氏は議長を辞任し、新たに X15 氏が今期中の議長に選任された。

- ① 副議長の X4 氏が議長に就任することに賛成の方 12 名
- ② 新たに X15 氏を議長に選任することに賛成の方 16 名
- ・決議事項:評議員理事選任の件

2023年3月17日の評議員会で、既に有識者理事、卒業生理事は決まっていたが、教職員理事が未定であったため、教職員理事を含めて、次期評議員理事選任を行った。

2023 年 3 月 17 日の理事会(前半)で理事選任規程を改定しており、「解任された役員は理事になれない、また評議員理事の選任は 1 人ずつ行う」となっていることに対し、以下の 2 つの意見が出された。

- ① 理事会決議事項を寄附行為が追認しているので、理事会決議の理事選任規程は有効である。
- ② 59条1項にあるように、寄附行為の変更は、評議員会の 意見を聞いた後、理事会で決定し、文部科学大臣の認可を受けなけれ ばならない。また、寄附行為は上位文書であり、下位文書の理事会決議 項目は寄附行為が文科省の認可を受けた後でなければ発効しない。

議論の後、採決が採られ、有識者理事として H 氏、卒業生理事として X12 氏、教職員理事として X3 氏の 3 名が選任された。

なお、一部の評議員からは、有識者理事に選任された者が、2024 年 4 月 12 日の理事会で改定した理事選任規程の不適格事由に当たるとの意見があった。

Η氏、β氏の解任理由の説明と討議

評議員会は、本件寄附行為変更の目的がガバナンスの強化にあることから、現状のガバナンス問題を明らかにした後に、本件寄附行為変更を議論すべきだとして H 氏及びβ氏の解任理由の説明を要求した。

解任理由につき、評議員会は諮問機関であり監査権限は有さないが、秘密情報を含む情報を評議員に漏洩し、理事会及び評議員会の健全な運営を妨害したこと、理事会としては再三にわたり誤解を解くべく努力し、ルールに基づく組織運営の協力を求めたが、自らの行為を正当化するのみで、ルールの共有を拒否したことから、このまま両氏を放置すれば、ルールに基づく組織運営が困難であり、これまでの一連の行為が役員解任事例に当たるとの説明がなされた。

一部の評議員より、役員の執行を監査する人物を、特別利害関係にある役員が多数参加した理事会において、多数決で解任するのは無効だとの意見があり、この問題の正否を明らかにするために情報開示が要求されたが、開示されなかった。

また、B氏に関し、同様に、理事会が秘密情報だという資料を校友会に示し、評議員選挙において H氏を次期評議員にしないようにと不正な選挙活動を行っていたにもかかわらず、処分されていないとの指摘もあった。

・ 諮問事項: 寄附行為変更について

本件寄附行為変更に関し、以下の意見が出された。

X23 氏より、リニューアル計画に関する(説明に)積み残しがあることや、役員解任の件など含めて現に執行部のガバナンスの問題が指摘されて

いる以上、それを徹底的に議論する必要があるにもかかわらず、急に寄附行 為の変更という議題が出てくるのが理解できないため、そのような重要な 問題は新たな理事・評議員のもとで検討するべきとの意見が出された。

I氏より、外部理事が入って、理事会の議論を活性化させるという意味では本件寄附行為変更は前向きな話であるから、賛成する旨の意見が出された。

X1氏より、本件寄附行為変更は最低限の変更と考えており、賛成する旨、 及び評議員や理事の選出についてダイバーシティの観点を寄附行為に反映 させていってほしい旨の意見が出された。

H氏より、寄附行為は私立学校の憲法みたいなもので、これを改正するのは、相当なバックグラウンドの事実がなければならず、時間をかけるべきであって、なぜ拙速に進めようとしているのか合理的説明ができないのではないかとの意見が出され、議長である X15 氏もこれに賛同した。

このような議論を受けて採決した結果が以下のとおりであったため、諮問及び審議は未完了とされた。

- ① 今日十分な議論を行うこと 9名
- ② 十分に時間をかけて議論を行う 14名

2023年4月 21日:20時 22分~21 時41分

2023年4月 理事会(後半)が開催された(出席者: A 氏、B 氏、C 氏、E 氏、F 氏、21日:20時 G 氏、K 氏、L 氏、α 氏)。

・ 寄附行為一部変更の件

A氏が、本件寄附行為変更について、評議員会の意見を聞いた結果を受けて、改めて理事会で評議員会に諮った原案の最終審議を求め、審議の結果、 賛成7(A氏、B氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)、反対1(E氏)の賛成多数により、付議内容どおり承認された。

・役員による善管注意義務違反に対する対処方針の件

本件について、特別利害関係人に当たる A 氏、B 氏の退席を求め、C 氏が代行して議事を進行した。

まず、本件への A 氏の関与について、ヒアリング等の調査結果に基づき 事実確認がなされ、そのような事実は全く認められないとして、A 氏が復帰 し、議事を進行した。

続いて、本件への B 氏の関与について、ヒアリング等の調査結果に基づき次の①~⑧の事実確認がなされた。①X9 氏から X14 氏への現状説明のための機会を持つことについて、B 氏からの関与、指示は認められない。②X9 氏と X14 氏の面談の目的は、組織運営の正常化に向けた現状の説明と評議員選挙への協力依頼であった。③B 氏から X9 氏へ理事会資料を含む資料提供がなされていたことは事実。④X9 氏から X14 氏へ理事会資料を含む資料

	提供がなされていたことは事実。⑤B 氏から X9 氏・X14 氏への資料提供の
	指示はなされていない。X9 氏は、現状の説明のため、自らの判断で配布し
	た。⑥B氏は、資料の機密性について、理事会資料が含まれることは認識し
	ていたが、自ら作成したこと、評議員会の資料とする予定であったことか
	ら、守秘義務の対象であるとの認識が甘かったと 2023 年 4 月 12 日に弁明
	し、謝罪した。⑦なお、提供された資料は、本件監事質問書1及び本件監事
	質問書 2 並びにこれらの回答を除き、事後に評議員会資料として配布され
	た。⑧B氏が X9 氏に対し、役職を提示した上で X14 氏との面談を依頼した
	事実は認められない。
	A 氏より、以上の事実とこれまでの議論を踏まえ、役員の処分について審
	議することが確認され、意見交換を行い、審議の結果、B氏について、出席
	理事の意見も踏まえて、理事長により常務理事の任を解くことが決定され
	た。
2023年4月	本学は、文科省に対し、2023年4月21日の理事会で決議された本件寄附
22 日	行為変更の認可を申請した。
2023年4月	K 氏及び総務・人事部長は、文科省を訪問し、本件寄附行為変更の認可申
27 日	請に関し、2023年4月12日の評議員会の議事録の提出要否について相談し
	た。その際、文科省より「評議員の意見を丁寧に聞くべき」との指導を受け
	た。
2023年4月	「寄附行為一部変更に関する継続意見聴取」を議題とする評議員会を
28 日	2023 年 5 月 12 日に開催する旨の通知が、評議員及び役員宛に本学総務・人
	事部総務課よりメールで送信された。
2023年5月	β 氏及び H 氏が、東京地方裁判所に対し、それぞれ監事・理事の地位を
1 日	有することを仮に定める仮処分命令を同日付で申し立てた(令和5年(ヨ)
	第 30123 号)。
2023年5月	2023 年 4 月 21 日の評議員会に諮問した寄附行為一部変更の件について、
12 日:17 時	再度の意見聴取をすることを目的として、評議員会が開催される予定であ
30分	ったが、出席者は評議員 32 名中 13 名(X4 氏、F 氏(理事も兼ねる)、X1
~18 時 08	氏、X2 氏、X8 氏、G 氏 (理事も兼ねる)、X19 氏、X7 氏、X9 氏、X5 氏、
分	X6 氏、I 氏、X29 氏)であり、定足数を満たさなかった。
	そこで、上記評議員 13 名と、A 氏、C 氏、K 氏、L 氏及びα氏の 5 名で、
	「寄附行為変更に関する意見聴取会」が開催された。
	・ I 氏より、「学外者から 2 名の理事が追加されるということだが、
	それは2名に限定されるのか」という趣旨の質問があり、A氏は、2名
	<b>1</b>
	以上のつもりで、2名に限定されるものではないと回答した。

任後の再度の就任に関する規定は、当初からあるべき条文であったと考えること、②男女共同参画に関する国内外、学内外の指針などが現段階でもこの寄附行為には暗黙として取り扱われているという状態に過ぎず、変更後の規定でも足りないため、この点を選考時に明示してほしいこと、③運営基盤の強化、教育の質向上、透明性の確保に関して対応できるような体制を整えるためにも寄附行為の改正について現理事会の体制で審議に速やかに入ってほしいこと、の3点から本件寄附行為変更に賛成する旨の意見が出された。

- ・I氏より、様々なバックグラウンドを持った人が、多様な意見を持って、それが学校法人の運営に適切に反映されるようにするという点で、本件寄附行為変更に賛成する旨の意見が出された。
- ・F氏より、多様な意見を持つ理事会で議論することが重要であるとの観点から、本件寄附行為変更に賛成する旨の意見が出された。
- · X6 氏より、新宿キャンパスに通う教学の代表的な心配事として、 ①本件寄附行為変更に至るまでの発端というのはリニューアル計画に あると認識しており、西新宿の再整備による街づくりとうまく調和す る形でリニューアル計画を推し進めることが予定されているか、②学 部内外で、新宿をどのように使うと魅力的なキャンパスになるのか、 八王子の実験設備の有利性をどのように使うのかを検討しているが、 未だ計画には反映されておらず、これはマネジメントに問題があると 考えているところ、本件寄附行為変更によって、教学が関わる部分の 検討が急速に進められるようになるか、との 2 点について質問があっ た。これに対し、A氏より、キャンパスリニューアルは都市計画の変更 を前提としており、都市計画の変更により自由度が高まった状態で新 宿キャンパスをリニューアルすることで資産価値の向上が見込め、X6 氏が上記②で述べたことの実現に向けて教学部門の方にも責任的な立 場で計画の実施に向けたチームに加わってもらい、その中で、新宿キ ャンパスの高層ビルは最低限リノベーションし、学生にも夢のある、 建築学部やまちづくり学科もある工学院大学だと言われるような、地 域に貢献する計画にすることが必須と考えている旨の回答がなされ た。これを受けて、X6氏より、本件寄附行為変更によって教学の望ん でいる方向への進展が望めると認識したため、本件寄附行為変更に賛 成する旨の意見が出された。
- ・G氏より、自身が校友会の会長として評議員も兼ねているが、校友 (卒業生区分)の評議員のほとんどが参加していないことについて、 ボイコットしているものと推察され、大学と協力して母校の発展に寄

与するという校友会の目的に鑑み、責任者として謝罪する旨の発言がなされた。そして、理事としては本件寄附行為変更については承認済みであり、寄附行為 8 条 3 項の改正は外部から学識者及び教育研究又は組織運営に高い見識や豊富な経験を要する人を入れることがその趣旨であり、自身は次期理事ではないが、それを実現していってほしい旨の意見が出された。

- ・X9氏より、評議員会での議論を聞いていると、一つのことに固執 してしまっている人が非常に多いと考えており、多様なことを考えて 意見できるメンバーが選ばれる、本件寄附行為変更に賛成する旨の意 見が示された。
- ・X5氏より、今後改正される私学法に沿った内容になっており、多様性が求められる時代においてバランスのとれた構成が望めることから本件寄附行為変更に賛成する旨の意見が出された。
- ・X29 氏 (PTA 中高の会長) より、保護者の立場からすると、学校法 人は閉鎖的であるというふうに見られがちであるところ、透明性がよ り図れることから本件寄附行為変更に賛成する旨の意見が出された。
- ・議長を務める X4 氏より、令和 5 年改正後私学法の内容をある意味 先取りして変更しようとしている点は評価できるとして、本件寄附行 為変更に賛成する旨の意見が出された。

2023年5月 12日:18時 22分~19 時02分 理事会が開催された(出席者: A氏、C氏、F氏、G氏、K氏、L氏、 $\alpha$ 氏 %B氏、E氏欠席)。

A氏は、本件寄附行為変更に関し、本日(2023年5月12日)開催した意見聴取会について、一部の評議員が次期体制において本件寄附行為変更の議論をすることを賛成多数で議決したと主張し、その多くが意図的に評議員会を欠席したことにより、評議員会が成立しなかったが、それは、理事会の諮問に対し、意見表明するという評議員の権限を奪う行為であり、評議員会が諮問機関であるということについての理解を欠いた不適切な行為であると判断している旨の意見を述べた。

また、A氏は、①評議員会は成立しなかったものの、出席した評議員からあるいは事前に多くの意見が寄せられたこと、②理事会と評議員会とは、丁寧なコミュニケーションをとる必要があることから、評議員による意見聴取会を実施し、追加の意見聴取を行ったこと、③当該意見聴取会における評議員の具体的な意見内容について、既に申請が受理されている本件寄附行為変更に係る認可申請書類の追加報告として、文科省に報告することを議決したい旨述べた。

α氏から、評議員会が納得しておらず、本日の評議員会は成立していない

	ため諮問は終わっていないのではないかとの意見があった。これに対し、A
	氏より、2023年4月21日の理事会で、諮問を実施した結果を受けて決議を
	行っているとの回答があった。
	以上の経緯を経て、前回の評議員会における意見、本日の意見聴取会にお
	ける意見を踏まえて、審議した結果、評議員の具体的な意見内容を本件寄附
	行為変更の認可に係る申請書類の追加報告とすることが全会一致で承認さ
	れた。
2023 年 5	A 氏が、評議員及び役員に対し、次期評議員理事選任の件を決議事項、
月 12 日	2022年度事業報告及び決算報告等を報告事項とする評議員会を2023年5月
	26 日 17 時 30 分から開催する旨の通知を送付した。
	その後、さらに、A氏は、評議員及び役員に対し、①仮議長選出の件、②
	評議員会議長・副議長選任の件を決議事項、①寄附行為8条3号イに規定
	する理事の件、②顧問委嘱の件を諮問事項とする評議員会を 2023 年 5 月 26
	日 19 時から開催する旨の通知を送付した。
2023 年 5	本学は、文科省に対し、2023年4月22日の本件寄附行為変更の認可申請
月 13 日	の追加資料として、2023年5月12日の本件寄附行為変更に関する意見聴取
	会の発言録及び資料並びに同日の理事会の決議録及び資料をメールで提出
	した。
2023年5月	A 氏が、評議員及び役員宛に、寄附行為の変更の認可申請や H 氏及び β
24 日	氏の解任の有効性について「文部科学省や裁判所という公的な機関の判断
	を得て、問題点の一応の解決を見た上で次期理事会に業務を引き継ぐた
	め」、2023年5月26日に開催予定であった評議員会を2023年6月28日に
	延期することとする旨をメールで伝えた。
2023年5月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、G氏、K
26 日	氏、L 氏、 α 氏)。
	2022 年度事業報告及び決算が全員異議なく提案内容どおり承認された。
2023年5月	評議員 12 名(X12 氏、X13 氏、X14 氏、X15 氏、X16 氏、X17 氏、X18
28 日	氏、X22 氏、X24 氏、X26 氏、X23 氏、H 氏) は、寄附行為 38 条 3 項 1 号
	に基づき、A氏に対し、2022年度決算報告を会議の目的事項とする評議員
	会の招集を請求する旨の 2023 年 5 月 27 日付評議員会開催要望書を作成し、
	X12 氏が総務・人事部長にメールで提出した。
2023年5月	Ε氏、H氏、β氏及び X12 氏が文科省を訪問し、本件寄附行為変更に関
30 日	し、評議員会では審議未了となっているため、決算評議員会が終了するまで
	認可しないよう嘆願した。
2023年6月	A氏は、評議員及び役員に対し、寄附行為38条3項1号により、評議員
6 目	会の招集請求があったため、2022 年度事業報告及び決算報告を会議の目的

	事項とする評議員会を2023年6月16日に開催する旨の通知を送付した。
2023年6月	理事会が開催された(出席者:A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、G氏、K
8 日	氏、L氏、α氏)。
	A氏より、2023年5月26日に予定されていた評議員会を延期することに
	至った経緯・理由、決算報告書に関して私学法 46 条に抵触する状況があり
	文科省から是正指導がなされたことにつき、これを是正するために 2023 年
	6月16日に決算報告に係る評議員会を開催することとした旨の報告がなさ
	れた。
	また、A 氏より、この決算報告の状況に対して H 氏より、多数のメール
	及び(理事を解任された件について)地位保全関係の訴訟資料が届いている
	ため、それに対し、申立書に対する答弁書類を作成中であり、個人の陳述書
	に関しては当事者の了解を得て、理事会資料となっている旨が述べられた。
	2023年6月16日の決算評議員会で、寄附行為に従い、現年度の理事会及
	び評議員会も解散することになり、2023年6月28日からは新評議員会にな
	ることが確認された。
2023年6月	β氏及び H 氏が申し立てた仮地位仮処分命令申立事件(令和 5 年(ヨ)
14 日	第 30123 号)について、東京地方裁判所は保全の必要性を欠くとして却下
	決定を下した。
2023年6月	理事会(前半) が開催された(出席者: A氏、C氏、E氏、F氏、G氏、I
16日:16時	氏、K氏、L氏、α氏)。
00 分~16	A 氏より、2023 年 6 月 15 日付で B 氏より辞任の届出があったとの報告
時 31 分	があり、それを踏まえ、寄附行為8条3号アに定める欠員理事補充の件に
	ついて、I氏を選任したい旨の提案がなされた。審議の結果、賛成 6 (A氏、
	C氏、F氏、G氏、K氏、L氏)、反対1(E氏)の賛成多数により承認され
	た。
2023年6月	評議員会が開催された(出席者: X7氏、X9氏、X18氏及び X10氏を除
16 日:17 時	く評議員28名、役員全9名)。
35 分~18	A 氏より、2023 年 4 月 21 日の評議員会にて、X11 氏から辞任の申し入れ
時 09 分	があり、辞任届は 2023 年 5 月 31 日に提出され、現在、評議員会議長が欠
	けた状態であることから、寄附行為 37 条 3 項に基づき、副議長の X4 氏が
	議長を務めること、X15 氏は評議員会議長ではないことの説明がなされた。
	また、2023 年 6 月 15 日をもって B 氏が理事を辞任し、本日開催の理事会
	において、後任として I 氏を選任したことの報告があった。また、A 氏よ
	り、それらを踏まえ、本日の評議員会は、報告事項「2022 年度事業報告及
	び決算報告について」のために招集した旨が述べられた。
	以上の A 氏の発言に対し、H 氏から、「4 月 21 日開催の評議員会では、

議長 (X11 氏) が体調不良のため、議長の辞意を申し出され、評議員会の決議で評議員 (X15 氏) が新議長に選任されたもので、その議長交替は寄附行為第37条第4項によるもので有効である。第37条第3項で副議長が議長の職務を行うのは第4項で新たに議長を選任する余裕がない場合である。第37条第4項は『すみやかに』選任すべきことが規定されており、議長(X15氏)の選任は、その規定に従った選任であり、何ら問題がない」旨の発言があった。

以上の経緯があったが、X4氏が、議長として評議員会開会を宣言した。 K氏から 2022 年度事業報告について、A氏から 2022 年度決算報告について、それぞれ報告があった。

続いて、α氏から監査報告がなされ、リニューアル計画検討の場において は適宜十分な情報が提供され、円満な法人運営を目指して協力することを 望むとの意見があった。

X4氏から評議員に対し、質問、意見を求めたが、本報告について、評議員から質問、意見は特に述べられなかった。

報告終了後、X17 氏より議長解任についての動議を提出したい旨の発言があり、X4 氏は、あらかじめ議題に載っていないことは決議できない旨説明した。

最後に、X4 氏から閉会の挨拶があり、A 氏から第 24 期評議員会の任期が満了するに際しての挨拶と 2023 年 4 月 21 日の評議員会で評議員理事 3 名の選任決議が行われたが、議長としての権限を有さない者が規程で定められた手続によらずに行った選任決議は無効であるため、改めて評議員会を招集して選任決議を行うことを報告した。

本評議員会中は不規則発言があり、騒然とした中で進められた。本会以降、複数回にわたって評議員会が A 氏により招集されるも、成立には至っていない。

2023年6月 16日:18時 21 分~18 時44分 理事会(後半) が開催された (出席者: A 氏、C 氏、F 氏、G 氏、I 氏、K 氏、L 氏、 $\alpha$  氏 ※E 氏欠席)。

A氏は、①2023年4月21日の評議員会で、評議員理事3名の選任決議が行われたが、議長としての権限を有さない者が規程で定められた手続によらずに行った選任決議は無効であるため、改めて評議員会を招集して選任決議を行うこと、②このため、寄附行為8条2号の理事は選任されておらず、また、同8条3号の理事も選任していない状況となるため、同11条4項により、A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏及びL氏が引き続き、役員としての権利義務を有することとなること、③変更後寄附行為に基づき、然るべき時期に理事の選任を行うことが報告された。

	以上について、意見交換を行い、上記の内容につき異議なく全員が了承し
	た。
2023年6月	E氏、X12 氏、H 氏、X3 氏の 4 名が、同人らで構成される理事会(本件
16 日	新理事会)を開催し、X12 氏を新理事長に選任した。
2023年6月	東京医科大学学長の X20 氏(有識者評議員)が文科省に対して「工学院
19 日	大学理事会・評議員会について」と題する文書を提出した。同書面には、「現
	在の工学院大学のガバナンスには危機感を感じざるを得ません。監督官庁
	である文部科学省担当者の皆様に現状をご拝察いただきたく、どうぞよろ
	しくお願い申し上げます」等の記載があった。
2023年6月	東京経済大学学長の X19 氏 (有識者評議員) が文部科学大臣に対して「工
22 日	学院大学の理事会・評議員会をめぐる問題に関する意見書」を提出した。同
	意見書には「学外評議員として現在の工学院大学のガバナンスに強い危機
	感を抱かざるをえません。監督官庁である文部科学大臣にぜひとも現状を
	ご高察賜りたく、不躾ながら進言させていただきました」等の記載があっ
	た。
2023年6月	E氏、H氏、β氏、X12氏及び X15氏が文科省を訪問し、E氏及びその代
23 日	理人である H 氏の名義で、文科省に対して元本学学長及び元最高裁判事を
	仮理事として選任するよう申請する仮理事選任申請書を提出した。
2023年6月	A 氏が、評議員宛に「評議員会開催再延期について」と題する文書を送付
26 日	し、本件寄附行為変更に関する「文部科学省の判断を得て、問題点の一応の
	解決を見た上で次期理事会に業務を引き継ぐため、6月28日の評議員会開
	催を再度延期する」、「正式な評議員会は、公的な判断を得次第、招集通知を
	お送りしますので、今しばらくお待ち」いただきたい旨を通知した。
2023年6月	2023 年 6 月 28 日に予定されていた評議員会が延期になった旨の 2023 年
27 日	6月26日の本学総務・人事部総務課からのメールに対し、X13氏が、旧理
	事会は 2023 年 6 月 16 日の評議会終了で任期が終了しており、評議員会の
2022 77 77	招集権限がない旨を指摘するメールを送付した。
2023年6月	β氏は、東京地方裁判所令和 5 年(ヨ)第 30123 号仮地位仮処分命令申
30 日	立事件についての 2023 年 6 月 14 日の東京地方裁判所による却下決定を不
	服として、東京高等裁判所に対し、即時抗告を申し立てた(令和5年(ラ)
2022年7日	第1526号)。
2023年7月 10日	E氏、X12氏、H氏、X3氏の4名が、理事6名(A氏、C氏、G氏、F 氏 ド 氏 で に は に なけ こ 2022 年 7 日 18 日に 理事合 な 関係 する 予定で な
10 🗆	氏、K氏及びL氏)に対し、2023年7月18日に理事会を開催する予定であり、それまでに旧理事会から選任されるべき権利義務理事2名を選任する
	り、それまでに旧理事会から選任されるへき権利義務理事 2 名を選任する よう連絡する旨の理事会招集通知書をメールに添付して送付した。
2022年7日	E氏、X12氏、H氏及びX3氏の連名で、①新議長の選任、②新理事長の
2023年7月	EL、AIZに、Hに及いA3にの理名で、U利職大の選忙、囚利理事長の

10 日	承認決議、③前理事長(A氏)から新理事長への業務引継ぎ要求決議、④前
	理事長(A氏)及び前常務理事(C氏)の理事長室及び常務理事室からの退
	去要求決議、⑤新理事会で決定する追加理事候補者 2 名の承認決議を議題
	として、評議員に対して、「新評議員会招集通知」が送付された。
2023年7月	文科省から本学に対し、2023 年通知が送付された。
11 目	同通知では、監事の定数を欠くこと、理事の定数を欠くこと、評議員会の
	正常な運営がなされていないことが指摘されていた。
2023年7月	本学総務・人事部総務課が、評議員及び役員に対し、A氏名義の「2023 年
11 日	7月10日付『新評議員会招集通知』について」と題する文書を、メールに
	添付して送付した。
2023年7月	E氏、X12氏、H氏及びX3氏が、理事6名(A氏、C氏、G氏、F氏、
12 日	K氏、L氏)に対し、2023年7月18日に本件新理事会を開催する予定であ
	り、それまでに旧理事会から選任されるべき理事 2 名の選任を催促する要
	請書を送付した。
2023年7月	E氏が、全教職員及び新評議員に対し、2023年7月12日付要請書をメー
13 日	ルに添付して送付した。
2023年7月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏、L
14 日:17 時	氏、α氏 ※E 氏欠席)。
13 分~18	A 氏より、新理事会、新評議員会と称する会議に係る E 氏の一連の行為、
時 15 分	及び文科省高等教育局私学部参事官より、2023年通知があったことが報告
	され、それらの対応について意見交換を行った。
	意見交換の結果、全会一致で、E氏に対し、警告書を発することを決議し、
	文科省からの指導については、法令違反状態の是正及び法人運営の改善に
	取り組む旨の回答をすることを確認した。
	また、α氏より、私学法違反、寄附行為違反については早期に解消するべ
	きであり、また新評議員の意見を尊重すべきであるとの意見が出された。
2023年7月	理事7名(A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、L氏、K氏)が、E氏に対し、
14 日	同日の理事会決議に基づいて警告書を送付した。
2023年7月	本学は、文科省に対し、「2023 年 7 月 11 日付『学校法人工学院大学にお
18 日	ける管理運営について (通知)』についての回答」を提出した。
2023年7月	本件新理事会が、2023年6月16日の定時評議員会後に初めて開催された
18日:10時	理事会として、理事会を開催した。
00 分~10	互選により X12 氏が理事長に選任された。
時 30 分	
2023年7月	H 氏が新理事長である X12 氏の代理人として、東京法務局新宿出張所に
18 日	対し、A氏が2023年6月16日に本学の理事長を退任し、X12氏が2023年

	7月18日に本学の理事長に就任した旨の学校法人変更登記申請を行った。
2023年7月	本学総務・人事部総務課が、評議員及び役員に対し、A氏名義の「2023 年
18日:15時	   7月 18 日付『新理事長選任報告及び新評議員会開催通知(再)』について」
29分	   と題する文書をメールに添付して送付した。
2023年7月	本件新理事会の理事 4 名と評議員 27 名(G氏、X5 氏、Y2 氏、X29 氏、
18日:18時	Y11 氏の 5 名が欠席)が出席し、評議員会が開催された。
30 分~19	X13 氏が議長に、Y8 氏が副議長に、それぞれ選任された。
時 30 分	その後、以下の事項が決議された。
	・X12 氏を新理事長とすることを承認する決議(※寄附行為 14 条よ
	り理事長の選任は理事会決議事項であって、本来は評議員会の議決は
	必要ないが、A 氏が X12 氏・H 氏・X3 氏の理事就任を認めていないた
	め、A 氏が認めている評議員からの承認を得ておくという趣旨)
	・A 氏から X12 氏への業務引継ぎ要求決議
	・A氏及びC氏の理事長室及び常務理事室からの退去要求決議
	・新理事会で決定する追加理事候補者2名の承認決議
2023年7月	本件新理事会が、理事会を開催した。
18 日:20 時	丙氏、X23 氏の 2 名の理事就任が全会一致で承認された。
30 分~20	
時 45 分	
2023年7月	本件新理事会の理事 6 名(E 氏、X12 氏、H 氏、X3 氏、丙氏及び X23 氏)
18日:23時	から全教職員に宛てた「理事長交代のお知らせ」と題する文書が、X12氏か
45~46分	らE氏を通じて全教職員に送付された。
2023年7月	X13氏が、教職員に対し、「評議員会の結果のお知らせ」と題する文書(2023
19 日	年7月18日の評議員会の決議内容を周知する内容)をメールに添付して送
	付した。
2023年7月	文科省は、X12氏に対し、「X12様らが開催したとおっしゃる理事会は、
20 日	寄附行為に定める招集要件を満たしていないものと考えております。当然、
	新理事長の選任も文部科学省としては認められないと考えております」と
	のメールを送信した。
2023年7月	X13 氏が、教職員に対し、前日に送付した「評議員会の結果のお知らせ」
20 日	の修正版をメールに添付して送付した。
2023年7月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏、L
21 日	氏、α氏 ※E 氏欠席)。
	A 氏より、新理事会、新評議員会と称する会議に係る E 氏の一連の行為
	及び 2023 年 7 月 14 日に E 氏に対し警告書を発出した後の出来事(警告書
	に対する文書の未提出、会議開催、全教職員宛てのメール送信による事実と

	異なる情報の拡散、不正な登記申請の判明等) について報告がなされ、そら
	の対応について意見交換を行った。
	意見交換の結果、全会一致で、E氏に対し、自らの行為を改めることを示
	す文書を提出しない場合や一連の行為を改めない場合は処分を検討するこ
	とを含む再警告書を発することを決議した。
	また、α氏からは、現状についての文科省からの指導について、本件寄附
	行為変更を待っての対応は、私学法違反に当たるため、早急に新理事会へ移
	行し、是正すべきだとの意見、現状の解決のために評議員と話し合いをする
	べきであるとの意見があった。
2023年7月	X12 氏が本学の新理事会において理事長に就任したとして登記申請を行
24 日	っていることにつき、同人が理事長の地位にないことの確認を求める仮処
	分を本学が申し立てた(令和5年(ヨ)第30217号)。
2023年7月	H 氏、β 氏及び X12 氏が文科省を訪問し、本学における新理事会の発足
24 日	を報告した。
2023年7月	A 氏らが第 25 期新任評議員への説明会を開催した(出席役員: A 氏、C
27 日:18 時	氏、F氏、G氏、K氏。出席評議員:Y2氏、Y3氏、Y11氏。欠席評議員11
00 分~19	名)。
時 32 分	
2023年7月	本件新理事会が、理事会を開催した。
27 日:18 時	2023 年 4 月 10 日の理事会における $H$ 氏及び $\beta$ 氏の解任決議の取消しが
30 分~19	承認された。
時 00 分	2023年4月12日以降の理事会における寄附行為、理事選任規程、監事選
	任規程及び評議員選任規程の変更決議の取消しが承認された。
	2023年6月16日の理事会におけるI氏の理事選任決議が無効であったこ
	とを確認した。
2023年7月	A 氏が、評議員及び役員宛に、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議
27 日 21 時	長選任の件、③監事選任同意の件を決議事項として、2023年8月10日に評
33 分	議員会を開催する旨の通知を送付した。
2023年7月	E 氏が、X12 氏及び E 氏名義の「これまでの経緯について」、「前理事長
28 日 0 時	(A氏)のリニューアル計画」及び「理事会 Q&A」と題する文書を教職員
05分	宛てにメールに添付して送付した。
2023年7月	理事7名(A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、L氏、K氏)が、E氏に対し、
28 日	2023年7月21日の理事会の決定に基づいて再警告書を送付した。
2023年7月	X28 氏から、本学宛てに「工学院大学理事会の正常化に向けた要望書」が
31 日	提出された。
2023年8月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏、L氏

2 日 **※**E 氏、α 氏欠席)。

A氏から、2023年7月14日、28日の2度にわたり、警告書を発することとなった経緯を踏まえ、E氏に対する処分の件について、審議することが確認された。

A氏より、E氏の行為について、次の事実関係と見解が示された。

- ・E氏は、何ら権限がないにも関わらず、新理事会、新評議員会と称する会議を招集、開催し、全教職員宛てに「【重要】全理事への要請書」なる文書をメール送信した。
- ・これについて、2023 年 7 月 14 日付警告書にて、「新評議員会」なる会議について直ちに開催を中止し、理事、評議員、教職員をはじめとした関係者に対して謝罪することを求めた。また、一連の E 氏の行為は、本学の運営に対し混乱を与えようとしているものであり、これらの行為を即座に中止した上で、自らの行為を改めることを示す文書を2023 年 7 月 20 日までに理事会に提出することを求めた。
- ・しかしながら、E氏は、「Fwd: 理事長交代について」なるメールを 全教職員宛てに送付し、更なる混乱を引き起した。
- ・さらには、2023 年 7 月 28 日に、「これまでの経緯について」、「業務引継ぎへのご協力依頼」なる文書を全教職員宛てに送付し、虚偽の内容を流布させた。
- ・理事会への文書の提出も行われなかったため、再度警告書を発した。警告書及び再警告書には、自らの行為を改めず、また繰り返すような場合には警告以上の重い処分を検討せざるを得ないことを記載した。
- ・自らの行為を改めることを示す文書を2023年8月4日までに提出することを求めたが、2023年7月29日の後援会理事会にて、本学と関係のない解任された元監事と評議員である解任された元理事を同席させ、保護者、保証人等に不安を覚えさせるような、事実と異なる説明を行い、混乱を拡大させた。
- ・本日(2023年8月2日)、学事部で管理している学長印を許可なく 学外に持ちだした。
- ・E氏の一連の行為は、大学における組織法秩序を無視し、本学の健全な運営を妨害したことが明らかで、職務上の義務に著しく違反し、学長たるにふさわしくない重大な非行であり、解任に当たると判断する。
- ・ 寄附行為 28 条の 5 第 1 項は、理事会が学長の選任権限を有する旨を規定しているので、理事会には学長の解任権限も認められる。また、

	寄附行為8条1号により、学長はその在任中理事となり、同13条3項
	により、学長の地位を離れるときは理事の地位から退くこととされて
	いるので、学長の解任事由は役員の解任事由を定めた同 13 条 1 項が参
	考になると考える。そして、同項 4 号は「役員たるにふさわしくない
	重大な非行があったとき」を役員の解任事由としている。
	以上のA氏からの事実関係の報告と見解を踏まえ、意見交換を行った結
	果、E氏の一連の行為は、解任に相当するものであるとの認識を一にした。
	そして、教職員への説明の機会での反応を確認した上で、司法対応の可能
	性、マスコミ等への対応についての影響の程度を考慮し、次回以降に判断す
	ることを確認した。
2023年8月	2023 年 4 月 22 日に申請された本件寄附行為変更(①7~9 条・13 条の理
3 日	事の選解任に関する規定、②31条・34~36条の評議員の選解任に関する規
	定、③①及び②の改正に対応する 42 条・44 条の評議員会の決議事項及び諮
	問事項に関する規定)が文科省に認可され、この日より施行された。
	本件寄附行為変更の認可がされた旨は、本学総務・人事部総務課から、評
	議員及び役員に対して、2023年8月8日にメールで共有された。
2023年8月	X28 氏から、本学宛てに「工学院大学理事会の正常化に向けた要望書(2
3 日	通目)」が提出された。
2023年8月	宛先を本学とする X14 氏名義の 2023 年 8 月 6 日付「工学院大学理事会の
8 日	正常化に関する要請書」が、X12氏から評議員・教職員に対してメールで送
	付された。
2023年8月	A 氏らが、教職員向けにキャンパスリニューアルの説明会(出席理事: A
9 日	氏、C氏、K氏)を実施した。
2023年8月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏、L
10 日	氏、α氏 ※E 氏欠席)。
	A 氏から、前回の理事会以降の事象(不正な登記手続、後援会での事実と
	異なる情報の流布)について説明がなされた。それらを踏まえて、A氏から
	E 氏及び X12 氏に宛てて、警告書をそれぞれ内容証明で送付することが提
	案され、審議の結果、異議なく承認された。
2023年8月	評議員会の開催が予定されていたが、出席者が5名(Y2氏、X5氏、G氏、
10 日	Y11 氏、X29 氏) の見込みであり、定足数を満たさないため、開催は中止さ
	れた。
2023年8月	X12 氏は自らが本学の新理事長に就任したとする旨の学校法人変更登記
10 日	の申請を取り下げた。
2023年8月	A 氏が、評議員及び役員宛に、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議

16 日	長選任の件、③寄附行為8条1項2号ア理事選任の件、④寄附行為8条1
	項2号イ理事選任の件、⑤寄附行為8条1項2号ウ理事選任の件、⑥監事
	選任同意の件を決議事項として、2023年8月30日に評議員会を開催する旨
	の通知を送付した。
2023年8月	X13 氏、X28 氏、X14 氏より、理事 6 名(A 氏、C 氏、G 氏、F 氏、K 氏、
16 日	L氏)に対し、評議員会・後援会・校友会の共通認識としては本件新理事会
	が正当な理事会であり、本件新理事会へ業務引継ぎを行うよう要請する申
	入書が送付された。
2023年8月	A氏から、E氏及び X12 氏に対し、警告書(2023 年 8 月 9 日の仮処分事
16 日	件の期日において、担当裁判官より、「欠員が生じた場合の権利義務理事は
	任期が満了した理事全員である」との見解が示されたことを受け、X12氏の
	新理事長就任や新理事会発足は認められないから、今後は新理事長や新理
	事会に関する発信を行わないよう警告する内容)が送付された。
2023年8月	H 氏が、A 氏宛の「評議員会開催通知について」と題する文書(A 氏が既
17 日	に理事長ではないにもかかわらず評議員会の開催通知を行っている点や E
	氏及び X12 氏に対し警告書を送付した行為が問題である旨指摘し、X12 氏
	が正当な理事長である旨を主張する内容)を作成し、役員宛にメールに添付
	して送付した。
2023年8月	本学が仮地位仮処分命令申立事件(令和5年(ヨ)第30217号)に係る申
17 日	立ての全部を取り下げた。
2023年8月	X13 氏が、教職員に対し、評議員会、後援会及び校友会は、A 氏らではな
22 日	く、X12 氏らの本件新理事会を理事会として認めていることを内容とする
	「工学院大学評議員会、後援会、校友会の総意のお知らせ」と題するメール
	を送付した。
2023年8月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏、L
23 日	氏、α氏 ※E 氏欠席)。
	・理事選任規程一部改正の件
	A 氏から、理事選任規程一部改正の件について、説明がなされ、審議の結
	果、満場異議なく、付議内容どおり理事選任規程の一部を改正することが決
	議承認された。
	・ 寄附行為 8 条 1 項 3 号ア 理事 5 名選任の件
	A 氏から、2023 年 6 月 16 日の定期評議員会の終結時をもって任期満了と
	なり、権利義務を承継している理事(A氏、C氏、F氏、G氏、I氏、K氏、
	L氏)の後任となるべき理事のうち 5 人を、2023 年 8 月 3 日付で文部科学
	大臣の認可を得た変更後寄附行為8条1項3号アの規定に基づき選任する
	議案の説明があり、審議の上、満場異議なく決議し、5 人(A 氏、C 氏、I

氏、K氏、M氏(新任))が上記規定による理事に選任された。 A氏は、上記5人の選任後も理事の定数9人が満たされないことから、 定数が満たされるまでの間、F氏、G氏及びL氏の3名は引き続き、権利義 務を承継する理事として理事会運営に協力してほしい旨を述べ、3 名はこれ を了承した。 ・評議員会開催への協力依頼の件 A氏から、2023年8月30日の評議員会の成立に向けて、出欠の状況、評 議員及び関係者との話し合いの状況について、報告がなされた。それを踏ま え、意見交換を行った結果、評議員に対して、新理事選任の案内と評議員会 への出席と議決権の行使を促すための説明文書を発出すること、校友会役 員に対して、卒業生評議員の評議員会への出席を促すための協力依頼を文 書で行うことが満場異議なく決議承認された。 2023年8月 A 氏名義で X14 氏及び校友会役員に向けた「評議員会運営への協力のお 28 日:13 時 願い」と題する文書(本件寄附行為変更の認可、2023年8月23日の理事会 57分 理事 5 名の選任を経て、今後の評議員会実施に向けて校友会にも協力を要 請する内容)が作成され、本学総務・人事部総務課から X14 氏及び校友会 役員に対してメールに添付して送付された。 2023年8月 A 氏名義で評議員に向けた「新理事選任のお知らせと評議員会出席のお 28 日:16 時 願い」と題する文書が作成され、本学総務・人事部総務課から評議員及び役 41分 員に対してメールに添付して送付された。 当該メールには「なお、本評議員会(8月30日)が成立しない場合は、 権利義務承継理事により、新理事長を選出予定ですので、その旨、お含みお きください」と記載されていた。 2023年8月 H氏より、A氏らに対し、「『新理事選任のお知らせと評議員会出席のお願 29 日 い』について」と題する文書が送付された。 評議員会の開催が予定されていたが、出席者が4名(Y2氏、X5氏、G氏、 2023年8月 30 日:12 時 X29 氏) の見込みであり、定足数を満たさないため、開催は中止すること 54分 が、本学総務・人事部総務課から役員及び評議員に対してメールで伝達され た。 2023年8月 理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、I氏、M氏、K氏、F氏、G 氏、L氏、 $\alpha$ 氏 \*E氏欠席)。 30 日:18 時 30 分~19 A氏から、本日(2023年8月30日)開催予定だった評議員会が成立しな 時 12 分 かったことを受け、権利義務を承継する理事が残存する状況で、理事長を選 ぶことの是非が諮られた。審議の結果、異議なく新理事長を選任することが 決議された。 続いて、寄附行為 14 条の規定に基づき、理事長の選任方法について、以

	下のとおり提案があり、異議なく承認された。
	・出席者から次期理事長候補者を推薦する。
	・ 推薦された者が 1 名であれば、その者を次期理事長候補者とする。
	2 名以上であれば、協議を行う。
	・ 協議で決まらない場合は投票を行い、投票は単記無記名とし、理事
	総数の過半数である5票以上得票者を次期理事長候補者とする。
	・5票以上の得票者が現れない場合、再審議する。
	C氏から、A氏を理事長候補者として推薦するとの発言があり、推薦され
	た者が1名であったため、A氏が理事長候補者となった。審議の結果、異議
	なく、A氏を理事長とすることが決議された。
2023年9月	A 氏が、評議員及び役員宛に、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議
1 日	長選任の件、③監事選任同意の件、④寄附行為8条1項2号ア理事選任の
	件、⑤寄附行為8条1項2号イ理事選任の件、⑥寄附行為8条1項2号ウ
	理事選任の件、を決議事項として、2023年9月15日に評議員会を開催する
	旨の通知を送付した。
2023年9月	X13 氏から評議員に対し、2023 年 8 月 30 日の評議員会は出席者不足によ
2 日	り開催が見送られた旨、2023年9月15日の評議員会も欠席する要請する旨
	等を内容とする「【お願い】9月15日第256回評議員会開催案内に対する対
	応」と題するメールが送付された。
2023年9月	本学は、東京法務局新宿出張所に対し、A 氏が 2023 年 6 月 16 日に本学
4 日	の理事長を退任し、同年8月30日に本学の理事長に就任した旨の学校法人
	変更登記申請を行った。
2023年9月	A 氏から、X13 氏に対し、2023 年 9 月 2 日に X13 氏が送付したメールに
11 日	関する警告書が送付された。
2023年9月	A 氏名義で X14 氏及び校友会役員に向けた「評議員会運営への協力につ
12 日	いて(追加依頼)」 と題する文書(2023年8月16日付のX13氏、X28氏、
	X14 氏名義の申入書が、校友会の総意であるか確認する内容)が作成され、
	本学総務・人事部総務課から X14 氏及び校友会役員に対してメールに添付
	して送付された。
2023年9月	A氏から、評議員に対し、「9月15日開催評議員会への出席について」と
12 日	題する文書が送付された。
2023年9月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、E氏、I氏、M氏、K氏、F
15 日	氏、G氏、L氏、a氏)。
	2023 年 6 月 16 日以降の理事会を欠席していた E 氏より、冒頭に意見表
	明がなされた。これを踏まえ、E氏を除く理事で意見交換を行ったところ、

	意見表明については、E氏が未だに事実誤認をしていることから、理事会と
	しての見解と通告書を発することを確認した。
2023年9月	評議員会の開催が予定されていたが、出席者が4名(Y2氏、X5氏、G氏、
15 日	X29 氏) の見込みであり、定足数を満たさないため、開催は中止された。
2023年9月	A 氏から、E 氏に対し、通告書(2023年9月27日に開催予定の理事会
20 日	で、従前の行為についての釈明を求める通告書)及び「2023年9月15日第
	1133 回理事会での発言について」と題する文書(同理事会での E 氏の意見
	表明に反論する内容)が送付された。
2023年9月	A 氏名義で X14 氏及び校友会役員に向けた「貴校友会からの回答につい
22 日	て」と題する文書(2023年9月12日の書面への回答を催促する内容)が作
	成され、本学総務・人事部総務課から X14 氏及び校友会役員に対してメー
	ルに添付して送付された。
2023年9月	H氏が、教職員に対し、「新理事会からのお知らせ」と題する文書(A氏
25 日	らの行為に法令違反や寄附行為違反が認められる旨等を指摘する内容)を、
	メールで送付した。
2023年9月	E氏、β氏、X13氏、X28氏及びX14氏が文科省を訪問し、2023年9月
26 日	27 日の臨時理事会で E 氏が解任されるおそれがある旨、本学における混乱
	を説明した。
2023年9月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、I氏、M氏、K氏、F氏、G
27 日	氏、L氏、α氏 ※E氏欠席)。
	A氏から、通告書を発した後に、H氏から教職員に宛てて、「新理事会か
	らのお知らせ」なるメールが送信されたこと、通告書の内容について X28
	氏から A 氏宛ての抗議文の提出があったことが報告され、これら後発事象
	も含め改めて弁明を求めること、理事として学校運営への協力を求めるこ
	とを確認した。
	学長選の所信表明書における「次期学長に求める要件及び次期学長が達
	成すべきミッション」の中で、「資源の有効活用」として「理事会の方針に
	より配分された資源(事務組織、キャンパス、予算等)を有効に活用して、
	施策や予算配分にめりはりをつけた教学組織のマネジメントを遂行する。
	特にキャンパスについては、理事会が決定したリニューアルの基本方針
	2021年5月理事会決定)をふまえ、大学の教育・研究活動におけるキャン
	パス活用計画を主体的に策定する」との記載が盛り込まれることが異議な
2022 = 2 =	く承認された。
2023年9月	A氏から、E氏に対し、通告書(E氏の弁明を書面で要請する内容)が送
28 日	付された。

2023 年 10	K 氏及び総務・人事部長が私学事業団を訪問し、本学の状況報告を実施し
月 3 日	た。
2023 年 10	A 氏が、評議員及び役員宛に、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議
月 6 日	長選任の件、③監事選任同意の件、④寄附行為8条1項2号ア理事選任の
	件、⑤寄附行為8条1項2号イ理事選任の件、⑥寄附行為8条1項2号ウ
	理事選任の件、を決議事項として、2023 年 10 月 20 日に評議員会を開催す
	る旨の通知を送付した。同通知を添付したメールには、「今般、私学事業団
	より、私立学校法違反の状態が続く場合には、経常費補助金減額措置の対象
	となる可能性があるとの指摘があり、私学事業団事務局によるヒアリング
	を受けたところです。私立学校法違反を解消するためには、評議員会を開催
	する必要がございますので、評議員会成立へのご協力をお願いいたします」
	と記載されていた。
	これに対し、X13 氏が、氏 E 氏、X12 氏、X17 氏、β 氏及び X14 氏に対
	し、「具体的に無回答欠席を促すと判断されないような文面にしました。こ
	れを信頼できる評議員にお送りしたら良いのではないかと思いますが、如
	何しましょうか。先日の打ち合わせでは、例えば X15 さんに送ってもらえ
	ば(要は人を変えれば)という意見だったように記憶しています。あるいは
	電話作戦で証拠を残さないようにするかですね」という提案とともに、評議
	員に送付する文案をメールで送付した。同文案には結論として、「評議員の
	皆様の戦う手段は、評議員会に出席しないこと」と記載されていた。
2023 年 10	
月7日	席することの法的正当性根拠について「うまい説明方法があればください」 
	と質問した。
2023 年 10	7,7,3
月8日	メールには、寄附行為その他の規定上は評議員の評議員会への出席義務は
	なく、結論として「教職員評議員は評議員会への出席義務はないので欠席す
	るとしても構わない」と記載されていた。
2023 年 10	
月 9 日	(いずれも教職員評議員)に転送した。同メールには、「評議員会の一つの
	表現方法として無届欠席はあり得るようです」と記載されていた。
2023 年 10	E 氏から A 氏に対し、2023 年 9 月 28 日付通告書への回答書(混乱を招い
月 10 日	たのはA氏であり、その自主的な退任を意見する内容)が送付された。
2023 年 10	E 氏、X13 氏、X28 氏及び X14 氏が文科省を訪問し、三会による上申書
月 12 日	(事実経緯を説明し、2023 年 9 月 25 日付「新理事会からのお知らせ」と同
	様に、A氏らの法令違反や寄附行為違反が認められる旨等を指摘する内容)
	を手交し、2023 年 10 月 20 日の理事会で E 氏が解任されるおそれを報告し

	た。
2023 年 10	本学総務・人事部総務課が、評議員及び役員に対して、2023 年 10 月 20
月 18 日	日開催予定の評議員会に関し、「なお、今般、私学事業団より、私立学校法
	違反の状態(監事、評議員理事の欠員)が続く場合には、経常費補助金減額
	措置の対象となる可能性があるとの指摘があり、私学事業団事務局による
	ヒアリングを受けたところです。補助金削減は目前に迫った現実的な問題
	となっていますが、これは評議員会が私学法及び寄附行為に規定された権
	限を行使(評議員会の成立および議決権行使)すれば回避できる問題です。
	損害が発生することを認識しながら、招集された評議員会を意図的に欠席
	し、評議員会の成立を阻む行為には、法的な根拠はなく、大学の業務に対す
	る妨害行為となります」とのメールを送付した。
2023 年 10	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、I氏、M氏、K氏、F氏、G
月 20 日	氏、α氏 ※E氏、L氏欠席)。
	・キャンパス再開発検討進捗状況について
	C 氏及び K 氏から、キャンパス再開発検討進捗状況について、報告がな
	され、意見交換が実施された。
	I氏より、設計パートナーの選定方針について、設計と施工は同じ事業者
	を選定することとなるかとの質問があり、A氏から、設計施工一括ではない
	こと、制震工事の施工方法・工期により関連する部分はあるものの、物価変
	動への対応という観点から見直しができる余地を残す契約とする方針であ
	るとの回答があった。
	G氏より、キャンパス再開発において、本学教員の研究内容を活かせるよ
	うな取り組みを行ってほしいとの意見があった。
	・常務理事選任の件
	A 氏が、常務理事選任の件について、C 氏と K 氏を推薦した。各理事よ
	り意見聴取を行い、A氏が両理事を常務理事に選任した。なお、評議員理事
	が選任された際に、改めて意見聴取を行うことが確認された
	・理事長の職務を代理する理事 2 名の選任及び職務代理の順序決定
	の件
	A 氏から、理事長の職務を代理する理事 2 名の選任及び職務代理の順序
	決定の件について、C 氏を第1位、K 氏を第2位とすることについて提案
	がなされ、審議の結果、満場異議なく、付議内容どおり承認された。
2023 年 10	評議員会の開催が予定されていたが、出席者が3名(X5氏、G氏、X29
月 20 日	氏)の見込みであり、定足数を満たさないため、開催は中止された。
2023 年 11	H氏が X13 氏、X28 氏及び X14 氏宛に「過去の事実関係について」と題
月 2 日	する書面を送付した。

2023 年 11	X13 氏、X28 氏及び X14 氏名義で文部科学大臣に宛てた上申書(本件寄
月 6 日	附行為変更の認可の取消し、理事長の業務を X12 氏に引き継ぐよう本学に
	指導することを希望する内容)が送付された。
2023 年 11	A 氏から X14 氏及び校友会役員に向けた「貴校友会との協力関係の見直
月 8 日	しについて (通知)」と題する文書 (評議員会運営への協力要請に対する回
	答が校友会からなされないことから再度これを求め、校友会が信頼関係を
	損なう行為を継続するのであれば、協力関係の見直しを行うことを通知す
	る内容)が作成され、本学総務・人事部総務課から X14 氏及び役員に対し
	てメールに添付して送付された。
2023 年 11	A 氏が、評議員及び役員宛に、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議
月 15 日	長選任の件、③監事選任同意の件、④寄附行為8条1項2号ア理事選任の
	件、⑤寄附行為8条1項2号イ理事選任の件、⑥寄附行為8条1項2号ウ
	理事選任の件、を決議事項として、2023年12月1日に評議員会を開催する
	旨の通知を送付した。
2023 年 11	E 氏は評議員宛に、12 月 1 日に開催予定の評議員会をボイコットするよ
月 16 日	う呼びかけるメールを送信した。同メールには「12/1 の第 256 回評議員会
	は「いつものアレ」してください。」「・・・私学事業団からは経常費補助金
	の一部カット(7000 万円)を言い渡されています。・・・でも補助金カット
	されれば、工学院大学のガバナンス問題が世間に漏れます。入試には影響し
	ない時期です。例え、一時的にそれによって偏差値に影響したとしても、創
	設者タイプの寄附行為に変更した大学を正常な大学に引き戻せるかもしれ
	ません。研究費、教育費には影響しません。ご協力お願いします。」「文科省
	には本学の混乱は決してお家騒動ではないことを理解してもらっています
	が、既に寄附行為変更が認可され、理事長登記の状態では問題収拾の糸口を
	見つけるのに難しい状態ですが、補助金カットは糸口になり得ます。7000万
	円程度ですから、研究費、教育費の削減は社会から信頼され選ばれる教育機
	関として行えない状態です。それよりも独裁状態にある学園の正常化を行
	う方が遥かにマシです」等と記載されていた。
2023 年 11	教職員評議員意見交換会が実施された。面談者はС氏及びК氏であり、
月 17 日	出席者は3名(Y4氏、X5氏、X3氏)であった。
2023 年 11	教職員評議員意見交換会が実施された。面談者はС氏及びК氏であり、
月 27 日	出席者は3名(Y2氏、Y3氏、Y5氏)であった。
2023 年 12	A 氏から X14 氏及び校友会役員に向けた「貴校友会との協議について(ご
月1日	依頼)」と題する文書(校友会に対して協議の設定を求める内容)が作成さ
	れ、本学総務・人事部総務課から X14 氏及び役員に対してメールに添付し
	て送付された。

2023 年 12	評議員会の開催が予定されていたが、出席者が5名(Y2氏、Y5氏、X5
月1日	氏、G氏、X29氏)のみであったので定足数を満たさないため開催は中止さ
), I H	れ、代わりに「評議員との意見交換会」が行われた。
2023 年 12	A氏が、評議員及び役員宛に、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議
月8日	長選任の件、③監事選任同意の件、④寄附行為8条1項2号ア理事選任の
ЛОН	件、⑤寄附行為8条1項2号イ理事選任の件、⑥寄附行為8条1項2号ウ
	理事選任の件、を決議事項として、2023年12月26日に評議員会を開催す
	全事選出の件、を依職事項として、2023 平 12 月 20 日に計職員会を開催りる旨の通知を送付した。
2023年12	X28 氏が、①文科省による 2023 年 8 月 3 日の本件寄附行為変更の認可の
月8日	
月8日	取消し、②本学の理事長と理事の辞任について、オンライン署名サイト
	(Change.org) で同意者を募る記事(サイト)をそれぞれ公開し、署名活動
2022 年 12	を開始した。
2023 年 12	選考委員会が開催され、E氏及びF氏を含む3名が候補者であったとこ
月 11 日	ろ、選考委員の投票により、F氏が最終候補者となることを確認した。
2023 年 12	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、E氏、I氏、M氏、F
月 15 日	氏、G氏、α氏 ※L氏欠席)。
	C氏(選考委員会委員長)から、F氏を次期学長最終候補者に決定したこ
	とが報告されたことを受けて、A氏から、次期学長選任の件について、F氏
	を次期学長とすることが諮られた。F氏より所信表明のプレゼンテーション
	がなされ、審議の結果、特別利害関係者のF氏を除く全員が異議なく、F氏
	を次期学長に選任することが決議された。
2023 年 12	E 氏、β 氏、X13 氏、X28 氏、X14 氏、X17 氏及び(学生の)父兄が文科
月 19 日	省を訪問し、現状報告と学内のガバナンスの混乱に関する抗議を実施した。
2023 年 12	仮地位仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(令和5年(ラ)第1526
月 20 日	号)は、 $\beta$ 氏が申立ての全部を取り下げたことにより、終結した。
2023 年 12	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、I氏、M氏、G氏、L
月 26 日:17	氏 ※E 氏、F 氏、α 氏欠席)。
時 30 分~	A 氏及び事務局から、本日予定していた評議員会が成立しなかったこと
18 時 28 分	を受け、私学法違反の状態が解消できない場合に想定される事項について
	報告がなされた。報告内容をもとに、今後のスケジュールを確認するととも
	に、意見交換を行い、出席理事全会一致で私学法違反の状態を解消するため
	の取り組みを継続することを確認した。
2023 年 12	評議員会の開催が予定されていたが、出席者が4名(Y2氏、X5氏、G氏、
月 26 日	X29 氏) のみであったので定足数を満たさず、開催は中止された。
2023 年 12	文科省が、私学事業団によるヒアリングが予定されていた 2024 年 1 月 12
月 27 日	日の前日(2024年1月11日)までに、文科省において理事長側・学長側の

	代表らで話し合いにより解決することを提案した。(その後、学長側の都合
	により話し合いの日は2024年1月19日となった)。
2024年1月	私学事業団が本学を訪れ、調査及びヒアリングを実施した。同調査では、
12 日	私学事業団が理事会及び評議員会の資料・議事録を閲覧した。同調査後、私
12 //	学事業団の依頼に基づき、本学は、2023 年通知及び 2023 年 7 月 18 日付の
	本学からの回答を提出した。
2024年1月	2024年1月19日に予定されていた文科省での理事長側・学長側の代表ら
15 日	の話し合いについて、E氏側が、キャンセルを通知した。
2024年1月	A 氏から X28 氏に対し、警告書(2023年12月8日に X28 氏が開始した
17 日	オンライン署名サイト (Change.org) での署名運動に対する警告) が送付さ
	れた。
2024年1月	私学事業団から本学に対し2023年度の私学助成金が50%減額される旨の
30 日	連絡がなされた。私学助成金の減額については、同日に本学のウェブサイト
	で公表され、ニュース等でも報道された。
2024年1月	X28 氏が、オンライン署名サイト (Change.org) 上の同意者を募る記事 (サ
31 日	イト)の情報を更新し、本学の私学助成金の減額が確定した旨を追記した。
2024年2月	X13 氏、X28 氏及び X14 氏が、H 氏に対し、評議員の評議員会への出席
4 日	義務に関する意見書の作成を依頼した。
2024年2月	X28 氏が、オンライン署名サイト (Change.org) 上の同意者を募る記事 (サ
5 日	イト) の情報を更新し、本学の私学助成金の減額に対する盛山文部科学大臣
	のコメント及び同コメントに関する新聞記事を紹介した。
2024年2月	H 氏が、X13 氏、X28 氏及び X14 氏に対し、評議員の評議員会への出席
6 日	義務に関する意見書を提出した。
2024年2月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、E氏、K氏、I氏、M氏、F
7 日	氏、L 氏、α氏 ※G 氏欠席)。
	A氏、C氏及びK氏から、2024年1月30日に私学事業団より、2023年
	度の経常費補助金が 50%減額されることとなった旨の連絡があったこと、
	今後想定される影響等について報告された。α氏より、私学法違反の解消に
	向けて、監事の権限として、評議員会の招集を請求するとの意向が示され、
	評議員会の開催に向け必要な対応を取ることとした。
2024年2月	A 氏から評議員に向けて「経常費補助金の減額について」と題する文書が
8 日	作成され、本学総務・人事部総務課からメール(宛先:評議員、CC:役員)
	に添付して送付された。
2024年2月	X13 氏、X28 氏、X14 氏及び E 氏が、A 氏、C 氏、K 氏、G 氏、F 氏、L
9 日	氏、I 氏及び M 氏に対し、2024年2月18日に公開説明会を行う旨の申入書
	が送付した。
9 ¤	

## 2024年2月14日

私学法 37 条 3 項 6 号及び寄附行為 28 条 1 項 6 号に基づき、α氏が A氏に対して評議員会招集請求をしたことにより、A氏が、報告事項を「監事による本評議員会招集に関する説明」とし、決議事項を「評議員会議長・副議長選任の件」とする評議員会を 2024 年 2 月 29 日に招集する旨の通知を、評議員及び役員に送付した。

この開催通知を送付するメールには「今回の評議員会の開催については、 文部科学省から強く指導を受けております。評議員の皆さま方におかれま しては、ご多忙中恐縮に存じますが万障お繰り合わせの上、ご出席賜ります よう、お願い申し上げ」る旨が記載され、α氏による本件評議員会出席要請 書面が添付されていた。同書面には「このまま評議員会が開催されなけれ ば、学校法人の運営に大きな支障が生じ、所轄庁である文部科学省からの指 導があるばかりでなく、既に経常費補助金の減額が決定され、ガバナンスが 不全であるとの指摘も受けることにより学校法人工学院大学の社会的信用 が大きく棄損される恐れがあります。この影響は今後問題が解決するまで 続き工学院の教職員及び学生生徒に大きな負担となります。これらの事情 をご理解いただき、評議員の皆様におかれてはここで評議員会に出席し、会 議の場で今後の法人運営に意見を反映していく道を選択していただきたく 思います」と記載されていた。

## 2024年2月 16日

理事会が開催された(出席者: A 氏、C 氏、K 氏、E 氏、I 氏、M 氏、F 氏、G 氏、 $\alpha$  氏 %L 氏欠席)。

K 氏から、中期事業計画及び 2024 年度事業計画の策定並び 2024 年度予算編成方針について、説明がなされた。

A氏、C氏、K氏より、新宿キャンパス低層部と新宿新棟については、都市計画変更や都・区及び法人ク・法人ケ等の関係者間の調整等に時間を要するものの、それを除く、新宿キャンパスのリノベーションについては、2024年度中に方向性を示すことができる、八王子キャンパスについてはゼロベースで検討を継続するとの回答があった。

## 2024年2月18日

X13 氏、X28 氏、X14 氏及び E 氏を主催者とする公開説明会(本件反対派説明会)が開催された。同説明会には、主催者 4 名の他、 β 氏、X17 氏、H 氏の 3 名が登壇した。同説明会の E 氏の説明資料には「理事長は評議員会を諮問機関とみなさない。単に意見を聴く機関としているため、反対意志を示す手段は欠席しかなくなった」との記載があった。また、「新宿校舎は建築学部と情報学部の校舎、工学部と先進工学部は八王子の校舎、の学部間の対立軸を生んでしまった経営責任は重い」との記載もあった。

## 2024年2月20日

E氏は評議員に対し、2024年2月29日に開催予定の(監事であるα氏が 開催を請求した)評議員会及び2024年3月に開催が想定されるその次の評

	議員会についても引き続きボイコットするよう呼びかけるメールを送信し
	た。同メールには「中立であるべき監事 (α氏)の参加依頼状には本来なら、
	この混乱を作り出した A 氏を批判すべきところを、評議員の皆様の参加が
	ないために、大学の運営が混乱に至っていると暗に評議員の皆様の出席を
	非難しています。・・・これに参加したら、参加の皆様には今後の評議員会
	参加圧力が大変なものになります。連続不参加されることをお願いしま
	す。」、「追って 3/15 の定例の評議員会は 2025 年度予算案の諮問があります
	が、こちらに関してもアレでお願いします。予算承認されずに次年度の大学
	が運営されることは想定外なことが生じますが、これこそ経営責任を文科
	省としても理事長、理事会に問わなくてはならない重大事項になります」等
	と記載されていた。
2024年2月	A 氏らが「経常費補助金減額の報道とキャンパスリニューアルについて
21 日	の学生の保証人様向け説明会」を開催した(出席者:A氏、C氏、K氏、F
	氏、X4 氏、X1 氏、会場出席者 12 名、リモート出席者 288 名)。
2024年2月	本学総務・人事部総務課から評議員宛に、2024年2月29日開催予定の評
22 日	議員会の案内について返信していない者は返信するよう要請する旨のメー
	ルが送付された。なお、当該メールには、評議員の評議員会への出席義務に
	関する文科省の見解(「一般的に、学校法人と評議員は委任関係にあり、評
	議員は委任契約上の義務として、評議員会に出席する義務を負っているも
	のと考えます」)が記載されていた。
2024年2月	経常費補助金減額の報道とキャンパスリニューアルについての卒業生向
28 日	け説明会が開催された(出席理事:A氏、C氏、K氏、出席卒業生(校友)
	54 名)。
2024年2月	E氏は、評議員に対し、同日開催予定の評議員会をボイコットするよう念
29 日	押しするメールを送信した。同メールには、本学総務・人事部総務課から評
	議員及び役員宛に評議員会のオンラインで参加するための情報 (Zoom の
	URL) が記載されたメールが送信されことについて、「評議員会 ZOOM をク
	リックしないでください。(うっかりでもダメです。)無断欠席でも法的には
	問題ありません。皆さまの心配事の次年度予算に関しても、対策は考えてい
	ます。後日連絡します」等と記載されていた。
2024年2月	評議員会が予定されていたが定足数を満たさず不成立となるため、これ
29 日	に代えて、評議員との意見交換会が開催された(出席理事:A氏、C氏、K
	氏、E氏、I氏、M氏、F氏、G氏、L氏、出席監事: a氏、出席評議員:
	Y2 氏、G 氏、X29 氏、X5 氏、Y11 氏)。 α 氏が評議員会招集請求を行った
	ことにより、A氏が評議員会を招集したものの、成立要件を充たさず不成立
	となったことを受けて、情報共有及び意見交換のために開催された。 α氏が

	進行を担い、出席評議員及び理事全員に意見を求めた。
2024年3月	私学事業団より、本学に対し、私立大学等経常費補助金取扱要領 4(1)コ及
12 日	びシの規定に基づき、令和 5 年度の私学補助金について、50%に相当する
, .	額(特別補助含む)を減額して交付する旨の決定が通知された(補助金減額
	決定通知)。
	C氏、K氏及び総務・人事部が私学事業団を訪問し、本学の状況報告を実
	施した。
2024年3月	A 氏が、評議員及び役員宛に、評議員会議長・副議長選任の件を決議事項
13 日	として、①中期事業計画案の件、②2024 年度事業計画案及び予算案の件を
	   諮問事項として、(i)次期学長について、(ii)次期中学校・高等学校校長につ
	いて、(iii)各学校入学試験状況について、を報告事項として、2024年3月27
	日に評議員会を開催する旨の通知を送付した。
2024年3月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、I氏、M氏、F氏、G
15 日:16 時	氏、L氏、α氏 ※E氏欠席)。
00 分~17	K氏から、中期事業計画並びに2024年度事業計画案及び予算案について、
時 46 分	説明がなされた。その後、出席者全員で意見交換を行った。
2024年3月	中期計画、2024年度事業計画、2024年度予算についての説明会が開催さ
15 日:19 時	れ、評議員らに対し、A氏らが、正式な評議員会の諮問に先立って事前説明
00 分~21	する機会を設けた。10名の評議員(Y4氏、Y5氏、G氏、X5氏、Y8氏、
時5分	X3 氏、X17 氏、X10 氏、H 氏、X28 氏) が出席した。評議員側からは、説
	明内容が具体性を欠いている旨の指摘が多数寄せられた。
2024年3月	H氏が評議員に対し、2024年3月15日の説明会の内容につき報告書を作
18 日	成した。
2024年3月	E氏、A氏及びα氏が文科省を訪問し、問題・責任の所在や、2023年3月
21 日	中の解決案の提示について面談を実施した。
2024年3月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、E氏、I氏、M氏、F
27 日	氏、G氏、L氏、a氏)。
	定数を満たさず、評議員会が成立しなかったことを受け、中期事業計画の
	件、2024 年度事業計画及び予算の件について、出席者全員で意見交換を行
	い、A氏より、文科省に助言、指示を求め、それに従い、教育・研究活動に
	支障が無いように予算執行を行いたいとの提案があった。E氏からは、予算
	の金額について反対の意見があったが、審議の結果、賛成 8 (A 氏、C 氏、
	K氏、I氏、M氏、F氏、G氏、L氏)、反対1 (E氏) の賛成多数により決
	議された。
2024 年 3	評議員会の開催が予定されていたが、出席者が5名(Y2氏、X5氏、Y11
月 27 日	氏、G 氏、X29 氏)のみであったために定足数を満たさず、開催は中止さ

	れ、その代わりに「評議員集会(事業計画、予算について)」が開催された。
2024 年 3	文科省から本学に対し、2024年通知が送付された。
月 29 日	同通知では、2023 年通知やヒアリングで再三指導しているにもかかわら
	ず、管理運営上の混乱や私学法及び寄附行為違反状態が解消されないため、
	再度その是正を求める旨記載されていた。
2024年4月	臨時理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、F氏、I氏、M氏、
10 日	G氏、L氏、α氏)。
	A 氏から、2024 年通知の内容が共有され、それを踏まえ、K 氏より、第
	三者による調査委員会の設置の検討を含む管理運営上の混乱の解消並びに
	私学法及び寄附行為違反状態の是正に向けた取り組み内容についての説明
	がなされた。その後、出席者全員で意見交換を行った。
	当該意見交換を受け、A 氏より、第三者による調査委員会の設置等の取り
	組みについて、評議員の意見を聴取する機会を設けた上で、本件対応につい
	て、2024年4月17日に臨時の理事会を開催し、改めて協議することとした
	い旨、回答があった。
2024年4月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、F氏、I氏、M氏、G
17 日	氏、L 氏、 α 氏)。
	A 氏から、文科省からの指導及び今後の対応の件について、第三者による
	調査委員会の設置に係る評議員からの意見が共有され、1 名の評議員を除
	き、第三者による調査委員会の設立に反対の意見がなかったことが確認さ
	れた。その後、出席者全員で意見交換を行った。
	当該意見交換を受けて、A氏、C氏及びK氏より、評議員からの意見に
	ついて、評議員全員に回答する意向があること、全評議員に公平に説明の機
	会を設けるべく、評議員集会の開催をしたいこと、調査結果が提出されてい
	ない段階で結果に応じた具体的な対応を決めておくことは一般的に相応し
	いものではないこと、私学法の改正に伴う寄附行為の変更について 2024 年
	10 月を目途に申請する必要があり、第三者による調査委員会の提言を反映
	させるためには、2024年7月中には調査結果を受領したいため、限られた
	時間での対応が必要となるとの回答があった。
	上記議論を踏まえ、A氏から、限られた時間軸の中で事態の解決に結びつ
	けるために、早期に第三者による調査委員会について設置をすること、C氏
	から、評議員から出された意見について全評議員に対して回答をすること、
	第三者による調査委員会の設置についての説明と事態の解決に向けた話し
	合いを行うことを目的に、出来るだけ早いタイミングで全評議員を対象と
	した評議員集会を開催することが提案され、審議の結果、全員異議なく承認
	された。

2024年4月	第三者による調査委員会の設置を A 氏が決定した。
18 日	※単に委員会を設置することのみを決定。
2024年4月	K 氏及び総務・人事部が私学事業団を訪問し、本学の状況報告を実施し
24 日	た。本学は、状況報告に先立ち、私学事業団に対して 2024 年通知の写しを
	送付した。
2024年4月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、F氏、I氏、M氏、G
26 日	氏、L氏、a氏)。
	A氏、K氏から、理事会での決議事項を踏まえた第三者による調査委員会
	の設置、文科省からの指導及びその対応についての進捗状況に関して、本件
	報告後の文科省からの意見等の説明がなされた。その後、出席者全員で意見
	交換を行った。
	当該意見交換を踏まえ、A氏より、第三者による調査委員会に文科省の意
	見及び H 氏の意見を伝え、委員会の構成を含めて、独立性、中立性を担保
	できる対応策について検討いただくとの提案、また、第三者による調査委員
	会が関係者から意見聴取を開始する際には、教職員、評議員等に対してその
	旨を通知したいとの提案があり、全員異議なく、了承した。
2024年5月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、F氏、I氏、M氏、G
10 日	氏、L氏、a氏)。
	A氏、K氏から、理事会での決議事項を踏まえた第三者による調査委員会
	の設置、文科省からの指導及びその対応についての進捗状況に関して、本件
	報告後の文科省からの意見等の説明がなされた。その後、出席者全員で意見
	交換を行った。
	当該意見交換を踏まえ、第三者による調査委員会に文科省の意見及び H
	氏の意見を A 氏から伝え、委員会の構成を含めて、独立性、中立性を担保
	できる対応策について検討してもらいたいとの提案、また、第三者による調
	査委員会が関係者から意見聴取を開始する際には、教職員、評議員等に対し
	てその旨を通知したいとの提案がα氏からあり、全員異議なく、了承した。
2024年5月	A 氏は、評議員及び役員宛に、①仮議長選出の件、②評議員会議長・副議
10 日	長選任の件、③監事選任同意の件、④寄附行為8条1項2号ア理事選任の
	件、⑤寄附行為8条1項2号イ理事選任の件、⑥寄附行為8条1項2号ウ
	理事選任の件、を決議事項として、(i)中期事業計画案確認の件、(ii)2024 年
	度事業計画案及び予算案の確認の件、を諮問事項として、(a)2023 年度事業
	報告及び決算報告について、(b)2023 年度本学園各学校進路状況について、
	(c)2023 年度本学園各学校入学手続者数について、(d)本学園教職員数並びに
	在校生数について、(e)2023 年度寄付金の申込み状況等について、を報告事
	項として、2024年5月24日に評議員会を開催する旨の通知を送付した。

2024年5月	評議員会の開催が 2024 年 5 月 24 日に予定されていたが、出席者が 4 名
21 日	(Y2 氏、X5 氏、G 氏、Y11 氏) の見込みであり、定足数を満たさないの
	で、開催は中止された。
2024年5月	理事会が開催された(出席者:A氏、C氏、K氏、F氏、I氏、M氏、G
24 日	氏、L 氏、α 氏)。第三者委員会の構成を、松山遙弁護士、伊井和彦弁護士
	及び野村修也弁護士に改めることを決議した上で、H氏らと委員会の構成、
	調査結果の取扱い等について本件合意書及び念書を取り交わすこと、及び
	その内容について確認された。
	その後、A氏と H氏及び同氏が代理する 24名の評議員が、「第三者によ
	る調査委員会設置要領」に従って理事会が第三者による調査委員会を設置
	すること等を内容とする本件合意書を締結した。